

マイターゲット2065

(確定拠出年金向け)

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年3月28日)

この目論見書により行なうマイターゲット2065(確定拠出年金向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月26日に関東財務局長に提出しており、2024年9月27日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	25
4【手数料等及び税金】	28
5【運用状況】	31
第2【管理及び運営】	47
1【申込（販売）手続等】	47
2【換金（解約）手続等】	48
3【資産管理等の概要】	49
4【受益者の権利等】	52
第3【ファンドの経理状況】	53
1【財務諸表】	56
【中間財務諸表】	267
2【ファンドの現況】	286
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	288
第三部【委託会社等の情報】	289
第1【委託会社等の概況】	289
1【委託会社等の概況】	289
2【事業の内容及び営業の概況】	291
3【委託会社等の経理状況】	292
4【利害関係人との取引制限】	342
5【その他】	342
約款	343

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

マイターゲット 2065 (確定拠出年金向け)
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口=1円）

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年9月27日から2025年9月29日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して翌々営業日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

◆国内および外国の各株式、国内および外国の各債券等を投資対象とする別に定める親投資信託証券※（マザーファンド）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※ 投資対象とする別に定める親投資信託証券とは「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」とします。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(マイターゲット 2065 (確定拠出年金向け))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般					
大型株	年2回				
中小型株	年4回	日本			日経225
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()	
一般	年6回 (隔月)	欧州			
公債					
社債		アジア			TOPIX
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア			
クレジット属性 ()	日々	中南米		なし	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ		その他 (合成指数)
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分 変更型))		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型					
資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種

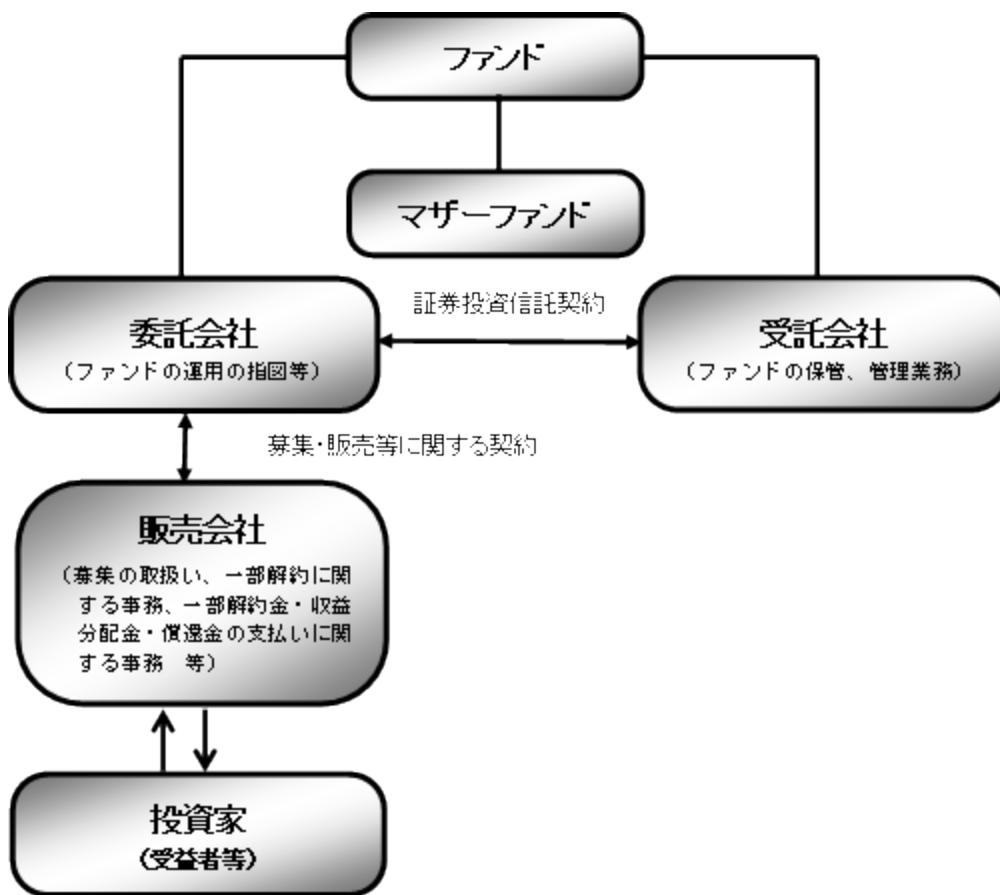
指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年3月5日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



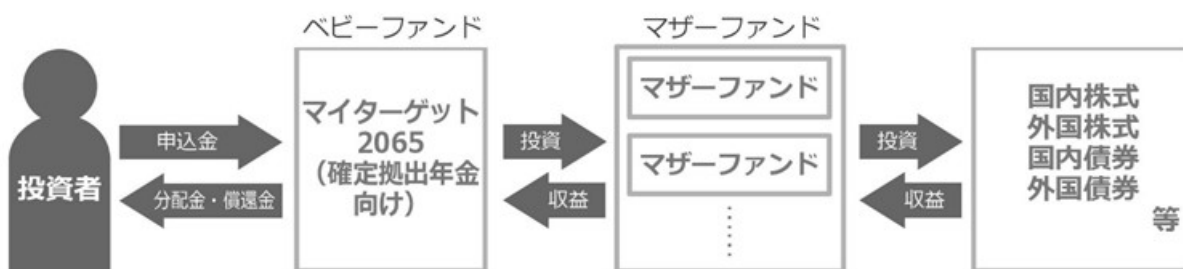
ファンド	マイターゲット 2065 (確定拠出年金向け)
マザーファンド* (親投資信託)	国内株式マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国債券マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

*当初設定時に投資するマザーファンド

上記のマザーファンドの他、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REIT インデ

ックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」に投資する場合があります。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2025年2月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

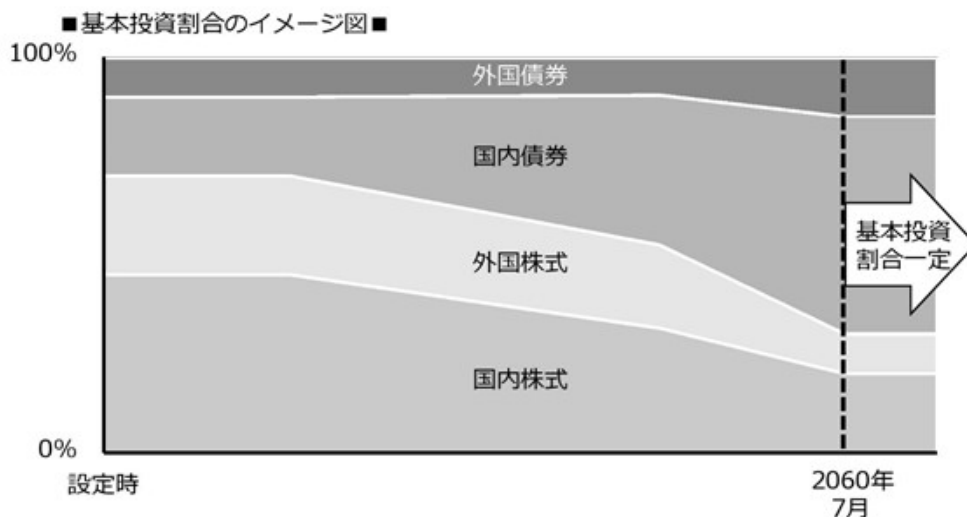
●2065年をターゲットイヤーとし、定期的に各資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券等）への基本投資割合を変更することで、ターゲットイヤーの5年前となる2060年7月に近づくにしたい、リスクの漸減を図ることを基本とします。

※定期的な基本投資割合の変更は、家計や市場の構造変化等を考慮し、当面、原則年1回行なうことを基本とします。

◆当初設定時および2060年7月以降の各資産への基本投資割合はそれぞれ以下を基本とします。

■基本投資割合■

	当初設定時	2060年7月以降	2025年3月現在
国内株式	45%	20%	45.0%
外国株式	25%	10%	25.0%
国内債券	20%	55%	20.0%
外国債券	10%	15%	10.0%



●投資を行なうマザーファンドは、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定めるマザーファンドの中から、市場構造等を勘案し、各マザーファンドへの投資比率を決定します。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たにマザーファンドを投資対象に追加する場合があります。

◆当初設定時に投資するマザーファンドは、以下の通りです。各マザーファンドは、各々以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) *
国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

※ファンドは上記のマザーファンドの他、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」に投資する場合があります。

*MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

●ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動を目指す対象指数の月次リターンに、各資産への基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとします。

●2060年7月以降、マザーファンドを通じた各資産への基本投資割合を一定とします。また、各月末時点において、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、マザーファンドを通じて投資する各資産への実質的なエクスポージャーを引き下げ※、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。

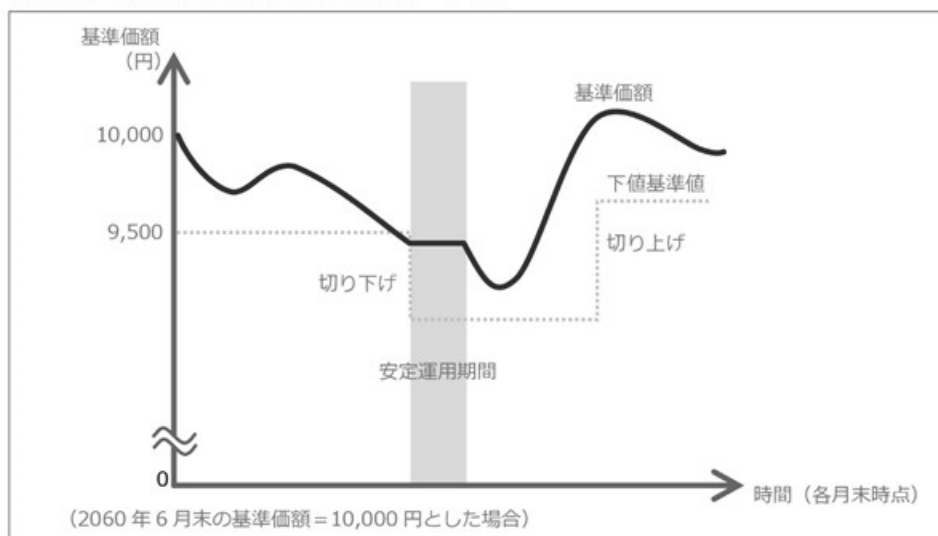
※各資産への実質的なエクスポージャーをゼロに近づけることを基本とします。

◆安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

*当ファンドにおいては、上記のような運用を「下値保全に配慮した運用」という場合があります。

- ・ 委託会社の定める下値基準値は、当初、2060年6月末の基準価額の95%程度とします。毎月末の基準価額を勘案して下値基準値を見直すことを基本とし、原則として、月末の基準価額が下値基準値を下回った場合には切り下げを行ない、月末の基準価額が直近の下値基準値改定時（一度も改定されていない場合は2060年6月末）の基準価額を一定水準上回った場合には切り上げを行ないます。
- ・ 安定運用に切り替えた場合の、安定運用を行なう一定期間は、3ヵ月程度を基本とします。なお、当該期間は、市況動向等により見直される場合があります。
- ・ 安定運用期間終了後は、安定運用に切り替える前の基本投資割合となるよう、各資産への実質的なエクスポージャーを引き上げます。

■基準価額と下値保全に配慮した運用（イメージ図）■



- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2060年7月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）■

- ① 配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■MSCI-KOKUSAI 指数■

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■NOMURA-BPI 総合■

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)■

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とし、実質的に国内および外国の各株式、国内および外国の各債券等に投資を行いません。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条及び第 22 条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

(i) 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

(ii) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(参考)当初設定時に投資する各マザーファンドの概要

「国内株式マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
 - ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
 - ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
 - ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
 - ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

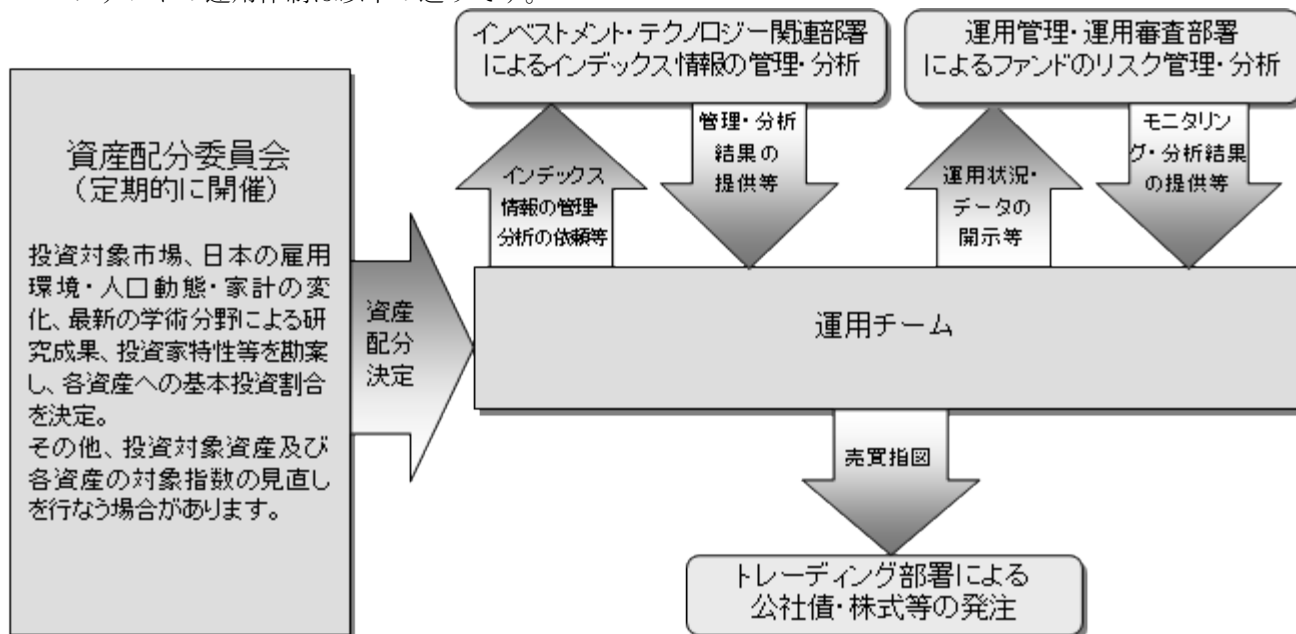
- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

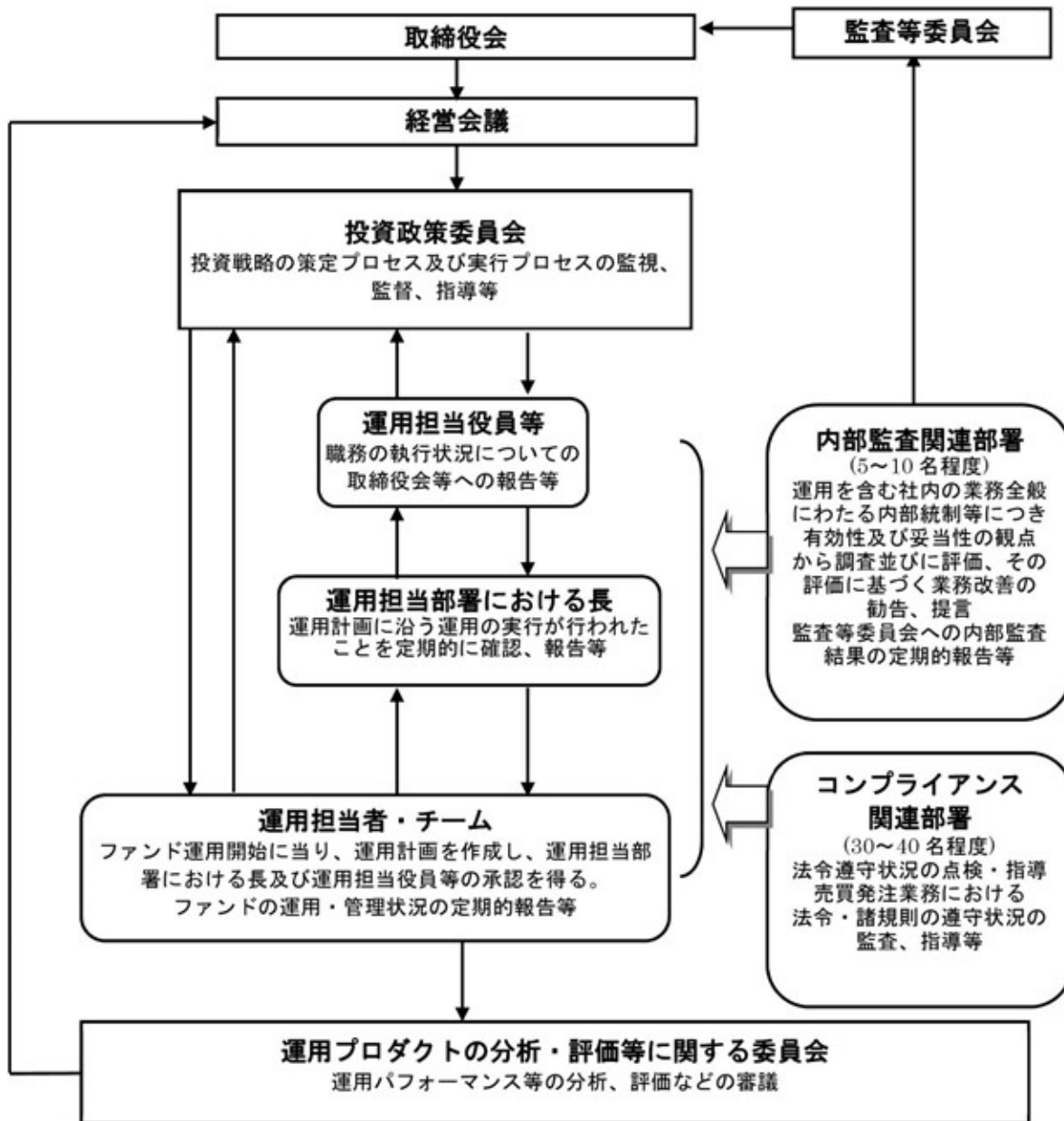
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうも

のとします。

(ii) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(iii) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(iv) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑪同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。なお、安定運用期間中は、ファンドの基準価額は合成指数には連動しません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆2060 年 7 月以降の運用においては、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、安定運用への切り替えを行なうことで、基準価額の大幅な下落を回避することを目指しますが、必ずしもある一定水準の基準価額が保全されることを示唆するものではありません。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

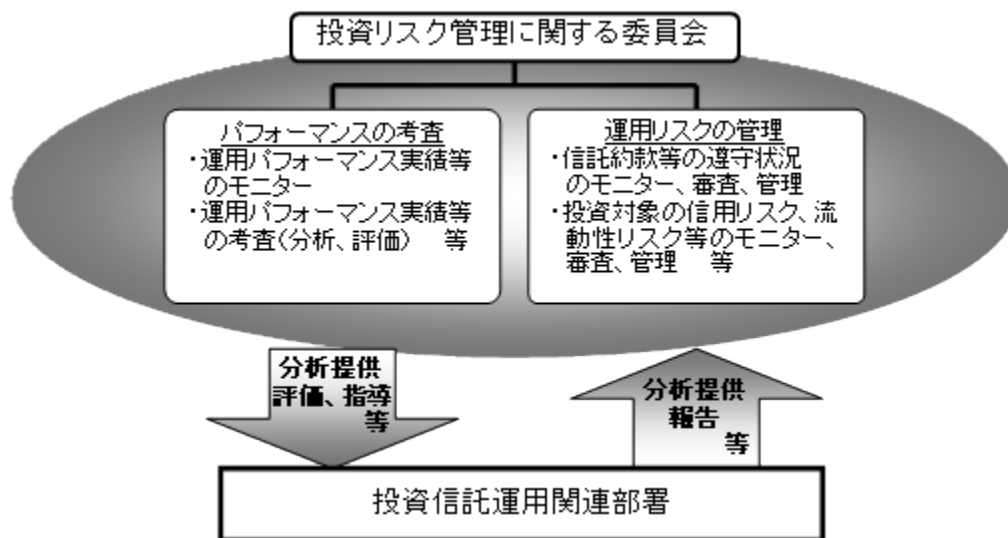
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

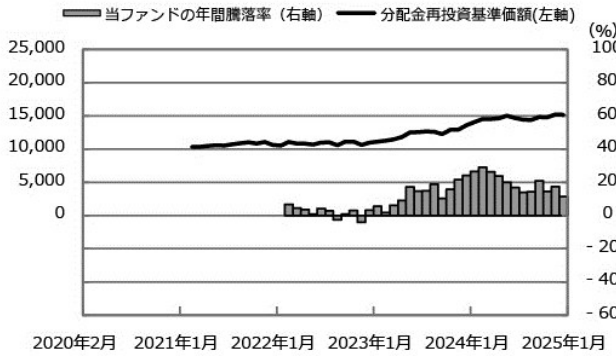
リスク管理体制図



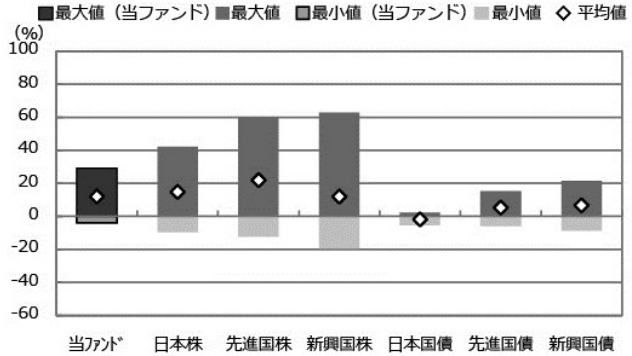
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較 (2020年2月末～2025年1月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	29.1	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 4.0	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	12.0	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 * 年間騰落率は、2022年3月から2025年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2020年2月から2025年1月の5年間で（当ファンドは2022年3月から2025年1月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
 * 当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

計算期間	2022年3月24日～ 40期（2060年決算日）	41期以降 （2060年決算日 翌日以降）
信託報酬率	年0.242% （税抜年0.22%）	年0.198% （税抜年0.18%）
支払先の配分（税抜）および役務の内容		
<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.098%	年0.08%
<販売会社> 口座内でのファンドの管理 および事務手続き、 購入後の情報提供、 各種書類の送付等	年0.098%	年0.08%
<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.024%	年0.02%

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払

われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

- ◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは以下の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

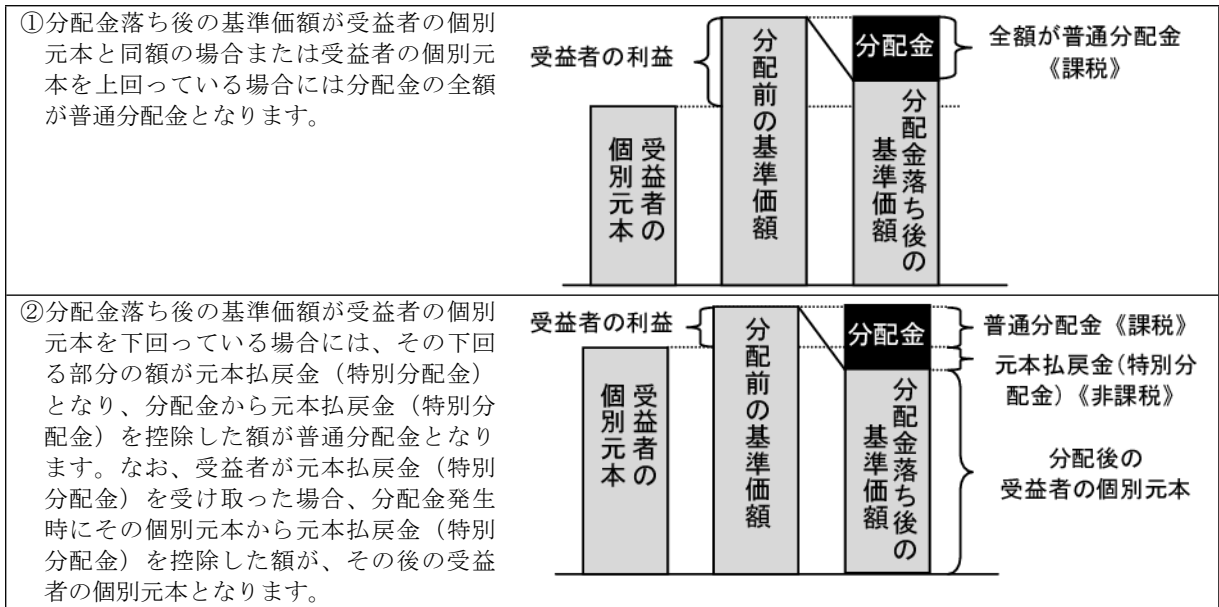
- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

- ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 上記は 2025 年 1 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.26	0.25	0.01

（2023年6月29日～2024年6月28日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

マイターゲット2065（確定拠出年金向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,467,499,200	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,442,860	0.09
合計（純資産総額）		3,470,942,060	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	774,917,851,980	98.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9,470,092,305	1.20
合計（純資産総額）		784,387,944,285	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	8,875,380,000	1.13

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,202,150,429,910	75.30
	カナダ	90,686,818,828	3.10
	ドイツ	67,689,316,815	2.31
	イタリア	20,144,835,807	0.68
	フランス	78,346,619,514	2.67
	オランダ	33,608,881,116	1.14
	スペイン	19,209,810,586	0.65
	ベルギー	5,041,915,337	0.17
	オーストリア	1,314,915,919	0.04
	ルクセンブルグ	438,058,619	0.01
	フィンランド	7,109,141,740	0.24
	アイルランド	1,995,503,804	0.06
	ポルトガル	1,086,850,538	0.03
	スイス	776,189,867	0.02
	ジャージー	205,753,105	0.00
	イギリス	104,528,216,834	3.57

	スイス	69,552,586,249	2.37
	スウェーデン	22,684,839,646	0.77
	ノルウェー	4,232,841,479	0.14
	デンマーク	19,143,727,456	0.65
	オーストラリア	48,682,566,649	1.66
	ニュージーランド	1,399,666,814	0.04
	香港	11,931,662,034	0.40
	シンガポール	8,703,905,710	0.29
	イスラエル	3,280,809,034	0.11
	小計	2,823,945,863,410	96.56
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	44,697,553,838	1.52
	カナダ	90,279,027	0.00
	フランス	976,962,831	0.03
	ベルギー	149,231,016	0.00
	イギリス	681,882,351	0.02
	オーストラリア	3,054,262,890	0.10
	香港	438,993,180	0.01
	シンガポール	657,030,863	0.02
	小計	50,746,195,996	1.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	49,652,923,845	1.69
合計（純資産総額）		2,924,344,983,251	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	38,571,098,892	1.31
	買建	カナダ	1,560,568,354	0.05
	買建	ドイツ	4,095,010,683	0.14
	買建	イギリス	1,804,423,967	0.06
	買建	スイス	1,194,537,684	0.04
	買建	オーストラリア	892,166,220	0.03

（参考）国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,023,658,638,200	83.99
地方債証券	日本	59,476,326,782	4.88
特殊債券	日本	72,827,770,441	5.97
社債券	日本	55,574,699,700	4.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,232,038,488	0.59
合計（純資産総額）		1,218,769,473,611	100.00

(参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	464,713,267,752	47.08
	カナダ	19,059,811,425	1.93
	メキシコ	7,435,805,453	0.75
	ドイツ	44,641,656,584	4.52
	イタリア	85,421,393,588	8.65
	フランス	59,360,943,274	6.01
	オランダ	10,690,722,873	1.08
	スペイン	50,319,055,411	5.09
	ベルギー	14,186,462,836	1.43
	オーストリア	9,037,728,873	0.91
	フィンランド	4,199,263,636	0.42
	アイルランド	4,078,848,747	0.41
	ポルトガル	3,826,640,458	0.38
	イギリス	50,141,544,254	5.08
	スウェーデン	1,621,228,583	0.16
	ノルウェー	1,494,139,611	0.15
	デンマーク	2,137,775,442	0.21
	ポーランド	5,373,431,519	0.54
	オーストラリア	11,833,841,915	1.19
	ニュージーランド	2,644,441,896	0.26
シンガポール	3,758,399,601	0.38	
マレーシア	5,012,992,281	0.50	
中国	111,098,929,280	11.25	
イスラエル	3,384,337,762	0.34	
	小計	975,472,663,054	98.83
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	11,484,509,678	1.16
合計 (純資産総額)		986,957,172,732	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	492,452,531	3.1450	1,548,799,450	3.1803	1,566,146,784	45.12
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	110,550,232	7.4034	818,448,001	7.8781	870,925,782	25.09
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合マザーファンド	565,463,641	1.2288	694,880,074	1.2203	690,035,281	19.88
4	日本	親投資信託	外国債券マザーファンド	112,615,415	3.0925	348,267,115	3.0226	340,391,353	9.80

		受益証券							
--	--	------	--	--	--	--	--	--	--

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,351,800	3,354.82	34,728,433,355	2,973.50	30,781,077,300	3.92
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	12,302,900	1,594.24	19,613,894,624	1,978.50	24,341,287,650	3.10
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,717,500	2,385.24	16,022,849,700	3,440.00	23,108,200,000	2.94
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,064,600	3,013.27	15,261,044,594	3,946.00	19,984,911,600	2.54
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,561,900	7,288.13	11,383,335,775	10,930.00	17,071,567,000	2.17
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,001,000	3,030.63	12,125,556,780	3,868.00	15,475,868,000	1.97
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	194,800	69,697.36	13,577,046,995	67,250.00	13,100,300,000	1.67
8	日本	株式	任天堂	その他製品	1,229,400	7,890.26	9,700,287,336	10,230.00	12,576,762,000	1.60
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,588,700	3,080.06	7,973,358,400	4,307.00	11,149,530,900	1.42
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	412,100	34,124.98	14,062,904,264	26,205.00	10,799,080,500	1.37
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,385,000	7,259.27	10,054,092,144	7,183.00	9,948,455,000	1.26
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,872,500	5,137.74	9,620,419,502	5,160.00	9,662,100,000	1.23
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,807,900	3,325.92	12,664,783,553	2,489.50	9,479,767,050	1.20
14	日本	株式	三井物産	卸売業	3,027,200	3,858.53	11,680,542,386	3,086.00	9,341,939,200	1.19
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	963,400	7,966.55	7,674,975,550	9,411.00	9,066,557,400	1.15
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,094,200	161.04	9,356,035,324	152.70	8,870,984,340	1.13
17	日本	株式	信越化学工業	化学	1,734,600	5,805.70	10,070,567,220	4,877.00	8,459,644,200	1.07
18	日本	株式	HOYA	精密機器	380,500	18,219.05	6,932,349,527	20,975.00	7,980,987,500	1.01
19	日本	株式	三菱重工業	機械	3,439,400	1,341.13	4,612,690,286	2,296.00	7,896,862,400	1.00
20	日本	株式	第一三共	医薬品	1,843,200	5,344.09	9,850,235,525	4,277.00	7,883,366,400	1.00
21	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,436,500	4,343.31	6,239,171,385	5,186.00	7,449,689,000	0.94
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,737,800	4,129.77	7,176,724,256	4,209.00	7,314,400,200	0.93
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,613,900	1,711.15	7,895,100,004	1,478.50	6,821,651,150	0.86
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,263,400	195.02	6,097,147,367	200.20	6,258,932,680	0.79
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	115,900	41,128.69	4,766,815,987	51,030.00	5,914,377,000	0.75
26	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2,276,000	2,046.85	4,658,647,346	2,469.50	5,620,582,000	0.71
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,809,800	2,376.66	4,301,296,682	3,018.00	5,461,976,400	0.69
28	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	613,700	5,546.68	3,404,002,440	8,659.00	5,314,028,300	0.67
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,000,500	2,744.36	5,490,108,620	2,571.50	5,144,285,750	0.65

30	日本	株式	キャノン	電気機器	971,300	4,410.45	4,283,871,458	5,018.00	4,873,983,400	0.62
----	----	----	------	------	---------	----------	---------------	----------	---------------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.09
		食料品	2.91
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.89
		医薬品	4.20
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.82
		非鉄金属	0.82
		金属製品	0.49
		機械	5.54
		電気機器	17.58
		輸送用機器	7.48
		精密機器	2.41
		その他製品	2.81
		電気・ガス業	1.17
		陸運業	2.24
		海運業	0.63
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.50
		卸売業	6.41
		小売業	4.52
		銀行業	8.97
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.11
その他金融業	1.14		
不動産業	1.82		
サービス業	5.12		
合 計			98.79

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,119,100	27,491.07	113,238,486,053	36,691.02	151,133,995,723	5.16
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6,645,700	14,379.31	95,560,601,869	19,249.69	127,927,727,967	4.37
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,913,100	65,076.52	124,497,897,918	64,086.90	122,604,659,295	4.19
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,559,100	28,000.41	71,655,855,466	36,235.45	92,730,153,402	3.17
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	592,100	75,659.76	44,798,148,237	106,093.41	62,817,908,061	2.14
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,587,300	23,645.73	37,532,880,567	31,020.35	49,238,608,063	1.68
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	778,900	28,240.77	21,996,742,971	61,815.24	48,147,890,748	1.64
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,361,800	23,842.96	32,469,349,706	31,292.15	42,613,651,096	1.45
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,202,070	21,060.42	25,316,104,846	33,304.37	40,034,188,614	1.36
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	770,800	31,134.08	23,998,152,059	41,422.75	31,928,662,560	1.09
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	218,900	121,274.32	26,546,949,234	127,131.40	27,829,065,408	0.95
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	359,000	65,325.74	23,451,940,873	72,945.01	26,187,258,770	0.89
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	452,600	43,415.21	19,649,726,712	52,977.21	23,977,485,925	0.81
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	250,170	77,200.02	19,313,131,309	84,252.37	21,077,416,679	0.72
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,203,689	17,878.76	21,520,478,407	16,920.89	20,367,495,302	0.69
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	223,500	74,288.55	16,603,491,799	87,408.92	19,535,894,581	0.66
17	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,197,800	9,503.18	11,382,915,416	15,234.51	18,247,907,457	0.62
18	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	120,040	115,124.60	13,819,558,146	151,188.51	18,148,669,257	0.62
19	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	116,300	95,091.11	11,059,097,232	150,297.45	17,479,593,807	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	269,100	58,974.67	15,870,084,976	64,011.23	17,225,423,338	0.58
21	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	636,600	25,141.71	16,005,216,679	25,853.12	16,458,100,203	0.56
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	652,146	24,379.00	15,898,669,086	23,607.71	15,395,676,319	0.52
23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	259,040	45,999.51	11,915,713,180	53,057.51	13,744,018,712	0.46
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,892,000	5,892.37	11,148,370,875	7,214.96	13,650,722,483	0.46
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	478,500	28,084.89	13,438,622,867	27,125.62	12,979,613,716	0.44

26	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	108,260	141,837.09	15,355,283,960	113,326.41	12,268,717,363	0.41
27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	282,900	29,219.06	8,266,073,268	42,984.49	12,160,314,484	0.41
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	450,400	19,728.46	8,885,699,831	26,311.78	11,850,827,243	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	470,700	24,275.48	11,426,470,285	24,140.49	11,362,932,220	0.38
30	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	872,700	18,883.00	16,479,201,504	12,973.51	11,321,984,795	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.40
		メディア	0.45
		娯楽	1.37
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.66
		化学	1.51
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.19
		金属・鉱業	1.08
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.06
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.30
		電気設備	1.10
		コングロマリット	0.64
		機械	1.76
		商社・流通業	0.44
		商業サービス・用品	0.60
		航空貨物・物流サービス	0.36
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.88
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	2.08
家庭用耐久財	0.26		
繊維・アパレル・贅沢品	0.97		
ホテル・レストラン・レジャー	1.94		
販売	0.06		

		大規模小売り	3.57
		専門小売り	1.63
		生活必需品流通・小売り	1.84
		飲料	1.14
		食品	0.95
		タバコ	0.56
		家庭用品	0.91
		パーソナルケア用品	0.49
		ヘルスケア機器・用品	2.17
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.66
		バイオテクノロジー	1.51
		医薬品	4.17
		銀行	5.87
		金融サービス	3.30
		保険	2.95
		情報技術サービス	1.43
		ソフトウェア	8.52
		通信機器	0.74
		コンピュータ・周辺機器	5.47
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	8.46
		各種電気通信サービス	0.89
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.52
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.66
		水道	0.07
		消費者金融	0.49
		資本市場	3.61
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.98
		専門サービス	0.93
		その他の業種	0.00
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.73
合 計			98.30

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	25,000,000,000	96.83	24,209,555,000	94.48	23,621,500,000	0.4	2033/6/20	1.93
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	95.59	22,943,280,000	0.5	2033/3/20	1.88
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第46 0回	20,000,000,000	99.70	19,940,050,000	99.62	19,925,000,000	0.3	2026/5/1	1.63
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.26	18,669,590,000	0.2	2028/3/20	1.53
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	98.53	16,751,290,000	0.4	2028/9/20	1.37
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 2回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	98.18	14,236,825,000	0.3	2028/9/20	1.16
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 56回	14,000,000,000	97.80	13,693,080,000	96.44	13,502,440,000	0.1	2029/9/20	1.10
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.27	12,905,100,000	0.1	2026/6/20	1.05
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	97.40	12,662,650,000	0.8	2033/9/20	1.03
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	13,000,000,000	97.77	12,710,100,000	95.58	12,426,310,000	0.1	2030/9/20	1.01
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 8回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	98.96	12,370,500,000	0.6	2029/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 67回	13,600,000,000	89.66	12,193,764,000	86.62	11,780,728,000	0.5	2038/12/20	0.96
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	97.95	11,411,874,000	0.1	2028/3/20	0.93
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 8回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.14	11,401,215,000	0.005	2026/6/20	0.93
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	95.89	10,548,340,000	0.5	2032/12/20	0.86
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 89回	10,500,000,000	102.05	10,716,083,000	99.57	10,455,480,000	1.9	2044/6/20	0.85
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 66回	11,500,000,000	91.88	10,567,045,000	89.48	10,290,200,000	0.7	2038/9/20	0.84
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 53回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	100.13	10,013,700,000	1.3	2035/6/20	0.82
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 8回	10,000,000,000	99.82	9,982,650,000	99.60	9,960,000,000	0.2	2026/3/1	0.81
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 4回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80

22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第16 5回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	97.97	9,797,200,000	0.3	2028/12/20	0.80
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 74回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	96.87	9,687,000,000	0.8	2034/3/20	0.79
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 73回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	95.45	9,545,400,000	0.6	2033/12/20	0.78
25	日本	国債証券	国庫債券 C T 利付(10年) 第2回	9,500,000,000	100.27	9,526,090,000	98.27	9,336,030,000	1	2034/3/20	0.76
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 65回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	94.23	8,952,705,000	0.1	2031/12/20	0.73
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第17 4回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	99.13	8,921,970,000	0.7	2029/9/20	0.73
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第17 3回	9,000,000,000	99.99	8,999,520,000	98.68	8,882,010,000	0.6	2029/9/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 47回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.55	8,869,680,000	0.1	2027/6/20	0.72
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年)第8 3回	9,000,000,000	100.69	9,062,329,000	98.33	8,849,970,000	2.2	2054/6/20	0.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	83.99
地方債証券	4.88
特殊債券	5.97
社債券	4.55
合計	99.40

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000	2,139.00	10,348,491,728	2,156.86	10,434,890,210	1.85	2027/5/15	1.05
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,000,000	15,578.62	10,437,678,157	15,572.09	10,433,302,089	4.875	2026/5/31	1.05
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	13,625.35	10,150,892,380	13,775.93	10,263,074,525	2.75	2032/8/15	1.03
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,450,000	14,572.69	9,975,010,187	14,612.33	10,002,143,258	1.25	2026/12/31	1.01
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,795.23	9,698,050,619	14,009.99	9,849,028,384	1.25	2028/5/31	0.99
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,760.48	9,205,767,086	13,814.84	9,242,134,076	1	2028/7/31	0.93
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	14,471.66	8,784,301,159	14,860.26	9,020,182,470	2	2026/11/15	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,801.27	8,864,559,761	13,951.48	8,961,037,292	2.875	2032/5/15	0.90
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,802.17	8,709,174,877	14,183.12	8,949,553,534	0.5	2027/5/31	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY	63,100,000	13,610.95	8,588,510,791	14,067.90	8,876,850,548	1.125	2028/2/29	0.89

			N/B									
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,600,000	14,792.84	8,668,609,924	14,779.13	8,660,571,166	1.625	2026/10/31	0.87	
12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000	16,431.06	8,445,566,842	16,614.17	8,539,687,482	3.5	2029/5/31	0.86	
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,150,000	15,140.35	8,652,711,937	14,865.09	8,495,400,991	4	2034/2/15	0.86	
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,754.82	8,108,468,578	13,973.20	8,237,201,471	1.25	2028/6/30	0.83	
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	14,724.44	8,157,341,423	14,789.08	8,193,152,922	2.875	2028/5/15	0.83	
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,100,000	14,533.28	8,007,842,562	14,838.30	8,175,905,849	0.5	2026/2/28	0.82	
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	45,250,000	18,507.75	8,374,756,901	18,054.12	8,169,489,743	4.75	2035/4/25	0.82	
18	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,550,000	18,057.09	8,044,433,742	17,782.32	7,922,023,738	5.5	2029/4/25	0.80	
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000	18,589.12	7,807,431,043	18,726.84	7,865,273,136	5.75	2033/2/1	0.79	
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,100,000	12,486.46	7,629,229,137	12,750.12	7,790,327,521	0.625	2030/5/15	0.78	
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,069.89	7,534,947,016	15,208.33	7,604,168,719	4	2030/2/28	0.77	
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,950,000	15,186.12	7,737,330,522	14,779.13	7,529,967,592	3.875	2033/8/15	0.76	
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,550,000	19,374.69	7,468,944,999	18,988.84	7,320,199,741	5.75	2032/10/25	0.74	
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000	16,092.65	7,177,325,529	16,180.32	7,216,424,504	3.2	2026/1/28	0.73	
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	14,318.55	6,930,181,376	14,782.14	7,154,559,487	1.375	2026/8/31	0.72	
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	37,250,000	19,073.21	7,104,773,854	19,110.10	7,118,512,697	5.75	2032/7/30	0.72	
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,770.38	7,001,162,379	14,932.95	7,078,222,026	3.625	2030/3/31	0.71	
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	14,402.62	6,927,661,024	14,440.71	6,945,982,586	3.5	2033/2/15	0.70	
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000	16,970.07	6,906,822,246	16,870.47	6,866,282,653	5.9	2026/7/30	0.69	
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	52,450,000	13,129.36	6,886,349,475	13,075.57	6,858,139,479	1.875	2032/2/15	0.69	

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.83
合計	98.83

②【投資不動産物件】

マイターゲット2065（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

マイターゲット2065(確定拠出年金向け)

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2025年03月限)	買建	318	日本円	8,712,945,016	8,875,380,000	1.13

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカント イル取引 所	E-mini S&P500株 価指数先物(2025 年03月限)	買建	819	米ドル	246,809,187.5	38,114,742,821	249,764,287.5	38,571,098,892	1.31
	カナダ	モントリオ ール取引 所	S&P TSX60株価指 数先物(2025年03 月限)	買建	47	カナダド ル	14,163,440	1,508,264,738	14,654,600	1,560,568,354	0.05
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50株価指 数先物(2025年03 月限)	買建	482	ユーロ	24,440,330	3,919,251,318	25,536,360	4,095,010,683	0.14
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200株価指数先 物(2025年03月 限)	買建	44	豪ドル	9,145,750	876,803,056	9,306,000	892,166,220	0.03
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オペション 取引所	FT100株価指数先 物(2025年03月 限)	買建	109	英ポンド	9,096,210	1,743,652,498	9,413,240	1,804,423,967	0.06
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI株価指数先物 (2025年03月限)	買建	56	スイスフ ラン	6,686,760	1,134,007,631	7,043,680	1,194,537,684	0.04

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2021年6月28日)	182	183	1.0625	1.0630
第2計算期間 (2022年6月28日)	604	604	1.0763	1.0768
第3計算期間 (2023年6月28日)	1,557	1,558	1.2484	1.2489
第4計算期間 (2024年6月28日)	3,133	3,134	1.4985	1.4990
2024年1月末日	2,276	—	1.3589	—
2月末日	2,500	—	1.4077	—
3月末日	2,700	—	1.4517	—
4月末日	2,786	—	1.4497	—
5月末日	2,926	—	1.4616	—
6月末日	3,133	—	1.4985	—
7月末日	3,190	—	1.4679	—
8月末日	3,145	—	1.4419	—
9月末日	3,185	—	1.4370	—
10月末日	3,334	—	1.4807	—
11月末日	3,338	—	1.4741	—
12月末日	3,454	—	1.5196	—
2025年1月末日	3,470	—	1.5158	—

② 【分配の推移】

マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2021年3月5日～2021年6月28日	0.0005円
第2計算期間	2021年6月29日～2022年6月28日	0.0005円
第3計算期間	2022年6月29日～2023年6月28日	0.0005円
第4計算期間	2023年6月29日～2024年6月28日	0.0005円

③ 【収益率の推移】

マイターゲット2065（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2021年3月5日～2021年6月28日	6.3%
第2計算期間	2021年6月29日～2022年6月28日	1.3%
第3計算期間	2022年6月29日～2023年6月28日	16.0%
第4計算期間	2023年6月29日～2024年6月28日	20.1%
第5期（中間期）	2024年6月29日～2024年12月28日	1.9%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

マイターゲット2065（確定拠出年金向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2021年3月5日～2021年6月28日	215,229,669	43,006,747	172,222,922
第2計算期間	2021年6月29日～2022年6月28日	595,754,950	206,190,112	561,787,760
第3計算期間	2022年6月29日～2023年6月28日	1,039,068,802	352,962,527	1,247,894,035
第4計算期間	2023年6月29日～2024年6月28日	1,449,716,118	606,563,976	2,091,046,177
第5期（中間期）	2024年6月29日～2024年12月28日	567,693,043	402,198,133	2,256,541,087

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年1月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年6月	5 円
2023年6月	5 円
2022年6月	5 円
2021年6月	5 円
--	--
設定来累計	20 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	国内株式マザーファンド	45.1
2	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	25.1
3	国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	19.9
4	外国債券マザーファンド	9.8

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	1.8
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.4
3	ソニーグループ	電気機器	1.3
4	日立製作所	電気機器	1.1
5	リクルートホールディングス	サービス業	1.0

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	1.3
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1.1
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1.1
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.8
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.5

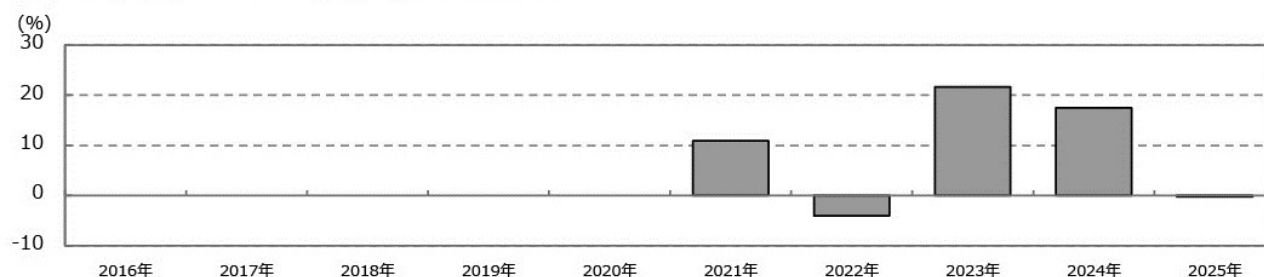
・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付 (10年) 第371回	国債証券	0.4
2	国庫債券 利付 (10年) 第370回	国債証券	0.4
3	国庫債券 利付 (2年) 第460回	国債証券	0.3
4	国庫債券 利付 (5年) 第157回	国債証券	0.3
5	国庫債券 利付 (5年) 第163回	国債証券	0.3

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドは合成指数をベンチマークとしていますが、年1回基本投資割合を変更するため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークは掲載しておりません。
- ・2021年は設定日 (2021年3月5日) から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 販売単位

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して翌々営業日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。
(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3) 換金単位

1 口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2021年3月5日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月29日から翌年6月28日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、原則、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2023年6月29日から2024年6月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年9月3日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイターゲット2065（確定拠出年金向け）の2023年6月29日から2024年6月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイターゲット2065（確定拠出年金向け）の2024年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【マイターゲット2065（確定拠出年金向け）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2023年6月28日現在)	第4期 (2024年6月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,653,133	14,379,280
親投資信託受益証券	1,556,082,775	3,130,120,298
未収入金	-	537,959
未収利息	-	34
流動資産合計	1,564,735,908	3,145,037,571
資産合計	1,564,735,908	3,145,037,571
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	623,947	1,045,523
未払解約金	4,810,696	7,444,913
未払受託者報酬	158,109	341,641
未払委託者報酬	1,291,146	2,790,019
未払利息	17	-
その他未払費用	19,706	42,649
流動負債合計	6,903,621	11,664,745
負債合計	6,903,621	11,664,745
純資産の部		
元本等		
元本	1,247,894,035	2,091,046,177
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	309,938,252	1,042,326,649
(分配準備積立金)	171,906,701	503,236,311
元本等合計	1,557,832,287	3,133,372,826
純資産合計	1,557,832,287	3,133,372,826
負債純資産合計	1,564,735,908	3,145,037,571

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2022年6月29日 至 2023年6月28日	第4期 自 2023年6月29日 至 2024年6月28日
営業収益		
受取利息	-	2,367
有価証券売買等損益	188,020,478	440,634,670
営業収益合計	188,020,478	440,637,037
営業費用		

支払利息	1,278	1,266
受託者報酬	256,873	578,820
委託者報酬	2,097,664	4,726,930
その他費用	31,991	72,229
営業費用合計	2,387,806	5,379,245
営業利益又は営業損失(△)	185,632,672	435,257,792
経常利益又は経常損失(△)	185,632,672	435,257,792
当期純利益又は当期純損失(△)	185,632,672	435,257,792
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	15,586,814	49,676,759
期首剰余金又は期首欠損金(△)	42,837,853	309,938,252
剰余金増加額又は欠損金減少額	129,176,414	509,772,422
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	129,176,414	509,772,422
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,497,926	161,919,535
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,497,926	161,919,535
分配金	623,947	1,045,523
期末剰余金又は期末欠損金(△)	309,938,252	1,042,326,649

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月29日から2024年6月28日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 2023年6月28日現在	第4期 2024年6月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,247,894,035口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,091,046,177口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,2484円 (10,000口当たり純資産額) (12,484円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,4985円 (10,000口当たり純資産額) (14,985円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自2022年6月29日 至2023年6月28日	第4期 自2023年6月29日 至2024年6月28日																																										
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>20,294,511円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>146,706,960円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>138,031,551円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>5,529,177円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>310,562,199円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,247,894,035口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	20,294,511円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	146,706,960円	収益調整金額	C	138,031,551円	分配準備積立金額	D	5,529,177円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	310,562,199円	当ファンドの期末残存口数	F	1,247,894,035口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>42,110,813円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>343,470,220円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>539,090,338円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>118,700,801円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,043,372,172円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,091,046,177口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	42,110,813円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	343,470,220円	収益調整金額	C	539,090,338円	分配準備積立金額	D	118,700,801円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,043,372,172円	当ファンドの期末残存口数	F	2,091,046,177口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	20,294,511円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	146,706,960円																																									
収益調整金額	C	138,031,551円																																									
分配準備積立金額	D	5,529,177円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	310,562,199円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	1,247,894,035口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	42,110,813円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	343,470,220円																																									
収益調整金額	C	539,090,338円																																									
分配準備積立金額	D	118,700,801円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,043,372,172円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	2,091,046,177口																																									

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,488円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	623,947円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,989円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,045,523円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2022年 6月 29日 至 2023年 6月 28日	第4期 自 2023年 6月 29日 至 2024年 6月 28日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第3期 2023年 6月 28日現在	第4期 2024年 6月 28日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 2022年 6月 29日 至 2023年 6月 28日	第4期 自 2023年 6月 29日 至 2024年 6月 28日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	<p>同左</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

	第3期 自 2022年6月29日 至 2023年6月28日	第4期 自 2023年6月29日 至 2024年6月28日
期首元本額	561,787,760円	1,247,894,035円
期中追加設定元本額	1,039,068,802円	1,449,716,118円
期中一部解約元本額	352,962,527円	606,563,976円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期 自 2022年6月29日 至 2023年6月28日	第4期 自 2023年6月29日 至 2024年6月28日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	182,128,207	422,351,675
合計	182,128,207	422,351,675

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年6月28日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	439,793,571	1,392,958,177	
		外国債券マザーファンド	101,366,397	315,796,873	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	108,826,799	809,410,200	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	498,010,293	611,955,048	
	小計		銘柄数: 4 組入時価比率: 99.9%	1,147,997,060	3,130,120,298 100.0%
合計				3,130,120,298	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」および「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

(2024年6月28日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	29,050,662,015
株式	725,456,294,410
派生商品評価勘定	218,163,850
未収入金	1,785,423,710
未収配当金	1,182,770,666
未収利息	68,901
その他未収収益	26,493,885
差入委託証拠金	544,740,149
流動資産合計	758,264,617,586
資産合計	758,264,617,586
負債の部	
流動負債	
未払金	3,136,085,203
未払解約金	559,158,059
未払利息	1,101,696
有価証券貸借取引受入金	14,767,847,390
流動負債合計	18,464,192,348
負債合計	18,464,192,348
純資産の部	
元本等	
元本	233,576,590,682
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	506,223,834,556
元本等合計	739,800,425,238
純資産合計	739,800,425,238
負債純資産合計	758,264,617,586

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年6月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1673円
(10,000口当たり純資産額)	(31,673円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	14,025,572,580円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月29日 至 2024年6月28日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年6月28日現在	
期首	2023年6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	221,176,431,503円

同期中における追加設定元本額	45,759,685,079円
同期中における一部解約元本額	33,359,525,900円
期末元本額	233,576,590,682円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	89,509,775円
バランスセレクト50	209,797,646円
バランスセレクト70	362,467,380円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,485,057,337円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,171,720,339円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	11,290,547,938円
野村資産設計ファンド2015	22,010,678円
野村資産設計ファンド2020	24,414,898円
野村資産設計ファンド2025	38,276,628円
野村資産設計ファンド2030	67,036,215円
野村資産設計ファンド2035	68,717,641円
野村資産設計ファンド2040	123,401,089円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	20,900,673,808円
のむらップ・ファンド(保守型)	1,411,535,569円
のむらップ・ファンド(普通型)	14,307,647,888円
のむらップ・ファンド(積極型)	8,511,394,038円
野村資産設計ファンド2045	30,462,043円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,214,834,562円
マイ・ロード	1,715,734,873円
ネクストコア	18,258,495円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	886,124,058円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	3,369,472,442円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	959,622,569円
野村資産設計ファンド2050	32,863,998円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,850,503円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	4,665,349円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,140,352円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,212,663円
のむらップ・ファンド(やや保守型)	371,205,358円
のむらップ・ファンド(やや積極型)	1,747,703,596円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,872,508円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,593,954円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	21,722,756円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	9,685,098円
インデックス・ブレンド(タイプV)	35,786,263円
野村6資産均等バランス	4,545,297,459円
世界6資産分散ファンド	92,885,045円
野村資産設計ファンド2060	32,838,181円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	330,711,941円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,713,197,271円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	154,654,739円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	96,528,421円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	196,924,768円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	92,155,243円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,316,854円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	4,397,735円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	426,631円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,259,151,621円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	234,320円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	6,520,502円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	19,331,659円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	7,044,207円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	61,341,421円

野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	113,412,064円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	3,198,968,527円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	21,729,387円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	200,734,959円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	4,132,278,760円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	27,548,579円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	106,720,683円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,295,220円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	4,716,937円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	24,260,700円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	33,954,441円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	89,893,965円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	6,669,359,692円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	21,501,424,605円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30,186,033,853円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	41,761,243,532円
マイバランスDC30	2,992,992,124円
マイバランスDC50	5,860,377,942円
マイバランスDC70	7,384,865,478円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	14,119,495,179円
野村DC運用戦略ファンド	984,248,732円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	66,369,179円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,141,334,861円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,884,633,253円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,803,353,496円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	15,309,655円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,963,646円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	155,189,885円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	50,117,039円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	54,932,996円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	41,426,204円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,147,566,799円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	924,452,259円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	722,811,279円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	1,040,691,639円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	36,961,904円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	439,793,571円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	152,629,085円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	200,730,388円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	137,615,491円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	174,369円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年6月28日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	10,700	4,085.00	43,709,500	
		ニッセイ	257,600	862.80	222,257,280	

マルハニチロ	38,200	3,157.00	120,597,400	
雪国まいたけ	21,900	1,014.00	22,206,600	貸付有価証券 500株(500株)
カネコ種苗	7,300	1,435.00	10,475,500	
サカタのタネ	29,300	3,445.00	100,938,500	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
ホクト	20,600	1,900.00	39,140,000	
ホクリョウ	1,400	999.00	1,398,600	貸付有価証券 600株(600株)
住石ホールディングス	32,800	1,361.00	44,640,800	貸付有価証券 15,300株(500株)
日鉄鉱業	10,300	5,090.00	52,427,000	
三井松島ホールディングス	15,300	5,070.00	77,571,000	貸付有価証券 3,100株
I N P E X	865,100	2,367.00	2,047,691,700	
石油資源開発	29,800	6,500.00	193,700,000	貸付有価証券 300株
K&Oエナジーグループ	11,700	3,825.00	44,752,500	貸付有価証券 5,500株(1,800株)
ショーボンドホールディングス	35,100	5,761.00	202,211,100	
ミライト・ワン	77,800	2,093.50	162,874,300	
タマホーム	16,200	3,915.00	63,423,000	貸付有価証券 7,500株(2,600株)
サンヨーホームズ	1,000	737.00	737,000	貸付有価証券 400株
日本アクア	3,600	932.00	3,355,200	
ファーストコーポレーション	2,500	758.00	1,895,000	貸付有価証券 1,100株
ベステラ	2,000	1,011.00	2,022,000	貸付有価証券 900株(500株)
キャンディル	1,500	641.00	961,500	貸付有価証券 700株
ダイセキ環境ソリューション	1,700	1,032.00	1,754,400	貸付有価証券 800株(800株)
第一カッター興業	7,400	1,600.00	11,840,000	
安藤・間	149,300	1,166.00	174,083,800	貸付有価証券 300株(300株)
東急建設	80,700	770.00	62,139,000	貸付有価証券 1,400株
コムシスホールディングス	82,200	3,091.00	254,080,200	
ビーアールホールディングス	37,800	366.00	13,834,800	
高松コンストラクショングループ	19,100	3,100.00	59,210,000	
東建コーポレーション	6,500	11,920.00	77,480,000	

ソネック	900	963.00	866,700	
ヤマウラ	13,000	1,336.00	17,368,000	貸付有価証券 5,000株
オリエンタル白石	95,400	362.00	34,534,800	貸付有価証券 200株
大成建設	165,100	5,951.00	982,510,100	貸付有価証券 1,000株
大林組	644,500	1,912.00	1,232,284,000	
清水建設	511,000	903.50	461,688,500	貸付有価証券 3,400株
飛島建設	18,600	1,503.00	27,955,800	
長谷工コーポレーション	165,300	1,778.00	293,903,400	貸付有価証券 20,100株 (6,800株)
松井建設	16,800	851.00	14,296,800	
銭高組	900	4,295.00	3,865,500	
鹿島建設	399,600	2,781.50	1,111,487,400	
不動テトラ	12,500	2,423.00	30,287,500	貸付有価証券 700株
大末建設	2,400	1,723.00	4,135,200	
鉄建建設	12,900	2,614.00	33,720,600	貸付有価証券 100株 (100株)
西松建設	34,400	4,511.00	155,178,400	
三井住友建設	134,100	400.00	53,640,000	貸付有価証券 200株
大豊建設	6,200	3,350.00	20,770,000	貸付有価証券 300株 (300株)
佐田建設	3,800	836.00	3,176,800	
ナカノフドー建設	4,300	528.00	2,270,400	
奥村組	29,200	5,020.00	146,584,000	
東鉄工業	22,300	3,190.00	71,137,000	
イチケン	1,500	2,666.00	3,999,000	
富士ピー・エス	2,700	461.00	1,244,700	
浅沼組	13,300	3,780.00	50,274,000	貸付有価証券 200株 (200株)
戸田建設	243,900	1,052.00	256,582,800	貸付有価証券 15,400株
熊谷組	29,700	3,675.00	109,147,500	貸付有価証券 100株
北野建設	1,100	3,750.00	4,125,000	
植木組	1,700	1,689.00	2,871,300	
矢作建設工業	24,500	1,672.00	40,964,000	貸付有価証券 100株
ピーエス三菱	22,800	1,001.00	22,822,800	貸付有価証券 1,100株

日本ハウスホールディングス	38,500	344.00	13,244,000	貸付有価証券 2,300株
新日本建設	25,300	1,637.00	41,416,100	
東亜道路工業	35,300	1,311.00	46,278,300	貸付有価証券 500株
日本道路	21,100	1,810.00	38,191,000	貸付有価証券 700株
東亜建設工業	54,400	1,019.00	55,433,600	
日本国土開発	51,300	470.00	24,111,000	貸付有価証券 23,800株 (4,300株)
若築建設	6,200	3,395.00	21,049,000	
東洋建設	45,400	1,437.00	65,239,800	
五洋建設	255,500	662.00	169,141,000	貸付有価証券 55,800株
世紀東急工業	23,100	1,752.00	40,471,200	貸付有価証券 2,000株 (400株)
福田組	6,800	5,850.00	39,780,000	
住友林業	155,700	5,117.00	796,716,900	
日本基礎技術	3,600	619.00	2,228,400	
巴コーポレーション	7,600	854.00	6,490,400	
大和ハウス工業	498,300	4,077.00	2,031,569,100	貸付有価証券 100株
ライト工業	33,200	2,100.00	69,720,000	貸付有価証券 2,500株
積水ハウス	546,600	3,563.00	1,947,535,800	貸付有価証券 64,700株
日特建設	17,200	1,118.00	19,229,600	貸付有価証券 200株
北陸電気工事	12,400	1,168.00	14,483,200	
ユアテック	39,700	1,495.00	59,351,500	貸付有価証券 2,800株 (300株)
日本リーテック	14,100	1,256.00	17,709,600	
四電工	7,500	3,770.00	28,275,000	
中電工	28,000	3,220.00	90,160,000	貸付有価証券 200株
関電工	112,800	1,722.00	194,241,600	貸付有価証券 2,000株 (1,900株)
きんでん	125,300	3,203.00	401,335,900	貸付有価証券 7,800株 (4,900株)
東京エネシス	16,800	1,397.00	23,469,600	
トーエネック	6,000	5,990.00	35,940,000	
住友電設	17,100	3,655.00	62,500,500	
日本電設工業	33,800	1,973.00	66,687,400	貸付有価証券 100株

エクシオグループ	176,100	1,599.50	281,671,950	貸付有価証券 9,300株(3,800株)
新日本空調	11,700	3,985.00	46,624,500	貸付有価証券 1,400株
九電工	39,000	5,913.00	230,607,000	貸付有価証券 800株
三機工業	38,900	2,129.00	82,818,100	
日揮ホールディングス	178,300	1,260.50	224,747,150	
中外炉工業	5,900	3,395.00	20,030,500	
ヤマト	5,000	995.00	4,975,000	貸付有価証券 100株(100株)
太平電業	11,400	5,340.00	60,876,000	
高砂熱学工業	48,300	5,720.00	276,276,000	貸付有価証券 6,900株(1,500株)
三晃金属工業	800	4,570.00	3,656,000	
朝日工業社	16,800	1,376.00	23,116,800	
明星工業	34,900	1,291.00	45,055,900	貸付有価証券 1,500株(1,300株)
大気社	20,800	5,320.00	110,656,000	貸付有価証券 100株
ダイダン	23,700	3,070.00	72,759,000	貸付有価証券 800株
日比谷総合設備	13,100	3,575.00	46,832,500	貸付有価証券 200株
フィル・カンパニー	2,800	710.00	1,988,000	貸付有価証券 1,200株(600株)
テスホールディングス	38,800	436.00	16,916,800	貸付有価証券 200株
インフロニア・ホールディングス	207,700	1,304.50	270,944,650	貸付有価証券 6,300株(2,500株)
レイズネクスト	26,100	1,852.00	48,337,200	
ニッポン	54,200	2,335.00	126,557,000	貸付有価証券 25,300株(25,300株)
日清製粉グループ本社	167,300	1,849.50	309,421,350	
日東富士製粉	3,200	7,410.00	23,712,000	
昭和産業	17,000	3,145.00	53,465,000	貸付有価証券 100株(100株)
鳥越製粉	5,400	705.00	3,807,000	貸付有価証券 2,400株
中部飼料	25,000	1,621.00	40,525,000	
フィード・ワン	26,400	954.00	25,185,600	貸付有価証券 100株
東洋精糖	1,100	1,680.00	1,848,000	貸付有価証券 500株(500株)
日本甜菜製糖	10,500	2,321.00	24,370,500	

DM三井製糖ホールディングス	17,900	3,390.00	60,681,000	貸付有価証券 200株
塩水港精糖	7,900	268.00	2,117,200	貸付有価証券 100株 (100株)
ウェルネオシュガー	9,000	2,358.00	21,222,000	
森永製菓	76,400	2,489.00	190,159,600	
中村屋	4,500	3,245.00	14,602,500	
江崎グリコ	51,700	4,181.00	216,157,700	
名糖産業	7,100	2,011.00	14,278,100	
井村屋グループ	10,800	2,463.00	26,600,400	
不二家	12,400	2,614.00	32,413,600	貸付有価証券 5,500株
山崎製パン	121,100	3,302.00	399,872,200	貸付有価証券 4,900株
第一屋製パン	1,100	670.00	737,000	貸付有価証券 500株
モロゾフ	5,800	4,885.00	28,333,000	貸付有価証券 2,700株
亀田製菓	10,400	4,245.00	44,148,000	貸付有価証券 100株
寿スピリッツ	85,500	1,867.50	159,671,250	貸付有価証券 24,200株 (13,300株)
カルビー	82,800	3,089.00	255,769,200	貸付有価証券 1,000株
森永乳業	63,200	3,371.00	213,047,200	貸付有価証券 1,500株 (800株)
六甲バター	13,300	1,552.00	20,641,600	
ヤクルト本社	258,500	2,876.50	743,575,250	貸付有価証券 32,300株 (6,900株)
明治ホールディングス	221,800	3,469.00	769,424,200	貸付有価証券 600株
雪印メグミルク	43,800	2,601.00	113,923,800	貸付有価証券 100株
プリマハム	24,300	2,382.00	57,882,600	
日本ハム	77,800	4,810.00	374,218,000	貸付有価証券 100株
林兼産業	2,000	529.00	1,058,000	貸付有価証券 100株
丸大食品	18,200	1,735.00	31,577,000	
S F o o d s	20,000	2,906.00	58,120,000	貸付有価証券 1,800株 (1,700株)
柿安本店	7,100	2,583.00	18,339,300	貸付有価証券 3,200株
伊藤ハム米久ホールディングス	27,600	4,295.00	118,542,000	
サッポロホールディング	59,600	5,641.00	336,203,600	貸付有価証券

ス				2,000株 (1,600株)
アサヒグループホールディングス	418,000	5,675.00	2,372,150,000	
キリンホールディングス	753,600	2,073.00	1,562,212,800	貸付有価証券 2,500株 (2,500株)
宝ホールディングス	122,000	1,091.00	133,102,000	貸付有価証券 5,100株
オエノンホールディングス	54,100	380.00	20,558,000	貸付有価証券 1,100株 (700株)
養命酒製造	6,000	2,291.00	13,746,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	141,700	2,017.00	285,808,900	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
ライフドリンクカンパニー	3,600	6,720.00	24,192,000	
サントリー食品インターナショナル	127,400	5,707.00	727,071,800	
ダイドーグループホールディングス	20,500	2,678.00	54,899,000	貸付有価証券 1,000株 (200株)
伊藤園	61,300	3,482.00	213,446,600	貸付有価証券 3,100株 (300株)
キーコーヒー	20,300	2,081.00	42,244,300	貸付有価証券 5,900株
ユニカフェ	2,000	922.00	1,844,000	貸付有価証券 800株 (100株)
ジャパンフーズ	900	2,443.00	2,198,700	貸付有価証券 400株
日清オイリオグループ	25,500	4,840.00	123,420,000	
不二製油グループ本社	42,100	2,810.50	118,322,050	貸付有価証券 2,400株 (1,100株)
かどや製油	700	3,640.00	2,548,000	
J-オイルミルズ	20,700	1,993.00	41,255,100	
キッコーマン	599,500	1,863.50	1,117,168,250	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
味の素	425,200	5,641.00	2,398,553,200	貸付有価証券 5,800株 (5,500株)
ブルドックソース	9,600	2,017.00	19,363,200	貸付有価証券 4,300株
キュービー	97,200	3,199.00	310,942,800	貸付有価証券 2,000株
ハウス食品グループ本社	62,300	2,846.00	177,305,800	貸付有価証券 9,600株 (7,800株)
カゴメ	77,800	3,268.00	254,250,400	貸付有価証券 13,000株
アリアケジャパン	18,000	5,230.00	94,140,000	貸付有価証券 200株
ピエトロ	900	1,803.00	1,622,700	
エバラ食品工業	4,300	2,955.00	12,706,500	

やまみ	900	3,285.00	2,956,500	貸付有価証券 400株 (400株)
ニチレイ	82,900	3,540.00	293,466,000	貸付有価証券 700株 (100株)
東洋水産	91,400	9,535.00	871,499,000	
イトアンドホールディングス	8,600	2,116.00	18,197,600	貸付有価証券 3,500株 (300株)
大冷	900	1,935.00	1,741,500	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,300	1,631.00	13,537,300	貸付有価証券 1,100株
日清食品ホールディングス	190,800	4,082.00	778,845,600	貸付有価証券 100株
永谷園ホールディングス	8,900	3,095.00	27,545,500	貸付有価証券 300株 (300株)
一正蒲鉾	2,600	766.00	1,991,600	
フジッコ	18,600	1,858.00	34,558,800	貸付有価証券 600株 (600株)
ロック・フィールド	22,100	1,461.00	32,288,100	貸付有価証券 4,600株 (3,500株)
日本たばこ産業	1,099,300	4,348.00	4,779,756,400	
ケンコーマヨネーズ	12,500	2,016.00	25,200,000	
わらべや日洋ホールディングス	12,100	2,289.00	27,696,900	貸付有価証券 900株
なとり	11,400	2,110.00	24,054,000	
イフジ産業	1,200	1,408.00	1,689,600	貸付有価証券 500株
ファーマフーズ	24,000	970.00	23,280,000	貸付有価証券 11,500株 (400株)
ユーグレナ	112,600	541.00	60,916,600	貸付有価証券 52,600株 (10,100株)
紀文食品	15,700	1,261.00	19,797,700	
ピクルスホールディングス	10,600	1,200.00	12,720,000	貸付有価証券 4,800株
ミヨシ油脂	2,300	1,492.00	3,431,600	貸付有価証券 100株
理研ビタミン	15,600	2,768.00	43,180,800	貸付有価証券 400株 (400株)
片倉工業	16,900	2,159.00	36,487,100	貸付有価証券 200株 (200株)
グンゼ	13,100	5,760.00	75,456,000	貸付有価証券 900株
東洋紡	79,500	1,054.00	83,793,000	貸付有価証券 2,500株
ユニチカ	59,500	322.00	19,159,000	貸付有価証券 17,800株
富士紡ホールディングス	8,100	5,010.00	40,581,000	

倉敷紡績	13,100	4,995.00	65,434,500	貸付有価証券 100株 (100株)
シキボウ	11,900	1,134.00	13,494,600	貸付有価証券 4,400株 (4,300株)
日本毛織	47,200	1,361.00	64,239,200	貸付有価証券 800株
ダイトウボウ	10,000	104.00	1,040,000	貸付有価証券 4,700株 (1,500株)
トーア紡コーポレーショ ン	2,400	425.00	1,020,000	貸付有価証券 100株
ダイドーリミテッド	7,600	807.00	6,133,200	貸付有価証券 3,300株 (500株)
帝国繊維	20,800	2,654.00	55,203,200	貸付有価証券 100株 (100株)
帝人	176,800	1,336.50	236,293,200	貸付有価証券 1,300株
東レ	1,233,100	761.50	939,005,650	貸付有価証券 1,100株
住江織物	1,300	2,519.00	3,274,700	貸付有価証券 500株
日本フェルト	3,400	500.00	1,700,000	貸付有価証券 200株
イチカワ	800	1,778.00	1,422,400	
日東製網	600	1,488.00	892,800	
アツギ	4,300	615.00	2,644,500	貸付有価証券 1,200株
ダイニツク	1,900	841.00	1,597,900	
セーレン	35,500	2,399.00	85,164,500	貸付有価証券 16,500株 (13,100 株)
ソトー	1,900	738.00	1,402,200	
東海染工	600	839.00	503,400	
小松マテーレ	26,700	774.00	20,665,800	貸付有価証券 900株 (900株)
ワコールホールディング ス	34,300	4,496.00	154,212,800	貸付有価証券 2,700株
ホギメディカル	24,300	3,945.00	95,863,500	
クラウドディアホールディ ングス	1,600	430.00	688,000	貸付有価証券 700株 (600株)
T S I ホールディングス	55,200	966.00	53,323,200	貸付有価証券 5,900株 (700株)
マツオカコーポレーショ ン	1,900	1,785.00	3,391,500	貸付有価証券 800株
ワールド	26,000	2,108.00	54,808,000	
三陽商会	7,800	2,401.00	18,727,800	
ナイガイ	2,000	262.00	524,000	貸付有価証券 900株

オンワードホールディングス	108,500	622.00	67,487,000	
ルックホールディングス	5,800	2,774.00	16,089,200	
ゴールドウイン	32,600	8,814.00	287,336,400	貸付有価証券 2,300株
デサント	31,700	3,375.00	106,987,500	貸付有価証券 100株
キング	2,300	761.00	1,750,300	
ヤマトインターナショナル	4,800	361.00	1,732,800	
特種東海製紙	9,800	3,710.00	36,358,000	
王子ホールディングス	766,700	634.80	486,701,160	
日本製紙	103,800	960.00	99,648,000	貸付有価証券 19,100株 (300株)
三菱製紙	8,300	827.00	6,864,100	貸付有価証券 700株
北越コーポレーション	90,400	1,058.00	95,643,200	貸付有価証券 41,500株 (200株)
中越パルプ工業	2,500	1,531.00	3,827,500	貸付有価証券 500株
大王製紙	81,300	890.20	72,373,260	貸付有価証券 7,600株
阿波製紙	1,700	535.00	909,500	貸付有価証券 700株
レンゴー	167,600	1,043.50	174,890,600	貸付有価証券 2,000株
トーモク	10,600	2,868.00	30,400,800	
ザ・パック	13,700	3,790.00	51,923,000	貸付有価証券 6,300株 (100株)
北の達人コーポレーション	77,500	178.00	13,795,000	貸付有価証券 36,200株 (400株)
クラレ	268,200	1,849.50	496,035,900	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
旭化成	1,245,100	1,030.50	1,283,075,550	
共和レザー	3,500	797.00	2,789,500	
巴川コーポレーション	1,700	1,061.00	1,803,700	貸付有価証券 500株 (400株)
レゾナック・ホールディングス	177,900	3,522.00	626,563,800	貸付有価証券 13,700株 (500株)
住友化学	1,365,700	344.70	470,756,790	貸付有価証券 234,800株
住友精化	8,600	5,320.00	45,752,000	
日産化学	85,800	5,097.00	437,322,600	貸付有価証券 1,900株 (400株)
ラサ工業	7,100	2,980.00	21,158,000	
クレハ	40,200	2,794.00	112,318,800	

多木化学	7,100	4,430.00	31,453,000	貸付有価証券 200株
テイカ	15,100	1,622.00	24,492,200	
石原産業	30,500	1,624.00	49,532,000	
片倉コープアグリ	1,500	1,210.00	1,815,000	貸付有価証券 700株(400株)
日本曹達	21,500	5,260.00	113,090,000	
東ソー	245,700	2,098.00	515,478,600	貸付有価証券 300株
トクヤマ	59,400	2,950.50	175,259,700	
セントラル硝子	19,700	3,745.00	73,776,500	
東亜合成	88,500	1,514.50	134,033,250	貸付有価証券 200株
大阪ソーダ	12,900	10,870.00	140,223,000	貸付有価証券 3,400株
関東電化工業	35,600	957.00	34,069,200	貸付有価証券 1,400株
デンカ	66,900	2,163.50	144,738,150	貸付有価証券 1,300株
信越化学工業	1,650,400	6,238.00	10,295,195,200	
日本カーバイド工業	8,700	1,986.00	17,278,200	
堺化学工業	14,000	3,025.00	42,350,000	
第一稀元素化学工業	20,100	846.00	17,004,600	貸付有価証券 100株
エア・ウォーター	173,600	2,175.50	377,666,800	
日本酸素ホールディングス	178,500	4,759.00	849,481,500	貸付有価証券 6,000株
日本化学工業	6,700	2,756.00	18,465,200	
東邦アセチレン	6,500	377.00	2,450,500	貸付有価証券 200株
日本パーカライジング	82,000	1,307.00	107,174,000	
高压ガス工業	26,700	979.00	26,139,300	貸付有価証券 200株
チタン工業	800	1,047.00	837,600	
四国化成ホールディングス	20,800	2,130.00	44,304,000	
戸田工業	4,200	2,104.00	8,836,800	貸付有価証券 900株(800株)
ステラ ケミファ	10,000	4,330.00	43,300,000	
保土谷化学工業	5,800	5,470.00	31,726,000	
日本触媒	107,200	1,606.50	172,216,800	貸付有価証券 11,900株
大日精化工業	12,800	3,420.00	43,776,000	
カネカ	45,300	4,225.00	191,392,500	貸付有価証券

				1,100株 (500株)
三菱瓦斯化学	134,300	3,068.00	412,032,400	
三井化学	151,800	4,440.00	673,992,000	貸付有価証券 300株
東京応化工業	87,800	4,362.00	382,983,600	
大阪有機化学工業	15,400	3,815.00	58,751,000	貸付有価証券 2,700株
三菱ケミカルグループ	1,345,400	893.10	1,201,576,740	貸付有価証券 19,600株 (19,600 株)
KHネオケム	28,100	2,288.00	64,292,800	
ダイセル	228,300	1,542.50	352,152,750	
住友ペークライト	51,500	4,702.00	242,153,000	
積水化学工業	366,500	2,226.00	815,829,000	貸付有価証券 5,400株 (4,700株)
日本ゼオン	126,200	1,335.00	168,477,000	貸付有価証券 2,800株 (2,800株)
アイカ工業	46,400	3,498.00	162,307,200	貸付有価証券 7,400株 (7,200株)
UBE	87,600	2,832.50	248,127,000	貸付有価証券 1,500株
積水樹脂	27,500	2,275.00	62,562,500	貸付有価証券 300株
タキロンシーアイ	46,900	735.00	34,471,500	
旭有機材	12,200	5,240.00	63,928,000	貸付有価証券 5,600株 (600株)
ニチバン	10,000	1,923.00	19,230,000	貸付有価証券 200株
リケンテクノス	34,500	1,063.00	36,673,500	
大倉工業	8,500	2,833.00	24,080,500	貸付有価証券 3,200株 (1,100株)
積水化成成品工業	25,800	469.00	12,100,200	貸付有価証券 400株
群栄化学工業	4,300	3,305.00	14,211,500	
タイガースポリマー	2,800	839.00	2,349,200	
ミライアル	2,100	1,581.00	3,320,100	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ダイキアクシス	2,500	737.00	1,842,500	
ダイキョーニシカラ	40,600	703.00	28,541,800	貸付有価証券 100株
竹本容器	2,300	850.00	1,955,000	
森六ホールディングス	9,600	2,864.00	27,494,400	
恵和	13,200	1,660.00	21,912,000	貸付有価証券 800株
日本化薬	140,600	1,227.50	172,586,500	貸付有価証券 8,000株 (8,000株)

カーリットホールディングス	19,800	1,447.00	28,650,600	貸付有価証券 400株(400株)
日本精化	12,200	2,768.00	33,769,600	貸付有価証券 500株
扶桑化学工業	19,500	4,090.00	79,755,000	貸付有価証券 300株
トリケミカル研究所	22,300	4,350.00	97,005,000	貸付有価証券 1,800株(1,600株)
ADEKA	64,200	3,238.00	207,879,600	
日油	166,600	2,197.00	366,020,200	貸付有価証券 700株
新日本理化	8,500	186.00	1,581,000	貸付有価証券 100株
ハリマ化成グループ	12,900	932.00	12,022,800	
花王	416,100	6,524.00	2,714,636,400	
第一工業製薬	7,300	4,010.00	29,273,000	貸付有価証券 3,200株
石原ケミカル	8,200	2,318.00	19,007,600	
日華化学	2,500	1,061.00	2,652,500	
ニイタカ	1,200	1,896.00	2,275,200	貸付有価証券 500株(500株)
三洋化成工業	11,300	3,985.00	45,030,500	
有機合成薬品工業	5,000	306.00	1,530,000	
大日本塗料	20,400	1,323.00	26,989,200	
日本ペイントホールディングス	977,200	1,048.00	1,024,105,600	
関西ペイント	159,000	2,590.00	411,810,000	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
神東塗料	5,100	132.00	673,200	貸付有価証券 100株
中国塗料	37,800	2,034.00	76,885,200	貸付有価証券 600株
日本特殊塗料	4,400	1,241.00	5,460,400	貸付有価証券 100株(100株)
藤倉化成	21,200	552.00	11,702,400	
太陽ホールディングス	32,000	3,405.00	108,960,000	貸付有価証券 100株
D I C	71,900	3,051.00	219,366,900	
サカティンクス	40,900	1,804.00	73,783,600	
a r t i e n c e	36,600	3,360.00	122,976,000	貸付有価証券 600株
富士フイルムホールディングス	1,025,600	3,762.00	3,858,307,200	
資生堂	384,800	4,588.00	1,765,462,400	
ライオン	234,500	1,254.00	294,063,000	貸付有価証券 16,400株

高砂香料工業	13,800	3,935.00	54,303,000	
マンダム	39,800	1,209.00	48,118,200	
ミルボン	25,000	3,325.00	83,125,000	
ファンケル	80,600	2,750.00	221,650,000	
コーセー	37,500	10,235.00	383,812,500	
コタ	18,700	1,592.00	29,770,400	貸付有価証券 200株 (100株)
シーボン	900	1,397.00	1,257,300	
ポーラ・オルビスホールディングス	94,500	1,307.50	123,558,750	貸付有価証券 43,200株 (5,400株)
ノエビアホールディングス	16,400	5,640.00	92,496,000	貸付有価証券 200株
アジュバンホールディングス	1,500	884.00	1,326,000	貸付有価証券 100株
新日本製薬	10,500	1,722.00	18,081,000	貸付有価証券 4,900株
I n e	4,900	1,724.00	8,447,600	貸付有価証券 2,200株 (1,600株)
アクシージア	12,100	1,025.00	12,402,500	貸付有価証券 1,800株
エステー	14,200	1,573.00	22,336,600	
アグロ カネショウ	7,400	1,240.00	9,176,000	
コニシ	53,200	1,301.00	69,213,200	
長谷川香料	35,200	3,350.00	117,920,000	貸付有価証券 100株 (100株)
小林製薬	53,600	5,223.00	279,952,800	貸付有価証券 1,600株
荒川化学工業	15,600	1,209.00	18,860,400	
メック	15,200	4,600.00	69,920,000	貸付有価証券 100株 (100株)
日本高純度化学	4,200	3,505.00	14,721,000	
タカラバイオ	49,600	1,104.00	54,758,400	貸付有価証券 600株
JCU	20,400	3,995.00	81,498,000	
新田ゼラチン	4,200	786.00	3,301,200	貸付有価証券 500株 (200株)
OATアグリオ	6,800	1,681.00	11,430,800	貸付有価証券 2,900株 (1,300株)
デクセリアルズ	45,500	7,453.00	339,111,500	
アース製薬	16,700	4,830.00	80,661,000	貸付有価証券 7,800株 (200株)
北興化学工業	18,500	1,489.00	27,546,500	貸付有価証券 2,600株
大成ラミック	5,300	2,822.00	14,956,600	

クミアイ化学工業	73,200	805.00	58,926,000	貸付有価証券 4,700株
日本農薬	33,800	757.00	25,586,600	貸付有価証券 500株 (400株)
アキレス	11,600	1,634.00	18,954,400	
有沢製作所	32,300	1,627.00	52,552,100	
日東電工	118,400	12,710.00	1,504,864,000	
レック	23,600	1,221.00	28,815,600	貸付有価証券 6,100株 (4,300株)
三光合成	23,200	722.00	16,750,400	
きもと	10,200	223.00	2,274,600	貸付有価証券 200株
藤森工業	14,600	4,240.00	61,904,000	
前澤化成工業	11,900	1,856.00	22,086,400	貸付有価証券 5,400株
未来工業	6,600	3,975.00	26,235,000	貸付有価証券 1,600株
ウェーブロックホールディングス	2,300	659.00	1,515,700	
J S P	13,000	2,312.00	30,056,000	貸付有価証券 5,900株
エフピコ	34,900	2,412.00	84,178,800	貸付有価証券 6,400株 (4,900株)
天馬	12,300	2,770.00	34,071,000	貸付有価証券 700株
信越ポリマー	39,700	1,508.00	59,867,600	
東リ	13,600	398.00	5,412,800	貸付有価証券 800株
ニフコ	55,100	3,837.00	211,418,700	
バルカー	15,400	3,665.00	56,441,000	貸付有価証券 900株 (900株)
ユニ・チャーム	383,900	5,167.00	1,983,611,300	
ショーエイコーポレーション	1,900	598.00	1,136,200	貸付有価証券 900株
協和キリン	222,600	2,747.50	611,593,500	
武田薬品工業	1,630,900	4,172.00	6,804,114,800	貸付有価証券 200株
アステラス製薬	1,616,400	1,590.00	2,570,076,000	
住友ファーマ	136,700	405.00	55,363,500	貸付有価証券 63,400株 (50,200株)
塩野義製薬	224,100	6,277.00	1,406,675,700	
わかもと製薬	6,500	259.00	1,683,500	
日本新薬	48,300	3,255.00	157,216,500	貸付有価証券 600株

中外製薬	576,800	5,716.00	3,296,988,800	貸付有価証券 2,600株(2,500株)
科研製薬	31,600	3,850.00	121,660,000	
エーザイ	224,100	6,592.00	1,477,267,200	貸付有価証券 2,900株
ロート製薬	178,500	3,371.00	601,723,500	貸付有価証券 3,700株(1,600株)
小野薬品工業	376,900	2,196.50	827,860,850	貸付有価証券 53,900株
久光製薬	41,000	3,717.00	152,397,000	貸付有価証券 1,000株(900株)
持田製薬	20,600	3,115.00	64,169,000	貸付有価証券 200株
参天製薬	325,100	1,644.00	534,464,400	
扶桑薬品工業	6,500	2,444.00	15,886,000	
日本ケミファ	700	1,624.00	1,136,800	
ツムラ	58,000	4,105.00	238,090,000	貸付有価証券 200株
キッセイ薬品工業	30,500	3,260.00	99,430,000	貸付有価証券 100株(100株)
生化学工業	31,200	879.00	27,424,800	貸付有価証券 3,500株
栄研化学	31,800	2,240.00	71,232,000	貸付有価証券 1,400株(1,300株)
鳥居薬品	9,900	3,675.00	36,382,500	
JCRファーマ	62,400	607.00	37,876,800	貸付有価証券 21,500株(600株)
東和薬品	28,300	2,939.00	83,173,700	貸付有価証券 400株(300株)
富士製薬工業	13,600	1,496.00	20,345,600	貸付有価証券 500株(100株)
ゼリア新薬工業	25,500	2,113.00	53,881,500	貸付有価証券 100株
ネクセラファーマ	80,600	1,603.00	129,201,800	貸付有価証券 12,000株(2,200株)
第一三共	1,605,300	5,524.00	8,867,677,200	
杏林製薬	40,000	1,702.00	68,080,000	貸付有価証券 1,800株(200株)
大幸薬品	38,300	416.00	15,932,800	貸付有価証券 8,500株(7,600株)
ダイト	14,000	2,230.00	31,220,000	貸付有価証券 600株(100株)
大塚ホールディングス	383,300	6,770.00	2,594,941,000	
ペプチドリーム	89,300	2,491.00	222,446,300	貸付有価証券 8,800株(1,800株)
セルソース	6,800	1,344.00	9,139,200	貸付有価証券 2,900株(2,200株)

あすか製薬ホールディングス	18,900	2,481.00	46,890,900	
サワイグループホールディングス	42,100	6,537.00	275,207,700	貸付有価証券 1,300株(900株)
日本コークス工業	187,000	123.00	23,001,000	貸付有価証券 36,100株(12,900株)
ニチレキ	23,900	2,487.00	59,439,300	貸付有価証券 900株
ユシロ化学工業	9,600	1,832.00	17,587,200	
ビーピー・カストロール	2,400	962.00	2,308,800	
富士石油	53,700	514.00	27,601,800	貸付有価証券 5,400株(1,100株)
MORESCO	2,200	1,337.00	2,941,400	
出光興産	956,900	1,041.50	996,611,350	貸付有価証券 66,900株(66,900株)
ENEOSホールディングス	2,917,400	826.60	2,411,522,840	
コスモエネルギーホールディングス	54,600	8,100.00	442,260,000	
横浜ゴム	93,200	3,557.00	331,512,400	貸付有価証券 900株(200株)
TOYO TIRE	105,900	2,568.50	272,004,150	貸付有価証券 2,100株(2,100株)
ブリヂストン	539,400	6,322.00	3,410,086,800	貸付有価証券 200株(200株)
住友ゴム工業	180,700	1,602.50	289,571,750	貸付有価証券 3,200株(3,200株)
藤倉コンポジット	15,900	1,390.00	22,101,000	貸付有価証券 200株(200株)
オカモト	8,600	5,020.00	43,172,000	
フコク	9,700	2,297.00	22,280,900	
ニッタ	18,700	4,100.00	76,670,000	貸付有価証券 300株(300株)
住友理工	28,600	1,484.00	42,442,400	
三ツ星ベルト	21,400	4,525.00	96,835,000	貸付有価証券 1,800株(1,200株)
バンドー化学	27,300	2,002.00	54,654,600	
日東紡績	23,300	6,490.00	151,217,000	
A G C	164,300	5,206.00	855,345,800	
日本板硝子	87,900	423.00	37,181,700	貸付有価証券 26,800株(18,400株)
石塚硝子	1,000	2,943.00	2,943,000	貸付有価証券 400株(400株)
日本山村硝子	2,300	1,652.00	3,799,600	貸付有価証券

				1,000株
日本電気硝子	75,200	3,659.00	275,156,800	貸付有価証券 200株(200株)
オハラ	8,700	1,303.00	11,336,100	貸付有価証券 800株
住友大阪セメント	30,700	3,935.00	120,804,500	貸付有価証券 300株
太平洋セメント	105,600	4,038.00	426,412,800	
日本ヒューム	16,100	1,179.00	18,981,900	
日本コンクリート工業	35,700	375.00	13,387,500	貸付有価証券 3,700株(900株)
三谷セキサン	7,700	6,050.00	46,585,000	
アジアパイルホールディングス	26,200	990.00	25,938,000	
東海カーボン	170,000	920.50	156,485,000	貸付有価証券 3,900株(700株)
日本カーボン	9,800	5,180.00	50,764,000	
東洋炭素	13,000	6,730.00	87,490,000	貸付有価証券 5,300株(5,200株)
ノリタケカンパニーリミテド	20,400	3,985.00	81,294,000	貸付有価証券 400株
TOTO	121,600	3,798.00	461,836,800	貸付有価証券 2,500株(100株)
日本碍子	214,300	2,060.00	441,458,000	
日本特殊陶業	154,300	4,670.00	720,581,000	貸付有価証券 2,900株(2,900株)
ダントーホールディングス	4,100	753.00	3,087,300	貸付有価証券 1,900株
MARUWA	6,800	38,450.00	261,460,000	
品川リフクトリーズ	22,700	1,985.00	45,059,500	
黒崎播磨	15,000	2,792.00	41,880,000	貸付有価証券 1,600株(1,200株)
ヨータイ	10,800	1,816.00	19,612,800	
東京窯業	6,600	445.00	2,937,000	
ニッカトー	2,800	575.00	1,610,000	
フジミインコーポレーテッド	49,500	3,035.00	150,232,500	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
クニミネ工業	1,800	1,124.00	2,023,200	
エーアンドエーマテリアル	1,300	1,358.00	1,765,400	
ニチアス	46,600	4,720.00	219,952,000	貸付有価証券 2,500株(700株)
ニチハ	23,100	3,425.00	79,117,500	貸付有価証券 1,200株
日本製鉄	859,300	3,401.00	2,922,479,300	貸付有価証券 309,300株(305,600)

				株)
神戸製鋼所	381,300	1,996.50	761,265,450	貸付有価証券 12,500株(9,200株)
中山製鋼所	43,300	943.00	40,831,900	貸付有価証券 2,200株(900株)
合同製鐵	10,600	5,130.00	54,378,000	貸付有価証券 200株
JFEホールディングス	527,200	2,315.50	1,220,731,600	
東京製鐵	53,300	1,631.00	86,932,300	貸付有価証券 600株
共英製鋼	21,600	2,096.00	45,273,600	貸付有価証券 600株(600株)
大和工業	35,700	7,826.00	279,388,200	
東京鐵鋼	8,400	5,080.00	42,672,000	貸付有価証券 300株
大阪製鐵	8,700	2,399.00	20,871,300	貸付有価証券 2,800株
淀川製鋼所	19,700	5,620.00	110,714,000	貸付有価証券 2,000株(1,600株)
中部鋼板	12,400	3,015.00	37,386,000	
丸一鋼管	57,700	3,731.00	215,278,700	貸付有価証券 700株
モリ工業	4,300	5,320.00	22,876,000	
大同特殊鋼	119,400	1,485.00	177,309,000	貸付有価証券 200株
日本高周波鋼業	2,400	495.00	1,188,000	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
日本冶金工業	13,800	4,570.00	63,066,000	貸付有価証券 800株(600株)
山陽特殊製鋼	18,700	2,128.00	39,793,600	貸付有価証券 700株(400株)
愛知製鋼	10,900	3,535.00	38,531,500	貸付有価証券 500株(400株)
日本金属	1,700	772.00	1,312,400	貸付有価証券 300株
大太平洋金属	16,100	1,281.00	20,624,100	貸付有価証券 2,000株(400株)
新日本電工	94,300	292.00	27,535,600	貸付有価証券 2,100株(700株)
栗本鐵工所	8,800	4,685.00	41,228,000	
虹技	800	1,193.00	954,400	
日本鑄鉄管	700	1,625.00	1,137,500	
三菱製鋼	14,000	1,507.00	21,098,000	貸付有価証券 100株
日亜鋼業	6,400	325.00	2,080,000	
日本精線	15,000	1,280.00	19,200,000	

エンビプロ・ホールディングス	16,800	479.00	8,047,200	貸付有価証券 7,800株(100株)
シンニッタン	7,900	235.00	1,856,500	貸付有価証券 300株
新家工業	1,400	5,390.00	7,546,000	貸付有価証券 100株
大紀アルミニウム工業所	24,000	1,272.00	30,528,000	貸付有価証券 10,500株(9,200株)
日本軽金属ホールディングス	55,400	1,801.00	99,775,400	貸付有価証券 400株
三井金属鉱業	55,200	5,139.00	283,672,800	貸付有価証券 100株
三菱マテリアル	135,500	2,951.00	399,860,500	貸付有価証券 800株
住友金属鉱山	219,800	4,878.00	1,072,184,400	貸付有価証券 5,200株
DOWAホールディングス	46,900	5,709.00	267,752,100	貸付有価証券 1,700株
古河機械金属	25,000	1,880.00	47,000,000	貸付有価証券 100株(100株)
大阪チタニウムテクノロジーズ	32,900	2,768.00	91,067,200	貸付有価証券 7,500株
東邦チタニウム	39,200	1,434.00	56,212,800	貸付有価証券 13,700株(1,600株)
UACJ	26,600	3,845.00	102,277,000	貸付有価証券 2,300株
CKサンエツ	4,600	3,880.00	17,848,000	
古河電気工業	63,100	4,074.00	257,069,400	貸付有価証券 1,600株(1,200株)
住友電気工業	709,200	2,502.50	1,774,773,000	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
フジクラ	223,600	3,176.00	710,153,600	
SWCC	21,200	4,925.00	104,410,000	貸付有価証券 2,900株
タツタ電線	33,700	720.00	24,264,000	貸付有価証券 14,100株
カナレ電気	1,100	1,588.00	1,746,800	
平河ヒューテック	12,100	1,470.00	17,787,000	貸付有価証券 4,100株
リョービ	20,200	2,292.00	46,298,400	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
アーレスティ	6,800	730.00	4,964,000	貸付有価証券 3,100株(2,300株)
AREホールディングス	71,200	2,099.00	149,448,800	
稲葉製作所	10,500	1,927.00	20,233,500	貸付有価証券 4,800株
宮地エンジニアリンググループ	9,500	4,860.00	46,170,000	

トーカロ	54,700	2,058.00	112,572,600	貸付有価証券 200株
アルファC o	2,300	1,424.00	3,275,200	
SUMCO	336,800	2,315.50	779,860,400	貸付有価証券 25,100株
川田テクノロジーズ	13,400	2,762.00	37,010,800	
RS Technologies	12,700	3,500.00	44,450,000	貸付有価証券 5,400株 (5,100株)
ジェイテックコーポレーション	1,100	1,611.00	1,772,100	貸付有価証券 500株 (400株)
信和	4,100	766.00	3,140,600	
東洋製罐グループホールディングス	108,700	2,525.00	274,467,500	貸付有価証券 1,600株
ホッカンホールディングス	9,300	1,807.00	16,805,100	
コロナ	10,600	974.00	10,324,400	
横河ブリッジホールディングス	29,700	2,708.00	80,427,600	
駒井ハルテック	1,100	1,845.00	2,029,500	
高田機工	500	3,720.00	1,860,000	
三和ホールディングス	188,800	2,941.50	555,355,200	貸付有価証券 25,300株 (23,100株)
文化シャッター	49,600	1,761.00	87,345,600	
三協立山	23,800	805.00	19,159,000	貸付有価証券 800株 (100株)
アルインコ	14,500	1,097.00	15,906,500	
東洋シャッター	1,400	947.00	1,325,800	
LIXIL	296,000	1,693.50	501,276,000	貸付有価証券 200株
日本ファイルコン	4,100	533.00	2,185,300	
ノーリツ	30,000	1,757.00	52,710,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
長府製作所	18,800	2,208.00	41,510,400	
リンナイ	90,700	3,660.00	331,962,000	貸付有価証券 5,600株 (4,900株)
ダイニチ工業	3,100	704.00	2,182,400	
日東精工	27,500	585.00	16,087,500	貸付有価証券 200株 (200株)
三洋工業	700	3,245.00	2,271,500	
岡部	33,900	776.00	26,306,400	
ジーテクト	24,100	1,957.00	47,163,700	貸付有価証券 500株 (500株)
東プレ	33,400	2,113.00	70,574,200	貸付有価証券 200株

高周波熱錬	28,100	1,108.00	31,134,800	
東京製綱	12,300	1,352.00	16,629,600	貸付有価証券 1,200株(100株)
サンコール	19,000	484.00	9,196,000	貸付有価証券 500株(200株)
モリテック スチール	5,600	233.00	1,304,800	貸付有価証券 700株(300株)
パイオラックス	23,500	2,334.00	54,849,000	貸付有価証券 1,200株
エイチワン	19,500	1,020.00	19,890,000	
日本発條	167,700	1,603.50	268,906,950	貸付有価証券 1,800株
中央発條	14,000	1,308.00	18,312,000	貸付有価証券 1,500株(1,400株)
アドバネクス	800	1,199.00	959,200	
立川ブラインド工業	8,600	1,355.00	11,653,000	
三益半導体工業	17,100	3,690.00	63,099,000	貸付有価証券 300株(300株)
日本ドライケミカル	1,500	2,840.00	4,260,000	
日本製鋼所	51,100	4,283.00	218,861,300	
三浦工業	77,500	3,257.00	252,417,500	
タクマ	62,700	1,653.00	103,643,100	貸付有価証券 1,000株(100株)
ツガミ	39,600	1,554.00	61,538,400	貸付有価証券 900株(700株)
オークマ	16,200	7,248.00	117,417,600	貸付有価証券 1,000株(400株)
芝浦機械	17,400	3,855.00	67,077,000	
アマダ	281,200	1,777.00	499,692,400	貸付有価証券 4,000株(2,300株)
アイダエンジニアリング	42,900	911.00	39,081,900	貸付有価証券 2,200株(400株)
F U J I	87,400	2,549.00	222,782,600	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
牧野フライス製作所	20,500	6,750.00	138,375,000	
オーエスジー	81,800	1,958.50	160,205,300	貸付有価証券 25,900株(22,100株)
ダイジェット工業	600	861.00	516,600	
旭ダイヤモンド工業	42,800	990.00	42,372,000	貸付有価証券 200株
DMG森精機	126,800	4,177.00	529,643,600	貸付有価証券 100株
ソディック	45,200	726.00	32,815,200	貸付有価証券 300株
ディスコ	89,400	61,040.00	5,456,976,000	貸付有価証券 700株

日東工器	8,600	2,418.00	20,794,800	貸付有価証券 600株(200株)
日進工具	17,200	1,004.00	17,268,800	
パンチ工業	6,100	482.00	2,940,200	貸付有価証券 2,100株(2,000株)
富士ダイス	12,400	833.00	10,329,200	
豊和工業	3,400	850.00	2,890,000	貸付有価証券 400株(200株)
リケンNPR	20,100	2,821.00	56,702,100	貸付有価証券 700株(100株)
東洋機械金属	5,100	750.00	3,825,000	
津田駒工業	1,100	416.00	457,600	
エンシュウ	1,400	719.00	1,006,600	貸付有価証券 600株
島精機製作所	29,500	1,690.00	49,855,000	貸付有価証券 10,400株(3,300株)
オプトラン	30,500	2,020.00	61,610,000	貸付有価証券 200株
NCホールディングス	1,400	2,205.00	3,087,000	
イワキポンプ	12,400	2,857.00	35,426,800	
フリュー	17,500	1,054.00	18,445,000	貸付有価証券 1,300株
ヤマシンフィルタ	44,100	398.00	17,551,800	貸付有価証券 5,800株(5,700株)
日阪製作所	20,200	1,060.00	21,412,000	
やまびこ	30,300	2,282.00	69,144,600	
野村マイクロ・サイエンス	25,100	4,320.00	108,432,000	貸付有価証券 11,600株(1,000株)
平田機工	8,900	6,660.00	59,274,000	貸付有価証券 600株(600株)
P E G A S U S	20,500	598.00	12,259,000	貸付有価証券 600株(600株)
マルマエ	8,100	2,100.00	17,010,000	貸付有価証券 1,200株(100株)
タツモ	11,200	3,575.00	40,040,000	貸付有価証券 5,200株(2,500株)
ナブテスコ	116,500	2,728.00	317,812,000	貸付有価証券 6,800株(6,800株)
三井海洋開発	23,500	2,902.00	68,197,000	貸付有価証券 200株
レオン自動機	21,500	1,720.00	36,980,000	
S M C	55,500	76,340.00	4,236,870,000	貸付有価証券 800株
ホソカワミクロン	13,000	4,225.00	54,925,000	
ユニオンツール	8,200	6,330.00	51,906,000	
瑞光	13,400	1,101.00	14,753,400	貸付有価証券

				2,900株 (2,800株)
オイレス工業	25,200	2,335.00	58,842,000	
日精エー・エス・ビー機 械	6,300	5,550.00	34,965,000	貸付有価証券 200株 (200株)
サトーホールディングス	26,400	2,155.00	56,892,000	
技研製作所	17,400	1,936.00	33,686,400	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
日本エアテック	8,700	1,208.00	10,509,600	
カワタ	1,900	901.00	1,711,900	
日精樹脂工業	13,800	1,054.00	14,545,200	貸付有価証券 200株
オカダアイオン	2,100	2,472.00	5,191,200	
ワイエイシイホールディ ングス	7,800	2,515.00	19,617,000	貸付有価証券 900株
小松製作所	869,800	4,671.00	4,062,835,800	貸付有価証券 4,100株
住友重機械工業	109,800	4,181.00	459,073,800	
日立建機	73,900	4,308.00	318,361,200	貸付有価証券 1,500株
日工	27,500	798.00	21,945,000	
巴工業	7,200	4,935.00	35,532,000	
井関農機	17,400	1,045.00	18,183,000	貸付有価証券 800株 (600株)
TOWA	20,600	11,280.00	232,368,000	貸付有価証券 2,600株
丸山製作所	1,000	2,485.00	2,485,000	
北川鉄工所	7,300	1,540.00	11,242,000	
ローツェ	9,700	31,750.00	307,975,000	貸付有価証券 200株
タカキタ	2,000	468.00	936,000	
クボタ	970,200	2,250.00	2,182,950,000	
荏原実業	9,800	4,125.00	40,425,000	
三菱化工機	6,500	4,290.00	27,885,000	
月島ホールディングス	25,100	1,483.00	37,223,300	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,700	2,521.00	32,016,700	貸付有価証券 100株 (100株)
東京機械製作所	1,600	431.00	689,600	
新東工業	37,500	1,152.00	43,200,000	
澁谷工業	17,400	3,570.00	62,118,000	
アイチ コーポレーショ ン	25,600	1,247.00	31,923,200	貸付有価証券 100株
小森コーポレーション	45,700	1,358.00	62,060,600	貸付有価証券

				1,700株 (1,700株)
鶴見製作所	14,200	4,860.00	69,012,000	貸付有価証券 500株 (100株)
日本ギア工業	2,400	573.00	1,375,200	貸付有価証券 1,000株
酒井重工業	3,300	5,930.00	19,569,000	貸付有価証券 700株 (700株)
荏原製作所	380,800	2,543.50	968,564,800	貸付有価証券 5,500株 (5,500株)
石井鐵工所	700	2,844.00	1,990,800	貸付有価証券 300株
西島製作所	16,000	3,175.00	50,800,000	貸付有価証券 600株
北越工業	18,700	2,388.00	44,655,600	貸付有価証券 1,000株
ダイキン工業	221,500	22,370.00	4,954,955,000	貸付有価証券 2,100株
オルガノ	22,300	8,260.00	184,198,000	
トーヨーカネツ	6,300	3,925.00	24,727,500	
栗田工業	103,800	6,819.00	707,812,200	貸付有価証券 500株
椿本チエイン	25,500	6,230.00	158,865,000	貸付有価証券 800株 (400株)
大同工業	2,700	948.00	2,559,600	
木村化工機	14,200	721.00	10,238,200	
アネスト岩田	28,700	1,644.00	47,182,800	貸付有価証券 500株 (500株)
ダイフク	313,200	3,010.00	942,732,000	貸付有価証券 1,000株 (300株)
サムコ	4,400	4,075.00	17,930,000	貸付有価証券 500株
加藤製作所	3,100	1,310.00	4,061,000	貸付有価証券 300株 (300株)
油研工業	1,000	2,395.00	2,395,000	
タダノ	106,800	1,132.50	120,951,000	
フジテック	43,400	4,296.00	186,446,400	貸付有価証券 4,500株
C K D	51,300	3,180.00	163,134,000	貸付有価証券 400株 (400株)
平和	54,900	2,072.00	113,752,800	貸付有価証券 500株
理想科学工業	14,800	3,395.00	50,246,000	貸付有価証券 900株 (300株)
SANKYO	178,600	1,746.00	311,835,600	貸付有価証券 3,300株
日本金銭機械	22,400	1,381.00	30,934,400	貸付有価証券 2,600株 (700株)

マースグループホールディングス	9,400	3,810.00	35,814,000	貸付有価証券 800株
フクシマガリレイ	12,100	6,650.00	80,465,000	
オーイズミ	2,300	365.00	839,500	
ダイコク電機	9,100	4,070.00	37,037,000	貸付有価証券 4,200株
竹内製作所	33,700	5,630.00	189,731,000	貸付有価証券 900株
アマノ	52,700	4,154.00	218,915,800	貸付有価証券 1,300株
JUKI	28,700	517.00	14,837,900	貸付有価証券 2,000株 (1,100株)
ジャノメ	18,800	691.00	12,990,800	貸付有価証券 500株
マックス	26,100	3,845.00	100,354,500	貸付有価証券 200株
グローリー	44,500	2,803.50	124,755,750	貸付有価証券 800株 (800株)
新晃工業	18,700	4,140.00	77,418,000	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	28,400	1,534.00	43,565,600	
セガサミーホールディングス	165,700	2,388.50	395,774,450	貸付有価証券 200株
T P R	23,600	2,555.00	60,298,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ツバキ・ナカシマ	37,200	786.00	29,239,200	貸付有価証券 400株
ホシザキ	109,500	5,102.00	558,669,000	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
大豊工業	16,000	812.00	12,992,000	貸付有価証券 100株
日本精工	343,500	781.70	268,513,950	貸付有価証券 4,000株
N T N	402,400	320.30	128,888,720	貸付有価証券 65,500株 (59,000株)
ジェイテクト	165,100	1,119.50	184,829,450	
不二越	13,700	3,510.00	48,087,000	貸付有価証券 2,700株
日本トムソン	50,500	633.00	31,966,500	貸付有価証券 6,800株
T H K	107,100	2,873.50	307,751,850	貸付有価証券 5,300株
ユースン精機	14,700	754.00	11,083,800	
前澤給装工業	13,300	1,341.00	17,835,300	
イーグル工業	20,500	1,928.00	39,524,000	貸付有価証券 700株 (700株)
前澤工業	3,900	1,463.00	5,705,700	

日本ピラー工業	17,200	5,370.00	92,364,000	
キッツ	62,100	1,137.00	70,607,700	貸付有価証券 2,400株(1,700株)
マキタ	211,600	4,372.00	925,115,200	
三井E&S	92,100	1,456.00	134,097,600	貸付有価証券 43,000株(4,900株)
日立造船	163,700	1,052.00	172,212,400	貸付有価証券 7,100株(6,700株)
三菱重工業	3,245,200	1,723.00	5,591,479,600	貸付有価証券 3,500株
I H I	138,200	4,805.00	664,051,000	
サノヤスホールディングス	9,100	210.00	1,911,000	貸付有価証券 100株(100株)
スター精密	34,100	2,109.00	71,916,900	貸付有価証券 100株(100株)
日清紡ホールディングス	139,500	1,074.50	149,892,750	貸付有価証券 700株
イビデン	96,800	6,548.00	633,846,400	貸付有価証券 34,100株(2,800株)
コニカミノルタ	414,400	445.20	184,490,880	貸付有価証券 8,100株(2,900株)
ブラザー工業	247,900	2,831.00	701,804,900	貸付有価証券 5,800株(2,200株)
ミネベアミツミ	322,800	3,295.00	1,063,626,000	貸付有価証券 10,300株(1,400株)
日立製作所	4,459,400	3,601.00	16,058,299,400	
三菱電機	2,032,700	2,567.50	5,218,957,250	
富士電機	112,800	9,152.00	1,032,345,600	貸付有価証券 2,600株
東洋電機製造	2,200	1,086.00	2,389,200	
安川電機	201,600	5,777.00	1,164,643,200	貸付有価証券 8,100株
シンフォニアテクノロジー	20,500	3,400.00	69,700,000	貸付有価証券 800株
明電舎	34,400	3,650.00	125,560,000	
オリジン	1,400	1,350.00	1,890,000	
山洋電気	8,000	7,280.00	58,240,000	貸付有価証券 300株(300株)
デンヨー	14,100	2,920.00	41,172,000	
PHCホールディングス	34,700	1,174.00	40,737,800	貸付有価証券 16,400株
KOKUSAI ELECTRIC	96,800	4,690.00	453,992,000	貸付有価証券 45,000株(4,400株)
ソシオネクスト	135,300	3,809.00	515,357,700	貸付有価証券 9,400株
東芝テック	23,800	3,440.00	81,872,000	

芝浦メカトロニクス	10,600	8,480.00	89,888,000	貸付有価証券 1,000株(200株)
マブチモーター	91,300	2,387.50	217,978,750	貸付有価証券 3,800株(400株)
ニデック	409,700	7,185.00	2,943,694,500	
ユー・エム・シー・エレ クトロニクス	11,700	392.00	4,586,400	貸付有価証券 500株(500株)
トレックス・セミコンダ クター	9,500	1,870.00	17,765,000	
東光高岳	11,200	2,018.00	22,601,600	貸付有価証券 200株(200株)
ダブル・スコープ	53,100	512.00	27,187,200	貸付有価証券 24,800株(15,900 株)
ダイヘン	17,600	8,300.00	146,080,000	貸付有価証券 100株
ヤーマン	36,100	823.00	29,710,300	貸付有価証券 16,800株(5,800株)
JVCケンウッド	146,500	932.00	136,538,000	貸付有価証券 2,000株(1,800株)
ミマキエンジニアリング	17,600	1,927.00	33,915,200	貸付有価証券 2,000株(100株)
IPEX	12,900	2,104.00	27,141,600	
大崎電気工業	39,800	704.00	28,019,200	貸付有価証券 100株
オムロン	141,700	5,529.00	783,459,300	貸付有価証券 2,100株(1,500株)
日東工業	25,000	3,500.00	87,500,000	貸付有価証券 1,700株(1,000株)
IDEC	27,400	2,953.00	80,912,200	貸付有価証券 100株
正興電機製作所	2,100	1,432.00	3,007,200	
不二電機工業	1,200	1,159.00	1,390,800	貸付有価証券 600株
ジーエス・ユアサコー ポレーション	72,400	3,187.00	230,738,800	
サクサホールディングス	1,400	2,737.00	3,831,800	
メルコホールディングス	5,800	3,500.00	20,300,000	
テクノメディカ	4,500	1,794.00	8,073,000	
ダイヤモンドエレクトリ ックホールディング	6,900	698.00	4,816,200	貸付有価証券 700株(300株)
日本電気	243,700	13,245.00	3,227,806,500	貸付有価証券 3,700株
富士通	1,707,600	2,517.00	4,298,029,200	
沖電気工業	83,900	1,016.00	85,242,400	貸付有価証券 200株
岩崎通信機	2,900	1,415.00	4,103,500	

電気興業	7,500	2,113.00	15,847,500	
サンケン電気	17,200	6,886.00	118,439,200	貸付有価証券 1,100株
ナカヨ	1,000	1,190.00	1,190,000	
アイホン	10,000	3,090.00	30,900,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,156,700	3,009.00	3,480,510,300	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
セイコーエプソン	238,100	2,499.00	595,011,900	貸付有価証券 7,600株 (3,900株)
ワコム	130,400	755.00	98,452,000	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
アルバック	40,700	10,510.00	427,757,000	貸付有価証券 1,100株 (300株)
アクセル	8,300	1,479.00	12,275,700	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
E I Z O	13,600	4,865.00	66,164,000	
日本信号	42,300	1,053.00	44,541,900	
京三製作所	38,900	722.00	28,085,800	
能美防災	25,100	2,433.00	61,068,300	貸付有価証券 100株
ホーチキ	13,900	2,241.00	31,149,900	
星和電機	2,700	577.00	1,557,900	
エレコム	44,400	1,632.00	72,460,800	貸付有価証券 2,800株 (2,000株)
パナソニック ホールディングス	2,192,200	1,317.00	2,887,127,400	貸付有価証券 500株
シャープ	312,800	930.10	290,935,280	貸付有価証券 64,600株 (19,700株)
アンリツ	130,700	1,233.00	161,153,100	貸付有価証券 2,700株 (2,700株)
富士通ゼネラル	52,600	2,087.00	109,776,200	貸付有価証券 2,900株 (2,900株)
ソニーグループ	1,286,700	13,640.00	17,550,588,000	
TDK	293,800	9,865.00	2,898,337,000	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
帝国通信工業	8,100	2,106.00	17,058,600	
タムラ製作所	73,900	715.00	52,838,500	貸付有価証券 12,000株 (6,700株)
アルプスアルパイン	165,700	1,536.50	254,598,050	貸付有価証券 21,600株 (5,200株)
池上通信機	2,000	808.00	1,616,000	
日本電波工業	22,200	1,439.00	31,945,800	
鈴木	9,900	1,415.00	14,008,500	
メイコー	18,400	7,170.00	131,928,000	

日本トリム	4,200	3,455.00	14,511,000	
ローランド ディー. ジー.	4,200	5,340.00	22,428,000	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
フォスター電機	13,700	1,802.00	24,687,400	貸付有価証券 600株
S MK	4,900	2,608.00	12,779,200	
ココオ	16,400	2,097.00	34,390,800	貸付有価証券 2,100株 (2,100株)
ティアック	10,100	96.00	969,600	貸付有価証券 800株 (800株)
ホシデン	42,200	2,152.00	90,814,400	貸付有価証券 6,200株 (5,500株)
ヒロセ電機	27,400	17,770.00	486,898,000	貸付有価証券 200株
日本航空電子工業	44,400	2,590.00	114,996,000	貸付有価証券 500株
T O A	21,100	1,111.00	23,442,100	貸付有価証券 100株
マクセル	41,000	1,784.00	73,144,000	貸付有価証券 200株
古野電気	24,100	2,088.00	50,320,800	貸付有価証券 600株
スミダコーポレーション	25,000	1,150.00	28,750,000	貸付有価証券 6,200株 (6,200株)
アイコム	7,100	3,060.00	21,726,000	
リオン	7,600	2,930.00	22,268,000	
横河電機	203,000	3,890.00	789,670,000	貸付有価証券 300株 (300株)
新電元工業	7,100	2,961.00	21,023,100	貸付有価証券 200株
アズビル	126,400	4,481.00	566,398,400	貸付有価証券 3,600株
東亜ディーケーケー	2,900	858.00	2,488,200	
日本光電工業	157,600	2,324.00	366,262,400	貸付有価証券 1,600株
チノー	7,600	2,596.00	19,729,600	貸付有価証券 500株 (500株)
共和電業	5,700	460.00	2,622,000	
日本電子材料	11,300	3,600.00	40,680,000	貸付有価証券 100株
堀場製作所	35,100	12,980.00	455,598,000	貸付有価証券 700株
アドバンテスト	526,400	6,425.00	3,382,120,000	
小野測器	2,500	682.00	1,705,000	
エスペック	14,700	3,185.00	46,819,500	
キーエンス	183,800	70,550.00	12,967,090,000	

日置電機	8,700	6,790.00	59,073,000	貸付有価証券 2,800株(200株)
シスメックス	475,700	2,591.00	1,232,538,700	貸付有価証券 11,700株
日本マイクロニクス	33,000	6,690.00	220,770,000	貸付有価証券 2,700株
メガチップス	14,500	4,080.00	59,160,000	
OBARA GROUP	11,500	4,175.00	48,012,500	貸付有価証券 2,100株(2,100株)
澤藤電機	700	1,284.00	898,800	貸付有価証券 200株
原田工業	2,700	585.00	1,579,500	貸付有価証券 1,200株
コーセル	19,600	1,251.00	24,519,600	貸付有価証券 100株(100株)
イリソ電子工業	16,900	3,040.00	51,376,000	
オブテックスグループ	33,700	1,691.00	56,986,700	貸付有価証券 1,300株
千代田インテグレ	7,200	3,170.00	22,824,000	
レーザーテック	84,200	36,090.00	3,038,778,000	
スタンレー電気	117,600	2,870.00	337,512,000	
ウシオ電機	81,200	2,092.00	169,870,400	貸付有価証券 3,100株(3,100株)
岡谷電機産業	4,700	251.00	1,179,700	貸付有価証券 400株
ヘリオス テクノ ホールディング	6,100	860.00	5,246,000	
エノモト	1,700	1,538.00	2,614,600	貸付有価証券 100株
日本セラミック	15,000	2,550.00	38,250,000	貸付有価証券 3,400株
遠藤照明	2,700	1,535.00	4,144,500	
古河電池	13,500	1,318.00	17,793,000	貸付有価証券 1,500株(1,500株)
山一電機	16,500	3,330.00	54,945,000	
図研	15,300	4,225.00	64,642,500	
日本電子	46,000	7,268.00	334,328,000	
カシオ計算機	132,800	1,201.50	159,559,200	貸付有価証券 1,800株
ファナック	889,100	4,409.00	3,920,041,900	貸付有価証券 3,500株
日本シイエムケイ	43,100	597.00	25,730,700	貸付有価証券 1,400株(1,400株)
エンプラス	5,300	8,030.00	42,559,000	貸付有価証券 2,400株(1,300株)
大真空	27,400	708.00	19,399,200	貸付有価証券 8,100株(7,400株)

ローム	339,700	2,150.00	730,355,000	貸付有価証券 8,900株(2,800株)
浜松ホトニクス	147,500	4,308.00	635,430,000	貸付有価証券 4,600株(300株)
三井ハイテック	16,300	6,285.00	102,445,500	貸付有価証券 5,500株(500株)
新光電気工業	65,000	5,640.00	366,600,000	
京セラ	1,141,600	1,851.50	2,113,672,400	貸付有価証券 31,300株(1,200株)
太陽誘電	89,500	4,086.00	365,697,000	貸付有価証券 200株
村田製作所	1,641,300	3,322.00	5,452,398,600	貸付有価証券 22,000株(13,500株)
双葉電子工業	35,000	655.00	22,925,000	
北陸電気工業	2,300	1,414.00	3,252,200	
ニチコン	48,200	1,200.00	57,840,000	貸付有価証券 5,300株(3,500株)
日本ケミコン	19,500	1,635.00	31,882,500	
KOA	27,800	1,546.00	42,978,800	貸付有価証券 1,200株(400株)
市光工業	33,100	544.00	18,006,400	
小糸製作所	190,400	2,219.00	422,497,600	貸付有価証券 20,600株(3,100株)
ミツバ	34,500	1,147.00	39,571,500	貸付有価証券 3,500株
S C R E E Nホールディングス	62,800	14,500.00	910,600,000	貸付有価証券 400株
キャノン電子	20,300	2,260.00	45,878,000	
キャノン	916,400	4,354.00	3,990,005,600	
リコー	460,700	1,375.50	633,692,850	貸付有価証券 2,700株(1,900株)
象印マホービン	49,900	1,547.00	77,195,300	
M U T O Hホールディングス	800	2,436.00	1,948,800	
東京エレクトロン	388,900	34,900.00	13,572,610,000	
イノテック	12,200	1,770.00	21,594,000	貸付有価証券 100株
トヨタ紡織	77,400	2,130.50	164,900,700	貸付有価証券 2,000株(1,000株)
芦森工業	1,200	2,425.00	2,910,000	貸付有価証券 100株
ユニプレス	33,000	1,339.00	44,187,000	貸付有価証券 400株
豊田自動織機	156,700	13,565.00	2,125,635,500	貸付有価証券 2,300株(500株)
モリタホールディングス	32,200	1,871.00	60,246,200	

三櫻工業	28,000	1,025.00	28,700,000	貸付有価証券 600株(100株)
デンソー	1,515,900	2,498.00	3,786,718,200	貸付有価証券 36,900株
東海理化電機製作所	51,800	2,158.00	111,784,400	貸付有価証券 2,100株(2,100株)
川崎重工業	150,000	6,110.00	916,500,000	貸付有価証券 900株
名村造船所	51,500	2,409.00	124,063,500	貸付有価証券 24,000株
日本車輛製造	6,000	2,549.00	15,294,000	
三菱ロジスネクスト	29,300	1,601.00	46,909,300	貸付有価証券 9,200株(3,400株)
近畿車輛	900	1,997.00	1,797,300	
日産自動車	2,417,500	545.90	1,319,713,250	貸付有価証券 329,600株
いすゞ自動車	515,900	2,131.00	1,099,382,900	
トヨタ自動車	9,767,200	3,290.00	32,134,088,000	貸付有価証券 53,700株(53,700株)
日野自動車	276,300	418.00	115,493,400	貸付有価証券 31,200株(2,600株)
三菱自動車工業	716,800	443.20	317,685,760	貸付有価証券 168,600株(76,300株)
エフテック	4,200	648.00	2,721,600	貸付有価証券 2,000株(1,300株)
レシップホールディングス	2,600	685.00	1,781,000	
GMB	1,200	1,600.00	1,920,000	貸付有価証券 500株(500株)
ファルテック	1,200	550.00	660,000	
武蔵精密工業	44,900	1,883.00	84,546,700	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
日産車体	18,600	985.00	18,321,000	貸付有価証券 6,400株
新明和工業	52,900	1,419.00	75,065,100	
極東開発工業	30,300	2,512.00	76,113,600	貸付有価証券 100株
トピー工業	14,900	2,489.00	37,086,100	貸付有価証券 400株(100株)
ティラド	4,100	3,730.00	15,293,000	
タチエス	33,900	1,965.00	66,613,500	貸付有価証券 500株
NOK	71,400	2,139.50	152,760,300	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
フタバ産業	49,200	883.00	43,443,600	貸付有価証券 1,200株(1,200株)

カヤバ	17,300	5,420.00	93,766,000	貸付有価証券 400株 (400株)
大同メタル工業	35,900	624.00	22,401,600	
プレス工業	73,400	649.00	47,636,600	貸付有価証券 1,600株
ミクニ	7,700	413.00	3,180,100	貸付有価証券 600株
太平洋工業	42,100	1,508.00	63,486,800	貸付有価証券 7,700株 (4,400株)
アイシン	141,700	5,243.00	742,933,100	貸付有価証券 6,000株
マツダ	607,700	1,556.00	945,581,200	貸付有価証券 111,100株 (3,100 株)
今仙電機製作所	3,900	622.00	2,425,800	貸付有価証券 400株 (200株)
本田技研工業	4,353,400	1,720.00	7,487,848,000	貸付有価証券 3,800株 (3,800株)
スズキ	1,349,800	1,851.00	2,498,479,800	貸付有価証券 48,100株
S U B A R U	569,800	3,410.00	1,943,018,000	
安永	2,700	592.00	1,598,400	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
ヤマハ発動機	794,100	1,489.00	1,182,414,900	貸付有価証券 5,400株 (100株)
T B K	6,700	311.00	2,083,700	貸付有価証券 600株 (600株)
エクセディ	30,000	2,948.00	88,440,000	貸付有価証券 600株
豊田合成	52,600	2,828.50	148,779,100	
愛三工業	30,500	1,400.00	42,700,000	貸付有価証券 400株 (400株)
盟和産業	900	1,026.00	923,400	
日本プラスト	5,200	441.00	2,293,200	貸付有価証券 1,600株 (1,500株)
ヨロズ	17,200	1,146.00	19,711,200	
エフ・シー・シー	32,600	2,349.00	76,577,400	
シマノ	74,100	24,845.00	1,841,014,500	貸付有価証券 100株 (100株)
テイ・エス テック	65,400	1,905.50	124,619,700	
ジャムコ	10,000	1,503.00	15,030,000	貸付有価証券 1,900株
テルモ	1,024,200	2,653.00	2,717,202,600	貸付有価証券 2,400株
クリエートメディック	2,000	946.00	1,892,000	
日機装	42,800	1,152.00	49,305,600	
日本エム・ディ・エム	14,600	684.00	9,986,400	貸付有価証券

				200株 (200株)
島津製作所	244,100	4,025.00	982,502,500	貸付有価証券 2,900株
JMS	17,000	540.00	9,180,000	
クボテック	1,700	216.00	367,200	貸付有価証券 300株 (300株)
長野計器	13,400	2,950.00	39,530,000	貸付有価証券 400株 (200株)
ブイ・テクノロジー	9,700	3,055.00	29,633,500	
東京計器	14,100	3,560.00	50,196,000	貸付有価証券 200株
愛知時計電機	7,900	2,289.00	18,083,100	
インターアクション	11,100	1,735.00	19,258,500	貸付有価証券 400株 (200株)
オーバル	5,400	466.00	2,516,400	
東京精密	37,700	12,295.00	463,521,500	貸付有価証券 200株 (100株)
マニー	73,500	1,985.00	145,897,500	貸付有価証券 11,700株 (10,800株)
ニコン	265,600	1,626.00	431,865,600	貸付有価証券 200株
トプコン	89,300	1,796.50	160,427,450	貸付有価証券 700株
オリンパス	1,051,900	2,593.50	2,728,102,650	貸付有価証券 700株 (600株)
理研計器	26,000	4,220.00	109,720,000	貸付有価証券 1,700株 (1,300株)
タムロン	22,100	4,165.00	92,046,500	
HOYA	361,700	18,705.00	6,765,598,500	
シード	3,700	558.00	2,064,600	貸付有価証券 500株 (500株)
ノーリツ鋼機	17,400	4,440.00	77,256,000	貸付有価証券 100株
A&Dホロンホールディングス	26,800	2,953.00	79,140,400	
朝日インテック	224,000	2,255.50	505,232,000	貸付有価証券 6,500株
シチズン時計	169,000	1,075.00	181,675,000	貸付有価証券 22,200株 (1,800株)
リズム	1,400	3,785.00	5,299,000	貸付有価証券 600株
大研医器	5,300	548.00	2,904,400	
メニコン	63,200	1,321.00	83,487,200	貸付有価証券 2,800株 (2,800株)
シンシア	700	456.00	319,200	
松風	8,300	4,680.00	38,844,000	

セイコーグループ	25,600	4,915.00	125,824,000	貸付有価証券 500株
ニプロ	153,100	1,261.50	193,135,650	貸付有価証券 47,700株 (30,800 株)
KYORITSU	9,100	175.00	1,592,500	
中本パックス	2,000	1,651.00	3,302,000	貸付有価証券 900株 (900株)
パラマウントベッドホールディングス	38,200	2,719.00	103,865,800	貸付有価証券 100株 (100株)
トランザクション	12,100	1,933.00	23,389,300	貸付有価証券 200株
粧美堂	1,700	555.00	943,500	
ニホンフラッシュ	17,200	926.00	15,927,200	
前田工織	32,700	1,691.00	55,295,700	
永大産業	7,200	248.00	1,785,600	貸付有価証券 300株 (200株)
アートネイチャー	16,500	836.00	13,794,000	貸付有価証券 100株
フルヤ金属	17,400	4,370.00	76,038,000	
バンダイナムコホールディングス	498,800	3,140.00	1,566,232,000	
アイフィスジャパン	1,700	617.00	1,048,900	
SHOEI	51,700	1,960.00	101,332,000	貸付有価証券 13,700株 (2,900株)
フランスベッドホールディングス	23,700	1,266.00	30,004,200	貸付有価証券 2,200株 (900株)
パイロットコーポレーション	25,900	4,283.00	110,929,700	
萩原工業	12,300	1,568.00	19,286,400	
フジシールインターナショナル	37,200	2,462.00	91,586,400	
タカラトミー	83,600	3,168.00	264,844,800	貸付有価証券 300株
広済堂ホールディングス	53,500	619.00	33,116,500	貸付有価証券 22,000株
エステールホールディングス	1,400	653.00	914,200	
タカノ	2,300	915.00	2,104,500	
プロネクサス	19,000	1,319.00	25,061,000	
ホクシン	4,700	121.00	568,700	貸付有価証券 1,900株
ウッドワン	2,200	929.00	2,043,800	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
TOPPANホールディングス	219,000	4,433.00	970,827,000	
大日本印刷	190,500	5,412.00	1,030,986,000	貸付有価証券

				7,200株
共同印刷	5,200	3,885.00	20,202,000	
N I S S H A	31,400	2,037.00	63,961,800	
光村印刷	500	1,621.00	810,500	
TAKARA & COMPANY	10,800	3,170.00	34,236,000	
アシックス	626,200	2,461.00	1,541,078,200	
ツツミ	4,300	2,181.00	9,378,300	
ローランド	13,500	4,045.00	54,607,500	
小松ウオール工業	7,500	3,280.00	24,600,000	
ヤマハ	115,800	3,766.00	436,102,800	貸付有価証券 2,500株
河合楽器製作所	5,600	3,200.00	17,920,000	
クリナップ	18,000	743.00	13,374,000	貸付有価証券 200株(200株)
ピジョン	117,000	1,454.50	170,176,500	貸付有価証券 8,100株(2,600株)
キングジム	16,200	878.00	14,223,600	貸付有価証券 7,500株
リンテック	36,900	3,415.00	126,013,500	
イトーキ	35,000	1,717.00	60,095,000	貸付有価証券 15,100株(2,400株)
任天堂	1,160,000	8,556.00	9,924,960,000	
三菱鉛筆	25,400	2,510.00	63,754,000	貸付有価証券 200株(200株)
タカラスタンダード	37,600	1,735.00	65,236,000	
コクヨ	75,200	2,697.00	202,814,400	貸付有価証券 200株
ナカバヤシ	19,800	551.00	10,909,800	貸付有価証券 200株(200株)
グローブライド	16,500	2,140.00	35,310,000	貸付有価証券 100株
オカムラ	55,300	2,255.00	124,701,500	
美津濃	18,300	7,920.00	144,936,000	
東京電力ホールディングス	1,656,200	866.20	1,434,600,440	貸付有価証券 7,600株
中部電力	677,100	1,901.00	1,287,167,100	貸付有価証券 500株
関西電力	709,500	2,702.00	1,917,069,000	
中国電力	319,200	1,056.50	337,234,800	貸付有価証券 300株
北陸電力	187,900	1,018.50	191,376,150	貸付有価証券 4,300株
東北電力	483,700	1,451.50	702,090,550	貸付有価証券

				6,000株(6,000株)
四国電力	171,100	1,380.00	236,118,000	
九州電力	423,500	1,657.00	701,739,500	
北海道電力	177,500	1,194.00	211,935,000	貸付有価証券 40,500株
沖縄電力	46,900	1,115.00	52,293,500	貸付有価証券 2,500株
電源開発	150,900	2,510.50	378,834,450	貸付有価証券 23,500株(23,400 株)
エフオン	13,400	412.00	5,520,800	
イーレックス	32,700	713.00	23,315,100	貸付有価証券 15,300株(6,000株)
レノバ	49,000	994.00	48,706,000	貸付有価証券 22,900株(1,100株)
東京瓦斯	357,700	3,455.00	1,235,853,500	貸付有価証券 29,200株
大阪瓦斯	366,100	3,543.00	1,297,092,300	貸付有価証券 200株
東邦瓦斯	79,600	3,903.00	310,678,800	貸付有価証券 3,000株(1,500株)
北海道瓦斯	11,000	3,445.00	37,895,000	
広島ガス	38,800	398.00	15,442,400	貸付有価証券 1,500株(200株)
西部ガスホールディングス	19,200	2,012.00	38,630,400	
静岡ガス	36,600	957.00	35,026,200	
メタウォーター	22,000	1,948.00	42,856,000	
SBSホールディングス	16,400	2,680.00	43,952,000	貸付有価証券 900株
東武鉄道	201,800	2,708.50	546,575,300	貸付有価証券 100株
相鉄ホールディングス	65,700	2,437.50	160,143,750	貸付有価証券 1,500株(1,100株)
東急	515,200	1,772.00	912,934,400	貸付有価証券 19,200株(11,000 株)
京浜急行電鉄	227,400	1,175.50	267,308,700	貸付有価証券 8,400株(8,300株)
小田急電鉄	303,800	1,556.00	472,712,800	貸付有価証券 16,700株(2,300株)
京王電鉄	88,300	3,733.00	329,623,900	
京成電鉄	118,500	5,176.00	613,356,000	貸付有価証券 700株
富士急行	22,600	3,190.00	72,094,000	
東日本旅客鉄道	1,012,600	2,664.50	2,698,072,700	貸付有価証券 1,000株

西日本旅客鉄道	435,900	2,995.00	1,305,520,500	
東海旅客鉄道	707,700	3,473.00	2,457,842,100	貸付有価証券 800株
西武ホールディングス	222,200	2,217.00	492,617,400	貸付有価証券 100株
鴻池運輸	31,300	2,398.00	75,057,400	貸付有価証券 400株 (400株)
西日本鉄道	49,100	2,577.50	126,555,250	貸付有価証券 5,800株 (2,800株)
ハマキョウレックス	15,700	4,405.00	69,158,500	
サカイ引越センター	20,400	2,548.00	51,979,200	貸付有価証券 1,000株
近鉄グループホールディングス	183,400	3,502.00	642,266,800	貸付有価証券 14,600株 (7,800株)
阪急阪神ホールディングス	244,600	4,274.00	1,045,420,400	貸付有価証券 1,100株 (300株)
南海電気鉄道	81,800	2,671.00	218,487,800	貸付有価証券 1,400株 (1,200株)
京阪ホールディングス	101,100	2,878.00	290,965,800	貸付有価証券 2,500株 (2,500株)
神戸電鉄	5,000	2,788.00	13,940,000	貸付有価証券 2,300株
名古屋鉄道	189,200	1,753.50	331,762,200	貸付有価証券 16,700株
山陽電気鉄道	13,800	2,136.00	29,476,800	貸付有価証券 5,900株 (100株)
アルプス物流	14,600	5,720.00	83,512,000	
ヤマトホールディングス	222,900	1,768.50	394,198,650	貸付有価証券 17,400株 (8,300株)
山九	44,300	5,488.00	243,118,400	
丸運	3,600	368.00	1,324,800	貸付有価証券 600株
丸全昭和運輸	11,300	5,480.00	61,924,000	
センコーグループホールディングス	97,100	1,127.00	109,431,700	貸付有価証券 11,400株 (600株)
トナミホールディングス	4,000	6,530.00	26,120,000	
ニッコンホールディングス	56,500	3,639.00	205,603,500	
日本石油輸送	600	3,045.00	1,827,000	
福山通運	16,800	3,970.00	66,696,000	貸付有価証券 2,100株 (200株)
セイノーホールディングス	103,200	2,170.50	223,995,600	貸付有価証券 36,000株
エスライングループ本社	1,700	1,453.00	2,470,100	
神奈川中央交通	5,200	3,140.00	16,328,000	貸付有価証券 100株
AZ-COM丸和ホール	46,900	1,169.00	54,826,100	貸付有価証券

ディングス				10,100株(500株)
C&Fロジホールディングス	17,700	5,730.00	101,421,000	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
九州旅客鉄道	129,700	3,485.00	452,004,500	
S Gホールディングス	308,000	1,482.50	456,610,000	貸付有価証券 15,600株
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	62,200	7,415.00	461,213,000	
日本郵船	475,100	4,682.00	2,224,418,200	
商船三井	398,400	4,818.00	1,919,491,200	貸付有価証券 8,700株
川崎汽船	442,000	2,340.00	1,034,280,000	貸付有価証券 41,200株(27,100株)
N Sユナイテッド海運	9,900	5,060.00	50,094,000	貸付有価証券 2,300株(2,200株)
明海グループ	6,700	726.00	4,864,200	貸付有価証券 3,100株(1,900株)
飯野海運	67,300	1,280.00	86,144,000	貸付有価証券 12,800株(8,000株)
共栄タンカー	1,100	1,314.00	1,445,400	貸付有価証券 500株(500株)
乾汽船	21,500	1,161.00	24,961,500	貸付有価証券 1,800株(1,500株)
日本航空	450,500	2,538.50	1,143,594,250	貸付有価証券 500株
A N Aホールディングス	499,100	2,969.50	1,482,077,450	貸付有価証券 37,400株
パスコ	1,200	1,810.00	2,172,000	
トランコム	5,300	6,550.00	34,715,000	
日新	13,900	4,775.00	66,372,500	
三菱倉庫	43,700	5,280.00	230,736,000	
三井倉庫ホールディングス	17,100	4,775.00	81,652,500	貸付有価証券 600株(600株)
住友倉庫	49,000	2,615.00	128,135,000	
澁澤倉庫	8,400	3,270.00	27,468,000	
東陽倉庫	1,600	1,530.00	2,448,000	
日本トランスシティ	36,900	1,082.00	39,925,800	貸付有価証券 200株(200株)
ケイヒン	1,100	2,255.00	2,480,500	
中央倉庫	9,800	1,314.00	12,877,200	貸付有価証券 2,400株
川西倉庫	1,100	1,215.00	1,336,500	
安田倉庫	12,500	1,600.00	20,000,000	
ファイブホールディングス	900	1,121.00	1,008,900	

東洋埠頭	1,800	1,386.00	2,494,800	
上組	84,700	3,313.00	280,611,100	
サンリツ	1,500	904.00	1,356,000	
キムラユニティー	2,900	1,749.00	5,072,100	
キューソー流通システム	9,400	1,686.00	15,848,400	貸付有価証券 4,300株(3,200株)
東海運	3,600	297.00	1,069,200	貸付有価証券 200株
エーアイテイー	11,500	1,852.00	21,298,000	貸付有価証券 300株(300株)
内外トランスライン	7,400	2,856.00	21,134,400	
日本コンセプト	6,700	1,775.00	11,892,500	
NEC ネットエスアイ	71,800	2,443.00	175,407,400	
クロスキャット	11,700	1,401.00	16,391,700	貸付有価証券 100株
システナ	278,800	314.00	87,543,200	
デジタルアーツ	11,700	4,510.00	52,767,000	
日鉄ソリューションズ	62,900	2,723.00	171,276,700	
キューブシステム	9,700	1,191.00	11,552,700	
コア	8,200	1,968.00	16,137,600	
手間いらず	3,100	3,295.00	10,214,500	
ラクーンホールディングス	13,700	559.00	7,658,300	貸付有価証券 700株
ソリトンシステムズ	9,500	1,220.00	11,590,000	
ソフトクリエイイトホールディングス	15,100	1,981.00	29,913,100	
T I S	194,800	3,118.00	607,386,400	貸付有価証券 5,200株(3,400株)
テクミラホールディングス	2,800	398.00	1,114,400	貸付有価証券 600株(100株)
グリー	61,800	533.00	32,939,400	貸付有価証券 200株
GMOペパボ	2,300	1,472.00	3,385,600	
コーエーテクモホールディングス	115,500	1,389.00	160,429,500	貸付有価証券 33,400株
三菱総合研究所	9,000	4,970.00	44,730,000	貸付有価証券 100株
ボルテージ	1,700	268.00	455,600	貸付有価証券 700株(600株)
電算	700	1,499.00	1,049,300	
A G S	2,500	1,046.00	2,615,000	貸付有価証券 1,200株
ファインデックス	14,600	1,017.00	14,848,200	貸付有価証券 200株(200株)

ブレインパッド	15,300	1,059.00	16,202,700	貸付有価証券 600株
K L a b	35,900	234.00	8,400,600	貸付有価証券 15,800株 (100株)
ポールトゥウィンホール ディングス	31,500	486.00	15,309,000	貸付有価証券 700株 (700株)
ネクソン	404,500	2,975.00	1,203,387,500	
アイスタイル	61,600	487.00	29,999,200	貸付有価証券 28,700株
エムアップホールディン グス	22,600	1,440.00	32,544,000	貸付有価証券 2,300株
エイチーム	12,200	736.00	8,979,200	貸付有価証券 200株 (200株)
エニグモ	23,400	329.00	7,698,600	貸付有価証券 3,100株 (1,700株)
テクノスジャパン	5,500	702.00	3,861,000	
e n i s h	6,900	300.00	2,070,000	貸付有価証券 3,000株 (100株)
コロプラ	62,600	654.00	40,940,400	貸付有価証券 3,200株 (3,000株)
オルトプラス	6,000	130.00	780,000	貸付有価証券 1,200株
ブロードリーフ	87,400	582.00	50,866,800	貸付有価証券 1,600株 (100株)
クロス・マーケティング グループ	2,900	592.00	1,716,800	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
デジタルハーツホールデ ィングス	11,500	1,037.00	11,925,500	貸付有価証券 200株 (200株)
メディアドゥ	8,300	1,513.00	12,557,900	
じげん	53,700	598.00	32,112,600	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
ブイキューブ	22,100	259.00	5,723,900	貸付有価証券 7,300株 (4,300株)
エンカレッジ・テクノロ ジ	1,400	655.00	917,000	
サイバーリンクス	2,300	822.00	1,890,600	
ディー・エル・イー	4,400	174.00	765,600	貸付有価証券 2,000株
フィックスターズ	18,500	1,954.00	36,149,000	貸付有価証券 6,800株 (2,800株)
CARTA HOLD I NGS	8,700	1,609.00	13,998,300	貸付有価証券 4,000株
オブティム	19,000	701.00	13,319,000	貸付有価証券 5,300株 (2,400株)
セレス	7,500	1,631.00	12,232,500	貸付有価証券 600株
S H I F T	12,300	14,580.00	179,334,000	貸付有価証券 5,500株

ティーガイア	19,300	3,050.00	58,865,000	貸付有価証券 2,000株
セック	2,500	4,490.00	11,225,000	貸付有価証券 100株 (100株)
テクマトリックス	33,600	2,002.00	67,267,200	貸付有価証券 400株
プロシップ	8,900	1,391.00	12,379,900	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	48,000	2,711.50	130,152,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
GMOペイメントゲート ウェイ	42,100	8,853.00	372,711,300	貸付有価証券 7,400株 (1,100株)
ザッパラス	1,400	436.00	610,400	貸付有価証券 300株 (200株)
システムリサーチ	12,600	1,667.00	21,004,200	
インターネットイニシア ティブ	88,100	2,369.50	208,752,950	貸付有価証券 3,100株
さくらインターネット	23,000	4,345.00	99,935,000	貸付有価証券 9,500株 (1,900株)
GMOグローバルサイ ン・ホールディングス	5,600	2,982.00	16,699,200	
SRAホールディングス	9,400	4,440.00	41,736,000	
システムインテグレータ	1,800	371.00	667,800	
朝日ネット	19,800	668.00	13,226,400	貸付有価証券 100株
eBASE	25,900	723.00	18,725,700	貸付有価証券 500株 (300株)
アバントグループ	23,300	1,379.00	32,130,700	貸付有価証券 500株 (500株)
アドソル日進	7,700	1,894.00	14,583,800	
ODKソリューションズ	1,200	585.00	702,000	
フリービット	8,000	1,292.00	10,336,000	貸付有価証券 400株
コムチュア	26,600	1,825.00	48,545,000	
アステリア	14,400	569.00	8,193,600	貸付有価証券 4,300株 (3,200株)
アイル	10,300	2,474.00	25,482,200	
マークラインズ	10,000	3,045.00	30,450,000	
メディカル・データ・ビ ジョン	22,000	599.00	13,178,000	貸付有価証券 10,200株 (800株)
gumi	29,900	341.00	10,195,900	貸付有価証券 14,000株 (1,400株)
ショーケース	1,400	311.00	435,400	貸付有価証券 600株 (500株)
モバイルファクトリー	1,300	660.00	858,000	
テラスカイ	8,000	2,033.00	16,264,000	貸付有価証券 3,700株 (2,400株)

デジタル・インフォメーション・テクノロジー	9,600	1,862.00	17,875,200	
P C I ホールディングス	2,500	967.00	2,417,500	貸付有価証券 400株 (400株)
アイビーシー	900	460.00	414,000	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	6,100	1,684.00	10,272,400	貸付有価証券 600株 (600株)
P R T I M E S	3,700	1,908.00	7,059,600	貸付有価証券 100株
ラクス	87,200	2,082.50	181,594,000	貸付有価証券 7,600株
ランドコンピュータ	3,000	823.00	2,469,000	
ダブルスタンダード	5,600	1,732.00	9,699,200	貸付有価証券 900株 (200株)
オープンドア	10,700	656.00	7,019,200	貸付有価証券 5,000株 (800株)
マイネット	2,000	343.00	686,000	
アカツキ	9,000	2,651.00	23,859,000	
ベネフィットジャパン	400	1,278.00	511,200	
U b i c o mホールディングス	5,900	1,351.00	7,970,900	貸付有価証券 2,600株
カナミックネットワーク	23,100	557.00	12,866,700	貸付有価証券 600株 (600株)
ノムラシステムコーポレーション	6,700	134.00	897,800	貸付有価証券 900株 (900株)
チェンジホールディングス	40,200	1,201.00	48,280,200	貸付有価証券 16,400株 (1,300株)
シンクロ・フード	3,900	523.00	2,039,700	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
オークネット	6,800	2,752.00	18,713,600	貸付有価証券 2,800株
キャピタル・アセット・プランニング	1,200	869.00	1,042,800	
セグエグループ	5,600	618.00	3,460,800	貸付有価証券 2,600株 (500株)
エイトレッド	900	1,640.00	1,476,000	貸付有価証券 200株 (200株)
マクロミル	36,200	850.00	30,770,000	
ビーグリー	1,300	1,143.00	1,485,900	
オロ	6,700	2,574.00	17,245,800	
ユーザーローカル	7,800	1,992.00	15,537,600	貸付有価証券 2,200株
テモナ	1,400	213.00	298,200	
ニーズウェル	6,700	407.00	2,726,900	貸付有価証券 900株
マネーフォワード	41,200	5,395.00	222,274,000	貸付有価証券

				1,600株
サインポスト	2,400	679.00	1,629,600	貸付有価証券 700株(700株)
Sun Asterisk	13,100	855.00	11,200,500	貸付有価証券 6,100株(1,800株)
プラスアルファ・コンサルティング	23,300	1,897.00	44,200,100	貸付有価証券 600株
電算システムホールディングス	8,200	2,695.00	22,099,000	
Appier Group	63,100	1,208.00	76,224,800	貸付有価証券 16,600株
ビジョナル	21,800	7,180.00	156,524,000	貸付有価証券 7,300株
ソルクシーズ	5,000	321.00	1,605,000	貸付有価証券 2,300株(100株)
フェイス	1,700	450.00	765,000	
プロトコーポレーション	20,200	1,479.00	29,875,800	
ハイマックス	5,800	1,423.00	8,253,400	
野村総合研究所	399,100	4,521.00	1,804,331,100	貸付有価証券 42,000株(2,100株)
CEホールディングス	2,900	584.00	1,693,600	貸付有価証券 100株
日本システム技術	15,400	1,671.00	25,733,400	
インテージホールディングス	20,800	1,499.00	31,179,200	貸付有価証券 100株
東邦システムサイエンス	7,700	1,631.00	12,558,700	
ソースネクスト	84,300	212.00	17,871,600	貸付有価証券 32,300株
インフォコム	23,700	6,060.00	143,622,000	
シンプレクス・ホールディングス	28,000	2,835.00	79,380,000	貸付有価証券 500株
HEROZ	7,200	1,260.00	9,072,000	貸付有価証券 3,300株(1,300株)
ラクスル	44,600	950.00	42,370,000	貸付有価証券 18,600株(4,100株)
メルカリ	89,900	1,997.50	179,575,250	貸付有価証券 42,000株(4,600株)
I P S	5,300	2,243.00	11,887,900	
F I G	7,100	349.00	2,477,900	貸付有価証券 3,200株(100株)
システムサポート	7,100	1,896.00	13,461,600	
イーソル	13,300	953.00	12,674,900	
東海ソフト	1,000	1,324.00	1,324,000	貸付有価証券 400株(400株)
ウイングアーク1st	19,200	2,712.00	52,070,400	
ヒト・コミュニケーション	6,100	950.00	5,795,000	貸付有価証券

ンズ・ホールディング				2,800株(100株)
サーバーワークス	3,800	3,310.00	12,578,000	
東名	600	2,483.00	1,489,800	貸付有価証券 300株
ヴィッツ	600	804.00	482,400	
トピラシステムズ	1,800	812.00	1,461,600	貸付有価証券 200株(200株)
S a n s a n	60,500	1,730.00	104,665,000	貸付有価証券 19,800株(200株)
L i n k-Uグループ	1,200	590.00	708,000	貸付有価証券 100株
ギフトィ	16,200	1,115.00	18,063,000	貸付有価証券 7,500株(1,600株)
メドレー	24,700	3,600.00	88,920,000	貸付有価証券 10,700株(500株)
ベース	6,500	2,851.00	18,531,500	貸付有価証券 400株
JMDC	31,400	3,321.00	104,279,400	貸付有価証券 8,000株(600株)
フォーカスシステムズ	12,300	1,281.00	15,756,300	
クレスコ	30,200	1,333.00	40,256,600	
フジ・メディア・ホールディングス	177,000	1,835.50	324,883,500	貸付有価証券 5,400株
オービック	61,600	20,740.00	1,277,584,000	貸付有価証券 3,000株
ジャストシステム	26,500	3,010.00	79,765,000	
TDCソフト	34,500	1,232.00	42,504,000	貸付有価証券 200株(200株)
L I N Eヤフー	2,623,700	388.90	1,020,356,930	
トレンドマイクロ	87,100	6,531.00	568,850,100	貸付有価証券 300株
IDホールディングス	12,400	1,485.00	18,414,000	
日本オラクル	35,300	11,100.00	391,830,000	貸付有価証券 300株(100株)
アルファシステムズ	4,800	3,025.00	14,520,000	
フューチャー	39,300	1,528.00	60,050,400	貸付有価証券 100株
C A C H o l d i n g s	9,900	1,872.00	18,532,800	
S Bテクノロジー	3,100	2,943.00	9,123,300	貸付有価証券 1,500株(300株)
トーセ	1,800	692.00	1,245,600	
オービックビジネスコンサルティング	25,900	6,727.00	174,229,300	貸付有価証券 200株
アイティフォー	23,600	1,439.00	33,960,400	
東計電算	5,100	3,900.00	19,890,000	

エクスネット	900	1,497.00	1,347,300	貸付有価証券 300株 (300株)
大塚商会	182,800	3,091.00	565,034,800	貸付有価証券 400株
サイボウズ	25,400	1,999.00	50,774,600	貸付有価証券 3,100株 (2,000株)
電通総研	22,400	5,280.00	118,272,000	貸付有価証券 1,100株
A C C E S S	19,100	1,275.00	24,352,500	貸付有価証券 8,900株
デジタルガレージ	29,400	2,470.00	72,618,000	
EMシステムズ	30,700	609.00	18,696,300	
ウェザーニューズ	5,700	4,690.00	26,733,000	貸付有価証券 2,200株 (100株)
C I J	45,900	460.00	21,114,000	貸付有価証券 600株 (500株)
ビジネスエンジニアリン グ	3,900	3,780.00	14,742,000	貸付有価証券 1,800株 (100株)
日本エンタープライズ	6,400	138.00	883,200	貸付有価証券 1,900株 (200株)
WOWOW	13,900	1,119.00	15,554,100	貸付有価証券 100株
スカラ	17,100	691.00	11,816,100	貸付有価証券 1,800株 (500株)
インテリジェント ウェ イブ	3,300	1,080.00	3,564,000	
ANYCOLOR	26,100	2,759.00	72,009,900	貸付有価証券 11,700株 (6,100株)
I M A G I C A G R O U P	18,400	549.00	10,101,600	貸付有価証券 700株 (700株)
ネットワンシステムズ	71,700	2,948.00	211,371,600	貸付有価証券 2,600株
システムソフト	64,100	67.00	4,294,700	貸付有価証券 24,100株 (1,700株)
アルゴグラフィックス	16,900	4,795.00	81,035,500	
マーベラス	29,900	649.00	19,405,100	貸付有価証券 2,200株 (1,800株)
エイベックス	31,400	1,364.00	42,829,600	貸付有価証券 400株 (400株)
B I P R O G Y	60,300	4,458.00	268,817,400	貸付有価証券 200株
都築電気	9,700	2,482.00	24,075,400	
T B S ホールディングス	92,700	4,054.00	375,805,800	貸付有価証券 7,000株
日本テレビホールディン グス	163,100	2,323.50	378,962,850	貸付有価証券 9,300株 (1,300株)
朝日放送グループホール ディングス	17,200	677.00	11,644,400	貸付有価証券 8,000株

テレビ朝日ホールディングス	44,700	2,136.00	95,479,200	貸付有価証券 600株 (600株)
スカパーJ S A Tホールディングス	143,100	868.00	124,210,800	
テレビ東京ホールディングス	13,300	3,760.00	50,008,000	貸付有価証券 5,100株 (5,000株)
日本BS放送	2,200	934.00	2,054,800	
ビジョン	27,500	1,242.00	34,155,000	貸付有価証券 10,300株
スマートバリュー	1,800	396.00	712,800	貸付有価証券 700株 (200株)
U-NEXT HOLDINGS	20,700	4,500.00	93,150,000	
ワイヤレスゲート	2,700	264.00	712,800	貸付有価証券 1,200株
日本通信	181,400	188.00	34,103,200	貸付有価証券 24,300株 (19,900株)
クロップス	800	1,138.00	910,400	
日本電信電話	54,813,500	151.80	8,320,689,300	
KDDI	1,355,400	4,254.00	5,765,871,600	貸付有価証券 4,900株 (4,400株)
ソフトバンク	2,943,200	1,964.50	5,781,916,400	
光通信	18,300	29,965.00	548,359,500	
エムティーアイ	12,600	874.00	11,012,400	貸付有価証券 200株
GMOインターネットグループ	67,500	2,456.00	165,780,000	貸付有価証券 1,300株 (1,100株)
ファイバーゲート	9,900	1,111.00	10,998,900	貸付有価証券 4,600株 (4,600株)
アイドママーケティングコミュニケーション	1,700	232.00	394,400	
KADOKAWA	97,400	2,579.50	251,243,300	貸付有価証券 4,900株 (100株)
学研ホールディングス	33,700	1,058.00	35,654,600	
ゼンリン	31,500	939.00	29,578,500	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	2,600	375.00	975,000	貸付有価証券 1,100株
インプレスホールディングス	6,200	164.00	1,016,800	
アイネット	11,200	2,148.00	24,057,600	貸付有価証券 100株
松竹	9,600	9,421.00	90,441,600	貸付有価証券 600株
東宝	102,500	4,704.00	482,160,000	
東映	30,400	3,800.00	115,520,000	貸付有価証券 1,800株

NTTデータグループ	481,800	2,362.00	1,138,011,600	貸付有価証券 10,900株
ピー・シー・エー	10,600	2,367.00	25,090,200	
ビジネスブレイン太田昭和	7,200	2,249.00	16,192,800	
D T S	36,400	4,215.00	153,426,000	貸付有価証券 1,100株
スクウェア・エニックス・ホールディングス	84,200	4,832.00	406,854,400	貸付有価証券 100株
シーイーシー	23,300	2,141.00	49,885,300	
カブコン	329,600	3,033.00	999,676,800	貸付有価証券 4,600株
アイ・エス・ビー	9,400	1,448.00	13,611,200	
ジャステック	3,800	1,939.00	7,368,200	貸付有価証券 500株
S C S K	128,900	3,213.00	414,155,700	貸付有価証券 3,800株
N S W	8,200	3,320.00	27,224,000	
アイネス	14,400	1,841.00	26,510,400	
T K C	32,900	3,465.00	113,998,500	
富士ソフト	37,000	7,260.00	268,620,000	貸付有価証券 800株 (800株)
N S D	65,000	3,085.00	200,525,000	貸付有価証券 3,400株
コナミグループ	69,000	11,580.00	799,020,000	
福井コンピュータホールディングス	11,400	2,525.00	28,785,000	
J B C Cホールディングス	12,200	3,650.00	44,530,000	貸付有価証券 400株
ミロク情報サービス	16,700	1,985.00	33,149,500	貸付有価証券 7,500株
ソフトバンクグループ	909,000	10,390.00	9,444,510,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	36,600	2,956.00	108,189,600	貸付有価証券 4,600株
高千穂交易	6,900	3,925.00	27,082,500	貸付有価証券 2,800株
オルパヘルスケアホールディングス	1,100	2,016.00	2,217,600	貸付有価証券 500株
伊藤忠食品	4,400	7,060.00	31,064,000	貸付有価証券 200株
エレマテック	17,400	2,014.00	35,043,600	
あらた	29,700	3,530.00	104,841,000	
トーマンデバイス	2,800	7,550.00	21,140,000	
東京エレクトロン デバイス	19,400	4,280.00	83,032,000	貸付有価証券 1,500株 (400株)
円谷フィールズホールディングス	31,500	1,714.00	53,991,000	貸付有価証券

インクス				15,300株
双日	216,400	3,909.00	845,907,600	
アルフレッサホールディングス	195,100	2,203.00	429,805,300	貸付有価証券 700株
横浜冷凍	48,900	1,049.00	51,296,100	貸付有価証券 500株
神栄	900	1,843.00	1,658,700	貸付有価証券 100株
ラサ商事	8,900	1,814.00	16,144,600	
アルコニックス	25,600	1,564.00	40,038,400	
神戸物産	150,400	3,584.00	539,033,600	貸付有価証券 1,300株(1,000株)
ハイパー	1,400	313.00	438,200	
あいホールディングス	31,100	2,376.00	73,893,600	貸付有価証券 1,000株(900株)
ディーブイエックス	1,800	1,001.00	1,801,800	
ダイワボウホールディングス	86,100	2,881.50	248,097,150	
マクニカホールディングス	46,000	6,750.00	310,500,000	貸付有価証券 7,600株(5,700株)
ラクト・ジャパン	7,600	2,780.00	21,128,000	
グリムス	8,200	2,567.00	21,049,400	貸付有価証券 600株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	29,400	1,361.00	40,013,400	貸付有価証券 200株
八洲電機	15,700	1,791.00	28,118,700	
メディアスホールディングス	11,300	905.00	10,226,500	貸付有価証券 5,200株
レスター	16,500	3,195.00	52,717,500	貸付有価証券 200株(200株)
ジオリーブグループ	1,500	1,201.00	1,801,500	
大光	3,400	610.00	2,074,000	貸付有価証券 1,500株
OCHIホールディングス	1,500	1,478.00	2,217,000	
TOKAIホールディングス	105,600	984.00	103,910,400	
黒谷	1,800	710.00	1,278,000	貸付有価証券 800株
Cominix	1,300	906.00	1,177,800	
三洋貿易	19,900	1,613.00	32,098,700	
ビューティガレージ	6,100	1,638.00	9,991,800	貸付有価証券 2,800株(1,700株)
ウイン・パートナーズ	12,600	1,213.00	15,283,800	貸付有価証券 4,700株
ミタチ産業	1,800	1,126.00	2,026,800	貸付有価証券

				800株 (800株)
シップヘルスケアホールディングス	69,900	2,375.00	166,012,500	
明治電機工業	7,200	1,850.00	13,320,000	
デリカフーズホールディングス	2,800	573.00	1,604,400	
スターティアホールディングス	1,700	2,213.00	3,762,100	貸付有価証券 700株 (500株)
コメダホールディングス	47,700	2,718.00	129,648,600	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
ピーバンドットコム	800	381.00	304,800	
アセンテック	7,400	555.00	4,107,000	貸付有価証券 3,000株 (1,200株)
富士興産	1,800	1,789.00	3,220,200	貸付有価証券 800株 (200株)
協栄産業	700	2,877.00	2,013,900	貸付有価証券 200株
フルサト・マルカホールディングス	17,300	2,151.00	37,212,300	
ヤマエグループホールディングス	17,100	2,494.00	42,647,400	貸付有価証券 2,000株
小野建	19,400	1,692.00	32,824,800	
南陽	2,700	1,136.00	3,067,200	
佐鳥電機	12,200	2,016.00	24,595,200	貸付有価証券 1,200株 (100株)
エコートレーディング	1,200	1,342.00	1,610,400	
伯東	11,100	5,140.00	57,054,000	貸付有価証券 2,600株 (100株)
コンドーテック	14,900	1,406.00	20,949,400	
中山福	3,400	375.00	1,275,000	
ナガイレーベン	24,600	2,643.00	65,017,800	
三菱食品	17,900	5,460.00	97,734,000	
松田産業	14,800	2,931.00	43,378,800	
第一興商	75,200	1,656.50	124,568,800	貸付有価証券 800株
メディバルホールディングス	197,700	2,448.00	483,969,600	
S P K	8,600	2,363.00	20,321,800	
萩原電気ホールディングス	8,300	3,930.00	32,619,000	
アズワン	60,300	2,867.00	172,880,100	貸付有価証券 200株
スズデン	6,800	1,980.00	13,464,000	貸付有価証券 400株
尾家産業	1,500	2,223.00	3,334,500	

シモジマ	13,000	1,338.00	17,394,000	
ドウシシャ	18,000	2,368.00	42,624,000	貸付有価証券 200株 (200株)
小津産業	1,400	1,645.00	2,303,000	貸付有価証券 600株 (500株)
高速	11,500	2,470.00	28,405,000	
たけびし	7,400	2,277.00	16,849,800	
リックス	4,400	3,030.00	13,332,000	
丸文	17,300	1,250.00	21,625,000	貸付有価証券 100株
ハビネット	16,500	3,335.00	55,027,500	貸付有価証券 100株
橋本総業ホールディング ス	7,700	1,380.00	10,626,000	貸付有価証券 3,500株 (100株)
日本ライフライン	52,100	1,133.00	59,029,300	貸付有価証券 5,400株
タカショー	16,900	545.00	9,210,500	貸付有価証券 7,800株 (1,000株)
I DOM	51,400	1,398.00	71,857,200	
進和	11,900	2,944.00	35,033,600	
エスケイジャパン	1,600	854.00	1,366,400	貸付有価証券 100株 (100株)
ダイトロン	7,700	2,901.00	22,337,700	
シークス	27,700	1,284.00	35,566,800	
田中商事	1,800	817.00	1,470,600	
オーハシテクニカ	10,200	1,797.00	18,329,400	貸付有価証券 400株
白銅	5,500	2,864.00	15,752,000	貸付有価証券 3,100株
ダイコー通産	700	1,218.00	852,600	
伊藤忠商事	1,306,700	7,854.00	10,262,821,800	
丸紅	1,612,500	2,975.50	4,797,993,750	
高島	4,400	1,043.00	4,589,200	貸付有価証券 100株
長瀬産業	86,800	3,149.00	273,333,200	貸付有価証券 500株
蝶理	12,200	3,580.00	43,676,000	
豊田通商	510,900	3,132.00	1,600,138,800	貸付有価証券 2,400株
三共生興	26,900	742.00	19,959,800	
兼松	81,300	2,694.00	219,022,200	貸付有価証券 1,400株
ツカモトコーポレーショ ン	900	1,230.00	1,107,000	

三井物産	2,912,100	3,651.00	10,632,077,100	
日本紙パルプ商事	9,300	6,080.00	56,544,000	
カメイ	20,700	2,370.00	49,059,000	
東都水産	300	6,510.00	1,953,000	貸付有価証券 100株
OUGホールディングス	900	2,741.00	2,466,900	
スターゼン	13,400	3,010.00	40,334,000	
山善	58,900	1,419.00	83,579,100	貸付有価証券 27,500株(19,200 株)
樺本興業	12,100	2,226.00	26,934,600	
住友商事	1,176,500	4,017.00	4,726,000,500	
内田洋行	7,900	8,370.00	66,123,000	
三菱商事	3,732,700	3,148.00	11,750,539,600	
第一実業	18,300	2,431.00	44,487,300	
キャノンマーケティング ジャパン	45,000	4,474.00	201,330,000	貸付有価証券 700株
西華産業	7,600	4,420.00	33,592,000	貸付有価証券 200株
佐藤商事	13,500	1,714.00	23,139,000	
東京産業	17,700	723.00	12,797,100	貸付有価証券 2,000株
ユアサ商事	15,200	5,670.00	86,184,000	
神鋼商事	4,900	7,920.00	38,808,000	貸付有価証券 100株
トルク	4,600	233.00	1,071,800	貸付有価証券 1,000株
阪和興業	34,900	6,160.00	214,984,000	
正栄食品工業	12,900	4,690.00	60,501,000	貸付有価証券 5,800株
カナデン	14,600	1,692.00	24,703,200	
RYODEN	15,700	2,765.00	43,410,500	
岩谷産業	44,300	9,354.00	414,382,200	貸付有価証券 2,900株
ナイス	2,000	2,008.00	4,016,000	
ニチモウ	2,000	2,236.00	4,472,000	
極東貿易	11,600	1,800.00	20,880,000	貸付有価証券 200株
アステナホールディング ス	36,500	543.00	19,819,500	
三愛オブリ	45,300	2,063.00	93,453,900	
稲畑産業	38,400	3,530.00	135,552,000	貸付有価証券 300株

G S I クレオス	10,400	2,280.00	23,712,000	
明和産業	23,000	726.00	16,698,000	
クワザワホールディングス	2,300	819.00	1,883,700	貸付有価証券 1,000株
ワキタ	32,200	1,728.00	55,641,600	
東邦ホールディングス	52,500	4,204.00	220,710,000	貸付有価証券 24,400株 (20,600株)
サンゲツ	44,700	2,981.00	133,250,700	貸付有価証券 200株
ミツウロコグループホールディングス	24,800	1,763.00	43,722,400	貸付有価証券 2,400株 (100株)
シナネンホールディングス	5,400	4,885.00	26,379,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	48,200	1,521.00	73,312,200	貸付有価証券 100株
サンリオ	157,900	2,958.00	467,068,200	貸付有価証券 3,700株 (3,300株)
サンワテクノス	9,900	2,285.00	22,621,500	
新光商事	26,100	942.00	24,586,200	貸付有価証券 3,500株 (3,500株)
トーヨー	7,600	3,685.00	28,006,000	
三信電気	7,800	2,204.00	17,191,200	
東陽テクニカ	17,900	1,736.00	31,074,400	
モスフードサービス	28,600	3,620.00	103,532,000	
加賀電子	17,700	5,770.00	102,129,000	貸付有価証券 400株
ソーダニッカ	18,500	1,128.00	20,868,000	貸付有価証券 200株 (200株)
立花エレテック	12,900	3,060.00	39,474,000	
フォーバル	7,600	1,548.00	11,764,800	貸付有価証券 3,500株
P A L T A C	26,200	4,381.00	114,782,200	貸付有価証券 200株 (200株)
三谷産業	34,000	377.00	12,818,000	貸付有価証券 300株
太平洋興発	2,400	815.00	1,956,000	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	14,800	1,407.00	20,823,600	貸付有価証券 5,700株 (4,500株)
ヤマシタヘルスケアホールディングス	500	2,647.00	1,323,500	
コア商事ホールディングス	14,400	701.00	10,094,400	貸付有価証券 6,700株
K P P グループホールディングス	50,300	810.00	40,743,000	貸付有価証券 100株
ヤマタネ	8,600	2,905.00	24,983,000	

丸紅建材リース	500	3,160.00	1,580,000	
泉州電業	12,100	5,390.00	65,219,000	
トラスコ中山	40,800	2,462.00	100,449,600	貸付有価証券 100株 (100株)
オートバックスセブン	67,700	1,555.00	105,273,500	貸付有価証券 900株 (800株)
モリト	13,900	1,494.00	20,766,600	
加藤産業	24,000	4,310.00	103,440,000	
北恵	1,700	892.00	1,516,400	
イエローハット	30,900	2,300.00	71,070,000	貸付有価証券 600株 (600株)
J Kホールディングス	14,900	1,025.00	15,272,500	
日伝	12,700	3,595.00	45,656,500	貸付有価証券 3,600株 (600株)
北沢産業	3,900	353.00	1,376,700	貸付有価証券 600株 (100株)
杉本商事	9,400	2,446.00	22,992,400	
因幡電機産業	50,400	3,920.00	197,568,000	
東テク	19,500	2,545.00	49,627,500	
ミスミグループ本社	293,600	2,750.50	807,546,800	貸付有価証券 7,900株 (6,700株)
アルテック	3,400	273.00	928,200	貸付有価証券 200株 (100株)
タキヒヨー	1,500	1,205.00	1,807,500	貸付有価証券 700株 (100株)
蔵王産業	1,200	2,567.00	3,080,400	
スズケン	69,400	4,889.00	339,296,600	貸付有価証券 200株
ジェコス	11,600	1,018.00	11,808,800	
サンエー	14,800	5,050.00	74,740,000	
カワチ薬品	15,200	2,940.00	44,688,000	
エービーシー・マート	85,100	2,825.00	240,407,500	
ハードオフコーポレーション	7,800	2,081.00	16,231,800	
アスクル	46,900	2,185.00	102,476,500	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
ゲオホールディングス	21,800	1,673.00	36,471,400	貸付有価証券 600株 (600株)
アダストリア	23,500	3,635.00	85,422,500	
ジーフット	5,300	298.00	1,579,400	貸付有価証券 400株 (300株)
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	800	648.00	518,400	貸付有価証券 100株
くら寿司	22,800	4,045.00	92,226,000	

キャンドウ	6,900	3,450.00	23,805,000	貸付有価証券 400株 (100株)
I Kホールディングス	2,200	411.00	904,200	貸付有価証券 900株
パルグループホールディングス	38,200	1,813.00	69,256,600	貸付有価証券 100株
エディオン	77,000	1,625.00	125,125,000	貸付有価証券 19,900株
サーラコーポレーション	40,800	869.00	35,455,200	貸付有価証券 100株
ワッツ	2,800	702.00	1,965,600	貸付有価証券 1,000株
ハローズ	8,800	4,470.00	39,336,000	
フジオフードグループ本社	21,900	1,433.00	31,382,700	貸付有価証券 10,000株
あみやき亭	4,700	5,860.00	27,542,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	15,400	214.00	3,295,600	貸付有価証券 6,300株 (600株)
大黒天物産	6,000	8,560.00	51,360,000	貸付有価証券 2,700株
ハニーズホールディングス	17,300	1,582.00	27,368,600	貸付有価証券 8,000株 (800株)
ファーマライズホールディングス	1,500	637.00	955,500	貸付有価証券 600株
アルペン	16,000	2,041.00	32,656,000	貸付有価証券 7,500株
ハブ	2,100	873.00	1,833,300	貸付有価証券 900株 (700株)
クオールホールディングス	26,700	1,493.00	39,863,100	貸付有価証券 3,000株 (2,800株)
ジズホールディングス	14,800	3,915.00	57,942,000	貸付有価証券 6,900株
ビックカメラ	116,300	1,533.00	178,287,900	貸付有価証券 100株
D C Mホールディングス	100,700	1,460.00	147,022,000	貸付有価証券 2,600株
M o n o t a R O	275,600	1,891.00	521,159,600	貸付有価証券 5,000株 (4,100株)
東京一番フーズ	1,900	516.00	980,400	貸付有価証券 800株
DDグループ	4,200	1,187.00	4,985,400	貸付有価証券 2,000株
きちりホールディングス	1,800	890.00	1,602,000	貸付有価証券 200株 (100株)
J. フロント リテイリング	223,100	1,677.50	374,250,250	貸付有価証券 14,800株 (14,800株)
ドトール・日レスホールディングス	34,500	2,240.00	77,280,000	

マツキヨココカラ&カンパニー	353,600	2,310.00	816,816,000	貸付有価証券 10,100株(6,400株)
ブロンコビリー	11,400	3,790.00	43,206,000	貸付有価証券 5,300株
Z O Z O	123,900	4,028.00	499,069,200	貸付有価証券 4,400株(3,400株)
トレジャー・ファクトリー	12,000	1,863.00	22,356,000	貸付有価証券 4,800株
物語コーポレーション	32,500	3,395.00	110,337,500	貸付有価証券 15,100株(100株)
三越伊勢丹ホールディングス	321,800	3,020.00	971,836,000	貸付有価証券 5,100株
H a m e e	7,800	1,148.00	8,954,400	
マーケットエンタープライズ	600	1,001.00	600,600	貸付有価証券 200株
ウエルシアホールディングス	100,800	2,006.00	202,204,800	貸付有価証券 16,500株
クリエイティブSDホールディングス	27,500	3,615.00	99,412,500	貸付有価証券 12,400株
丸善CHIホールディングス	7,600	344.00	2,614,400	貸付有価証券 3,500株
ミサワ	1,300	627.00	815,100	
ティーライフ	900	1,429.00	1,286,100	貸付有価証券 400株(100株)
エー・ピーホールディングス	1,600	954.00	1,526,400	貸付有価証券 700株
チムニー	2,000	1,356.00	2,712,000	貸付有価証券 800株
シュッピン	17,500	1,424.00	24,920,000	
オイシックス・ラ・大地	26,100	1,245.00	32,494,500	貸付有価証券 12,000株(7,400株)
ネクステージ	44,400	2,403.00	106,693,200	貸付有価証券 19,900株(100株)
ジョイフル本田	53,900	2,232.00	120,304,800	貸付有価証券 1,700株(1,300株)
エターナルホスピタリティグループ	7,200	3,720.00	26,784,000	貸付有価証券 3,300株
ホットランド	14,900	2,441.00	36,370,900	貸付有価証券 7,000株
すかいらーくホールディングス	265,700	2,139.50	568,465,150	貸付有価証券 124,300株
S F Pホールディングス	9,400	2,167.00	20,369,800	貸付有価証券 4,400株
綿半ホールディングス	15,100	1,784.00	26,938,400	
ヨシックスホールディングス	4,500	2,975.00	13,387,500	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	54,300	875.00	47,512,500	貸付有価証券 25,300株(800株)

ゴルフダイジェスト・オンライン	8,800	565.00	4,972,000	貸付有価証券 4,000株(2,100株)
B E E N O S	11,600	2,409.00	27,944,400	貸付有価証券 2,300株(2,200株)
あさひ	18,000	1,547.00	27,846,000	貸付有価証券 100株(100株)
日本調剤	12,800	1,495.00	19,136,000	貸付有価証券 4,300株
コスモス薬品	16,500	12,975.00	214,087,500	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
トーエル	2,900	830.00	2,407,000	貸付有価証券 200株
セブン&アイ・ホールディングス	1,990,200	1,960.00	3,900,792,000	貸付有価証券 3,300株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	131,600	1,100.00	144,760,000	貸付有価証券 61,500株
ツルハホールディングス	40,800	9,160.00	373,728,000	
サンマルクホールディングス	15,600	2,218.00	34,600,800	
フェリシモ	1,400	944.00	1,321,600	貸付有価証券 100株
トリドールホールディングス	54,500	3,701.00	201,704,500	貸付有価証券 25,500株(400株)
T O K Y O B A S E	20,700	299.00	6,189,300	貸付有価証券 300株
ウイルプラスホールディングス	1,300	1,144.00	1,487,200	貸付有価証券 600株(500株)
J Mホールディングス	14,700	2,911.00	42,791,700	
サツドラホールディングス	2,600	817.00	2,124,200	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
アレンザホールディングス	14,500	1,151.00	16,689,500	
串カツ田中ホールディングス	5,200	1,692.00	8,798,400	貸付有価証券 2,400株
バロックジャパンリミテッド	15,100	803.00	12,125,300	貸付有価証券 7,000株(400株)
クスリのアオキホールディングス	58,500	3,040.00	177,840,000	貸付有価証券 3,600株(3,600株)
力の源ホールディングス	11,200	1,465.00	16,408,000	貸付有価証券 5,200株(600株)
F O O D & L I F E C O M P A N I E	103,700	2,603.50	269,982,950	貸付有価証券 8,600株(3,900株)
メディカルシステムネットワーク	21,100	592.00	12,491,200	
一家ホールディングス	1,600	695.00	1,112,000	貸付有価証券 700株
ジャパングラフトホールディングス	5,000	155.00	775,000	貸付有価証券 2,300株(100株)
はるやまホールディング	3,100	607.00	1,881,700	貸付有価証券

ス				1,400株
ノジマ	56,400	1,613.00	90,973,200	貸付有価証券 600株
カップ・クリエイト	30,600	1,725.00	52,785,000	貸付有価証券 14,000株
ライトオン	4,900	379.00	1,857,100	貸付有価証券 2,300株
良品計画	231,500	2,674.00	619,031,000	
パリミキホールディングス	8,100	401.00	3,248,100	貸付有価証券 300株 (300株)
アドヴァングループ	16,600	976.00	16,201,600	
アルビス	6,400	2,733.00	17,491,200	
コナカ	7,700	275.00	2,117,500	貸付有価証券 3,500株
ハウス オブ ローゼ	800	1,585.00	1,268,000	貸付有価証券 300株
G-7ホールディングス	21,200	1,649.00	34,958,800	
イオン北海道	57,500	908.00	52,210,000	貸付有価証券 300株
コジマ	37,500	972.00	36,450,000	貸付有価証券 17,500株
ヒマラヤ	2,300	918.00	2,111,400	貸付有価証券 300株 (100株)
コーナン商事	23,800	4,175.00	99,365,000	貸付有価証券 400株 (400株)
エコス	7,200	2,342.00	16,862,400	
ワタミ	20,500	939.00	19,249,500	
マルシェ	2,300	258.00	593,400	貸付有価証券 1,000株 (200株)
パン・パシフィック・インターナショナルホ	392,700	3,764.00	1,478,122,800	
西松屋チェーン	38,300	2,141.00	82,000,300	貸付有価証券 15,500株
ゼンショーホールディングス	99,000	6,150.00	608,850,000	貸付有価証券 9,000株
幸楽苑ホールディングス	14,400	1,359.00	19,569,600	貸付有価証券 6,300株 (100株)
ハークスレイ	2,000	801.00	1,602,000	
サイゼリヤ	28,700	5,480.00	157,276,000	貸付有価証券 3,400株 (3,400株)
V Tホールディングス	75,800	510.00	38,658,000	貸付有価証券 200株
魚力	6,800	2,508.00	17,054,400	
ポプラ	1,700	257.00	436,900	貸付有価証券 800株
フジ・コーポレーション	9,200	2,220.00	20,424,000	

ユナイテッドアローズ	22,800	1,989.00	45,349,200	
ハイデイ日高	28,800	3,005.00	86,544,000	貸付有価証券 11,000株
YU-WA Creat ion Holdi	3,600	131.00	471,600	貸付有価証券 1,700株 (1,600株)
コロワイド	83,600	2,001.00	167,283,600	貸付有価証券 39,100株 (200株)
壳番屋	76,800	1,106.00	84,940,800	貸付有価証券 2,100株 (2,100株)
トップカルチャー	2,100	166.00	348,600	貸付有価証券 900株
P L A N T	1,400	1,535.00	2,149,000	貸付有価証券 400株 (100株)
スギホールディングス	117,500	2,214.00	260,145,000	
薬王堂ホールディングス	9,500	2,869.00	27,255,500	
スクロール	28,900	1,086.00	31,385,400	
ヨンドシーホールディン グス	18,400	1,950.00	35,880,000	貸付有価証券 7,400株
木曾路	29,400	2,599.00	76,410,600	貸付有価証券 8,600株
S R Sホールディングス	32,100	1,349.00	43,302,900	貸付有価証券 14,900株
千趣会	35,800	318.00	11,384,400	貸付有価証券 16,700株
リテールパートナーズ	28,800	1,738.00	50,054,400	
上新電機	19,200	2,649.00	50,860,800	
日本瓦斯	103,000	2,417.50	249,002,500	貸付有価証券 200株
ロイヤルホールディン グス	34,300	2,543.00	87,224,900	貸付有価証券 16,000株
東天紅	500	913.00	456,500	
いなげや	18,900	1,227.00	23,190,300	貸付有価証券 600株
チヨダ	18,600	935.00	17,391,000	
ライフコーポレーション	20,400	3,940.00	80,376,000	
リンガーハット	25,100	2,280.00	57,228,000	貸付有価証券 9,100株
M r M a x H D	24,500	684.00	16,758,000	貸付有価証券 300株 (300株)
テンアライド	8,900	299.00	2,661,100	貸付有価証券 2,100株 (1,100株)
A O K Iホールディン グス	41,700	1,337.00	55,752,900	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
オークワ	28,000	918.00	25,704,000	
コメリ	29,900	3,495.00	104,500,500	貸付有価証券 1,200株

青山商事	41,500	1,494.00	62,001,000	貸付有価証券 100株(100株)
しまむら	45,700	7,314.00	334,249,800	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
はせがわ	3,100	355.00	1,100,500	
高島屋	123,800	2,707.50	335,188,500	貸付有価証券 4,000株(1,000株)
松屋	33,000	1,123.00	37,059,000	貸付有価証券 7,200株(400株)
エイチ・ツー・オー リテイリング	86,000	2,382.00	204,852,000	貸付有価証券 37,400株(3,500株)
近鉄百貨店	8,300	2,266.00	18,807,800	貸付有価証券 800株(200株)
丸井グループ	129,000	2,269.00	292,701,000	貸付有価証券 700株
アクシアル リテイリング	53,000	1,025.00	54,325,000	
井筒屋	3,100	448.00	1,388,800	貸付有価証券 1,400株
イオン	659,000	3,439.00	2,266,301,000	貸付有価証券 2,600株
イズミ	34,500	3,217.00	110,986,500	貸付有価証券 400株(200株)
平和堂	32,500	2,416.00	78,520,000	貸付有価証券 13,700株
フジ	29,800	2,018.00	60,136,400	貸付有価証券 11,600株
ヤオコー	23,000	9,742.00	224,066,000	貸付有価証券 300株(200株)
ゼビオホールディングス	26,300	1,191.00	31,323,300	貸付有価証券 200株
ケーズホールディングス	130,500	1,512.50	197,381,250	貸付有価証券 4,500株(2,000株)
O l y m p i c グループ	2,900	555.00	1,609,500	
日産東京販売ホールディ ングス	9,600	506.00	4,857,600	貸付有価証券 100株
シルバーライフ	5,200	978.00	5,085,600	貸付有価証券 1,600株
Genky Drug S tores	17,000	2,882.00	48,994,000	
ナルミヤ・インターナシ ョナル	1,000	1,368.00	1,368,000	
ブックオフグループホー ルディングス	12,700	1,412.00	17,932,400	貸付有価証券 4,600株(800株)
ギフトホールディングス	8,200	2,711.00	22,230,200	貸付有価証券 100株
アインホールディングス	26,800	5,988.00	160,478,400	貸付有価証券 200株
元気寿司	11,000	3,360.00	36,960,000	貸付有価証券

				5,000株
ヤマダホールディングス	597,900	432.00	258,292,800	貸付有価証券 6,600株
アークランズ	57,800	1,944.00	112,363,200	貸付有価証券 26,300株
ニトリホールディングス	70,800	16,990.00	1,202,892,000	貸付有価証券 100株
グルメ杵屋	15,700	1,114.00	17,489,800	貸付有価証券 7,300株
愛眼	4,800	180.00	864,000	貸付有価証券 2,100株
ケーユーホールディングス	9,100	1,321.00	12,021,100	
吉野家ホールディングス	71,600	3,065.00	219,454,000	貸付有価証券 33,500株
松屋フーズホールディングス	9,200	5,980.00	55,016,000	
サガミホールディングス	29,100	1,693.00	49,266,300	貸付有価証券 10,700株
関西フードマーケット	13,200	2,477.00	32,696,400	
王将フードサービス	14,400	8,640.00	124,416,000	
ミニストップ	14,100	1,698.00	23,941,800	貸付有価証券 6,600株
アークス	35,600	2,907.00	103,489,200	
バローホールディングス	37,100	2,462.00	91,340,200	
ベルク	9,700	7,620.00	73,914,000	
大庄	10,500	1,246.00	13,083,000	貸付有価証券 4,800株
ファーストリテイリング	109,300	40,560.00	4,433,208,000	貸付有価証券 500株 (500株)
サンドラッグ	65,600	4,054.00	265,942,400	貸付有価証券 4,300株 (1,500株)
サックスパー ホールディングス	16,400	814.00	13,349,600	
ヤマザワ	1,400	1,308.00	1,831,200	
やまや	1,300	3,165.00	4,114,500	貸付有価証券 600株
ベルーナ	46,800	768.00	35,942,400	貸付有価証券 200株
いよぎんホールディングス	215,300	1,489.50	320,689,350	貸付有価証券 700株
しずおかフィナンシャルグループ	398,600	1,544.00	615,438,400	貸付有価証券 21,100株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	152,300	1,686.50	256,853,950	貸付有価証券 600株
楽天銀行	83,900	2,913.00	244,400,700	貸付有価証券 1,500株 (200株)

京都フィナンシャルグループ	227,800	2,854.00	650,141,200	貸付有価証券 5,600株
島根銀行	1,700	564.00	958,800	貸付有価証券 400株
じもとホールディングス	5,300	384.00	2,035,200	貸付有価証券 2,400株 (400株)
めぶきフィナンシャルグループ	838,600	626.40	525,299,040	貸付有価証券 49,300株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	23,200	4,780.00	110,896,000	貸付有価証券 100株
九州フィナンシャルグループ	350,200	943.20	330,308,640	貸付有価証券 100株
ゆうちょ銀行	1,988,500	1,519.50	3,021,525,750	貸付有価証券 48,800株 (13,900株)
富山第一銀行	57,400	1,272.00	73,012,800	貸付有価証券 100株 (100株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	962,700	946.20	910,906,740	貸付有価証券 26,100株
西日本フィナンシャルホールディングス	101,300	2,026.00	205,233,800	貸付有価証券 8,900株 (6,600株)
三十三フィナンシャルグループ	16,200	2,145.00	34,749,000	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	28,400	5,130.00	145,692,000	
ひろぎんホールディングス	257,600	1,243.00	320,196,800	貸付有価証券 3,600株
おきなわフィナンシャルグループ	15,400	2,641.00	40,671,400	
十六フィナンシャルグループ	23,500	4,765.00	111,977,500	
北國フィナンシャルホールディングス	17,700	5,280.00	93,456,000	貸付有価証券 200株 (100株)
プロクレアホールディングス	20,700	1,956.00	40,489,200	貸付有価証券 700株 (200株)
あいちフィナンシャルグループ	37,100	2,686.00	99,650,600	貸付有価証券 300株
あおぞら銀行	130,000	2,627.50	341,575,000	貸付有価証券 48,100株 (3,000株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	11,020,200	1,729.00	19,053,925,800	貸付有価証券 400株
りそなホールディングス	2,092,800	1,064.50	2,227,785,600	貸付有価証券 42,000株
三井住友トラスト・ホールディングス	644,300	3,670.00	2,364,581,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,267,200	10,725.00	13,590,720,000	
千葉銀行	504,300	1,432.00	722,157,600	貸付有価証券 10,900株 (8,800株)
群馬銀行	351,100	1,027.00	360,579,700	貸付有価証券

				34,600株(19,300株)
武蔵野銀行	25,200	3,275.00	82,530,000	貸付有価証券 2,200株(2,200株)
千葉興業銀行	38,500	1,016.00	39,116,000	貸付有価証券 3,800株
筑波銀行	79,400	322.00	25,566,800	貸付有価証券 700株(500株)
七十七銀行	52,700	4,475.00	235,832,500	
秋田銀行	12,100	2,667.00	32,270,700	
山形銀行	20,100	1,214.00	24,401,400	貸付有価証券 100株
岩手銀行	11,400	2,866.00	32,672,400	
東邦銀行	143,100	330.00	47,223,000	貸付有価証券 6,600株(100株)
東北銀行	2,900	1,225.00	3,552,500	
ふくおかフィナンシャル グループ	157,600	4,300.00	677,680,000	
スルガ銀行	135,500	1,057.00	143,223,500	貸付有価証券 1,400株
八十二銀行	388,300	1,049.50	407,520,850	貸付有価証券 800株
山梨中央銀行	20,300	2,102.00	42,670,600	貸付有価証券 300株
大垣共立銀行	34,500	2,288.00	78,936,000	貸付有価証券 800株(800株)
福井銀行	16,200	2,311.00	37,438,200	貸付有価証券 800株(100株)
清水銀行	7,200	1,646.00	11,851,200	
富山銀行	1,000	1,808.00	1,808,000	貸付有価証券 400株
滋賀銀行	30,100	4,215.00	126,871,500	
南都銀行	27,200	3,565.00	96,968,000	貸付有価証券 100株(100株)
百五銀行	170,200	692.00	117,778,400	貸付有価証券 1,200株(800株)
紀陽銀行	64,700	1,874.00	121,247,800	貸付有価証券 100株
ほくほくフィナンシャル グループ	112,000	2,066.50	231,448,000	貸付有価証券 6,800株(4,900株)
山陰合同銀行	113,200	1,433.00	162,215,600	貸付有価証券 12,400株(10,900株)
鳥取銀行	2,100	1,392.00	2,923,200	貸付有価証券 200株
百十四銀行	17,800	3,400.00	60,520,000	
四国銀行	26,500	1,219.00	32,303,500	

阿波銀行	25,400	2,826.00	71,780,400	貸付有価証券 3,200株
大分銀行	10,900	3,560.00	38,804,000	
宮崎銀行	10,900	3,550.00	38,695,000	
佐賀銀行	10,600	2,727.00	28,906,200	
琉球銀行	38,500	1,287.00	49,549,500	
セブン銀行	567,200	269.00	152,576,800	貸付有価証券 146,500株
みずほフィナンシャルグループ	2,442,600	3,358.00	8,202,250,800	
高知銀行	2,100	923.00	1,938,300	
山口フィナンシャルグループ	177,400	1,825.50	323,843,700	貸付有価証券 1,400株
名古屋銀行	11,500	7,750.00	89,125,000	
北洋銀行	274,200	532.00	145,874,400	貸付有価証券 500株 (500株)
大光銀行	1,900	1,683.00	3,197,700	
愛媛銀行	24,400	1,314.00	32,061,600	貸付有価証券 700株
トマト銀行	2,200	1,302.00	2,864,400	
京葉銀行	74,500	878.00	65,411,000	
栃木銀行	90,400	370.00	33,448,000	貸付有価証券 200株
北日本銀行	5,900	2,815.00	16,608,500	
東和銀行	33,200	710.00	23,572,000	
福島銀行	6,300	288.00	1,814,400	貸付有価証券 2,900株 (1,800株)
大東銀行	2,600	770.00	2,002,000	貸付有価証券 1,200株
トモニホールディングス	171,200	422.00	72,246,400	
フィデアホールディングス	18,700	1,657.00	30,985,900	貸付有価証券 400株
池田泉州ホールディングス	251,000	400.00	100,400,000	貸付有価証券 14,900株 (3,900株)
F P G	64,500	2,238.00	144,351,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	29,300	1,619.00	47,436,700	
マーキュリアホールディングス	3,100	938.00	2,907,800	
S B I ホールディングス	290,500	4,067.00	1,181,463,500	貸付有価証券 5,800株
日本アジア投資	4,400	241.00	1,060,400	貸付有価証券 200株 (200株)
ジャフコ グループ	53,900	1,899.00	102,356,100	貸付有価証券 6,800株 (1,100株)

大和証券グループ本社	1,401,800	1,227.00	1,720,008,600	貸付有価証券 44,600株(5,800株)
野村ホールディングス	3,043,100	922.00	2,805,738,200	
岡三証券グループ	158,900	798.00	126,802,200	貸付有価証券 24,700株(2,300株)
丸三証券	60,200	1,083.00	65,196,600	貸付有価証券 200株
東洋証券	48,000	356.00	17,088,000	貸付有価証券 400株
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	214,900	575.00	123,567,500	貸付有価証券 15,100株
光世証券	1,400	620.00	868,000	貸付有価証券 600株(500株)
水戸証券	49,600	579.00	28,718,400	貸付有価証券 800株
いちよし証券	33,900	864.00	29,289,600	
松井証券	89,100	840.00	74,844,000	貸付有価証券 300株(300株)
マネックスグループ	177,200	727.00	128,824,400	貸付有価証券 500株
極東証券	24,800	1,470.00	36,456,000	貸付有価証券 2,400株
岩井コスモホールディングス	20,600	2,260.00	46,556,000	
アイザワ証券グループ	26,100	2,664.00	69,530,400	貸付有価証券 1,100株(500株)
マネーパートナーズグループ	6,300	254.00	1,600,200	貸付有価証券 200株
スパークス・グループ	20,200	1,708.00	34,501,600	
小林洋行	2,600	291.00	756,600	貸付有価証券 1,200株
かんぽ生命保険	184,300	3,121.00	575,200,300	貸付有価証券 2,900株
F P パートナー	4,800	2,925.00	14,040,000	貸付有価証券 2,200株
S O M P O ホールディングス	816,700	3,435.00	2,805,364,500	貸付有価証券 200株
アニコム ホールディングス	61,500	673.00	41,389,500	貸付有価証券 300株
MS&ADインシュアランスグループホール	1,215,500	3,575.00	4,345,412,500	
第一生命ホールディングス	850,800	4,298.00	3,656,738,400	貸付有価証券 2,200株(2,200株)
東京海上ホールディングス	1,766,800	6,005.00	10,609,634,000	貸付有価証券 100株
T & D ホールディングス	485,900	2,808.50	1,364,650,150	
アドバンスクリエイト	13,900	1,077.00	14,970,300	貸付有価証券 6,500株(100株)

N E X Y Z . G r o u p	1,900	645.00	1,225,500	
全国保証	47,300	5,926.00	280,299,800	貸付有価証券 3,800株(2,000株)
あんしん保証	2,600	222.00	577,200	
ジェイリース	12,200	1,350.00	16,470,000	
イントラスト	2,300	840.00	1,932,000	
日本モーゲージサービス	3,300	427.00	1,409,100	貸付有価証券 1,500株
C a s a	2,300	914.00	2,102,200	貸付有価証券 500株(100株)
S B I アルヒ	17,400	915.00	15,921,000	
プレミアグループ	30,600	2,159.00	66,065,400	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ネットプロテクションズ ホールディングス	60,200	194.00	11,678,800	貸付有価証券 13,000株
クレディセゾン	114,700	3,328.00	381,721,600	貸付有価証券 1,900株(1,600株)
芙蓉総合リース	16,600	12,305.00	204,263,000	貸付有価証券 100株
みずほリース	151,500	1,126.00	170,589,000	貸付有価証券 5,400株
東京センチュリー	135,200	1,509.00	204,016,800	貸付有価証券 6,700株
日本証券金融	66,500	1,597.00	106,200,500	
アイフル	266,400	381.00	101,498,400	
リコーリース	17,200	5,320.00	91,504,000	
イオンフィナンシャルサ ービス	103,900	1,319.00	137,044,100	貸付有価証券 3,500株(1,600株)
アコム	322,900	409.00	132,066,100	貸付有価証券 8,000株
ジャックス	19,300	4,655.00	89,841,500	
オリエントコーポレーシ ョン	59,000	1,031.00	60,829,000	貸付有価証券 5,400株(1,800株)
オリックス	1,085,200	3,552.00	3,854,630,400	
三菱HCキャピタル	806,300	1,062.00	856,290,600	貸付有価証券 13,300株
九州リースサービス	2,400	1,084.00	2,601,600	貸付有価証券 400株
日本取引所グループ	466,500	3,752.00	1,750,308,000	貸付有価証券 6,000株
イー・ギャランティ	29,500	1,450.00	42,775,000	
アサックス	2,700	838.00	2,262,600	
N E C キャピタルソリュ ーション	8,900	4,135.00	36,801,500	貸付有価証券 100株
r o b o t h o m e	50,100	188.00	9,418,800	貸付有価証券 2,700株(2,300株)

大東建託	66,300	16,585.00	1,099,585,500	貸付有価証券 5,500株(5,500株)
サムティホールディングス	28,800	2,482.00	71,481,600	
いちご	183,700	401.00	73,663,700	貸付有価証券 11,800株(4,900株)
日本駐車場開発	215,400	208.00	44,803,200	貸付有価証券 9,000株(8,100株)
スター・マイカ・ホールディングス	21,000	637.00	13,377,000	
SREホールディングス	7,800	4,800.00	37,440,000	貸付有価証券 200株
ADワークスグループ	15,300	228.00	3,488,400	貸付有価証券 6,700株(6,000株)
ヒューリック	422,100	1,424.50	601,281,450	貸付有価証券 54,400株
野村不動産ホールディングス	100,800	4,031.00	406,324,800	貸付有価証券 2,100株(2,000株)
三重交通グループホールディングス	38,700	605.00	23,413,500	貸付有価証券 18,000株(900株)
ディア・ライフ	30,800	960.00	29,568,000	
コーセーアールイー	1,900	733.00	1,392,700	貸付有価証券 900株(900株)
地主	13,800	2,679.00	36,970,200	
プレサンスコーポレーション	23,900	1,958.00	46,796,200	貸付有価証券 200株
ハウスコム	1,000	1,045.00	1,045,000	
JPMC	10,500	1,203.00	12,631,500	
サンセイラディック	1,800	1,006.00	1,810,800	
エストラスト	600	725.00	435,000	
フージャースホールディングス	27,900	1,159.00	32,336,100	
オープンハウスグループ	66,300	4,928.00	326,726,400	貸付有価証券 2,400株(600株)
東急不動産ホールディングス	544,000	1,073.50	583,984,000	貸付有価証券 200株
飯田グループホールディングス	173,400	2,117.50	367,174,500	貸付有価証券 6,000株
イーランド	900	1,570.00	1,413,000	
ムゲンエステート	4,000	1,271.00	5,084,000	
ビーロッド	4,100	946.00	3,878,600	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ファーストブラザーズ	1,200	1,200.00	1,440,000	貸付有価証券 500株
And Doホールディングス	10,900	1,062.00	11,575,800	貸付有価証券 5,100株
シーアールイー	8,100	1,594.00	12,911,400	

ケイアイスター不動産	8,700	3,515.00	30,580,500	貸付有価証券 3,900株(3,800株)
アグレ都市デザイン	1,100	1,591.00	1,750,100	貸付有価証券 500株
グッドコムアセット	16,800	818.00	13,742,400	貸付有価証券 3,500株(900株)
ジェイ・エス・ビー	9,000	3,200.00	28,800,000	貸付有価証券 200株
ロードスターキャピタル	11,800	2,800.00	33,040,000	
テンポイノベーション	1,800	895.00	1,611,000	貸付有価証券 800株
グローバル・リンク・マ ネジメント	1,200	2,203.00	2,643,600	
フェイスネットワーク	1,600	1,830.00	2,928,000	
霞ヶ関キャピタル	7,400	13,840.00	102,416,000	貸付有価証券 2,100株
パーク24	117,500	1,602.50	188,293,750	貸付有価証券 3,100株(1,500株)
パラカ	5,700	2,089.00	11,907,300	
ミガロホールディングス	1,800	2,459.00	4,426,200	貸付有価証券 800株
三井不動産	2,510,500	1,468.50	3,686,669,250	貸付有価証券 28,800株(28,800 株)
三菱地所	1,135,500	2,520.00	2,861,460,000	
平和不動産	29,400	3,920.00	115,248,000	貸付有価証券 1,100株
東京建物	158,100	2,539.00	401,415,900	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
京阪神ビルディング	33,800	1,675.00	56,615,000	貸付有価証券 500株
住友不動産	261,700	4,721.00	1,235,485,700	貸付有価証券 100株
テーオーシー	32,200	736.00	23,699,200	貸付有価証券 100株
レオパレス21	181,100	514.00	93,085,400	貸付有価証券 4,700株
スターツコーポレーショ ン	26,000	3,395.00	88,270,000	
フジ住宅	22,800	814.00	18,559,200	貸付有価証券 100株(100株)
空港施設	25,500	604.00	15,402,000	
明和地所	11,600	955.00	11,078,000	貸付有価証券 3,400株(500株)
ゴールドクレスト	14,800	2,690.00	39,812,000	貸付有価証券 600株
エスリード	8,500	4,495.00	38,207,500	
日神グループホールディ	29,000	562.00	16,298,000	貸付有価証券

ングス				100株
日本エスコン	33,900	1,058.00	35,866,200	貸付有価証券 2,300株(700株)
MIRARTHホールディングス	94,100	518.00	48,743,800	貸付有価証券 1,600株
AVANTIA	3,400	853.00	2,900,200	貸付有価証券 1,500株
イオンモール	93,800	1,895.50	177,797,900	貸付有価証券 1,700株(1,100株)
毎日コムネット	2,200	749.00	1,647,800	貸付有価証券 1,000株(400株)
ファースト住建	2,400	1,087.00	2,608,800	貸付有価証券 100株
カチタス	48,600	1,743.00	84,709,800	貸付有価証券 4,000株(2,700株)
トーセイ	30,100	2,430.00	73,143,000	貸付有価証券 1,000株(200株)
穴吹興産	1,400	2,105.00	2,947,000	貸付有価証券 600株(500株)
サンフロンティア不動産	26,800	2,014.00	53,975,200	
FJネクストホールディングス	19,000	1,306.00	24,814,000	貸付有価証券 600株(500株)
インテリックス	1,500	546.00	819,000	
ランドビジネス	2,200	240.00	528,000	貸付有価証券 100株
サンネクスタグループ	2,000	1,015.00	2,030,000	貸付有価証券 100株
グランディハウス	15,200	604.00	9,180,800	貸付有価証券 1,400株
日本空港ビルディング	64,000	5,487.00	351,168,000	貸付有価証券 800株
明豊ファシリティワークス	3,200	880.00	2,816,000	
LIFULL	46,100	158.00	7,283,800	貸付有価証券 1,400株
MIXI	40,500	3,030.00	122,715,000	貸付有価証券 800株
ジェイエシーリクルートメント	68,300	658.00	44,941,400	
日本M&Aセンターホールディングス	301,000	831.40	250,251,400	貸付有価証券 15,600株(7,100株)
メンバーズ	6,500	900.00	5,850,000	貸付有価証券 400株
中広	1,000	524.00	524,000	貸付有価証券 400株
UTグループ	24,600	3,255.00	80,073,000	貸付有価証券 1,800株
アイティメディア	7,200	1,925.00	13,860,000	貸付有価証券 400株

ケアネット	38,600	551.00	21,268,600	貸付有価証券 7,500株(1,900株)
E・Jホールディングス	11,000	1,910.00	21,010,000	
オープンアップグループ	56,800	1,987.00	112,861,600	
コシダカホールディングス	56,500	866.00	48,929,000	貸付有価証券 26,400株(1,200株)
アルトナー	2,600	1,994.00	5,184,400	貸付有価証券 400株(400株)
パソナグループ	22,900	2,108.00	48,273,200	貸付有価証券 10,200株(9,800株)
CDS	1,600	1,793.00	2,868,800	
リンクアンドモチベーション	54,400	467.00	25,404,800	貸付有価証券 500株
エス・エム・エス	66,200	2,042.00	135,180,400	貸付有価証券 4,400株(3,800株)
サニーサイドアップグループ	2,200	661.00	1,454,200	貸付有価証券 1,000株(600株)
パーソルホールディングス	1,922,700	222.70	428,185,290	貸付有価証券 130,100株(81,700株)
リニカル	4,100	426.00	1,746,600	貸付有価証券 1,100株
クックパッド	51,700	187.00	9,667,900	貸付有価証券 14,800株(8,000株)
エスクリ	2,600	284.00	738,400	貸付有価証券 1,200株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	3,100	785.00	2,433,500	貸付有価証券 1,400株
学情	9,600	1,932.00	18,547,200	貸付有価証券 900株(900株)
スタジオアリス	9,400	2,134.00	20,059,600	貸付有価証券 4,400株(200株)
エプロ	1,700	807.00	1,371,900	貸付有価証券 200株(100株)
NJS	4,100	3,865.00	15,846,500	貸付有価証券 1,900株
総合警備保障	315,500	939.60	296,443,800	貸付有価証券 5,000株
カカコム	122,600	2,108.50	258,502,100	貸付有価証券 3,000株(3,000株)
アイロムグループ	7,600	2,767.00	21,029,200	
セントケア・ホールディング	13,700	874.00	11,973,800	貸付有価証券 4,800株
サイネックス	1,100	736.00	809,600	
ルネサンス	14,700	991.00	14,567,700	貸付有価証券 6,800株
ディップ	28,900	2,736.00	79,070,400	
デジタルホールディング	9,800	1,079.00	10,574,200	貸付有価証券

ス				200株 (200株)
新日本科学	17,200	1,424.00	24,492,800	貸付有価証券 8,000株 (700株)
キャリアデザインセンタ ー	1,200	1,846.00	2,215,200	
エムスリー	373,300	1,533.50	572,455,550	貸付有価証券 200株
ツカダ・グローバルホー ルディング	4,000	486.00	1,944,000	貸付有価証券 1,400株 (600株)
プラス	800	704.00	563,200	貸付有価証券 300株
ウェルネット	5,600	665.00	3,724,000	貸付有価証券 100株
ワールドホールディング ス	8,500	2,164.00	18,394,000	
ディー・エヌ・エー	67,100	1,595.00	107,024,500	貸付有価証券 5,600株
博報堂D Yホールディン グス	240,900	1,175.00	283,057,500	貸付有価証券 31,800株 (3,000株)
ぐるなび	35,200	317.00	11,158,400	貸付有価証券 14,300株 (9,200株)
タカミヤ	25,600	501.00	12,825,600	
ファンコミュニケーション ズ	26,400	417.00	11,008,800	貸付有価証券 500株
ライク	7,000	1,525.00	10,675,000	貸付有価証券 3,200株
A o b a - B B T	2,400	360.00	864,000	貸付有価証券 1,000株
エスプール	54,300	323.00	17,538,900	貸付有価証券 9,400株
WDBホールディングス	9,600	1,870.00	17,952,000	
ティア	4,200	461.00	1,936,200	
C D G	700	1,267.00	886,900	貸付有価証券 300株
アドウェイズ	26,000	410.00	10,660,000	貸付有価証券 800株 (100株)
バリューコマース	16,600	1,179.00	19,571,400	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
インフォマート	196,100	309.00	60,594,900	貸付有価証券 48,600株 (28,500 株)
J Pホールディングス	48,300	547.00	26,420,100	
C Lホールディングス	4,500	1,313.00	5,908,500	貸付有価証券 2,000株
プレステージ・インター ナショナル	88,400	702.00	62,056,800	貸付有価証券 1,800株 (300株)
アミューズ	11,500	1,631.00	18,756,500	貸付有価証券 1,500株

ドリームインキュベータ	5,900	2,249.00	13,269,100	貸付有価証券 2,700株(100株)
クイック	13,100	2,218.00	29,055,800	貸付有価証券 100株(100株)
TAC	3,100	184.00	570,400	貸付有価証券 400株(100株)
電通グループ	185,600	4,053.00	752,236,800	貸付有価証券 300株(300株)
テイクアンドギヴ・ニーズ	8,100	986.00	7,986,600	
ぴあ	6,400	3,125.00	20,000,000	
イオンファンタジー	6,800	2,286.00	15,544,800	貸付有価証券 3,200株
シーティーエス	23,300	810.00	18,873,000	
H. U. グループホールディングス	55,300	2,349.00	129,899,700	貸付有価証券 11,400株
アルプス技研	17,900	2,522.00	45,143,800	
日本空調サービス	20,300	1,094.00	22,208,200	
オリエンタルランド	999,500	4,482.00	4,479,759,000	貸付有価証券 6,400株
ダスキン	41,200	3,667.00	151,080,400	
明光ネットワークジャパン	22,900	766.00	17,541,400	貸付有価証券 3,400株
ファルコホールディングス	8,400	2,307.00	19,378,800	
秀英予備校	1,400	301.00	421,400	貸付有価証券 600株
ラウンドワン	178,100	826.00	147,110,600	貸付有価証券 200株
リゾートトラスト	82,000	2,386.00	195,652,000	貸付有価証券 100株(100株)
ビー・エム・エル	23,200	2,877.00	66,746,400	貸付有価証券 200株
リソー教育	96,600	244.00	23,570,400	貸付有価証券 13,300株
早稲田アカデミー	10,500	1,623.00	17,041,500	貸付有価証券 4,800株(200株)
ユー・エス・エス	423,800	1,353.50	573,613,300	貸付有価証券 14,200株
東京個別指導学院	22,400	420.00	9,408,000	貸付有価証券 200株
サイバーエージェント	417,400	1,007.50	420,530,500	貸付有価証券 11,100株(8,700株)
楽天グループ	1,623,800	829.90	1,347,591,620	貸付有価証券 23,400株
クリーク・アンド・リバー社	9,500	1,818.00	17,271,000	貸付有価証券 2,400株(700株)
SBIグローバルアセット	37,000	667.00	24,679,000	

トマネジメント				
テー・オー・ダブリュー	37,000	355.00	13,135,000	貸付有価証券 300株 (300株)
山田コンサルティンググループ	8,200	2,081.00	17,064,200	
セントラルスポーツ	7,100	2,521.00	17,899,100	貸付有価証券 3,300株
フルキャストホールディングス	18,000	1,451.00	26,118,000	
エン・ジャパン	30,700	2,617.00	80,341,900	貸付有価証券 1,600株
リソルホールディングス	600	4,785.00	2,871,000	
テクノプロ・ホールディングス	110,600	2,635.00	291,431,000	
アトラグループ	1,900	165.00	313,500	貸付有価証券 900株
アイ・アールジャパンホールディングス	9,800	1,212.00	11,877,600	貸付有価証券 3,200株 (700株)
K e e P e r 技研	11,700	4,100.00	47,970,000	貸付有価証券 5,400株 (1,100株)
ファーストロジック	2,000	534.00	1,068,000	
三機サービス	1,100	1,172.00	1,289,200	貸付有価証券 100株 (100株)
G u n o s y	15,000	818.00	12,270,000	貸付有価証券 2,400株 (300株)
デザインワン・ジャパン	1,900	157.00	298,300	貸付有価証券 800株
イー・ガーディアン	9,000	2,044.00	18,396,000	貸付有価証券 400株
リブセンス	2,900	222.00	643,800	貸付有価証券 1,300株
ジャパンマテリアル	57,800	2,214.00	127,969,200	貸付有価証券 1,000株 (300株)
ベクトル	22,600	1,225.00	27,685,000	貸付有価証券 2,800株 (2,800株)
ウチヤマホールディングス	2,700	352.00	950,400	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,700	1,535.00	24,099,500	
キャリアリンク	6,900	2,473.00	17,063,700	
I B J	14,400	597.00	8,596,800	貸付有価証券 6,700株 (1,200株)
アサンテ	9,300	1,782.00	16,572,600	貸付有価証券 2,500株
バリューHR	16,500	1,447.00	23,875,500	貸付有価証券 5,300株
M&Aキャピタルパートナーズ	15,300	2,195.00	33,583,500	貸付有価証券 2,100株

ライドオンエクスプレス ホールディングス	7,500	1,040.00	7,800,000	
E R I ホールディングス	1,800	2,442.00	4,395,600	貸付有価証券 200株
アビスト	1,000	3,330.00	3,330,000	
シグマクシス・ホールデ ィングス	24,700	1,594.00	39,371,800	
ウィルグループ	15,800	990.00	15,642,000	貸付有価証券 300株 (100株)
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	7,600	142.00	1,079,200	貸付有価証券 200株
メドピア	15,100	627.00	9,467,700	貸付有価証券 5,500株 (5,300株)
レアジョブ	1,200	438.00	525,600	貸付有価証券 500株
リクルートホールディン グス	1,360,300	8,607.00	11,708,102,100	
エラン	25,000	893.00	22,325,000	貸付有価証券 700株
土木管理総合試験所	2,900	325.00	942,500	
日本郵政	1,974,400	1,595.00	3,149,168,000	
ベルシステム24ホール ディングス	20,300	1,598.00	32,439,400	貸付有価証券 100株 (100株)
鎌倉新書	16,100	429.00	6,906,900	貸付有価証券 7,700株 (200株)
SMN	1,200	319.00	382,800	貸付有価証券 200株
一蔵	800	578.00	462,400	貸付有価証券 300株
グローバルキッズCOM PANY	1,200	680.00	816,000	貸付有価証券 400株
エアトリ	13,800	1,384.00	19,099,200	貸付有価証券 6,400株
アトラエ	13,800	810.00	11,178,000	貸付有価証券 6,200株
ストライク	9,300	4,610.00	42,873,000	貸付有価証券 500株 (200株)
ソラスト	52,100	466.00	24,278,600	貸付有価証券 1,400株
セラク	5,800	1,234.00	7,157,200	貸付有価証券 100株
インソース	41,000	891.00	36,531,000	貸付有価証券 3,100株 (3,100株)
バイカレント・コンサル ティング	138,800	3,240.00	449,712,000	貸付有価証券 10,500株 (1,700株)
O r c h e s t r a H o l d i n g s	4,100	1,293.00	5,301,300	貸付有価証券 300株 (300株)
アイモバイル	24,000	491.00	11,784,000	貸付有価証券 600株

キャリアインデックス	2,200	192.00	422,400	貸付有価証券 1,000株(700株)
MS-Japan	7,700	1,066.00	8,208,200	
船場	1,300	1,243.00	1,615,900	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	61,200	2,585.00	158,202,000	貸付有価証券 100株
フルテック	900	1,154.00	1,038,600	
グリーンズ	2,300	1,925.00	4,427,500	
ツナググループ・ホールディングス	1,800	670.00	1,206,000	
GameWith	2,600	259.00	673,400	貸付有価証券 1,200株(400株)
MS&Consulting	900	631.00	567,900	
エル・ティー・エス	2,200	2,095.00	4,609,000	
ミダックホールディングス	11,400	1,517.00	17,293,800	
キュービーネットホールディングス	10,800	1,124.00	12,139,200	貸付有価証券 200株
オープングループ	25,700	273.00	7,016,100	貸付有価証券 10,100株(4,800株)
スプリックス	1,800	850.00	1,530,000	
マネジメントソリューションズ	8,100	1,441.00	11,672,100	貸付有価証券 3,000株(800株)
プロレド・パートナーズ	4,600	617.00	2,838,200	貸付有価証券 500株(200株)
and factory	1,900	323.00	613,700	貸付有価証券 800株
テノ.ホールディングス	800	415.00	332,000	
フロンティア・マネジメント	4,700	1,227.00	5,766,900	貸付有価証券 2,200株
ピアラ	1,200	278.00	333,600	貸付有価証券 200株
コプロ・ホールディングス	2,100	1,660.00	3,486,000	
ギークス	900	480.00	432,000	
アンビスホールディングス	40,400	2,299.00	92,879,600	貸付有価証券 500株
カーブスホールディングス	51,600	783.00	40,402,800	
フォーラムエンジニアリング	25,700	904.00	23,232,800	貸付有価証券 400株
Fast Fitness Japan	6,400	1,439.00	9,209,600	
ダイレクトマーケティングミックス	19,400	247.00	4,791,800	貸付有価証券 6,700株(6,700株)
ポピンズ	2,800	1,174.00	3,287,200	貸付有価証券

				200株 (100株)
LITALICO	14,700	1,748.00	25,695,600	貸付有価証券 6,300株
コンフィデンス・インター ワークス	500	1,932.00	966,000	
アドバンテッジリスクマ ネジメント	3,200	497.00	1,590,400	
リログループ	94,600	1,712.00	161,955,200	貸付有価証券 6,000株 (5,700株)
東祥	13,200	720.00	9,504,000	貸付有価証券 5,700株 (100株)
ID&Eホールディング ス	11,400	4,235.00	48,279,000	
ビーウィズ	3,900	1,857.00	7,242,300	貸付有価証券 1,700株 (400株)
TREホールディングス	36,100	1,295.00	46,749,500	貸付有価証券 100株 (100株)
人・夢・技術グループ	7,800	1,816.00	14,164,800	
NISSOホールディン グス	16,400	846.00	13,874,400	貸付有価証券 7,500株
大栄環境	34,300	2,730.00	93,639,000	貸付有価証券 2,000株 (300株)
日本管財ホールディン グス	19,800	2,711.00	53,677,800	
M&A総研ホールディン グス	20,100	4,015.00	80,701,500	貸付有価証券 9,400株
エイチ・アイ・エス	54,900	1,627.00	89,322,300	貸付有価証券 21,800株 (4,100株)
ラックランド	8,600	2,109.00	18,137,400	貸付有価証券 3,900株
共立メンテナンス	59,300	3,000.00	177,900,000	貸付有価証券 17,300株 (17,300 株)
イチネンホールディン グス	20,000	1,730.00	34,600,000	貸付有価証券 400株
建設技術研究所	9,700	5,120.00	49,664,000	
スペース	12,300	1,119.00	13,763,700	
燦ホールディングス	17,400	1,182.00	20,566,800	
スバル興業	6,600	2,760.00	18,216,000	
東京テアトル	2,300	1,129.00	2,596,700	貸付有価証券 100株 (100株)
タナベコンサルティング グループ	7,300	1,095.00	7,993,500	
ナガワ	5,900	8,220.00	48,498,000	貸付有価証券 2,700株
東京都競馬	15,800	4,055.00	64,069,000	貸付有価証券 7,200株 (1,900株)
常磐興産	2,400	1,212.00	2,908,800	貸付有価証券

				1,100株
カナモト	29,300	2,966.00	86,903,800	貸付有価証券 800株
ニシオホールディングス	15,600	4,130.00	64,428,000	貸付有価証券 100株 (100株)
トランス・コスモス	21,100	3,465.00	73,111,500	貸付有価証券 900株 (900株)
乃村工藝社	82,400	872.00	71,852,800	貸付有価証券 100株
藤田観光	7,500	9,740.00	73,050,000	貸付有価証券 3,400株
KNT-CTホールディングス	11,300	1,334.00	15,074,200	貸付有価証券 500株 (400株)
トーカイ	16,700	2,312.00	38,610,400	
白洋舎	1,000	2,398.00	2,398,000	貸付有価証券 300株
セコム	192,400	9,497.00	1,827,222,800	貸付有価証券 500株 (400株)
セントラル警備保障	10,200	3,155.00	32,181,000	
丹青社	36,600	1,002.00	36,673,200	貸付有価証券 100株
メイテックグループホールディングス	64,300	3,258.00	209,489,400	
応用地質	17,600	2,820.00	49,632,000	
船井総研ホールディングス	37,800	2,293.00	86,675,400	貸付有価証券 800株 (800株)
進学会ホールディングス	1,700	242.00	411,400	貸付有価証券 700株
オオバ	4,200	1,082.00	4,544,400	貸付有価証券 2,000株
いであ	1,700	2,360.00	4,012,000	
学究社	7,500	2,139.00	16,042,500	
イオンディライト	20,300	3,985.00	80,895,500	
ナック	16,000	576.00	9,216,000	
ダイセキ	38,500	3,740.00	143,990,000	貸付有価証券 2,300株
ステップ	6,900	1,924.00	13,275,600	
小計	銘柄数：2,117 組入時価比率：98.1%		725,456,294,410 100.0%	
合計			725,456,294,410	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年6月28日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	14,115,133,700	—	14,333,550,000	218,163,850
合計	14,115,133,700	—	14,333,550,000	218,163,850

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年6月28日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	4,601,394,730
コール・ローン	10,288,056,641
株式	2,511,201,689,560
投資証券	46,448,970,278
派生商品評価勘定	56,185,013
未収入金	19,724,795
未収配当金	2,177,262,523
未収利息	24,401
差入委託証拠金	17,352,316,570
流動資産合計	2,592,145,624,511
資産合計	2,592,145,624,511
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	30,798,019
未払金	108,413,952
未払解約金	2,458,481,768
その他未払費用	6,732,100
流動負債合計	2,604,425,839
負債合計	2,604,425,839
純資産の部	
元本等	
元本	348,166,870,456
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,241,374,328,216

元本等合計	2,589,541,198,672
純資産合計	2,589,541,198,672
負債純資産合計	2,592,145,624,511

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年6月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.4376円
(10,000口当たり純資産額)	(74,376円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月29日 至 2024年6月28日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月28日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年6月28日現在

期首	2023年6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	318,484,212,454円
同期中における追加設定元本額	58,707,442,797円
同期中における一部解約元本額	29,024,784,795円
期末元本額	348,166,870,456円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	19,289,017円
バランスセレクト50	59,579,192円
バランスセレクト70	86,130,437円
野村外国株式インデックスファンド	454,899,226円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,984,315,782円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,901,848,822円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,028,797,812円
野村資産設計ファンド2015	5,685,768円
野村資産設計ファンド2020	6,307,107円
野村資産設計ファンド2025	9,944,831円
野村資産設計ファンド2030	17,387,706円
野村資産設計ファンド2035	17,781,092円
野村資産設計ファンド2040	31,808,047円

野村外国株インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	37,242,632,984円
のむラップ・ファンド (保守型)	1,173,826,076円
のむラップ・ファンド (普通型)	15,181,380,301円
のむラップ・ファンド (積極型)	20,247,499,674円
野村資産設計ファンド2045	7,889,277円
野村インデックスファンド・外国株式	9,426,860,820円
マイ・ロード	1,237,573,226円
ネクストコア	10,470,253円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	155,867,120円
野村外国株インデックスBコース (野村SMA・EW向け)	4,136,104,621円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	303,441,815円
野村資産設計ファンド2050	8,499,218円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,511,362円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,203,536円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,067,575円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,092,211円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	355,891,919円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	2,247,785,521円
インデックス・ブレンド (タイプI)	2,639,990円
インデックス・ブレンド (タイプII)	3,200,293円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	33,545,312円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	14,765,137円
インデックス・ブレンド (タイプV)	53,828,623円
野村6資産均等バランス	2,024,467,089円
野村つみたて外国株投信	18,817,670,506円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,288,742,183円
世界6資産分散ファンド	41,370,665円
野村資産設計ファンド2060	8,483,089円
野村スリーゼロ先進国株式投信	3,294,990,683円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カントリー)	2,237,934,508円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	6,697,485,401円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	6,986,214,515円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	68,878,367円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	42,990,892円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	262,099,395円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	204,425,231円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	586,457円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	2,393,974円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	418,038円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	41,746円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	1,935,901円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	256,389,392円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,352,995円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	18,212,166円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	50,511,852円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,628,346,585円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	9,677,129円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,113,727,902円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド (適格機関投資家専用)	10,911,875,731円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	576,895円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,023,490円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,170,538円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	7,993,301円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)	112,297,850,571円

マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,455,645,940円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	6,303,209,548円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,330,098,672円
マイバランスDC30	644,877,744円
マイバランスDC50	1,694,999,191円
マイバランスDC70	1,783,778,987円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	50,572,641,685円
野村DC運用戦略ファンド	565,425,652円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	32,248,688円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	563,591,466円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	459,235,031円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	522,464,773円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,456,576円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	10,640,892円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	69,120,908円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	12,999,283円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	14,159,687円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	10,713,478円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	321,958,482円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	254,789,453円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	182,687,869円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	257,522,731円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	9,548,478円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	108,826,799円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	84,982,088円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	59,603,071円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	61,295,431円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	43,150円
野村全世界株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	115,813円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	254,000	34.42	8,742,680.00	
		HALLIBURTON CO	226,000	33.61	7,595,860.00	
		SCHLUMBERGER LTD	364,000	47.01	17,111,640.00	
		APA CORPORATION	92,000	29.07	2,674,440.00	
		CHENIERE ENERGY INC	59,300	172.20	10,211,460.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	29,400	82.32	2,420,208.00	
		CHEVRON CORP	445,000	156.32	69,562,400.00	
		CHORD ENERGY CORP	15,500	167.13	2,590,515.00	
		CONOCOPHILLIPS	298,300	113.97	33,997,251.00	
		COTERRA ENERGY INC	188,000	26.85	5,047,800.00	
		DEVON ENERGY CORP	160,000	47.01	7,521,600.00	

DIAMONDBACK ENERGY INC	42,500	199.19	8,465,575.00
EOG RESOURCES INC	148,100	124.55	18,445,855.00
EQT CORP	104,000	37.28	3,877,120.00
EXXON MOBIL CORP	1,137,489	114.90	130,697,486.10
HESS CORP	70,900	147.54	10,460,586.00
HF SINCLAIR CORP	40,000	52.73	2,109,200.00
KINDER MORGAN INC	513,000	19.76	10,136,880.00
MARATHON OIL CORP	147,000	28.58	4,201,260.00
MARATHON PETROLEUM CORP	92,100	172.91	15,925,011.00
OCCIDENTAL PETE CORP	171,000	62.69	10,719,990.00
ONEOK INC	149,400	80.75	12,064,050.00
OVINTIV INC	67,000	46.57	3,120,190.00
PHILLIPS 66	109,400	139.40	15,250,360.00
TARGA RESOURCES CORP	53,300	128.58	6,853,314.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	4,840	733.84	3,551,785.60
VALERO ENERGY CORP	84,400	154.04	13,000,976.00
WILLIAMS COS	306,000	42.24	12,925,440.00
AIR PRODUCTS	56,400	263.07	14,837,148.00
ALBEMARLE CORP	29,900	96.27	2,878,473.00
CELANESE CORP-SERIES A	27,800	135.97	3,779,966.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	46,300	74.76	3,461,388.00
CORTEVA INC	175,000	53.65	9,388,750.00
DOW INC	179,000	52.96	9,479,840.00
DUPONT DE NEMOURS INC	104,300	79.98	8,341,914.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	97.18	2,934,836.00
ECOLAB INC	65,300	239.55	15,642,615.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	64,800	95.72	6,202,656.00
LINDE PLC	122,200	440.22	53,794,884.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	67,300	95.83	6,449,359.00
MOSAIC CO/THE	85,000	29.52	2,509,200.00
PPG INDUSTRIES	59,000	124.90	7,369,100.00
RPM INTERNATIONAL INC	32,900	107.21	3,527,209.00
SHERWIN-WILLIAMS	61,000	297.00	18,117,000.00
WESTLAKE CORPORATION	9,400	146.00	1,372,400.00
CRH PLC	176,000	74.50	13,112,000.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	15,900	538.29	8,558,811.00

VULCAN MATERIALS CO	33,800	247.76	8,374,288.00
AMCOR PLC	369,000	9.81	3,619,890.00
AVERY DENNISON CORP	20,600	223.40	4,602,040.00
BALL CORP	78,000	61.08	4,764,240.00
CROWN HOLDINGS INC	30,100	76.48	2,302,048.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	86,000	43.25	3,719,500.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	22,000	183.19	4,030,180.00
WESTROCK CO	63,000	49.74	3,133,620.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	129,000	15.00	1,935,000.00
FREEMONT-MCMORAN INC	363,000	48.32	17,540,160.00
NEWMONT CORP	290,000	41.84	12,133,600.00
NUCOR CORP	60,700	154.71	9,390,897.00
RELIANCE INC	14,500	280.64	4,069,280.00
STEEL DYNAMICS	38,500	125.05	4,814,425.00
AXON ENTERPRISE INC	18,500	298.35	5,519,475.00
BOEING CO	146,500	182.51	26,737,715.00
GENERAL DYNAMICS	59,000	292.50	17,257,500.00
GENERAL ELECTRIC CO	277,200	160.50	44,490,600.00
HEICO CORP	10,700	226.78	2,426,546.00
HEICO CORP-CLASS A	18,900	177.58	3,356,262.00
HOWMET AEROSPACE INC	98,000	79.60	7,800,800.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,500	247.92	2,355,240.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	48,800	223.18	10,891,184.00
LOCKHEED MARTIN	54,700	467.13	25,552,011.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	35,900	434.91	15,613,269.00
RTX CORP	337,200	100.62	33,929,064.00
TEXTRON INC	49,600	86.34	4,282,464.00
TRANSDIGM GROUP INC	14,200	1,288.65	18,298,830.00
ALLEGION PLC	21,900	116.32	2,547,408.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	137.86	4,259,874.00
CARLISLE COS INC	12,300	411.23	5,058,129.00
CARRIER GLOBAL CORP	203,000	63.23	12,835,690.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	65.47	2,029,570.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	171,000	67.03	11,462,130.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,300	542.69	4,504,327.00

MASCO CORP	54,000	66.40	3,585,600.00
OWENS CORNING INC	22,800	171.87	3,918,636.00
SMITH (A. O.) CORP	31,200	82.02	2,559,024.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	57,500	333.65	19,184,875.00
AECOM	34,500	88.89	3,066,705.00
EMCOR GROUP INC	11,700	370.38	4,333,446.00
QUANTA SERVICES INC	37,300	267.06	9,961,338.00
AMETEK INC	59,400	166.47	9,888,318.00
EATON CORP PLC	101,400	313.94	31,833,516.00
EMERSON ELEC	145,000	108.29	15,702,050.00
GE VERNOVA INC	70,200	176.28	12,374,856.00
HUBBELL INC	13,800	369.84	5,103,792.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	29,500	267.66	7,895,970.00
VERTIV HOLDINGS CO	91,500	86.88	7,949,520.00
3M CORP	140,300	103.17	14,474,751.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	165,400	214.38	35,458,452.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	38,000	35.37	1,344,060.00
CATERPILLAR INC DEL	126,600	327.46	41,456,436.00
CNH INDUSTRIAL NV	217,000	10.19	2,211,230.00
CUMMINS INC	35,100	280.49	9,845,199.00
DEERE & COMPANY	67,400	376.79	25,395,646.00
DOVER CORP	34,900	178.45	6,227,905.00
FORTIVE CORP	91,000	73.57	6,694,870.00
GRACO INC	42,900	79.25	3,399,825.00
IDEX CORP	18,400	200.15	3,682,760.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	76,300	237.39	18,112,857.00
INGERSOLL-RAND INC	103,700	90.97	9,433,589.00
NORDSON CORP	13,600	230.31	3,132,216.00
OTIS WORLDWIDE CORP	101,300	96.00	9,724,800.00
PACCAR	131,400	103.97	13,661,658.00
PARKER HANNIFIN CORP	32,500	504.22	16,387,150.00
PENTAIR PLC	41,000	76.05	3,118,050.00
SNAP-ON INC	13,400	258.91	3,469,394.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	38,800	81.45	3,160,260.00
TORO CO	25,200	92.19	2,323,188.00
WABTEC CORP	45,700	158.74	7,254,418.00

XYLEM INC	61,700	136.39	8,415,263.00
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	93.91	4,920,884.00
FASTENAL CO	147,000	63.33	9,309,510.00
FERGUSON PLC	51,300	193.46	9,924,498.00
GRAINGER(W.W.) INC	11,250	903.74	10,167,075.00
UNITED RENTALS INC	16,900	623.04	10,529,376.00
WATSCO INC	8,600	461.81	3,971,566.00
CINTAS CORP	23,300	711.64	16,581,212.00
COPART INC	222,000	54.76	12,156,720.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	56,600	194.82	11,026,812.00
ROLLINS INC	74,000	49.35	3,651,900.00
VERALTO CORP	61,500	97.61	6,003,015.00
WASTE CONNECTIONS INC	64,900	175.78	11,408,122.00
WASTE MANAGEMENT INC	102,400	212.67	21,777,408.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	29,100	87.73	2,552,943.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	125.99	4,686,828.00
FEDEX CORPORATION	59,000	295.47	17,432,730.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	184,000	135.83	24,992,720.00
DELTA AIR LINES INC	42,000	48.60	2,041,200.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	28.47	967,980.00
CSX CORP	501,000	33.03	16,548,030.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	3.54	1,947,000.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	20,500	157.12	3,220,960.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	48.67	1,849,460.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	56,800	209.90	11,922,320.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	49,000	174.37	8,544,130.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	59.53	1,428,720.00
UBER TECHNOLOGIES INC	473,000	70.34	33,270,820.00
UNION PAC CORP	154,600	223.47	34,548,462.00
APTIV PLC	68,000	68.98	4,690,640.00
FORD MOTOR COMPANY	989,000	12.23	12,095,470.00
GENERAL MOTORS CO	295,000	45.58	13,446,100.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	181,000	14.47	2,619,070.00
TESLA INC	726,800	197.42	143,484,856.00
DR HORTON INC	75,500	141.20	10,660,600.00

GARMIN LTD	39,400	162.01	6,383,194.00
LENNAR CORP-A	63,000	149.12	9,394,560.00
NVR INC	830	7,656.92	6,355,243.60
PULTEGROUP INC	53,600	109.75	5,882,600.00
DECKERS OUTDOOR CORP	6,570	999.91	6,569,408.70
LULULEMON ATHLETICA INC	28,700	308.30	8,848,210.00
NIKE INC-B	308,500	94.19	29,057,615.00
AIRBNB INC-CLASS A	112,900	151.61	17,116,769.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,660	4,009.40	34,721,404.00
CAESARS ENTERTAINMENT INC	53,000	39.03	2,068,590.00
CARNIVAL CORP	261,000	18.61	4,857,210.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	349,500	62.41	21,812,295.00
DARDEN RESTAURANTS INC	29,600	152.12	4,502,752.00
DOMINOS PIZZA INC	8,600	515.99	4,437,514.00
DOORDASH INC-A	70,500	110.58	7,795,890.00
DRAFTKINGS INC	111,000	37.11	4,119,210.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	124.66	4,213,508.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	64,500	215.07	13,872,015.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	148.99	1,579,294.00
LAS VEGAS SANDS CORP	91,000	44.14	4,016,740.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	62,100	242.25	15,043,725.00
MCDONALD'S CORP	182,800	258.17	47,193,476.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	43.37	2,819,050.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	62,600	160.21	10,029,146.00
STARBUCKS CORP	288,700	79.23	22,875,144.50
WYNN RESORTS LTD	24,500	89.14	2,183,930.00
YUM BRANDS INC	72,300	132.61	9,587,703.00
GENUINE PARTS CO	35,700	137.40	4,905,180.00
LKQ CORP	68,000	41.47	2,819,960.00
POOL CORP	9,500	307.57	2,921,915.00
AMAZON.COM INC	2,374,000	197.85	469,695,900.00
EBAY INC	132,000	53.05	7,002,600.00
ETSY INC	28,000	58.72	1,644,160.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	35.85	1,003,800.00
MERCADOLIBRE INC	11,650	1,660.89	19,349,368.50
AUTOZONE	4,430	2,955.40	13,092,422.00

BATH & BODY WORKS INC	50,400	39.03	1,967,112.00
BEST BUY COMPANY INC	48,400	84.32	4,081,088.00
BURLINGTON STORES INC	15,900	238.31	3,789,129.00
CARMAX INC	40,000	73.33	2,933,200.00
DICK S SPORTING GOODS INC	15,400	220.14	3,390,156.00
HOME DEPOT	251,300	341.49	85,816,437.00
LOWES COS INC	145,100	219.80	31,892,980.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15,090	1,057.42	15,956,467.80
ROSS STORES INC	85,200	146.08	12,446,016.00
TJX COS INC	286,200	110.55	31,639,410.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	26,800	267.55	7,170,340.00
ULTA BEAUTY INC	12,100	385.95	4,669,995.00
WILLIAMS SONOMA INC	15,300	287.30	4,395,690.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	88,000	19.74	1,737,120.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	112,460	850.62	95,660,725.20
DOLLAR GENERAL CORP	54,500	130.28	7,100,260.00
DOLLAR TREE INC	51,600	105.21	5,428,836.00
KROGER CO	175,000	49.37	8,639,750.00
SYSCO CORP	127,000	72.47	9,203,690.00
TARGET CORP	117,900	146.72	17,298,288.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	176,000	12.19	2,145,440.00
WALMART INC	1,123,800	67.88	76,283,544.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	43.36	1,951,200.00
CELSIUS HOLDINGS INC	40,000	57.54	2,301,600.00
COCA COLA CO	1,038,200	63.91	66,351,362.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	54,000	73.74	3,981,960.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	41,900	255.91	10,722,629.00
KEURIG DR PEPPER INC	271,000	34.12	9,246,520.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46,000	50.63	2,328,980.00
MONSTER BEVERAGE CORP	188,000	50.57	9,507,160.00
PEPSICO INC	348,500	166.26	57,941,610.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	125,000	60.61	7,576,250.00
BUNGE GLOBAL SA	36,200	107.64	3,896,568.00
CAMPBELL SOUP CO	46,000	45.02	2,070,920.00
CONAGRA BRANDS INC	122,000	28.34	3,457,480.00
GENERAL MILLS	143,000	63.71	9,110,530.00

HERSHEY CO/THE	37,600	183.68	6,906,368.00
HORMEL FOODS CORP	75,000	30.22	2,266,500.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	26,200	108.65	2,846,630.00
KELLANOVA	68,000	57.68	3,922,240.00
KRAFT HEINZ CO/THE	227,000	32.27	7,325,290.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	83.45	2,937,440.00
MCCORMICK & CO INC.	62,000	70.60	4,377,200.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	343,000	66.60	22,843,800.00
TYSON FOODS INC-CL A	72,000	56.44	4,063,680.00
ALTRIA GROUP INC	438,000	45.46	19,911,480.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	393,600	101.57	39,977,952.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	63,000	104.01	6,552,630.00
CLOROX CO	30,400	136.60	4,152,640.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	199,600	98.17	19,594,732.00
KIMBERLY-CLARK CORP	84,300	139.35	11,747,205.00
PROCTER & GAMBLE CO	596,600	166.62	99,405,492.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	58,800	110.86	6,518,568.00
KENVUE INC	477,000	18.42	8,786,340.00
ABBOTT LABORATORIES	440,000	104.65	46,046,000.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	17,800	243.00	4,325,400.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	132,000	33.52	4,424,640.00
BECTON, DICKINSON	72,600	230.94	16,766,244.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	371,000	77.00	28,567,000.00
COOPER COS INC/THE	50,100	87.62	4,389,762.00
DEXCOM INC	98,900	114.54	11,328,006.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	153,900	93.34	14,365,026.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	107,900	78.82	8,504,678.00
HOLOGIC INC	57,900	74.21	4,296,759.00
IDEXX LABORATORIES INC	21,300	493.96	10,521,348.00
INSULET CORP	17,000	206.98	3,518,660.00
INTUITIVE SURGICAL INC	89,900	445.11	40,015,389.00
MEDTRONIC PLC	338,300	79.33	26,837,339.00
RESMED INC	37,600	191.58	7,203,408.00
SOLVENTUM CORP	39,000	51.33	2,001,870.00
STERIS PLC	24,700	216.44	5,346,068.00
STRYKER CORP	86,500	340.54	29,456,710.00

TELEFLEX INC	11,400	207.23	2,362,422.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	50,800	108.38	5,505,704.00
CARDINAL HEALTH INC	60,700	99.62	6,046,934.00
CENCORA INC	46,100	227.96	10,508,956.00
CENTENE CORP	134,600	67.37	9,068,002.00
CVS HEALTH CORP	321,000	58.36	18,733,560.00
DAVITA INC	14,500	141.45	2,051,025.00
ELEVANCE HEALTH INC	59,000	535.77	31,610,430.00
HCA HEALTHCARE INC	50,400	343.29	17,301,816.00
HENRY SCHEIN INC	34,000	64.09	2,179,060.00
HUMANA INC	30,800	362.98	11,179,784.00
LABCORP HOLDINGS INC	21,200	204.90	4,343,880.00
MCKESSON CORP	33,400	593.20	19,812,880.00
MOLINA HEALTHCARE INC	14,700	302.83	4,451,601.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	27,000	137.34	3,708,180.00
THE CIGNA GROUP	71,700	334.15	23,958,555.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	233,770	486.44	113,715,078.80
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	191.56	3,045,804.00
ABBVIE INC	449,000	168.99	75,876,510.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	32,600	247.00	8,052,200.00
AMGEN INC	135,900	313.69	42,630,471.00
BIOGEN INC	37,100	228.72	8,485,512.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	83.50	4,141,600.00
EXACT SCIENCES CORP	43,300	44.49	1,926,417.00
GILEAD SCIENCES INC	316,000	68.83	21,750,280.00
GRAIL INC	6,516	15.16	98,782.56
INCYTE CORP	42,000	61.35	2,576,700.00
MODERNA INC	83,400	121.18	10,106,412.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	24,900	134.31	3,344,319.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	27,280	1,050.86	28,667,460.80
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	316.93	3,549,616.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	65,800	472.51	31,091,158.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	517,000	41.51	21,460,670.00
CATALENT INC	48,000	56.41	2,707,680.00
ELI LILLY & CO.	204,920	909.04	186,280,476.80
JOHNSON & JOHNSON	611,046	145.80	89,090,506.80

MERCK & CO INC	642,200	129.82	83,370,404.00
PFIZER INC	1,431,500	27.80	39,795,700.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	26.67	2,560,320.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,000	16.26	4,455,240.00
VIATRIS INC	292,000	10.48	3,060,160.00
ZOETIS INC	115,900	176.46	20,451,714.00
BANK OF AMERICA CORP	1,801,000	39.25	70,689,250.00
CITIGROUP	484,000	61.55	29,790,200.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	34.63	4,051,710.00
FIFTH THIRD BANCORP	169,000	35.85	6,058,650.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,679.46	4,215,444.60
HUNTINGTON BANCSHARES INC	363,000	12.78	4,639,140.00
JPMORGAN CHASE & CO	728,300	199.17	145,055,511.00
KEYCORP	239,000	13.62	3,255,180.00
M & T BANK CORP	41,800	147.65	6,171,770.00
PNC FINANCIAL	100,900	151.93	15,329,737.00
REGIONS FINANCIAL CORP	238,000	19.20	4,569,600.00
TRUIST FINANCIAL CORP	342,000	37.84	12,941,280.00
US BANCORP	395,000	39.68	15,673,600.00
WELLS FARGO CO	898,000	57.42	51,563,160.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	101,100	118.00	11,929,800.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	332,400	407.95	135,602,580.00
BLOCK INC	143,000	63.39	9,064,770.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	65,000	29.11	1,892,150.00
CORPAY INC	17,000	269.24	4,577,080.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	40.51	3,402,840.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	74.63	11,045,240.00
FISERV INC	149,400	149.08	22,272,552.00
GLOBAL PAYMENTS INC	66,000	94.82	6,258,120.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,500	166.72	2,917,600.00
MASTERCARD INC	211,300	442.75	93,553,075.00
PAYPAL HOLDINGS INC	256,000	58.37	14,942,720.00
TOAST INC-CLASS A	85,000	25.72	2,186,200.00
VISA INC-CLASS A SHARES	401,000	266.59	106,902,590.00
AFLAC INC	139,600	89.16	12,446,736.00
ALLSTATE CORP	65,900	160.01	10,544,659.00

AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	125.45	2,195,375.00
AMERICAN INTL GROUP	173,000	74.97	12,969,810.00
AON PLC	50,300	292.80	14,727,840.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	95,600	101.02	9,657,512.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	55,000	260.13	14,307,150.00
ASSURANT INC	12,900	167.26	2,157,654.00
BROWN & BROWN INC	63,000	90.16	5,680,080.00
CHUBB LTD	103,400	262.03	27,093,902.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	38,500	116.68	4,492,180.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,200	362.20	2,245,640.00
EVEREST GROUP LTD	11,400	380.50	4,337,700.00
FNF GROUP	64,000	49.14	3,144,960.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	74,000	102.75	7,603,500.00
LOEWS CORP	49,000	75.26	3,687,740.00
MARKEL GROUP INC	3,310	1,579.11	5,226,854.10
MARSH & MCLENNAN COS	124,300	210.94	26,219,842.00
METLIFE INC	158,000	70.86	11,195,880.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	79.46	4,831,168.00
PROGRESSIVE CO	149,100	211.35	31,512,285.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	92,100	117.33	10,806,093.00
TRAVELERS COS INC/THE	57,400	206.95	11,878,930.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	26,500	264.03	6,996,795.00
WR BERKLEY CORP	51,800	79.38	4,111,884.00
ACCENTURE PLC-CL A	159,400	303.19	48,328,486.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	38,300	89.94	3,444,702.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	77,000	81.79	6,297,830.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	124,000	67.73	8,398,520.00
EPAM SYSTEMS INC	13,800	185.11	2,554,518.00
GARTNER INC	19,700	444.77	8,761,969.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	140.24	4,838,280.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	232,500	170.85	39,722,625.00
MONGODB INC	18,100	244.15	4,419,115.00
OKTA INC	39,700	92.37	3,667,089.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	75,000	133.92	10,044,000.00
TWILIO INC - A	41,400	55.99	2,317,986.00
VERISIGN INC	23,700	178.23	4,224,051.00

WIX.COM LTD	14,100	159.19	2,244,579.00
ADOBE INC	113,600	546.76	62,111,936.00
ANSYS INC	22,000	321.82	7,080,040.00
APPLOVIN CORP-CLASS A	46,000	83.12	3,823,520.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	197.89	1,424,808.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	40,700	172.99	7,040,693.00
AUTODESK INC.	54,800	243.68	13,353,664.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	49.68	1,987,200.00
CADENCE DESIGN SYS INC	69,000	307.92	21,246,480.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	162.70	3,807,180.00
CONFLUENT INC-CLASS A	47,000	29.60	1,391,200.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	58,100	387.29	22,501,549.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	10,500	270.40	2,839,200.00
DATADOG INC - CLASS A	70,400	128.45	9,042,880.00
DOCUSIGN INC	50,000	52.69	2,634,500.00
DYNATRACE INC	67,000	44.01	2,948,670.00
FAIR ISAAC CORP	6,340	1,477.51	9,367,413.40
FORTINET INC	165,000	60.04	9,906,600.00
GEN DIGITAL INC	141,000	24.62	3,471,420.00
HUBSPOT INC	12,300	586.01	7,207,923.00
INTUIT INC	71,000	651.44	46,252,240.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	15,300	251.21	3,843,513.00
MICROSOFT CORP	1,789,900	452.85	810,556,215.00
MICROSTRATEGY INC-CL A	3,930	1,525.40	5,994,822.00
MONDAY.COM LTD	8,800	236.28	2,079,264.00
ORACLE CORPORATION	418,200	140.18	58,623,276.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	484,000	25.22	12,206,480.00
PALO ALTO NETWORKS INC	81,700	340.82	27,844,994.00
PTC INC	30,100	181.26	5,455,926.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	27,100	562.06	15,231,826.00
SALESFORCE INC	245,940	252.85	62,185,929.00
SAMSARA INC-CL A	55,000	32.63	1,794,650.00
SERVICENOW INC	51,950	774.13	40,216,053.50
SYNOPSYS INC	38,600	595.00	22,967,000.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	10,400	493.81	5,135,624.00

UIPATH INC - CLASS A	121,000	12.68	1,534,280.00
UNITY SOFTWARE INC	62,000	16.54	1,025,480.00
WORKDAY INC-CLASS A	54,100	223.36	12,083,776.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	62,000	58.47	3,625,140.00
ZSCALER INC	22,600	189.20	4,275,920.00
ARISTA NETWORKS INC	67,300	347.93	23,415,689.00
CISCO SYSTEMS	1,026,900	47.45	48,726,405.00
F5 INC	15,300	171.20	2,619,360.00
JUNIPER NETWORKS INC	80,000	36.01	2,880,800.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	42,600	386.40	16,460,640.00
APPLE INC	3,719,700	214.10	796,387,770.00
DELL TECHNOLOGIES-C	65,600	139.43	9,146,608.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	333,000	21.04	7,006,320.00
HP INC	244,000	34.71	8,469,240.00
NETAPP INC	52,000	129.03	6,709,560.00
PURE STORAGE INC - CLASS A	77,000	65.18	5,018,860.00
SEAGATE TECHNOLOGY	51,400	104.10	5,350,740.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	13,510	890.36	12,028,763.60
WESTERN DIGITAL CORP	84,000	76.62	6,436,080.00
AMPHENOL CORP-CL A	304,600	67.49	20,557,454.00
CDW CORPORATION	33,900	224.06	7,595,634.00
CORNING INC	207,000	38.59	7,988,130.00
JABIL INC	31,000	107.92	3,345,520.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	43,900	135.22	5,936,158.00
TE CONNECTIVITY LTD	79,100	148.71	11,762,961.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,200	386.41	4,714,202.00
TRIMBLE INC	63,000	55.42	3,491,460.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,600	306.99	3,868,074.00
ADVANCED MICRO DEVICES	409,748	159.47	65,342,513.56
ANALOG DEVICES INC	126,300	226.68	28,629,684.00
APPLIED MATERIALS	210,700	232.53	48,994,071.00
BROADCOM INC	111,627	1,586.66	177,114,095.82
ENPHASE ENERGY INC	35,100	105.23	3,693,573.00
ENTEGRIS INC	37,900	134.48	5,096,792.00
FIRST SOLAR INC	26,000	249.92	6,497,920.00
INTEL CORP	1,079,500	30.59	33,021,905.00

KLA CORP	34,180	814.87	27,852,256.60
LAM RESEARCH	33,240	1,055.83	35,095,789.20
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	35,000	56.99	1,994,650.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	220,000	68.73	15,120,600.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	137,300	89.43	12,278,739.00
MICRON TECHNOLOGY	280,800	132.23	37,130,184.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12,500	810.70	10,133,750.00
NVIDIA CORP	6,339,100	123.99	785,985,009.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	65,400	265.01	17,331,654.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	109,000	67.86	7,396,740.00
QORVO INC	24,800	112.39	2,787,272.00
QUALCOMM INC	283,000	195.15	55,227,450.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	40,600	105.60	4,287,360.00
TERADYNE INC	39,000	147.57	5,755,230.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	230,800	193.43	44,643,644.00
AT & T INC	1,814,000	18.75	34,012,500.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,066,000	40.82	43,514,120.00
T-MOBILE US INC	135,000	177.42	23,951,700.00
ALLIANT ENERGY CORP	66,000	51.08	3,371,280.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	133,800	88.30	11,814,540.00
CONSTELLATION ENERGY	80,100	204.78	16,402,878.00
DUKE ENERGY CORP	196,900	100.59	19,806,171.00
EDISON INTERNATIONAL	97,000	72.04	6,987,880.00
ENTERGY CORP	53,800	106.76	5,743,688.00
EVERGY INC	57,000	53.25	3,035,250.00
EVERSOURCE ENERGY	87,000	57.19	4,975,530.00
EXELON CORPORATION	255,000	34.70	8,848,500.00
FIRSTENERGY CORP	141,000	38.53	5,432,730.00
NEXTERA ENERGY INC	520,000	73.72	38,334,400.00
NRG ENERGY INC	55,000	78.66	4,326,300.00
PG&E CORP	517,000	17.48	9,037,160.00
PPL CORPORATION	185,000	27.75	5,133,750.00
SOUTHERN CO.	276,000	78.04	21,539,040.00
XCEL ENERGY INC	142,000	53.85	7,646,700.00
ATMOS ENERGY CORP	39,000	116.55	4,545,450.00
AMEREN CORPORATION	69,000	70.94	4,894,860.00

CENTERPOINT ENERGY INC	161,000	30.81	4,960,410.00
CMS ENERGY CORP	78,000	59.96	4,676,880.00
CONSOLIDATED EDISON INC	89,000	89.68	7,981,520.00
DOMINION ENERGY INC	211,000	49.61	10,467,710.00
DTE ENERGY COMPANY	52,000	111.25	5,785,000.00
NISOURCE INC	114,000	29.00	3,306,000.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	127,000	73.12	9,286,240.00
SEMPRA	158,300	75.94	12,021,302.00
WEC ENERGY GROUP INC	78,600	78.45	6,166,170.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	50,400	129.27	6,515,208.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	37.39	2,467,740.00
ALLY FINANCIAL INC	66,000	39.59	2,612,940.00
AMERICAN EXPRESS CO	146,100	228.40	33,369,240.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	97,800	134.03	13,108,134.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	64,600	123.73	7,992,958.00
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	44.23	4,644,150.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	25,500	430.34	10,973,670.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	45,000	135.95	6,117,750.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	193,000	59.54	11,491,220.00
BLACKROCK INC	37,620	781.13	29,386,110.60
BLACKSTONE INC	180,800	124.12	22,440,896.00
CARLYLE GROUP INC/THE	59,000	39.89	2,353,510.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	170.27	4,682,425.00
CME GROUP INC	91,200	195.53	17,832,336.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	47,700	224.00	10,684,800.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,700	415.00	4,025,500.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	22.53	1,689,750.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	65.79	855,270.00
GOLDMAN SACHS GROUP	82,300	445.96	36,702,508.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	145,000	137.47	19,933,150.00
KKR & CO INC-A	158,300	105.86	16,757,638.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	18,400	276.41	5,085,944.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	199.68	1,956,864.00
MOODYS CORP	41,600	419.40	17,447,040.00
MORGAN STANLEY	312,300	95.77	29,908,971.00
MSCI INC	19,900	486.81	9,687,519.00

NASDAQ INC	101,000	60.18	6,078,180.00
NORTHERN TRUST CORP	51,700	82.54	4,267,318.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	49,300	121.59	5,994,387.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	131,000	22.59	2,959,290.00
S&P GLOBAL INC	81,195	448.91	36,449,247.45
SCHWAB (CHARLES) CORP	381,000	73.56	28,026,360.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	64.34	1,672,840.00
STATE STREET CORP	74,900	73.05	5,471,445.00
T ROWE PRICE GROUP INC	57,800	115.43	6,671,854.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	106.69	3,232,707.00
AES CORP	177,000	19.09	3,378,930.00
VISTRA CORP	88,900	87.22	7,753,858.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	39,500	185.15	7,313,425.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	73,800	130.80	9,653,040.00
AVANTOR INC	172,000	21.42	3,684,240.00
BIO TECHNE CORP	37,900	71.82	2,721,978.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	271.99	1,387,149.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	207.35	2,612,610.00
DANAHER CORP	178,400	251.76	44,913,984.00
ILLUMINA INC	39,100	106.46	4,162,586.00
IQVIA HOLDINGS INC	46,000	212.75	9,786,500.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,480	1,406.52	7,707,729.60
REPLIGEN CORP	12,500	126.59	1,582,375.00
REVVITY INC	32,500	105.71	3,435,575.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	96,740	550.78	53,282,457.20
WATERS CORP	14,800	286.47	4,239,756.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	18,400	328.76	6,049,184.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	103,800	237.30	24,631,740.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	33,000	156.25	5,156,250.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	30,500	199.21	6,075,905.00
DAYFORCE INC	34,400	49.70	1,709,680.00
EQUIFAX INC	31,800	239.81	7,625,958.00
JACOBS SOLUTIONS INC	31,200	139.45	4,350,840.00
LEIDOS HOLDINGS INC	32,200	147.18	4,739,196.00
PAYCHEX INC	80,900	117.84	9,533,256.00

PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	141.78	1,984,920.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	132.21	1,388,205.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	54,000	62.18	3,357,720.00
TRUNSION	49,800	74.33	3,701,634.00
VERISK ANALYTICS INC	36,700	270.85	9,940,195.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,200	294.11	7,117,462.00
COMCAST CORP-CL A	1,005,100	38.28	38,475,228.00
FOX CORP-CLASS A	61,000	34.08	2,078,880.00
FOX CORP-CLASS B	39,000	31.77	1,239,030.00
INTERPUBRIC GROUP	93,000	29.12	2,708,160.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	27.69	2,658,240.00
OMNICOM GROUP	48,500	88.99	4,316,015.00
PARAMOUNT GLOBAL	133,000	10.26	1,364,580.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	111,500	98.22	10,951,530.00
DISNEY (WALT) CO	465,100	102.17	47,519,267.00
ELECTRONIC ARTS	64,800	139.52	9,040,896.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	51,000	72.51	3,698,010.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	40,900	90.81	3,714,129.00
NETFLIX INC	109,800	684.34	75,140,532.00
ROBLOX CORP -CLASS A	118,000	37.22	4,391,960.00
ROKU INC	30,500	59.15	1,804,075.00
SEA LTD-ADR	95,000	74.51	7,078,450.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	40,500	156.98	6,357,690.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	592,000	7.35	4,351,200.00
ALPHABET INC-CL A	1,494,300	185.41	277,058,163.00
ALPHABET INC-CL C	1,294,200	186.86	241,834,212.00
MATCH GROUP INC	68,000	30.45	2,070,600.00
META PLATFORMS INC-CLASS A	555,600	519.56	288,667,536.00
PINTEREST INC- CLASS A	154,000	44.12	6,794,480.00
SNAP INC-A	266,000	16.57	4,407,620.00
CBRE GROUP INC	76,400	88.50	6,761,400.00
COSTAR GROUP INC	105,000	74.26	7,797,300.00
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.25	845,000.00
ZILLOW GROUP INC - C	38,000	46.80	1,778,400.00
小計銘柄数 : 581			11,934,590,432.99
			(1,922,304,481,041

)
	組入時価比率：74.2%			76.5%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	145,000	24.79	3,594,550.00
	CAMECO CORP	112,000	70.87	7,937,440.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	542,000	48.83	26,465,860.00
	CENOVUS ENERGY INC	350,000	26.93	9,425,500.00
	ENBRIDGE INC	538,000	48.28	25,974,640.00
	IMPERIAL OIL	48,000	94.48	4,535,040.00
	KEYERA CORP	57,000	37.95	2,163,150.00
	MEG ENERGY CORP	67,000	29.04	1,945,680.00
	PARKLAND CORP	36,000	38.38	1,381,680.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	146,000	50.93	7,435,780.00
	SUNCOR ENERGY INC	324,000	52.04	16,860,960.00
	TC ENERGY CORP	264,000	52.80	13,939,200.00
	TOURMALINE OIL CORP	83,000	62.20	5,162,600.00
	NUTRIEN LTD	124,000	71.16	8,823,840.00
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	37,000	72.34	2,676,580.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	126,000	90.94	11,458,440.00
	BARRICK GOLD	453,000	23.07	10,450,710.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	19.37	3,583,450.00
	FRANCO-NEVADA CORP	48,400	164.75	7,973,900.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	166,000	17.45	2,896,700.00
	KINROSS GOLD CORP	300,000	11.38	3,414,000.00
	LUNDIN MINING CORP	169,000	14.91	2,519,790.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	27.69	2,658,240.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	117,000	65.72	7,689,240.00
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	117,000	72.58	8,491,860.00
	WEST FRASER TIMBER	14,200	105.89	1,503,638.00
	CAE INC	76,000	25.97	1,973,720.00
	STANTEC INC	29,100	115.57	3,363,087.00
	WSP GLOBAL INC	31,200	215.02	6,708,624.00
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	121.63	2,359,622.00
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	98,000	24.81	2,431,380.00
	GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	53.19	2,872,260.00
RB GLOBAL INC	47,000	105.49	4,958,030.00	
AIR CANADA	43,000	17.89	769,270.00	

CANADIAN NATL RAILWAY CO	138,000	161.55	22,293,900.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	238,000	108.19	25,749,220.00
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	193.45	4,043,105.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	56.95	3,929,550.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	86.84	642,616.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,000	51.94	2,285,360.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	78,000	95.17	7,423,260.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	135.03	1,917,426.00
DOLLARAMA INC	72,100	125.85	9,073,785.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	194,000	77.50	15,035,000.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	35.04	1,366,560.00
LOBLAW COMPANIES LTD	38,200	159.11	6,078,002.00
METRO INC/CN	58,000	76.03	4,409,740.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	197.14	2,996,528.00
SAPUTO INC	70,000	31.17	2,181,900.00
BANK OF MONTREAL	184,900	114.05	21,087,845.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	310,000	62.40	19,344,000.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	240,000	66.45	15,948,000.00
NATIONAL BANK OF CANADA	84,900	108.90	9,245,610.00
ROYAL BANK OF CANADA	357,300	145.40	51,951,420.00
TORONTO DOMINION BANK	447,000	75.13	33,583,110.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,220	1,550.00	8,091,000.00
GREAT-WEST LIFE CO INC	73,000	39.64	2,893,720.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	85.85	2,068,985.00
INTACT FINANCIAL CORP	45,600	229.51	10,465,656.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	454,000	36.29	16,475,660.00
POWER CORPORATION OF CANADA	142,000	38.66	5,489,720.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	150,000	67.01	10,051,500.00
CGI INC	51,000	137.44	7,009,440.00
SHOPIFY INC - CLASS A	308,000	90.94	28,009,520.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,110	3,927.50	20,069,525.00
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	20,800	133.15	2,769,520.00
OPEN TEXT CORP	70,000	40.86	2,860,200.00
BCE INC	20,000	44.37	887,400.00
QUEBECOR INC-CL B	34,000	28.93	983,620.00

	TELUS CORP	118,600	20.79	2,465,694.00
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	92,000	50.35	4,632,200.00
	EMERA INC	76,000	45.42	3,451,920.00
	FORTIS INC	125,000	53.41	6,676,250.00
	HYDRO ONE LTD	88,000	39.65	3,489,200.00
	ALTAGAS LTD	72,000	30.65	2,206,800.00
	CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	29.39	1,146,210.00
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	87,000	52.33	4,552,710.00
	BROOKFIELD CORP	343,000	56.95	19,533,850.00
	IGM FINANCIAL INC	21,000	38.01	798,210.00
	ONEX CORPORATION	16,900	92.45	1,562,405.00
	TMX GROUP LTD	66,000	37.96	2,505,360.00
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	38,000	40.66	1,545,080.00
	NORTHLAND POWER INC	67,000	23.89	1,600,630.00
	THOMSON REUTERS CORP	40,200	233.48	9,385,896.00
	FIRSTSERVICE CORP	10,000	207.46	2,074,600.00
	小計 銘柄数：85			672,736,879.00
	組入時価比率：3.1%			(78,992,764,332)
				3.1%
ユーロ	TENARIS SA	115,000	14.02	1,612,300.00
	ENI SPA	533,000	14.31	7,629,362.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	19.60	2,372,205.00
	NESTE OYJ	102,000	16.78	1,711,560.00
	OMV AG	38,000	40.66	1,545,080.00
	REPSOL SA	306,000	14.64	4,479,840.00
	TOTALENERGIES SE	545,000	62.04	33,811,800.00
	AIR LIQUIDE SA	147,100	163.48	24,047,908.00
	AKZO NOBEL	43,000	56.98	2,450,140.00
	ARKEMA	13,600	82.70	1,124,720.00
	BASF SE	225,000	45.34	10,202,625.00
	COVESTRO AG	47,000	54.40	2,556,800.00
	DSM-FIRMENICH AG	46,300	106.60	4,935,580.00
	EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	19.29	1,157,700.00
	OCI	28,000	22.85	639,800.00
	SYENSQO SA	19,300	86.54	1,670,222.00
	SYMRISE AG	33,500	115.15	3,857,525.00

UMICORE	53,000	14.30	757,900.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	96.38	3,248,006.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	68,000	41.49	2,821,320.00
ARCELORMITTAL	128,000	21.24	2,718,720.00
VOESTALPINE AG	29,000	25.22	731,380.00
STORA ENSO OYJ-R	139,000	12.79	1,778,505.00
UPM-KYMMENE OYJ	131,000	32.98	4,320,380.00
AIRBUS SE	150,200	130.64	19,622,128.00
DASSAULT AVIATION SA	4,700	170.50	801,350.00
LEONARDO SPA	102,000	21.42	2,184,840.00
MTU AERO ENGINES AG	13,100	233.20	3,054,920.00
RHEINMETALL AG	10,900	475.80	5,186,220.00
SAFRAN SA	87,200	197.80	17,248,160.00
THALES SA	25,000	150.50	3,762,500.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	117,000	73.20	8,564,400.00
KINGSPAN GROUP PLC	40,000	80.20	3,208,000.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,209	40.02	2,129,424.18
BOUYGUES	49,000	29.84	1,462,160.00
EIFFAGE SA	18,100	86.72	1,569,632.00
FERROVIAL SE	135,059	36.50	4,929,653.50
VINCI	127,100	98.90	12,570,190.00
LEGRAND SA	67,600	94.42	6,382,792.00
PRYSMIAN SPA	65,000	58.20	3,783,000.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	138,000	226.30	31,229,400.00
SIEMENS ENERGY AG	154,000	24.64	3,794,560.00
SIEMENS AG	192,700	173.54	33,441,158.00
ALSTOM	85,200	15.50	1,321,026.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	134,000	36.47	4,886,980.00
GEA GROUP AG	41,000	39.46	1,617,860.00
KNORR-BREMSE AG	18,600	71.90	1,337,340.00
KONE OYJ	86,000	46.13	3,967,180.00
METSO CORPORATION	163,000	9.91	1,615,982.00
RATIONAL AG	1,360	830.50	1,129,480.00
WARTSILA OYJ	132,000	18.30	2,416,260.00
BRENTAG SE	34,100	63.50	2,165,350.00
IMCD NV	14,600	130.95	1,911,870.00

REXEL SA	55,000	24.54	1,349,700.00
DHL GROUP	250,000	37.97	9,492,500.00
INPOST SA	57,000	16.72	953,040.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	5.64	773,776.00
ADP	9,000	113.60	1,022,400.00
AENA SME SA	18,600	188.10	3,498,660.00
GETLINK	88,000	15.51	1,364,880.00
CONTINENTAL AG	26,000	53.08	1,380,080.00
MICHELIN (CGDE)	171,000	36.17	6,185,070.00
BAYER MOTOREN WERK	81,500	88.10	7,180,150.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	82.20	1,233,000.00
DR ING HC F PORSCHE AG	27,700	69.82	1,934,014.00
FERRARI NV	31,700	383.40	12,153,780.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	204,000	63.43	12,939,720.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	41.80	1,713,800.00
RENAULT SA	46,000	47.30	2,175,800.00
STELLANTIS NV	568,000	18.54	10,532,992.00
VOLKSWAGEN AG	8,000	112.00	896,000.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	53,400	103.95	5,550,930.00
SEB SA	5,400	98.80	533,520.00
ADIDAS AG	40,900	222.60	9,104,340.00
HERMES INTERNATIONAL	8,020	2,173.00	17,427,460.00
KERING SA	18,700	341.75	6,390,725.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	69,970	715.50	50,063,535.00
MONCLER SPA	57,000	57.18	3,259,260.00
PUMA SE	24,100	44.00	1,060,400.00
ACCOR SA	46,000	38.51	1,771,460.00
AMADEUS IT GROUP SA	113,000	62.36	7,046,680.00
DELIVERY HERO SE	47,000	22.75	1,069,250.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	32.30	775,200.00
SODEXO	23,500	84.70	1,990,450.00
D' IETEREN GROUP	5,400	196.50	1,061,100.00
PROSUS NV	363,000	33.30	12,087,900.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	277,000	46.48	12,874,960.00
ZALANDO SE	60,000	21.32	1,279,200.00

CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	13.38	1,913,340.00
JERONIMO MARTINS	64,000	18.41	1,178,240.00
KESKO OYJ-B SHS	70,000	16.46	1,152,550.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	239,000	27.82	6,648,980.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	226,000	55.16	12,466,160.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	8.96	1,415,680.00
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	74.25	2,257,200.00
HEINEKEN NV	71,700	91.58	6,566,286.00
PERNOD RICARD SA	51,200	128.50	6,579,200.00
REMY COINTREAU	4,900	77.50	379,750.00
DANONE	162,000	57.24	9,272,880.00
JDE PEET'S BV	31,000	18.81	583,110.00
KERRY GROUP PLC-A	39,100	76.60	2,995,060.00
LOTUS BAKERIES	110	9,940.00	1,093,400.00
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	74.15	1,957,560.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	44,300	83.70	3,707,910.00
BEIERSDORF AG	26,400	138.45	3,655,080.00
LOREAL-ORD	61,300	422.85	25,920,705.00
BIOMERIEUX	11,000	90.20	992,200.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	67.40	727,920.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	93.48	560,880.00
ESSILORLUXOTTICA	74,800	203.00	15,184,400.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	204,352	23.90	4,884,012.80
SIEMENS HEALTHINEERS AG	71,000	55.36	3,930,560.00
AMPLIFON SPA	30,000	33.68	1,010,400.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	35.72	1,821,720.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	109,000	28.03	3,055,270.00
ARGENX SE	14,800	416.40	6,162,720.00
GRIFOLS SA	63,000	7.97	502,110.00
BAYER AG-REG	249,000	26.11	6,501,390.00
IPSEN	9,000	114.10	1,026,900.00
MERCK KGAA	33,200	155.55	5,164,260.00
ORION OYJ	30,000	39.54	1,186,200.00
RECORDATI SPA	29,000	48.36	1,402,440.00
SANOFI	289,900	89.86	26,050,414.00
UCB SA	31,800	137.45	4,370,910.00

ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	15.23	1,828,200.00
AIB GROUP PLC	410,000	4.94	2,028,680.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,493,000	9.24	13,795,320.00
BANCO BPM SPA	340,000	6.02	2,048,840.00
BANCO DE SABADELL SA	1,360,000	1.79	2,435,080.00
BANCO SANTANDER SA	4,040,000	4.33	17,521,480.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	9.67	2,563,610.00
BNP PARIBAS	262,000	60.02	15,725,240.00
CAIXABANK	960,000	4.95	4,755,840.00
COMMERZBANK AG	276,000	14.13	3,899,880.00
CREDIT AGRICOLE SA	270,000	12.93	3,491,100.00
ERSTE GROUP BANK AG	83,000	44.20	3,668,600.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	14.13	2,218,410.00
ING GROEP NV	827,000	15.94	13,185,688.00
INTESA SANPAOLO	3,710,000	3.46	12,853,295.00
KBC GROEP NV	64,000	65.94	4,220,160.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	13.65	1,692,600.00
NORDEA BANK ABP	794,000	11.07	8,793,550.00
SOCIETE GENERALE	183,000	22.17	4,057,110.00
UNICREDIT SPA	383,000	34.56	13,236,480.00
ADYEN NV	5,610	1,124.80	6,310,128.00
EDENRED	61,000	40.32	2,459,520.00
EURAZEO SE	10,700	74.40	796,080.00
EXOR NV	24,300	98.40	2,391,120.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	67.00	1,433,800.00
NEXI SPA	130,000	5.74	746,200.00
SOFINA SA	3,700	214.20	792,540.00
AEGON LTD	340,000	5.76	1,960,440.00
AGEAS	43,000	42.46	1,825,780.00
ALLIANZ SE-REG	99,800	259.40	25,888,120.00
ASR NEDERLAND NV	43,000	44.27	1,903,610.00
ASSICURAZIONI GENERALI	259,000	23.30	6,034,700.00
AXA SA	460,000	30.37	13,970,200.00
HANNOVER RUECK SE	15,100	235.30	3,553,030.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	34,900	468.30	16,343,670.00

NN GROUP NV	67,000	43.32	2,902,440.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	12.01	1,441,200.00
SAMPO OYJ-A SHS	112,000	39.75	4,452,000.00
TALANX AG	17,700	74.95	1,326,615.00
BECHTLE AG	20,000	44.80	896,000.00
CAPGEMINI SA	39,200	187.95	7,367,640.00
DASSAULT SYSTEMES SE	173,000	34.96	6,048,080.00
NEMETSCHEK SE	14,200	93.10	1,322,020.00
SAP SE	264,800	187.44	49,634,112.00
NOKIA OYJ	1,360,000	3.50	4,766,800.00
ASM INTERNATIONAL NV	12,000	700.00	8,400,000.00
ASML HOLDING NV	101,320	960.00	97,267,200.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	19,300	155.85	3,007,905.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	335,000	33.99	11,386,650.00
STMICROELECTRONICS NV	170,000	36.31	6,173,550.00
CELLNEX TELECOM SA	128,000	30.59	3,915,520.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	820,000	23.37	19,163,400.00
ELISA OYJ	36,000	42.58	1,532,880.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.80	951,085.00
KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.56	3,639,360.00
ORANGE SA	484,000	9.31	4,507,976.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.22	605,880.00
TELEFONICA SA	1,150,000	3.99	4,591,950.00
ACCIONA S. A.	5,800	112.40	651,920.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	88.90	589,051.40
ENDESA S. A.	75,000	17.80	1,335,000.00
ENEL SPA	2,060,000	6.49	13,383,820.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.54	2,839,200.00
FORTUM OYJ	119,000	14.31	1,703,485.00
IBERDROLA SA	1,474,777	12.15	17,918,540.55
REDEIA CORP SA	107,000	16.26	1,739,820.00
TERNA SPA	365,000	7.34	2,679,100.00
VERBUND AG	16,900	74.85	1,264,965.00
SNAM SPA	510,000	4.16	2,122,110.00
E.ON SE	568,000	12.38	7,034,680.00
ENGIE	462,000	13.41	6,197,730.00

	VEOLIA ENVIRONNEMENT	171,000	28.11	4,806,810.00
	AMUNDI SA	17,000	60.60	1,030,200.00
	DEUTSCHE BANK AG-REG	472,000	14.78	6,978,048.00
	DEUTSCHE BOERSE AG	47,900	193.90	9,287,810.00
	EURONEXT NV	21,200	88.65	1,879,380.00
	EDP RENOVAVEIS SA	87,941	13.31	1,170,494.71
	RWE AG	157,000	32.60	5,118,200.00
	EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	47.00	1,645,000.00
	QIAGEN N.V.	57,000	38.35	2,186,235.00
	SARTORIUS AG-VORZUG	6,200	216.60	1,342,920.00
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	154.15	1,079,050.00
	BUREAU VERITAS SA	82,000	26.08	2,138,560.00
	RANDSTAD NV	25,500	42.25	1,077,375.00
	TELEPERFORMANCE	13,300	101.40	1,348,620.00
	WOLTERS KLUWER	62,700	155.35	9,740,445.00
	PUBLICIS GROUPE	58,100	101.10	5,873,910.00
	VIVENDI SE	193,000	9.78	1,887,540.00
	BOLLORE SE	162,000	5.60	907,200.00
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	79.65	1,242,540.00
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	208,000	28.39	5,905,120.00
	SCOUT24 SE	17,900	71.75	1,284,325.00
	LEG IMMOBILIEN SE	20,000	76.28	1,525,600.00
	VONOVIA SE	188,000	26.47	4,976,360.00
小計	銘柄数：218			1,293,498,252.14 (222,908,553,791)
	組入時価比率：8.6%			8.9%
英ポンド	BP PLC	4,250,000	4.72	20,094,000.00
	SHELL PLC-NEW	1,624,000	28.13	45,691,240.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	40.20	1,407,000.00
	ANGLO AMERICAN PLC	320,000	24.90	7,968,000.00
	ANTOFAGASTA PLC	100,000	20.93	2,093,000.00
	ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	16.93	694,130.00
	GLENCORE PLC	2,650,000	4.52	11,997,875.00
	RIO TINTO PLC-REG	285,000	51.76	14,751,600.00
	MONDI PLC	115,727	15.31	1,771,780.37
	BAE SYSTEMS PLC	775,000	13.23	10,253,250.00

MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	5.59	1,900,600.00
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,140,000	4.54	9,730,580.00
DCC PLC	25,000	55.85	1,396,250.00
SMITHS GROUP PLC	93,000	17.25	1,604,250.00
SPIRAX GROUP PLC	18,900	85.65	1,618,785.00
ASHTED GROUP PLC	111,000	52.54	5,831,940.00
BUNZLE	84,000	30.70	2,578,800.00
RENTOKIL INITIAL PLC	630,000	4.66	2,938,950.00
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	250,000	4.72	1,182,000.00
PERSIMMON PLC	77,000	13.52	1,041,040.00
TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.41	1,191,120.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	29,000	46.14	1,338,060.00
BURBERRY GROUP PLC	91,000	8.99	818,818.00
COMPASS GROUP PLC	433,000	22.01	9,530,330.00
ENTAIN PLC	150,000	6.34	951,600.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	44,700	144.35	6,452,445.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,000	82.96	3,401,360.00
WHITBREAD PLC	46,000	29.62	1,362,520.00
NEXT PLC	31,000	91.32	2,830,920.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.26	770,735.00
KINGFISHER PLC	450,000	2.48	1,118,700.00
SAINSBURY	400,000	2.57	1,028,000.00
TESCO PLC	1,770,000	3.06	5,425,050.00
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	27.18	1,467,720.00
DIAGEO PLC	568,000	25.00	14,200,000.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	24.71	2,174,480.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	513,000	24.33	12,481,290.00
IMPERIAL BRANDS PLC	207,000	20.07	4,154,490.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	178,000	43.52	7,746,560.00
HALEON PLC	1,770,000	3.26	5,786,130.00
UNILEVER PLC	635,000	43.77	27,793,950.00
SMITH & NEPHEW PLC	217,000	9.76	2,119,222.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	393,080	123.28	48,458,902.40
GSK PLC	1,049,000	15.26	16,007,740.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	18.75	693,750.00

BARCLAYS PLC	3,760,000	2.09	7,886,600.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,788,000	6.89	33,003,684.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,000,000	0.56	8,972,800.00	
NATWEST GROUP PLC	1,690,000	3.13	5,294,770.00	
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	7.21	4,042,080.00	
M&G PLC	590,000	2.04	1,205,960.00	
WISE PLC - A	159,000	6.85	1,089,150.00	
ADMIRAL GROUP PLC	69,000	26.43	1,823,670.00	
AVIVA PLC	700,000	4.76	3,335,500.00	
LEGAL & GENERAL	1,510,000	2.26	3,417,130.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.20	884,000.00	
PRUDENTIAL PLC	697,000	7.22	5,032,340.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	257,000	10.90	2,802,585.00	
HALMA PLC	100,000	27.21	2,721,000.00	
BT GROUP PLC	1,680,000	1.40	2,355,360.00	
VODAFONE GROUP PLC	5,700,000	0.69	3,956,940.00	
SSE PLC	277,000	17.85	4,944,450.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.36	1,950,520.00	
NATIONAL GRID PLC	1,229,375	8.79	10,811,123.75	
SEVERN TRENT PLC	66,000	24.02	1,585,320.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	9.83	1,642,278.00	
3I GROUP PLC	250,000	29.99	7,497,500.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	11.35	931,110.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	115,600	94.90	10,970,440.00	
SCHRODERS PLC	189,176	3.67	694,654.27	
PEARSON	164,000	9.85	1,616,384.00	
EXPERIAN PLC	231,000	36.96	8,537,760.00	
INTERTEK GROUP PLC	39,000	47.48	1,851,720.00	
RELX PLC	479,000	36.54	17,502,660.00	
INFORMA PLC	335,000	8.61	2,885,020.00	
WPP PLC	287,000	7.41	2,126,670.00	
AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	8.11	1,809,868.00	
小計 銘柄数 : 78			491,030,009.79	
組入時価比率 : 3.9%			(99,914,786,392)	
			4.0%	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	14.16	750,480.00

EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1, 630	740. 50	1, 207, 015. 00
GIVAUDAN-REG	2, 330	4, 351. 00	10, 137, 830. 00
SIKA AG-REG	39, 100	260. 10	10, 169, 910. 00
HOLCIM LTD	131, 200	79. 36	10, 412, 032. 00
SIG GROUP AG	74, 000	16. 51	1, 221, 740. 00
GEBERIT AG-REG	8, 400	537. 20	4, 512, 480. 00
ABB LTD	405, 000	49. 80	20, 169, 000. 00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	5, 900	222. 50	1, 312, 750. 00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	10, 300	225. 60	2, 323, 680. 00
VAT GROUP AG	6, 600	509. 00	3, 359, 400. 00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	12, 000	257. 00	3, 084, 000. 00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	137, 100	142. 00	19, 468, 200. 00
THE SWATCH GROUP AG-B	6, 900	187. 55	1, 294, 095. 00
THE SWATCH GROUP AG-REG	16, 000	37. 35	597, 600. 00
AVOLTA AG	22, 000	35. 38	778, 360. 00
BARRY CALLEBAUT AG	960	1, 456. 00	1, 397, 760. 00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	248	10, 430. 00	2, 586, 640. 00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	104, 000. 00	2, 912, 000. 00
NESTLE SA-REG	677, 000	92. 14	62, 378, 780. 00
ALCON INC	128, 100	80. 32	10, 288, 992. 00
SONOVA HOLDING AG-REG	12, 400	275. 90	3, 421, 160. 00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	29, 000	113. 65	3, 295, 850. 00
NOVARTIS AG-REG	499, 800	95. 45	47, 705, 910. 00
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	178, 100	250. 40	44, 596, 240. 00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8, 300	275. 40	2, 285, 820. 00
SANDOZ GROUP AG	101, 000	32. 86	3, 318, 860. 00
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6, 500	95. 20	618, 800. 00
BALOISE HOLDING AG	11, 300	156. 60	1, 769, 580. 00
HELVETIA HOLDING AG-REG	9, 900	120. 60	1, 193, 940. 00
SWISS LIFE HOLDING AG	7, 500	658. 40	4, 938, 000. 00
SWISS RE LTD	76, 100	111. 75	8, 504, 175. 00
ZURICH INSURANCE GROUP AG	37, 300	480. 10	17, 907, 730. 00
TEMENOS AG-REG	16, 400	61. 50	1, 008, 600. 00
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40, 500	86. 44	3, 500, 820. 00
SWISSCOM AG-REG	6, 500	499. 80	3, 248, 700. 00
BKW AG	4, 600	143. 80	661, 480. 00

	JULIUS BAER GROUP LTD	54,000	50.74	2,739,960.00
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,800	1,137.50	6,597,500.00
	UBS GROUP AG	838,000	26.37	22,098,060.00
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	82.95	655,305.00
	LONZA AG-REG	19,100	486.80	9,297,880.00
	ADECCO GROUP AG-REG	46,000	29.84	1,372,640.00
	SGS SA-REG	37,900	80.28	3,042,612.00
	SWISS PRIME SITE-REG	20,000	84.85	1,697,000.00
小計	銘柄数：45			365,839,366.00
				(65,510,855,269)
	組入時価比率：2.5%			2.6%
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	66,000	337.10	22,248,600.00
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	419.80	10,075,200.00
	SVENSKA CELLULOZA AB-B	156,000	155.30	24,226,800.00
	SAAB AB-B	84,800	251.70	21,344,160.00
	ASSA ABLOY AB-B	256,000	297.50	76,160,000.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	45.51	17,020,740.00
	SKANSKA AB-B SHS	93,000	189.60	17,632,800.00
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	288.00	9,504,000.00
	LIFCO AB-B SHS	62,000	291.40	18,066,800.00
	ALFA LAVAL AB	76,000	463.40	35,218,400.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	675,000	198.65	134,088,750.00
	ATLAS COPCO AB-B SHS	389,000	170.20	66,207,800.00
	EPIROC AB - A	164,000	211.50	34,686,000.00
	EPIROC AB - B	103,000	193.90	19,971,700.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	85.44	8,031,360.00
	INDUTRADE AB	64,000	274.20	17,548,800.00
	SANDVIK AB	263,000	212.10	55,782,300.00
	SKF AB-B SHARES	88,000	211.90	18,647,200.00
	TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	411.80	22,237,200.00
	VOLVO AB-A SHS	50,000	273.00	13,650,000.00
	VOLVO AB-B SHS	404,000	267.10	107,908,400.00
	BEIJER REF AB	94,000	162.50	15,275,000.00
	SECURITAS AB-B SHS	110,857	104.50	11,584,556.50
	VOLVO CAR AB-B	210,000	32.38	6,800,850.00

	EVOLUTION AB	47,800	1,110.50	53,081,900.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	169.40	26,257,000.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	152,000	270.60	41,131,200.00	
	GETINGE AB-B SHS	53,000	178.95	9,484,350.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	284.20	14,250,640.60	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	408,000	154.55	63,056,400.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	368,000	99.94	36,777,920.00	
	SWEDBANK AB	209,000	216.50	45,248,500.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	358.40	11,110,400.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	355.60	14,224,000.00	
	INVESTOR AB-B SHS	436,000	289.25	126,113,000.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	527.00	10,540,000.00	
	ERICSSON LM-B	710,000	65.40	46,434,000.00	
	HEXAGON AB-B SHS	523,000	117.80	61,609,400.00	
	TELIA CO AB	580,000	28.23	16,373,400.00	
	TELE 2 AB-B SHS	146,000	105.70	15,432,200.00	
	EQT AB	90,000	309.20	27,828,000.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	70.28	12,650,400.00	
	SAGAX AB-B	50,000	267.20	13,360,000.00	
小計	銘柄数：43			1,428,880,127.10	
				(21,633,245,124)	
	組入時価比率：0.8%				0.9%
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	270.50	22,181,000.00	
	EQUINOR ASA	229,000	302.00	69,158,000.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	304.90	11,281,300.00	
	NORSK HYDRO	330,000	66.02	21,786,600.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	870.00	18,270,000.00	
	MOWI ASA	124,000	177.95	22,065,800.00	
	ORKLA ASA	180,000	86.95	15,651,000.00	
	SALMAR ASA	16,000	561.00	8,976,000.00	
	DNB BANK ASA	212,000	207.50	43,990,000.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	190.80	9,921,600.00	
	TELENOR ASA	165,000	121.60	20,064,000.00	
小計	銘柄数：11			263,345,300.00	
				(3,971,247,124)	
	組入時価比率：0.2%				0.2%

デンマーク クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	93,016	431.70	40,155,007.20
	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,810.00	7,306,000.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	258,000	166.55	42,969,900.00
	DSV A/S	42,700	1,073.00	45,817,100.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	11,860.00	8,539,200.00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	12,105.00	14,768,100.00
	PANDORA A/S	20,000	1,057.00	21,140,000.00
	CARLSBERG B	23,400	845.80	19,791,720.00
	COLOPLAST-B	31,500	840.40	26,472,600.00
	DEMANT A/S	25,000	304.80	7,620,000.00
	GENMAB A/S	16,900	1,778.50	30,056,650.00
	NOVO NORDISK A/S-B	827,500	1,002.60	829,651,500.00
	DANSKE BANK AS	176,000	205.50	36,168,000.00
	TRYG A/S	94,000	151.00	14,194,000.00
	ORSTED A/S	49,000	376.90	18,468,100.00
小計	銘柄数：15			1,163,117,877.20 (26,868,022,963) 1.1%
組入時価比率：1.0%				
豪ドル	AMPOL LTD	59,000	32.94	1,943,460.00
	SANTOS LTD.	820,000	7.67	6,289,400.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	489,000	28.25	13,814,250.00
	ORICA LTD	127,000	17.95	2,279,650.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	108,000	47.32	5,110,560.00
	BHP GROUP LIMITED	1,286,000	43.15	55,490,900.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	20.32	2,113,280.00
	FORTESCUE LTD	422,000	21.67	9,144,740.00
	MINERAL RESOURCES LTD	42,000	55.92	2,348,640.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	288,000	13.01	3,746,880.00
	PILBARA MINERALS LTD	740,000	3.26	2,412,400.00
	RIO TINTO LTD	94,900	121.54	11,534,146.00
	SOUTH32 LTD	1,110,000	3.71	4,118,100.00
	REECE LTD	65,000	25.37	1,649,050.00
	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	55,000	37.40	2,057,000.00
BRAMBLES LTD	344,000	14.44	4,967,360.00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	5.89	1,295,800.00	

AURIZON HOLDINGS LTD	470,000	3.69	1,734,300.00
TRANSURBAN GROUP	776,000	12.32	9,560,320.00
ARISTOCRAT LEISURE LTD	144,000	49.43	7,117,920.00
LOTTERY CORP LTD/THE	550,000	5.12	2,816,000.00
WESFARMERS LIMITED	285,000	65.12	18,559,200.00
COLES GROUP LTD	345,000	17.20	5,934,000.00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	5.11	2,146,200.00
WOOLWORTHS GROUP LTD	315,000	33.88	10,672,200.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	12.48	2,520,960.00
COCHLEAR LTD	16,700	326.17	5,447,039.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	47.18	2,264,640.00
SONIC HEALTHCARE LTD	112,000	26.37	2,953,440.00
CSL LIMITED	123,200	295.16	36,363,712.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	763,000	28.29	21,585,270.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	424,400	126.20	53,559,280.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK	782,000	36.03	28,175,460.00
WESTPAC BANKING CORP	888,000	27.09	24,055,920.00
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	33.03	1,882,710.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600,000	6.66	3,996,000.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.78	2,608,200.00
QBE INSURANCE	379,000	17.24	6,533,960.00
SUNCORP GROUP LTD	318,000	16.80	5,342,400.00
WISETECH GLOBAL LTD	43,000	98.34	4,228,620.00
XERO LIMITED	37,900	135.44	5,133,176.00
TELSTRA GROUP LTD	1,020,000	3.61	3,682,200.00
ORIGIN ENERGY LTD	450,000	10.95	4,927,500.00
APA GROUP	350,000	7.93	2,775,500.00
ASX LTD	47,000	59.48	2,795,560.00
MACQUARIE GROUP LIMITED	93,200	203.81	18,995,092.00
PRO MEDICUS LTD	14,300	139.81	1,999,283.00
COMPUTERSHARE LTD	137,000	26.33	3,607,210.00
CAR GROUP LTD	90,000	35.16	3,164,400.00
REA GROUP LTD	12,500	196.36	2,454,500.00
SEEK LTD	87,000	21.68	1,886,160.00
小計銘柄数 : 51			441,793,948.00 (47,271,952,436)

	組入時価比率：1.8%			1.9%
ニュージーランド ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	360,000	7.63	2,746,800.00
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	144,000	30.08	4,331,520.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	4.16	1,788,800.00
	MERCURY NZ LTD	190,000	6.56	1,247,350.00
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	6.29	1,887,000.00
	小計	銘柄数：5		
	組入時価比率：0.0%			0.0%
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	670,040	36.85	24,690,974.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	345,000	92.95	32,067,750.00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	21.10	8,018,000.00
	MTR CORP	390,000	24.35	9,496,500.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	530,000	36.65	19,424,500.00
	SANDS CHINA LTD	664,000	16.52	10,969,280.00
	WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.08	10,667,014.48
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	930,000	23.95	22,273,500.00
	HANG SENG BANK	191,000	100.70	19,233,700.00
	ATA GROUP LTD	2,870,000	53.25	152,827,500.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	8.73	9,337,608.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	43.15	7,335,500.00
	CLP HLDGS	428,000	62.15	26,600,200.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	41.60	14,560,000.00
	HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	5.80	16,996,221.40
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	303,000	251.60	76,234,800.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	29.15	13,993,166.00
	HENDERSON LAND	390,443	21.15	8,257,869.45
	SINO LAND CO. LTD	890,000	8.06	7,173,400.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	367,000	67.55	24,790,850.00
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	69.10	7,186,400.00
	SWIRE PROPERTIES LTD	350,000	12.38	4,333,000.00
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	22.40	5,600,000.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	20.85	7,985,550.00
小計	銘柄数：24			540,053,283.33

				(11,141,299,235)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	4.33	1,645,400.00	
	KEPPEL LTD	360,000	6.52	2,347,200.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	6.95	2,502,000.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.87	1,226,700.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.13	1,627,600.00	
	DBS GROUP HLDGS	510,000	36.05	18,385,500.00	
	OCBC-ORD	864,000	14.51	12,536,640.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	317,000	31.11	9,861,870.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,040,000	2.75	5,610,000.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	4.97	994,000.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	9.57	2,201,100.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.65	1,908,000.00	
	小計	銘柄数：12			60,846,010.00
				(7,209,643,724)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	16.31	3,098,900.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	658.60	4,807,780.00	
	BANK HAPOALIM BM	320,000	33.31	10,659,200.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	30.70	12,341,400.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	18.79	5,261,200.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	127.60	4,976,400.00	
	NICE LTD	16,000	616.10	9,857,600.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	221.00	2,652,000.00	
小計	銘柄数：8			53,654,480.00	
				(2,300,854,334)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
合計				2,511,201,689,560	
				(2,511,201,689,560)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	(0)
		組入時価比率：0.0%			0.0%
	合計			0	(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	39,300	4,574,127.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	83,000	3,051,080.00	
		AMERICAN TOWER CORP	119,100	23,262,612.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	131,000	2,578,080.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	36,600	7,550,580.00	
		BOSTON PROPERTIES	38,000	2,324,840.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	3,017,850.00	
		CROWN CASTLE INC	109,200	10,634,988.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	80,000	11,897,600.00	
		EQUINIX INC	24,200	18,197,432.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,000	2,936,700.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	85,000	5,806,350.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	16,500	4,510,770.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	53,400	8,316,516.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	67,000	2,994,230.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185,000	3,559,400.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	173,000	3,117,460.00	
		INVITATION HOMES INC	151,000	5,336,340.00	
		IRON MOUNTAIN INC	73,600	6,565,856.00	
		KIMCO REALTY CORP	164,000	3,130,760.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,700	4,033,498.00	
		PROLOGIS INC	233,800	26,033,630.00	
		PUBLIC STORAGE	40,500	11,605,275.00	
		REALTY INCOME CORP	221,000	11,587,030.00	
		REGENCY CENTERS CORP	44,000	2,728,440.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	26,900	5,297,955.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	82,800	12,404,268.00	
SUN COMMUNITIES INC	31,400	3,769,884.00			
UDR INC	80,000	3,261,600.00			
VENTAS INC	104,000	5,284,240.00			

小計	VICI PROPERTIES INC	269,000	7,647,670.00
	WELLTOWER INC	145,500	15,037,425.00
	WEYERHAEUSER CO	184,000	5,192,480.00
	WP CAREY INC	55,000	3,060,750.00
	銘柄数：34 組入時価比率：1.6%	3,248,000	250,307,716.00 (40,317,063,816) 86.9%
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	934,500.00
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	463,680.00
小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	49,000	1,398,180.00 (164,174,295) 0.4%
ユーロ	COVIVIO	11,300	506,240.00
	GECINA SA	11,700	1,047,150.00
	KLEPIERRE	59,000	1,483,260.00
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,250,324.00
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,141,200.00
小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	157,600	6,428,174.00 (1,107,767,225) 2.4%
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,111,500.00
	SEGRO PLC	321,000	2,867,172.00
小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	501,000	3,978,672.00 (809,580,178) 1.7%
豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,622,880.00
	GOODMAN GROUP	431,000	14,860,880.00
	GPT GROUP	440,000	1,764,400.00
	MIRVAC GROUP	1,090,000	1,972,900.00
	SCENTRE GROUP	1,350,000	4,198,500.00
	STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	2,604,000.00
	VICINITY CENTRES	980,000	1,832,600.00
小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.1%	5,163,000	28,856,160.00 (3,087,609,120) 6.6%
香港ドル	LINK REIT	630,000	18,900,000.00

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	630,000	18,900,000.00 (389,907,000) 0.8%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,260,701.60
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,320,021	2,574,040.95
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	2,210,061	4,834,742.55 (572,868,644) 1.2%
	合計			46,448,970,278 (46,448,970,278)
合計				46,448,970,278 (46,448,970,278)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年6月28日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	30,396,329,766	—	30,394,725,800	△1,603,966
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	7,537,174,160	—	7,564,165,120	26,990,960
米ドル	6,238,722,660	—	6,262,763,850	24,041,190
カナダドル	292,932,500	—	293,398,500	466,000
ユーロ	600,600,000	—	602,958,650	2,358,650
スイスフラン	232,538,800	—	232,767,080	228,280
スウェーデンクローナ	98,761,000	—	98,378,800	△382,200
デンマーククローネ	73,619,200	—	73,898,240	279,040
合計	—	—	—	25,386,994

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年6月28日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,572,234,702
国債証券	955,461,021,800
地方債証券	58,403,352,081
特殊債券	76,176,020,391
社債券	53,422,217,000
未収入金	7,357,274,000
未収利息	1,562,572,381
前払費用	95,572,263
流動資産合計	1,162,050,264,618
資産合計	1,162,050,264,618
負債の部	
流動負債	
未払金	16,057,060,000
未払解約金	1,570,549,282
流動負債合計	17,627,609,282
負債合計	17,627,609,282
純資産の部	
元本等	
元本	931,359,627,541
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	213,063,027,795
元本等合計	1,144,422,655,336
純資産合計	1,144,422,655,336
負債純資産合計	1,162,050,264,618

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
--------------------	---

2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年6月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2288円
(10,000口当たり純資産額)	(12,288円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月29日 至 2024年6月28日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年6月28日現在	
期首	2023年6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	713,347,477,927円
同期中における追加設定元本額	330,769,122,675円
同期中における一部解約元本額	112,756,973,061円
期末元本額	931,359,627,541円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	307,225,481円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	45,403,628,412円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,132,045,866円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	8,218,911,978円

野村資産設計ファンド2015	336,474,124円
野村資産設計ファンド2020	373,225,785円
野村資産設計ファンド2025	438,845,403円
野村資産設計ファンド2030	411,916,577円
野村資産設計ファンド2035	258,431,596円
野村資産設計ファンド2040	307,711,090円
野村日本債券インデックスファンド	568,939,456円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	136,767,040,375円
のむラップ・ファンド（保守型）	25,314,458,305円
のむラップ・ファンド（普通型）	87,200,753,447円
のむラップ・ファンド（積極型）	10,590,412,239円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	5,388,705,592円
野村資産設計ファンド2045	51,740,671円
野村円債投資インデックスファンド	465,936,466円
野村インデックスファンド・国内債券	2,439,843,354円
マイ・ロード	45,613,423,976円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,505,113,597円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	23,445,420,191円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1,796,665,159円
野村資産設計ファンド2050	37,814,075円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	29,811,557円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	16,236,027円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	7,600,953円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	5,519,093円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	3,947,497,671円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,732,594,946円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	28,534,957円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	14,083,867円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	68,973,249円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	16,431,907円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	11,376,158円
野村6資産均等バランス	11,580,553,901円
世界6資産分散ファンド	236,651,006円
野村資産設計ファンド2060	23,904,341円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	160,206,848,680円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	16,979,832,060円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	472,769,737円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	98,362,582円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,254,314,995円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	352,190,454円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	12,302,713円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	9,959,449円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	434,782円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,208,060,869円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	477,562円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	11,074,712円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	35,894,612円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	416,757,684円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	288,946,905円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,164,333,726円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	110,728,057円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,673,876,201円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	489,418,187円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	13,199,417円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	46,859,735,582円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	73,768,183,806円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	34,102,979,003円

野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）	50,770,025,293円
マイバランスDC30	21,076,001,786円
マイバランスDC50	19,989,841,186円
マイバランスDC70	8,358,146,475円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,269,442,397円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	3,747,400,560円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	11,110,685,204円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	5,055,509,826円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	468,072,075円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	81,159,141円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	112,969,530円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	307,954,841円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	136,981,106円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	47,665,789円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	4,484,550,652円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	2,062,558,432円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	972,200,942円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1,178,458,840円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	26,906,353円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	498,010,293円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	810,171,968円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	6,818,960,168円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	350,622,606円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	197,455円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年6月28日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（2年）第452回	12,000,000,000	11,974,080,000	
		国庫債券 利付（2年）第453回	26,000,000,000	25,936,560,000	
		国庫債券 利付（2年）第455回	17,000,000,000	16,943,390,000	
		国庫債券 利付（2年）第456回	13,000,000,000	12,969,710,000	
		国庫債券 利付（2年）第457回	2,000,000,000	1,994,620,000	
		国庫債券 利付（2年）第460回	1,000,000,000	999,720,000	
		国庫債券 利付（2年）第461回	6,000,000,000	6,007,980,000	
		国庫債券 利付（5年）第146回	5,100,000,000	5,090,259,000	
		国庫債券 利付（5年）第147回	5,600,000,000	5,573,624,000	
		国庫債券 利付（5年）第148回	6,500,000,000	6,459,245,000	
		国庫債券 利付（5年）第149回	4,100,000,000	4,070,152,000	
		国庫債券 利付（5年）第150回	6,300,000,000	6,246,702,000	

国庫債券	利付（5年）第151回	2,500,000,000	2,475,775,000
国庫債券	利付（5年）第152回	2,000,000,000	1,985,720,000
国庫債券	利付（5年）第153回	9,000,000,000	8,899,560,000
国庫債券	利付（5年）第154回	10,000,000,000	9,902,900,000
国庫債券	利付（5年）第155回	6,000,000,000	5,973,300,000
国庫債券	利付（5年）第156回	3,000,000,000	2,976,390,000
国庫債券	利付（5年）第157回	13,000,000,000	12,878,710,000
国庫債券	利付（5年）第158回	6,500,000,000	6,415,630,000
国庫債券	利付（5年）第159回	2,000,000,000	1,970,380,000
国庫債券	利付（5年）第160回	3,500,000,000	3,461,815,000
国庫債券	利付（5年）第161回	2,000,000,000	1,985,960,000
国庫債券	利付（5年）第162回	15,000,000,000	14,869,800,000
国庫債券	利付（5年）第163回	17,000,000,000	16,922,650,000
国庫債券	利付（5年）第164回	5,000,000,000	4,924,700,000
国庫債券	利付（5年）第165回	10,000,000,000	9,893,000,000
国庫債券	利付（5年）第166回	3,000,000,000	2,981,010,000
国庫債券	利付（5年）第167回	9,000,000,000	8,927,640,000
国庫債券	利付（5年）第168回	11,500,000,000	11,513,110,000
国庫債券	利付（5年）第169回	3,000,000,000	2,988,960,000
国庫債券	利付（40年）第1回	1,860,000,000	2,002,215,600
国庫債券	利付（40年）第2回	2,700,000,000	2,789,316,000
国庫債券	利付（40年）第3回	900,000,000	924,282,000
国庫債券	利付（40年）第4回	1,630,000,000	1,666,446,800
国庫債券	利付（40年）第5回	1,300,000,000	1,269,437,000
国庫債券	利付（40年）第6回	2,000,000,000	1,897,740,000
国庫債券	利付（40年）第7回	2,500,000,000	2,253,100,000
国庫債券	利付（40年）第8回	1,500,000,000	1,244,670,000
国庫債券	利付（40年）第9回	4,850,000,000	2,884,925,500
国庫債券	利付（40年）第10回	2,810,000,000	1,968,938,900
国庫債券	利付（40年）第11回	1,750,000,000	1,169,332,500
国庫債券	利付（40年）第12回	1,370,000,000	803,957,100
国庫債券	利付（40年）第13回	5,500,000,000	3,164,645,000
国庫債券	利付（40年）第14回	2,960,000,000	1,813,266,400
国庫債券	利付（40年）第15回	4,000,000,000	2,704,000,000
国庫債券	利付（40年）第16回	7,500,000,000	5,565,075,000
国庫債券	利付（40年）第17回	1,000,000,000	963,240,000

	国庫債券 CT利付（5年）第1回	500,000,000	494,760,000
	国庫債券 CT利付（10年）第1回	500,000,000	486,810,000
	国庫債券 CT利付（10年）第2回	1,500,000,000	1,495,350,000
	国庫債券 利付（10年）第341回	2,600,000,000	2,602,652,000
	国庫債券 利付（10年）第342回	4,550,000,000	4,535,986,000
	国庫債券 利付（10年）第343回	6,000,000,000	5,973,540,000
	国庫債券 利付（10年）第344回	6,400,000,000	6,366,784,000
	国庫債券 利付（10年）第345回	5,500,000,000	5,466,945,000
	国庫債券 利付（10年）第346回	5,000,000,000	4,964,300,000
	国庫債券 利付（10年）第347回	9,000,000,000	8,924,670,000
	国庫債券 利付（10年）第348回	10,000,000,000	9,904,500,000
	国庫債券 利付（10年）第349回	5,500,000,000	5,438,840,000
	国庫債券 利付（10年）第350回	11,650,000,000	11,500,880,000
	国庫債券 利付（10年）第351回	4,000,000,000	3,941,520,000
	国庫債券 利付（10年）第352回	9,000,000,000	8,849,250,000
	国庫債券 利付（10年）第353回	7,000,000,000	6,863,990,000
	国庫債券 利付（10年）第354回	3,000,000,000	2,934,540,000
	国庫債券 利付（10年）第355回	2,500,000,000	2,440,850,000
	国庫債券 利付（10年）第359回	3,500,000,000	3,389,365,000
	国庫債券 利付（10年）第360回	14,000,000,000	13,519,240,000
	国庫債券 利付（10年）第361回	8,000,000,000	7,702,800,000
	国庫債券 利付（10年）第362回	8,500,000,000	8,157,025,000
	国庫債券 利付（10年）第363回	12,050,000,000	11,527,271,000
	国庫債券 利付（10年）第364回	9,050,000,000	8,626,279,000
	国庫債券 利付（10年）第365回	9,500,000,000	9,024,810,000

国庫債券 利付（10年）第366回	9,000,000,000	8,585,550,000
国庫債券 利付（10年）第367回	9,700,000,000	9,222,469,000
国庫債券 利付（10年）第368回	9,000,000,000	8,527,410,000
国庫債券 利付（10年）第369回	11,000,000,000	10,653,610,000
国庫債券 利付（10年）第370回	25,000,000,000	24,142,750,000
国庫債券 利付（10年）第371回	10,000,000,000	9,537,500,000
国庫債券 利付（10年）第372回	12,000,000,000	11,822,280,000
国庫債券 利付（10年）第373回	10,000,000,000	9,641,400,000
国庫債券 利付（10年）第374回	11,000,000,000	10,766,910,000
国庫債券 利付（30年）第1回	2,000,000,000	2,226,720,000
国庫債券 利付（30年）第2回	500,000,000	549,405,000
国庫債券 利付（30年）第3回	160,000,000	175,411,200
国庫債券 利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,594,208,000
国庫債券 利付（30年）第5回	150,000,000	164,778,000
国庫債券 利付（30年）第6回	900,000,000	1,004,310,000
国庫債券 利付（30年）第7回	600,000,000	667,248,000
国庫債券 利付（30年）第8回	100,000,000	107,443,000
国庫債券 利付（30年）第9回	265,000,000	276,079,650
国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	253,937,500
国庫債券 利付（30年）第11回	660,000,000	703,236,600
国庫債券 利付（30年）第12回	720,000,000	791,884,800
国庫債券 利付（30年）第13回	1,090,000,000	1,188,416,100
国庫債券 利付（30年）第14回	800,000,000	901,192,000
国庫債券 利付（30年）第15回	1,000,000,000	1,135,980,000
国庫債券 利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,608,105,050
国庫債券 利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,690,230,000
国庫債券 利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,456,630,000
国庫債券 利付（30年）第19回	1,550,000,000	1,730,373,500
国庫債券 利付（30年）第20回	770,000,000	875,928,900
国庫債券 利付（30年）第21回	300,000,000	334,791,000
国庫債券 利付（30年）第22回	600,000,000	682,230,000
国庫債券 利付（30年）第23回	840,000,000	954,786,000

国庫債券	利付（30年）第24回	700,000,000	795,718,000
国庫債券	利付（30年）第25回	500,000,000	556,940,000
国庫債券	利付（30年）第26回	850,000,000	956,734,500
国庫債券	利付（30年）第27回	1,150,000,000	1,307,170,500
国庫債券	利付（30年）第28回	1,000,000,000	1,135,070,000
国庫債券	利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,241,180,000
国庫債券	利付（30年）第30回	2,500,000,000	2,762,750,000
国庫債券	利付（30年）第31回	1,700,000,000	1,852,048,000
国庫債券	利付（30年）第32回	4,000,000,000	4,401,400,000
国庫債券	利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,531,784,000
国庫債券	利付（30年）第34回	4,500,000,000	4,862,520,000
国庫債券	利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,409,572,000
国庫債券	利付（30年）第36回	3,500,000,000	3,655,400,000
国庫債券	利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,357,431,000
国庫債券	利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,606,736,000
国庫債券	利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,424,822,000
国庫債券	利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,299,064,000
国庫債券	利付（30年）第41回	2,000,000,000	1,962,660,000
国庫債券	利付（30年）第42回	3,000,000,000	2,934,960,000
国庫債券	利付（30年）第43回	1,000,000,000	975,990,000
国庫債券	利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,363,068,000
国庫債券	利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,593,903,000
国庫債券	利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,682,946,000
国庫債券	利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,615,034,000
国庫債券	利付（30年）第48回	1,900,000,000	1,735,327,000
国庫債券	利付（30年）第49回	2,000,000,000	1,822,480,000
国庫債券	利付（30年）第50回	2,400,000,000	1,926,000,000
国庫債券	利付（30年）第51回	1,650,000,000	1,170,922,500
国庫債券	利付（30年）第52回	2,200,000,000	1,630,838,000
国庫債券	利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,284,214,000
国庫債券	利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,340,501,000
国庫債券	利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,177,755,000
国庫債券	利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,329,077,000
国庫債券	利付（30年）第57回	2,000,000,000	1,556,940,000
国庫債券	利付（30年）第58回	3,000,000,000	2,325,450,000
国庫債券	利付（30年）第59回	3,000,000,000	2,258,310,000

国庫債券	利付（30年）第60回	1,650,000,000	1,298,731,500
国庫債券	利付（30年）第61回	2,000,000,000	1,490,760,000
国庫債券	利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,110,770,000
国庫債券	利付（30年）第63回	3,500,000,000	2,381,050,000
国庫債券	利付（30年）第64回	5,500,000,000	3,722,015,000
国庫債券	利付（30年）第65回	3,800,000,000	2,558,160,000
国庫債券	利付（30年）第66回	6,000,000,000	4,015,080,000
国庫債券	利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,468,375,000
国庫債券	利付（30年）第68回	3,450,000,000	2,421,348,000
国庫債券	利付（30年）第69回	2,700,000,000	1,941,273,000
国庫債券	利付（30年）第70回	2,610,000,000	1,869,412,500
国庫債券	利付（30年）第71回	2,700,000,000	1,924,857,000
国庫債券	利付（30年）第72回	2,500,000,000	1,775,375,000
国庫債券	利付（30年）第73回	3,500,000,000	2,475,970,000
国庫債券	利付（30年）第74回	4,000,000,000	3,067,840,000
国庫債券	利付（30年）第75回	3,000,000,000	2,480,940,000
国庫債券	利付（30年）第76回	3,000,000,000	2,537,910,000
国庫債券	利付（30年）第77回	3,000,000,000	2,659,260,000
国庫債券	利付（30年）第78回	2,800,000,000	2,358,048,000
国庫債券	利付（30年）第79回	1,500,000,000	1,198,545,000
国庫債券	利付（30年）第80回	3,500,000,000	3,239,425,000
国庫債券	利付（30年）第81回	5,000,000,000	4,408,450,000
国庫債券	利付（30年）第82回	3,500,000,000	3,230,990,000
国庫債券	利付（20年）第81回	360,000,000	367,920,000
国庫債券	利付（20年）第82回	820,000,000	839,040,400
国庫債券	利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,407,551,700
国庫債券	利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,231,140,000
国庫債券	利付（20年）第85回	400,000,000	412,516,000
国庫債券	利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,758,854,000
国庫債券	利付（20年）第87回	500,000,000	516,455,000
国庫債券	利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,142,625,000
国庫債券	利付（20年）第89回	470,000,000	487,296,000
国庫債券	利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,561,860,000
国庫債券	利付（20年）第91回	250,000,000	260,862,500
国庫債券	利付（20年）第92回	650,000,000	677,950,000
国庫債券	利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,401,844,000

国庫債券 利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,873,789,000
国庫債券 利付（20年）第95回	1,500,000,000	1,584,810,000
国庫債券 利付（20年）第96回	1,500,000,000	1,575,990,000
国庫債券 利付（20年）第97回	1,500,000,000	1,586,130,000
国庫債券 利付（20年）第98回	1,300,000,000	1,370,512,000
国庫債券 利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,163,217,000
国庫債券 利付（20年）第100回	820,000,000	872,791,600
国庫債券 利付（20年）第101回	750,000,000	803,767,500
国庫債券 利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,613,130,000
国庫債券 利付（20年）第103回	600,000,000	642,912,000
国庫債券 利付（20年）第104回	400,000,000	425,492,000
国庫債券 利付（20年）第105回	1,900,000,000	2,026,103,000
国庫債券 利付（20年）第106回	400,000,000	428,204,000
国庫債券 利付（20年）第107回	800,000,000	854,856,000
国庫債券 利付（20年）第108回	1,000,000,000	1,059,830,000
国庫債券 利付（20年）第109回	900,000,000	955,431,000
国庫債券 利付（20年）第110回	2,600,000,000	2,784,028,000
国庫債券 利付（20年）第111回	500,000,000	539,385,000
国庫債券 利付（20年）第112回	500,000,000	536,970,000
国庫債券 利付（20年）第113回	500,000,000	538,515,000
国庫債券 利付（20年）第115回	1,000,000,000	1,085,900,000
国庫債券 利付（20年）第116回	1,100,000,000	1,197,295,000
国庫債券 利付（20年）第117回	1,400,000,000	1,516,088,000
国庫債券 利付（20年）第118回	1,100,000,000	1,187,384,000
国庫債券 利付（20年）第119回	800,000,000	854,344,000
国庫債券 利付（20年）第120回	800,000,000	844,888,000
国庫債券 利付（20年）第121回	1,900,000,000	2,042,633,000

	国庫債券 利付（20年）第122回	900,000,000	962,181,000
	国庫債券 利付（20年）第123回	2,000,000,000	2,178,720,000
	国庫債券 利付（20年）第124回	1,400,000,000	1,516,424,000
	国庫債券 利付（20年）第125回	1,800,000,000	1,975,122,000
	国庫債券 利付（20年）第126回	2,000,000,000	2,168,200,000
	国庫債券 利付（20年）第127回	1,200,000,000	1,293,216,000
	国庫債券 利付（20年）第128回	2,800,000,000	3,020,276,000
	国庫債券 利付（20年）第129回	1,300,000,000	1,393,639,000
	国庫債券 利付（20年）第130回	2,200,000,000	2,359,060,000
	国庫債券 利付（20年）第131回	800,000,000	852,352,000
	国庫債券 利付（20年）第132回	1,300,000,000	1,385,891,000
	国庫債券 利付（20年）第133回	1,900,000,000	2,038,966,000
	国庫債券 利付（20年）第134回	1,900,000,000	2,039,593,000
	国庫債券 利付（20年）第135回	700,000,000	746,333,000
	国庫債券 利付（20年）第136回	700,000,000	740,971,000
	国庫債券 利付（20年）第137回	1,000,000,000	1,066,230,000
	国庫債券 利付（20年）第138回	800,000,000	840,696,000
	国庫債券 利付（20年）第139回	1,000,000,000	1,058,350,000
	国庫債券 利付（20年）第140回	3,000,000,000	3,198,420,000
	国庫債券 利付（20年）第141回	2,600,000,000	2,772,432,000
	国庫債券 利付（20年）第142回	950,000,000	1,020,509,000
	国庫債券 利付（20年）第143回	2,300,000,000	2,433,078,000
	国庫債券 利付（20年）第144回	1,300,000,000	1,364,142,000
	国庫債券 利付（20年）第145回	3,300,000,000	3,516,183,000
	国庫債券 利付（20年）第146回	4,500,000,000	4,790,205,000

	国庫債券 利付（20年）第147回	5,500,000,000	5,798,045,000
	国庫債券 利付（20年）第148回	4,800,000,000	5,008,128,000
	国庫債券 利付（20年）第149回	4,350,000,000	4,530,742,500
	国庫債券 利付（20年）第150回	4,530,000,000	4,667,712,000
	国庫債券 利付（20年）第151回	5,000,000,000	5,042,200,000
	国庫債券 利付（20年）第152回	4,150,000,000	4,173,779,500
	国庫債券 利付（20年）第153回	6,500,000,000	6,588,530,000
	国庫債券 利付（20年）第154回	1,820,000,000	1,821,783,600
	国庫債券 利付（20年）第155回	3,850,000,000	3,760,949,500
	国庫債券 利付（20年）第156回	7,150,000,000	6,495,632,000
	国庫債券 利付（20年）第157回	5,000,000,000	4,409,750,000
	国庫債券 利付（20年）第158回	1,970,000,000	1,795,261,000
	国庫債券 利付（20年）第159回	1,510,000,000	1,387,629,600
	国庫債券 利付（20年）第160回	3,000,000,000	2,780,790,000
	国庫債券 利付（20年）第161回	3,000,000,000	2,733,540,000
	国庫債券 利付（20年）第162回	3,000,000,000	2,721,600,000
	国庫債券 利付（20年）第163回	3,500,000,000	3,161,130,000
	国庫債券 利付（20年）第164回	4,000,000,000	3,544,920,000
	国庫債券 利付（20年）第165回	3,500,000,000	3,086,825,000
	国庫債券 利付（20年）第166回	4,000,000,000	3,612,200,000
	国庫債券 利付（20年）第167回	8,500,000,000	7,418,715,000
	国庫債券 利付（20年）第168回	3,000,000,000	2,565,030,000
	国庫債券 利付（20年）第169回	500,000,000	418,465,000
	国庫債券 利付（20年）第170回	6,000,000,000	4,993,260,000
	国庫債券 利付（20年）第171回	6,000,000,000	4,964,940,000

	国庫債券 利付（20年）第172回	4,840,000,000	4,049,482,800
	国庫債券 利付（20年）第173回	7,000,000,000	5,824,070,000
	国庫債券 利付（20年）第174回	6,970,000,000	5,766,490,100
	国庫債券 利付（20年）第175回	7,500,000,000	6,277,200,000
	国庫債券 利付（20年）第176回	8,020,000,000	6,680,178,800
	国庫債券 利付（20年）第177回	7,570,000,000	6,160,314,600
	国庫債券 利付（20年）第178回	6,950,000,000	5,728,259,500
	国庫債券 利付（20年）第179回	9,000,000,000	7,381,080,000
	国庫債券 利付（20年）第180回	6,500,000,000	5,600,465,000
	国庫債券 利付（20年）第181回	5,000,000,000	4,365,250,000
	国庫債券 利付（20年）第182回	4,000,000,000	3,600,960,000
	国庫債券 利付（20年）第183回	5,000,000,000	4,719,450,000
	国庫債券 利付（20年）第184回	3,000,000,000	2,679,720,000
	国庫債券 利付（20年）第185回	2,000,000,000	1,779,360,000
	国庫債券 利付（20年）第186回	8,000,000,000	7,608,320,000
	国庫債券 利付（20年）第187回	3,000,000,000	2,748,060,000
	国庫債券 利付（20年）第188回	6,000,000,000	5,770,740,000
	大韓民国円貨債券（2023）第2回	100,000,000	100,101,000
	大韓民国円貨債券（2023）第3回	100,000,000	100,656,000
	ポーランド共和国 第16回円貨債券（2023）	100,000,000	99,764,000
	ポーランド共和国 第17回円貨債券（2023）	100,000,000	99,505,000
	ハンガリー円貨債券（2020）第8回	100,000,000	99,466,000
	ハンガリー円貨債券（2020）第1回	100,000,000	97,972,000
小計	銘柄数：277 組入時価比率：83.5%	1,008,980,000,000	955,461,021,800 83.5%
合計			955,461,021,800

地方債証券	日本円	東京都 公募第747回	100,000,000	100,226,000	
		東京都 公募第751回	100,000,000	100,066,000	
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,184,000	
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,250,000	
		東京都 公募第769回	500,000,000	496,260,000	
		東京都 公募第778回	100,000,000	98,652,000	
		東京都 公募第784回	200,000,000	197,260,000	
		東京都 公募第794回	100,000,000	96,991,000	
		東京都 公募第800回	100,000,000	96,781,000	
		東京都 公募第813回	200,000,000	192,534,000	
		東京都 公募第822回	130,000,000	123,104,800	
		東京都 公募第830回	400,000,000	380,132,000	
		東京都 公募第843回	400,000,000	392,452,000	
		東京都 公募(30年)第7回	100,000,000	112,105,000	
		東京都 公募第10回	200,000,000	217,898,000	
		東京都 公募(30年)第5回	300,000,000	210,330,000	
		東京都 公募第7回	100,000,000	102,287,000	
		東京都 公募(20年)第11回	100,000,000	104,803,000	
		東京都 公募(20年)第13回	100,000,000	105,638,000	
		東京都 公募(20年)第15回	100,000,000	107,222,000	
		東京都 公募(20年)第16回	200,000,000	212,160,000	
		東京都 公募(20年)第17回	200,000,000	212,858,000	
		東京都 公募(20年)第20回	280,000,000	300,224,400	
		東京都 公募第23回	100,000,000	108,430,000	
		東京都 公募(20年)第26回	100,000,000	106,201,000	
		東京都 公募(20年)第28回	100,000,000	104,886,000	
		東京都 公募(20年)第29回	200,000,000	208,902,000	
		東京都 公募(20年)第30回	100,000,000	103,352,000	
		東京都 公募(20年)第32回	100,000,000	100,317,000	
		北海道 公募平成27年度第7回	100,000,000	100,289,000	
		北海道 公募平成29年度第5回	200,000,000	198,314,000	
		北海道 公募平成29年度第7回	100,000,000	99,168,000	
		北海道 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,065,000	
		北海道 公募平成29年度第11回	100,000,000	89,741,000	
		北海道 公募平成30年度第15回	223,200,000	211,156,128	
		北海道 公募平成30年度第18回	200,000,000	195,432,000	

北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	290,271,000
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	94,961,000
北海道	公募令和5年度第2回	100,000,000	98,807,000
北海道	公募令和5年度第8回	100,000,000	98,513,000
北海道	公募令和5年度第10回	300,000,000	293,976,000
宮城県	公募第31回1号	300,000,000	300,825,000
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,309,000
神奈川県	公募第231回	200,000,000	198,044,000
神奈川県	公募第243回	200,000,000	193,510,000
神奈川県	公募第247回	339,150,000	327,306,882
神奈川県	公募第254回	180,000,000	170,816,400
神奈川県	公募第258回	100,000,000	95,144,000
神奈川県	公募(30年)第3回	100,000,000	113,746,000
神奈川県	公募第7回	300,000,000	314,451,000
神奈川県	公募(20年)第13回	100,000,000	108,166,000
神奈川県	公募(20年)第14回	100,000,000	107,277,000
神奈川県	公募(20年)第17回	200,000,000	215,492,000
神奈川県	公募(20年)第20回	100,000,000	105,910,000
神奈川県	公募(20年)第21回	200,000,000	212,236,000
神奈川県	公募(20年)第26回	100,000,000	103,029,000
神奈川県	公募(20年)第27回	100,000,000	102,134,000
神奈川県	公募(20年)第32回	100,000,000	87,133,000
神奈川県	公募(20年)第46回	100,000,000	80,223,000
大阪府	公募第417回	102,000,000	101,486,940
大阪府	公募第423回	100,000,000	99,090,000
大阪府	公募第429回	179,000,000	176,889,590
大阪府	公募第451回	130,000,000	125,652,800
大阪府	公募第452回	100,000,000	96,543,000
大阪府	公募第458回	140,000,000	134,741,600
大阪府	公募第467回	140,000,000	134,010,800
大阪府	公募第469回	150,000,000	142,890,000
大阪府	公募第479回	200,000,000	190,424,000
大阪府	公募第481回	100,000,000	95,648,000
大阪府	公募第489回	176,000,000	170,406,720
大阪府	公募第492回	156,000,000	154,508,640
大阪府	公募(20年)第1回	100,000,000	107,705,000

大阪府	公募（20年）第2回	100,000,000	108,134,000
大阪府	公募第5回	100,000,000	108,291,000
大阪府	公募第8回	100,000,000	106,813,000
大阪府	公募（20年）第12回	230,000,000	236,069,700
大阪府	公募（5年）第174回	200,000,000	199,350,000
大阪府	公募（5年）第178回	400,000,000	398,072,000
大阪府	公募（5年）第184回	400,000,000	396,788,000
大阪府	公募（5年）第187回	144,000,000	142,669,440
大阪府	公募（5年）第190回	200,000,000	197,906,000
京都府	公募（20年）平成20年度第2回	200,000,000	213,912,000
京都府	公募平成26年度第5回	100,000,000	102,750,000
京都府	公募（20年）平成27年度第5回	200,000,000	199,028,000
京都府	公募（15年）平成27年度第8回	100,000,000	100,177,000
京都府	公募（15年）平成28年度第2回	200,000,000	192,056,000
京都府	公募（20年）平成28年度第5回	200,000,000	176,836,000
京都府	公募平成29年度第4回	100,000,000	99,191,000
京都府	公募令和3年度第5回	100,000,000	80,006,000
兵庫県	公募平成29年度第22回	100,000,000	98,860,000
兵庫県	公募令和3年度第5回	100,000,000	94,939,000
兵庫県	公募（30年）第2回	200,000,000	218,660,000
兵庫県	公募（15年）第1回	300,000,000	307,719,000
兵庫県	公募（15年）第3回	200,000,000	205,298,000
兵庫県	公募（15年）第8回	500,000,000	510,000,000
兵庫県	公募（15年）第11回	100,000,000	99,990,000
兵庫県	公募第2回	100,000,000	106,011,000
兵庫県	公募第9回	100,000,000	108,250,000
兵庫県	公募（20年）第11回	200,000,000	213,086,000
兵庫県	公募（20年）第14回	100,000,000	106,043,000
兵庫県	公募（20年）第19回	100,000,000	104,332,000
兵庫県	公募（20年）第21回	100,000,000	103,734,000
兵庫県	公募（20年）第22回	100,000,000	102,141,000
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	114,885,316
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	298,509,000
静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,260,000

静岡県	公募（31年）第1回	174,000,000	169,498,620
静岡県	公募（5年）令和3年度第2回	100,000,000	99,383,000
静岡県	公募（5年）令和3年度第5回	300,000,000	297,648,000
静岡県	公募（15年）第2回	300,000,000	308,421,000
静岡県	公募（15年）第5回	200,000,000	204,096,000
静岡県	公募（15年）第9回	100,000,000	99,930,000
静岡県	公募（30年）第15回	100,000,000	69,912,000
静岡県	公募（20年）第11回	100,000,000	106,597,000
静岡県	公募（20年）第14回	200,000,000	212,344,000
静岡県	公募（20年）第18回	200,000,000	205,940,000
静岡県	公募（20年）第30回	200,000,000	164,710,000
愛知県	公募（20年）平成19年度第2回	100,000,000	105,748,000
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	106,234,000
愛知県	公募（20年）平成22年度第8回	200,000,000	213,718,000
愛知県	公募（15年）平成23年度第13回	100,000,000	102,618,000
愛知県	公募（20年）平成24年度第4回	100,000,000	105,795,000
愛知県	公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	410,988,000
愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	106,885,000
愛知県	公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	122,624,400
愛知県	公募（20年）平成25年度第17回	400,000,000	418,508,000
愛知県	公募（20年）平成26年度第4回	100,000,000	103,758,000
愛知県	公募平成26年度第8回	100,000,000	97,687,000
愛知県	公募平成26年度第13回	200,000,000	203,290,000
愛知県	公募（15年）平成27年度第2回	300,000,000	300,339,000
愛知県	公募（30年）平成27年度第8回	100,000,000	92,967,000
愛知県	公募平成27年度第15回	100,000,000	100,218,000
愛知県	公募平成29年度第8回	100,000,000	99,136,000
愛知県	公募平成29年度第9回	100,000,000	98,954,000
愛知県	公募平成30年度第7回	200,000,000	196,876,000
愛知県	公募令和3年度第10回	200,000,000	198,098,000
広島県	公募平成29年度第3回	100,000,000	98,944,000

	広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	209,347,588
	広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	96,662,000
	広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	288,498,000
	広島県 公募令和5年度第4回	140,000,000	138,828,200
	広島県 公募(20年)令和3年度第2回	100,000,000	80,300,000
	埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	99,793,000
	埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,256,000
	埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	197,220,000
	埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	97,015,000
	埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	289,968,000
	埼玉県 公募令和5年度第4回	100,000,000	97,488,000
	埼玉県 公募(15年)第1回	200,000,000	202,668,000
	埼玉県 公募(15年)第2回	200,000,000	201,688,000
	埼玉県 公募(15年)第3回	100,000,000	96,659,000
	埼玉県 公募(25年)第2回	200,000,000	167,798,000
	埼玉県 公募(30年)第9回	200,000,000	153,336,000
	埼玉県 公募(30年)第11回	100,000,000	67,875,000
	埼玉県 公募(15年)第7回	200,000,000	180,826,000
	埼玉県 公募(15年)第8回	100,000,000	89,490,000
	埼玉県 公募(20年)第6回	100,000,000	106,956,000
	埼玉県 公募(20年)第13回	100,000,000	104,884,000
	埼玉県 公募(20年)第16回	200,000,000	198,756,000
	埼玉県 公募(20年)第19回	200,000,000	180,508,000
	埼玉県 公募(20年)第20回	100,000,000	90,624,000
	埼玉県 公募(20年)第26回	100,000,000	81,965,000
	埼玉県 公募(20年)第27回	100,000,000	81,816,000
	福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,220,000
	福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	102,570,000
	福岡県 公募(15年)平成27年度第1回	200,000,000	200,232,000
	福岡県 公募(15年)令和元年度第1回	300,000,000	275,061,000
	福岡県 公募(15年)令和元年度第2回	200,000,000	181,794,000
	福岡県 公募(30年)平成19年度第1回	100,000,000	113,748,000
	福岡県 公募(30年)平成26年度第1回	100,000,000	97,943,000

福岡県 公募（30年・定時償還） 平成29年度第2回	100,000,000	78,731,000
福岡県 公募（30年・定時償還） 令和元年度第3回	100,000,000	67,122,000
福岡県 公募（20年）平成20年 度第1回	300,000,000	320,550,000
福岡県 公募（20年）平成20年 度第2回	100,000,000	106,277,000
福岡県 公募（20年）平成22年 度第1回	300,000,000	318,327,000
福岡県 公募（20年）平成22年 度第2回	300,000,000	325,533,000
福岡県 公募（20年）平成24年 度第2回	100,000,000	105,364,000
福岡県 公募（20年）平成26年 度第1回	100,000,000	103,724,000
福岡県 公募（20年）平成29年 度第1回	100,000,000	90,600,000
福岡県 公募（20年・定時償還） 令和3年度第1回	200,000,000	160,984,000
千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	200,426,000
千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	198,534,000
千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	98,947,000
千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	98,773,000
千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	290,907,000
千葉県 公募令和3年度第2回	200,000,000	198,542,000
千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	95,454,000
千葉県 公募令和5年度第9回	200,000,000	194,562,000
千葉県 公募（20年）第1回	400,000,000	410,196,000
千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	108,289,000
千葉県 公募（20年）第13回	200,000,000	211,724,000
千葉県 公募（20年）第16回	300,000,000	311,796,000
千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	102,095,000
千葉県 公募（20年）第20回	100,000,000	90,077,000
千葉県 公募（20年）第25回	100,000,000	89,176,000
新潟県 公募平成30年度第2回	200,000,000	196,986,000
新潟県 公募令和2年度第2回	120,000,000	115,268,400
長野県 公募令和3年度第1回	300,000,000	287,817,000
長野県 公募令和3年度第5回	100,000,000	98,953,000
茨城県 公募令和3年度第3回	200,000,000	198,266,000
茨城県 公募令和5年度第1回	100,000,000	97,048,000

	茨城県 公募令和5年度第2回	200,000,000	198,198,000	
	群馬県 公募第12回	100,000,000	100,281,000	
	群馬県 公募第22回	100,000,000	96,388,000	
	群馬県 公募(5年)第13回	300,000,000	297,423,000	
	群馬県 公募(20年)第3回	100,000,000	105,781,000	
	大分県 公募令和5年度第1回	100,000,000	98,513,000	
	共同発行市場地方債 公募第152回	400,000,000	401,008,000	
	共同発行市場地方債 公募第154回	400,000,000	400,404,000	
	共同発行市場地方債 公募第156回	200,000,000	199,066,000	
	共同発行市場地方債 公募第157回	300,000,000	298,344,000	
	共同発行市場地方債 公募第161回	300,000,000	297,753,000	
	共同発行市場地方債 公募第172回	600,000,000	595,584,000	
	共同発行市場地方債 公募第184回	100,000,000	98,424,000	
	共同発行市場地方債 公募第186回	400,000,000	394,436,000	
	共同発行市場地方債 公募第188回	300,000,000	295,497,000	
	共同発行市場地方債 公募第190回	610,000,000	596,982,600	
	共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	97,697,000	
	共同発行市場地方債 公募第194回	300,000,000	292,023,000	
	共同発行市場地方債 公募第196回	400,000,000	387,836,000	
	共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	290,730,000	
	共同発行市場地方債 公募第198回	110,000,000	106,487,700	
	共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	96,771,000	
	共同発行市場地方債 公募第204回	100,000,000	96,309,000	
	共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	289,917,000	
	共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	287,688,000	
	共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	383,180,000	
	共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	284,271,000	

共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	238,500,000	
共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	286,248,000	
共同発行市場地方債 公募第239回	100,000,000	97,952,000	
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	107,441,000	
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	95,095,000	
堺市 公募第3回	100,000,000	94,565,000	
堺市 公募令和5年度第2回	200,000,000	196,308,000	
長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	96,991,000	
長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	95,728,000	
島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	79,065,000	
島根県 公募(5年)令和2年度第3回	150,000,000	149,373,000	
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,181,000	
福島県 公募令和3年度第2回	300,000,000	296,901,000	
熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	130,907,040	
熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,954,000	
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	98,985,000	
新潟市 公募令和5年度第1回	200,000,000	196,072,000	
静岡市 公募令和5年度第1回	100,000,000	99,163,000	
大阪市 公募平成27年度第6回	100,000,000	100,217,000	
大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	289,926,000	
大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	286,788,000	
大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	102,753,000	
大阪市 公募(15年)第2回	200,000,000	205,742,000	
大阪市 公募(20年)第1回	300,000,000	318,063,000	
大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	107,846,000	
大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	106,975,000	
大阪市 公募(20年)第17回	200,000,000	212,008,000	
大阪市 公募(20年)第19回	100,000,000	98,886,000	
大阪市 公募(20年)第26回	100,000,000	90,047,000	
名古屋市 公募第501回	200,000,000	198,044,000	
名古屋市 公募第503回	100,000,000	98,791,000	
名古屋市 公募第504回	200,000,000	197,230,000	
名古屋市 公募第511回	200,000,000	192,888,000	
名古屋市 公募第512回	300,000,000	290,040,000	

名古屋市 公募（15年）第2回	100,000,000	101,141,000	
名古屋市 公募（5年）第30回	200,000,000	197,922,000	
名古屋市 公募（30年）第13回	100,000,000	79,774,000	
名古屋市 公募（20年）第15回	100,000,000	105,718,000	
名古屋市 公募（20年）第17回	200,000,000	198,908,000	
名古屋市 公募（20年）第18回	100,000,000	98,308,000	
名古屋市 公募（20年）第19回	100,000,000	88,933,000	
京都市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,171,000	
京都市 公募平成29年度第4回	101,280,000	100,260,110	
京都市 公募平成30年度第1回	101,090,000	99,745,503	
京都市 公募（20年）第2回	100,000,000	102,231,000	
京都市 公募（20年）第5回	200,000,000	209,524,000	
京都市 公募（20年）第6回	100,000,000	106,043,000	
京都市 公募（20年）第13回	100,000,000	101,563,000	
京都市 公募（20年）第15回	200,000,000	179,516,000	
神戸市 公募（20年）平成20年度第24回	100,000,000	106,408,000	
神戸市 公募平成25年度第12回	100,000,000	103,705,000	
神戸市 公募（20年）平成26年度第3回	100,000,000	103,055,000	
神戸市 公募平成28年度第1回	200,000,000	198,924,000	
神戸市 公募平成30年度第2回	200,000,000	153,336,000	
神戸市 公募令和3年度第6回	100,000,000	69,808,000	
横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	298,365,000	
横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,223,000	
横浜市 公募2019年度第3回	200,000,000	193,500,000	
横浜市 公募（30年）第2回	200,000,000	224,902,000	
横浜市 公募（20年）第11回	100,000,000	104,370,000	
横浜市 公募（20年）第18回	100,000,000	107,416,000	
横浜市 公募（20年）第26回	100,000,000	106,438,000	
横浜市 公募（20年）第30回	100,000,000	101,803,000	
横浜市 公募（20年）第32回	100,000,000	98,406,000	
横浜市 公募（20年）第35回	100,000,000	89,391,000	
札幌市 公募（15年）平成23年度第9回	200,000,000	205,506,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	106,571,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第11回	200,000,000	213,220,000	

札幌市 公募（20年）平成28年度第4回	100,000,000	89,242,000
札幌市 公募（5年）令和3年度第8回	100,000,000	94,814,000
札幌市 公募（5年）令和4年度第4回	100,000,000	96,031,000
札幌市 公募（20年）第6回	200,000,000	215,278,000
川崎市 公募第95回	160,000,000	154,865,600
川崎市 公募（20年）第14回	200,000,000	213,070,000
川崎市 公募（20年）第17回	100,000,000	104,283,000
川崎市 公募（20年）第18回	100,000,000	103,870,000
川崎市 公募（20年）第19回	100,000,000	101,759,000
川崎市 公募（20年）第20回	100,000,000	98,941,000
川崎市 公募（20年）第22回	100,000,000	89,583,000
川崎市 公募（20年）第24回	100,000,000	91,428,000
川崎市 公募（30年）第11回	100,000,000	76,188,000
川崎市 公募（5年）第62回	200,000,000	198,322,000
川崎市 公募（5年）第66回	230,000,000	227,518,300
川崎市 公募（5年）第67回	100,000,000	99,194,000
北九州市 公募（10年）令和2年度第2回	200,000,000	191,794,000
北九州市 公募（10年）令和5年度第2回	200,000,000	196,072,000
北九州市 公募（20年）第3回	200,000,000	211,776,000
北九州市 公募（20年）第14回	100,000,000	106,125,000
福岡市 公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	214,936,000
福岡市 公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	107,175,000
福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	103,191,000
福岡市 公募（5年）2020年度第9回	300,000,000	298,593,000
福岡市 公募（20年）2021年度第6回	100,000,000	80,869,000
広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	501,030,000
広島市 公募（10年）平成30年度第6回	241,000,000	235,514,840
広島市 公募（10年）令和3年度第6回	100,000,000	95,195,000
広島市 公募（10年）令和5年度第5回	100,000,000	98,036,000
さいたま市 公募第21回	320,100,000	313,813,236
相模原市 公募令和5年度第1回	100,000,000	98,566,000

		三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	154,004,900	
		三重県 公募令和5年度第3回	200,000,000	196,072,000	
		福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	198,908,000	
		福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	193,458,000	
		福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	95,449,000	
		徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	197,908,000	
		徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	295,485,000	
		山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	96,728,000	
		岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	167,795,394	
		岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	288,636,000	
		岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	94,880,000	
		秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	110,780,494	
		神奈川県住宅供給公社債券 第4回	100,000,000	98,366,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第19回	100,000,000	80,170,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第22回	100,000,000	80,512,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	106,636,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	322,485,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第128回	100,000,000	96,769,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	88,418,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	106,336,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	99,718,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	88,684,000	
		東京都住宅供給公社債券 第19回	300,000,000	307,821,000	
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	98,068,000	
	小計	銘柄数：351 組入時価比率：5.1%	59,126,020,000	58,403,352,081	5.1%
	合計			58,403,352,081	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,140,050	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	309,204,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	102,129,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第	100,000,000	101,259,000	

	1 2 回			
	新関西国際空港社債 財投機関債第 1 4 回	100,000,000	99,524,000	
	新関西国際空港社債 財投機関債第 2 8 回	100,000,000	95,168,000	
	第2回国立大学法人東京大学	100,000,000	62,640,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第4 7 回	100,000,000	101,517,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第6 6 回	400,000,000	397,496,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第7 8 回	200,000,000	198,430,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第8 2 回	100,000,000	99,226,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第8 6 回	300,000,000	296,991,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第9 6 回	200,000,000	196,606,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 0 1 回	300,000,000	295,707,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 3 7 回	400,000,000	397,260,000	
	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第1 3 8 回	400,000,000	382,388,000	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 3 7 回	400,000,000	396,972,000	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 4 1 回	333,000,000	329,197,140	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 4 2 回	420,000,000	415,476,600	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 5 5 回	300,000,000	292,779,000	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 6 2 回	200,000,000	192,368,000	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 7 5 回	370,000,000	353,050,300	
	日本政策投資銀行社債 政府保証第 7 8 回	220,000,000	213,824,600	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1 回	400,000,000	462,152,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第4 回	100,000,000	112,922,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第8 回	300,000,000	310,416,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1 7 回	100,000,000	104,150,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第2 3 回	500,000,000	528,265,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第2 6 回	100,000,000	113,047,000	

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	226,986,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	300,000,000	321,621,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第43回	300,000,000	257,778,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	107,982,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第55回	100,000,000	108,037,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	105,477,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第95回	200,000,000	211,892,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	368,140,500
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	600,000,000	639,420,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第126回	100,000,000	101,431,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	274,428,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	92,570,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	99,201,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第152回	100,000,000	92,953,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第155回	100,000,000	99,809,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	100,470,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第160回	200,000,000	198,718,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第163回	100,000,000	98,464,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	97,949,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	62,839,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	88,951,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	100,000,000	69,894,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	138,020,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第278回	300,000,000	298,632,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	107,412,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第9 2回	200,000,000	215,020,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第9 7回	200,000,000	215,400,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第9 9回	200,000,000	216,614,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 0 6回	200,000,000	216,004,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 1 1回	100,000,000	107,545,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 1 4回	200,000,000	214,010,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 2 3回	100,000,000	105,698,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 2 7回	300,000,000	323,550,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 4 6回	100,000,000	106,709,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 4回	100,000,000	105,842,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 5回	100,000,000	100,564,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 7回	100,000,000	105,822,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 6 9回	300,000,000	316,578,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 7 1回	300,000,000	314,817,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 7 2回	300,000,000	305,013,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 7 6回	200,000,000	211,166,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 8 1回	100,000,000	105,664,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 8 3回	100,000,000	106,217,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 8 5回	200,000,000	212,884,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第1 9 6回	400,000,000	426,088,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 4回	100,000,000	103,395,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 6回	100,000,000	103,401,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 7回	100,000,000	97,045,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 9回	200,000,000	206,592,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 4回	100,000,000	96,527,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第226回	100,000,000	102,274,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第228回	100,000,000	102,259,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第233回	100,000,000	101,298,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第237回	100,000,000	97,702,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	497,400,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第245回	500,000,000	492,555,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第246回	200,000,000	198,808,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第255回	100,000,000	99,609,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第258回	400,000,000	400,576,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第259回	100,000,000	98,360,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第261回	583,000,000	583,775,390
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第271回	151,000,000	150,142,320
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第278回	100,000,000	88,077,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第296回	200,000,000	180,724,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第297回	100,000,000	99,231,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第306回	403,000,000	400,033,920
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第315回	100,000,000	99,097,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第321回	600,000,000	594,534,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第324回	100,000,000	98,844,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第335回	100,000,000	77,371,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第339回	500,000,000	494,590,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第342回	131,000,000	129,261,630
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第350回	100,000,000	75,638,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第351回	100,000,000	98,487,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第354回	200,000,000	196,712,000

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第357回	100,000,000	98,605,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第388回	100,000,000	66,037,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第391回	113,000,000	109,188,510
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第398回	100,000,000	66,604,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第449回	500,000,000	494,655,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第453回	200,000,000	196,906,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第463回	500,000,000	471,815,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第473回	500,000,000	490,795,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第475回	200,000,000	193,472,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	114,054,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第28回	500,000,000	573,200,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	115,336,000
公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	348,915,000
地方公営企業等金融機構債券(20年) 第1回	100,000,000	106,203,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第1回	300,000,000	322,845,000
地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	107,492,000
地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	103,951,000
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	325,107,000
地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	432,904,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第10回	300,000,000	317,421,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第19回	200,000,000	213,036,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第20回	100,000,000	106,233,000
地方公共団体金融機構債券 F96回	300,000,000	308,238,000
地方公共団体金融機構債券 F12回	100,000,000	102,671,000
地方公共団体金融機構債券 F12回	100,000,000	102,654,000

地方公共団体金融機構債券（20年）第24回	200,000,000	210,938,000
地方公共団体金融機構債券 F14 3回	300,000,000	307,827,000
地方公共団体金融機構債券 F14 7回	100,000,000	102,180,000
地方公共団体金融機構債券 F16 0回	100,000,000	101,762,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第29回	100,000,000	105,458,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第32回	100,000,000	104,428,000
地方公共団体金融機構債券（15年）第2回	200,000,000	204,380,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第37回	200,000,000	206,194,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第38回	300,000,000	307,410,000
地方公共団体金融機構債券 F24 0回	300,000,000	305,373,000
地方公共団体金融機構債券 F24 3回	300,000,000	306,825,000
地方公共団体金融機構債券 F24 8回	100,000,000	100,929,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第39回	200,000,000	203,560,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第40回	100,000,000	101,247,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第43回	100,000,000	98,637,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第44回	200,000,000	199,484,000
政保 地方公共団体金融機構債券第75回	124,000,000	124,280,240
政保 地方公共団体金融機構債券第76回	141,000,000	141,287,640
政保 地方公共団体金融機構債券第77回	121,000,000	121,182,710
地方公共団体金融機構債券 第77回	100,000,000	100,183,000
政保 地方公共団体金融機構債券第78回	616,000,000	616,843,920
地方公共団体金融機構債券 F30 8回	200,000,000	193,306,000
地方公共団体金融機構債券 第79回	400,000,000	400,648,000
政保 地方公共団体金融機構債券第80回	300,000,000	300,045,000
政保 地方公共団体金融機構債券第83回	116,000,000	115,313,280

地方公共団体金融機構債券 第84回	100,000,000	99,326,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第85回	100,000,000	99,288,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第53回	200,000,000	172,398,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第91回	300,000,000	297,729,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第58回	100,000,000	91,137,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第95回	137,000,000	135,938,250
地方公共団体金融機構債券 第95回	200,000,000	198,324,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第97回	300,000,000	297,324,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第98回	122,000,000	120,977,640
政保 地方公共団体金融機構債券 第100回	108,000,000	106,764,480
地方公共団体金融機構債券 第101回	400,000,000	396,064,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第108回	157,000,000	154,751,760
地方公共団体金融機構債券 第67回	100,000,000	87,212,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第110回	100,000,000	98,389,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第113回	110,000,000	108,392,900
政保 地方公共団体金融機構債券 第119回	116,000,000	112,791,440
政保 地方公共団体金融機構債券 第120回	103,000,000	99,688,550
政保 地方公共団体金融機構債券 第121回	100,000,000	96,599,000
地方公共団体金融機構債券 2回	100,000,000	58,992,000
地方公共団体金融機構債券 12回	200,000,000	140,630,000
地方公共団体金融機構債券 第166回	200,000,000	194,874,000
地方公共団体金融機構債券 第171回	100,000,000	97,241,000
公営企業債券(20年) 第19回 財投機関債	100,000,000	104,671,000
公営企業債券(20年) 第20回 財投機関債	100,000,000	104,781,000
公営企業債券(20年) 第23回 財投機関債	200,000,000	211,348,000
公営企業債券(20年) 第24回	100,000,000	106,435,000

	財投機関債			
	公営企業債券（20年）第25回 財投機関債	100,000,000	107,459,000	
	首都高速道路 第28回	200,000,000	197,998,000	
	首都高速道路 第33回	300,000,000	297,438,000	
	阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,281,000	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第 47回	100,000,000	98,850,000	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第 55回	108,000,000	105,391,800	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第 63回	270,000,000	258,373,800	
	都市再生債券 財投機関債第93回	100,000,000	101,836,000	
	都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	101,467,000	
	都市再生債券 財投機関債第101 回	100,000,000	101,037,000	
	都市再生債券 財投機関債第109 回	100,000,000	100,818,000	
	都市再生債券 財投機関債第113 回	300,000,000	300,804,000	
	都市再生債券 財投機関債第121 回	200,000,000	195,242,000	
	都市再生債券 財投機関債第127 回	200,000,000	198,238,000	
	都市再生債券 財投機関債第141 回	100,000,000	88,392,000	
	都市再生債券 財投機関債第155 回	100,000,000	64,400,000	
	都市再生債券 財投機関債第166 回	100,000,000	62,534,000	
	都市再生債券 財投機関債第170 回	100,000,000	80,816,000	
	都市再生債券 財投機関債第191 回	100,000,000	86,673,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第 17回	400,000,000	398,772,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第 20回	113,600,000	112,094,800	
	関西国際空港債券 政府保証第54 回	400,000,000	429,344,000	
	福祉医療機構債券 第50回財投機 関債	300,000,000	297,279,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第3回	400,000,000	419,024,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第6回	200,000,000	211,418,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第49回	100,000,000	107,742,000	

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第59回	100,000,000	106,975,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	100,000,000	107,981,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第77回	900,000,000	922,743,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100,000,000	107,855,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第81回	100,000,000	107,010,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第85回	200,000,000	212,832,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第90回	200,000,000	205,450,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第94回	100,000,000	106,775,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第111回	100,000,000	102,602,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第112回	100,000,000	105,704,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第115回	100,000,000	106,269,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第119回	100,000,000	102,843,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	106,436,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	300,000,000	318,477,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	105,642,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	203,688,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第134回	100,000,000	102,681,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	200,000,000	205,428,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	102,285,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	99,752,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	450,000,000	450,652,500
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第188回	300,000,000	297,945,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第195回	100,000,000	88,717,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	297,579,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第203回	100,000,000	99,288,000

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	198,262,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第213回	100,000,000	99,192,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第222回	200,000,000	197,698,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	94,962,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第227回	100,000,000	98,898,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	128,103,300
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	68,462,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	298,479,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第306回	200,000,000	178,384,000
住宅金融支援機構債券 政府保証第 29回	200,000,000	195,926,000
成田国際空港 第19回	100,000,000	99,690,000
成田国際空港 第39回	300,000,000	267,336,000
商工債券 利付第845回い号	300,000,000	298,794,000
商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,063,000
商工債券 利付第854回い号	400,000,000	395,728,000
商工債券 利付第856回い号	200,000,000	197,676,000
商工債券 利付第862回い号	100,000,000	98,800,000
商工債券 利付第868回い号	100,000,000	98,523,000
商工債券 利付第871回い号	100,000,000	98,634,000
商工債券 利付第872回い号	100,000,000	98,917,000
商工債券 利付第876回い号	400,000,000	394,612,000
商工債券 利付第878回い号	200,000,000	196,916,000
商工債券 利付第879回い号	400,000,000	394,360,000
商工債券 利付第883回い号	200,000,000	197,880,000
商工債券 利付第885回い号	300,000,000	296,643,000
しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	298,134,000
しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,192,000
しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	396,324,000
しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,012,000
しんきん中金債券 利付第387回	100,000,000	98,821,000
しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	99,067,000

しんきん中金債券 利付第401回	300,000,000	296,802,000
しんきん中金債券 利付第402回	100,000,000	98,645,000
しんきん中金債券 利付第403回	100,000,000	98,439,000
しんきん中金債券 利付第407回	300,000,000	297,006,000
しんきん中金債券 利付第412回	100,000,000	98,901,000
商工債券 利付(3年)第274回	200,000,000	199,052,000
商工債券 利付(3年)第289回	100,000,000	99,348,000
商工債券 利付(10年)第15回	200,000,000	200,096,000
商工債券 利付(10年)第16回	100,000,000	99,948,000
商工債券 利付(10年)第41回	300,000,000	281,946,000
国際協力機構債券 第6回財投機関債	200,000,000	215,942,000
国際協力機構債券 第15回財投機関債	100,000,000	105,574,000
国際協力機構債券 第25回財投機関債	100,000,000	102,862,000
国際協力機構債券 第32回財投機関債	100,000,000	98,610,000
国際協力機構債券 第35回財投機関債	100,000,000	99,246,000
国際協力機構債券 第40回財投機関債	100,000,000	99,107,000
国際協力機構債券 第68回財投機関債	100,000,000	95,457,000
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,266,000
東日本高速道路 第61回	200,000,000	193,826,000
東日本高速道路 第64回	100,000,000	96,672,000
東日本高速道路 第69回	100,000,000	96,750,000
東日本高速道路 第83回	200,000,000	198,298,000
東日本高速道路 第86回	400,000,000	395,452,000
東日本高速道路 第89回	130,000,000	128,521,900
東日本高速道路 第95回	850,000,000	842,163,000
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,252,000
中日本高速道路 第86回	500,000,000	497,190,000
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,179,000
中日本高速道路 第90回	300,000,000	297,282,000
中日本高速道路 第91回	200,000,000	198,000,000
中日本高速道路 第93回	200,000,000	197,854,000
中日本高速道路 第96回	200,000,000	198,970,000
中日本高速道路 第97回	200,000,000	200,192,000

	中日本高速道路 第98回	300,000,000	298,914,000	
	中日本高速道路 第101回	500,000,000	495,435,000	
	西日本高速道路 第29回	200,000,000	199,612,000	
	西日本高速道路 第30回	300,000,000	298,278,000	
	西日本高速道路 第34回	300,000,000	298,569,000	
	西日本高速道路 第61回	300,000,000	297,387,000	
	西日本高速道路 第62回	1,100,000,000	1,088,989,000	
	西日本高速道路 第64回	200,000,000	197,998,000	
	西日本高速道路 第69回	200,000,000	198,128,000	
	西日本高速道路 第77回	200,000,000	198,090,000	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	200,000,000	204,128,000	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	286,404,000	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	289,251,000	
	貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	14,134,000	14,639,149	
	貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	49,242,000	50,944,788	
	貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	43,532,000	44,518,870	
	貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	51,114,000	52,688,822	
	貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	37,880,000	38,794,802	
	貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	25,264,000	25,980,739	
	貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	47,385,000	48,875,258	
	貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	54,795,000	55,854,187	
	貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	83,418,000	84,289,718	
	貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	72,585,000	73,880,642	
	貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	49,156,000	49,860,897	
	貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	17,648,000	18,131,202	
	貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	43,358,000	44,601,073	
	貸付債権担保第79回住宅金融支援機構債券	28,688,000	28,757,424	
	貸付債権担保第81回住宅金融支援機構債券	63,486,000	63,527,900	

貸付債権担保第72回住宅金融支援機構債券	137,215,000	137,794,047
貸付債権担保第70回住宅金融支援機構債券	85,602,000	86,607,823
貸付債権担保第33回住宅金融支援機構債券	18,003,000	18,631,484
貸付債権担保第34回住宅金融支援機構債券	18,436,000	19,064,851
貸付債権担保第35回住宅金融支援機構債券	17,486,000	18,099,059
貸付債権担保第46回住宅金融支援機構債券	16,644,000	17,172,613
貸付債権担保第55回住宅金融支援機構債券	47,222,000	48,247,189
貸付債権担保第56回住宅金融支援機構債券	67,218,000	68,702,845
貸付債権担保第57回住宅金融支援機構債券	22,606,000	23,122,094
貸付債権担保第76回住宅金融支援機構債券	53,950,000	54,523,488
貸付債権担保第23回住宅金融支援機構債券	52,048,000	53,434,558
貸付債権担保第32回住宅金融支援機構債券	51,291,000	52,848,707
貸付債権担保第38回住宅金融支援機構債券	56,586,000	58,158,524
貸付債権担保第39回住宅金融支援機構債券	91,115,000	93,338,206
貸付債権担保第50回住宅金融支援機構債券	167,380,000	171,934,409
貸付債権担保第58回住宅金融支援機構債券	50,424,000	51,479,374
貸付債権担保第64回住宅金融支援機構債券	90,006,000	90,536,135
貸付債権担保第71回住宅金融支援機構債券	80,820,000	81,156,211
貸付債権担保第73回住宅金融支援機構債券	64,776,000	65,496,309
貸付債権担保第75回住宅金融支援機構債券	53,816,000	54,501,615
貸付債権担保第83回住宅金融支援機構債券	136,900,000	136,444,123
貸付債権担保第84回住宅金融支援機構債券	234,346,000	233,401,585
貸付債権担保第88回住宅金融支援機構債券	36,871,000	36,438,503
貸付債権担保第89回住宅金融支援機構債券	37,457,000	37,038,605
貸付債権担保第90回住宅金融支援機構債券	38,581,000	37,998,426

貸付債権担保第9 2回住宅金融支援機構債券	81,954,000	79,887,939
貸付債権担保第9 3回住宅金融支援機構債券	87,838,000	84,666,169
貸付債権担保第9 4回住宅金融支援機構債券	46,262,000	45,128,581
貸付債権担保第9 6回住宅金融支援機構債券	49,362,000	47,862,876
貸付債権担保第9 7回住宅金融支援機構債券	145,614,000	141,940,158
貸付債権担保第9 8回住宅金融支援機構債券	152,220,000	148,708,284
貸付債権担保第9 9回住宅金融支援機構債券	102,532,000	99,908,206
貸付債権担保第1 0 0回住宅金融支援機構債券	50,162,000	48,762,480
貸付債権担保第1 0 1回住宅金融支援機構債券	51,020,000	49,755,214
貸付債権担保第1 0 7回住宅金融支援機構債券	233,968,000	220,592,049
貸付債権担保第1 0 8回住宅金融支援機構債券	300,845,000	281,350,244
貸付債権担保第1 1 5回住宅金融支援機構債券	196,641,000	184,227,053
貸付債権担保第1 1 6回住宅金融支援機構債券	131,910,000	124,244,709
貸付債権担保第1 1 7回住宅金融支援機構債券	132,596,000	124,512,947
貸付債権担保第1 1 8回住宅金融支援機構債券	65,798,000	61,899,468
貸付債権担保第1 1 9回住宅金融支援機構債券	132,554,000	124,530,506
貸付債権担保第1 2 0回住宅金融支援機構債券	66,529,000	62,152,722
貸付債権担保第1 2 1回住宅金融支援機構債券	67,218,000	62,858,240
貸付債権担保第1 2 3回住宅金融支援機構債券	68,711,000	64,290,134
貸付債権担保第1 2 5回住宅金融支援機構債券	271,760,000	253,432,505
貸付債権担保第1 2 6回住宅金融支援機構債券	206,490,000	192,510,627
貸付債権担保第1 2 8回住宅金融支援機構債券	137,540,000	128,137,765
貸付債権担保第1 2 9回住宅金融支援機構債券	141,220,000	131,697,535
貸付債権担保第1 3 4回住宅金融支援機構債券	143,286,000	132,581,102
貸付債権担保第1 3 5回住宅金融支援機構債券	71,693,000	66,321,760

貸付債權担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	72,542,000	67,345,816
貸付債權担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	72,328,000	66,724,749
貸付債權担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	224,649,000	206,014,365
貸付債權担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	222,780,000	204,280,348
貸付債權担保第 1 4 5 回住宅金融支援機構債券	227,676,000	208,161,890
貸付債權担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	395,290,000	357,859,989
貸付債權担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	159,664,000	145,843,484
貸付債權担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	162,060,000	147,481,082
貸付債權担保第 1 5 8 回住宅金融支援機構債券	162,404,000	148,226,130
貸付債權担保第 1 6 2 回住宅金融支援機構債券	252,066,000	229,813,613
貸付債權担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	256,494,000	232,999,149
貸付債權担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	169,552,000	154,527,997
貸付債權担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	256,110,000	234,412,360
貸付債權担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	170,146,000	155,624,038
貸付債權担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	169,988,000	155,282,338
貸付債權担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	259,764,000	236,891,779
貸付債權担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	432,780,000	394,184,679
貸付債權担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	265,233,000	241,709,485
貸付債權担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	268,155,000	243,798,481
貸付債權担保第 1 7 6 回住宅金融支援機構債券	266,817,000	241,429,362
貸付債權担保第 1 7 7 回住宅金融支援機構債券	178,316,000	162,435,177
貸付債權担保第 1 7 8 回住宅金融支援機構債券	267,057,000	245,310,548
貸付債權担保第 1 7 9 回住宅金融支援機構債券	268,860,000	246,106,378
貸付債權担保第 1 8 0 回住宅金融支援機構債券	179,544,000	165,250,502
貸付債權担保第 1 8 3 回住宅金融支援機構債券	547,074,000	503,247,901

		貸付債権担保第185回住宅金融支援機構債券	276,714,000	255,600,721	
		貸付債権担保第186回住宅金融支援機構債券	185,724,000	174,430,123	
		貸付債権担保第195回住宅金融支援機構債券	193,740,000	185,726,913	
		貸付債権担保第197回住宅金融支援機構債券	291,357,000	283,027,103	
		貸付債権担保第198回住宅金融支援機構債券	194,592,000	190,752,699	
		貸付債権担保第199回住宅金融支援機構債券	389,528,000	379,552,187	
		貸付債権担保第200回住宅金融支援機構債券	490,385,000	475,845,084	
		貸付債権担保第202回住宅金融支援機構債券	296,763,000	289,616,946	
		貸付債権担保第203回住宅金融支援機構債券	496,150,000	486,023,578	
		貸付債権担保第205回住宅金融支援機構債券	200,000,000	199,126,000	
	小計	銘柄数：408 組入時価比率：6.7%	76,980,109,000	76,176,020,391 6.7%	
	合計			76,176,020,391	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第31回円貨社債	100,000,000	95,652,000	
		フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第42回円貨社債	200,000,000	200,558,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	99,160,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	196,892,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第29回非上位円貨社債	100,000,000	100,132,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第36回円貨社債	100,000,000	99,902,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第37回円貨社債	100,000,000	99,840,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	97,846,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第22回円貨社債（2024）	200,000,000	199,370,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第26回円貨社債（2024）	100,000,000	99,989,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング 第4回円貨社債	100,000,000	99,769,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	99,983,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	97,682,000	

	フランス電力 第4回円貨社債(2017)	100,000,000	99,976,000
	ビー・エヌ・ビー・パリバ 第8回円貨社債	200,000,000	199,428,000
	I N P E X 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	495,915,000
	清水建設 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,890,000
	長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,674,000
	戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,987,000
	五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,773,000
	大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,484,000
	大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,548,000
	大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,731,000
	大和ハウス工業 第29回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,753,000
	森永乳業 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,091,000
	明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,232,000
	アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,813,000
	アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	97,139,000
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,034,000
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,672,000
	ニチレイ 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,766,000
	日本たばこ産業 第13回	100,000,000	98,091,000
	ヒューリック 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,507,000
	三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,684,000
	野村不動産ホールディングス 第15回	100,000,000	94,778,000
	森ヒルズリート投資法人 第17回特定投資法人債間限定同順位特約付	200,000,000	198,038,000
	森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,980,000
	東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,758,000

東急不動産ホールディングス 第2 1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,458,000
東急不動産ホールディングス 第2 9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,503,000
セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	597,348,000
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	197,048,000
東レ 第30回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	99,123,000
東レ 第33回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,309,000
旭化成 第12回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	96,313,000
旭化成 第25回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	98,115,000
日本土地建物 第4回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	195,576,000
王子ホールディングス 第34回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	98,696,000
王子ホールディングス 第42回社 債間限定同順位特約付	600,000,000	594,576,000
日本製紙 第15回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	89,794,000
大王製紙 第21回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,827,000
レゾナックホールディングス 第3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,986,000
レゾナックホールディングス 第3 5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,304,000
住友化学 第52回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	85,255,000
住友化学 第56回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	98,146,000
住友化学 第60回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	80,104,000
住友化学 第61回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	96,378,000
住友化学 第65回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	72,350,000
イビデン 第12回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	98,828,000
日本酸素ホールディングス 第4回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,993,000
日本酸素ホールディングス 第5回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,553,000
三菱瓦斯化学 第24回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,062,000
三井化学 第48回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	98,349,000

三井化学 第58回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,051,000
J S R 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,728,000
三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,664,000
三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,066,000
三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,204,000
ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,902,000
UBE株式会社 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,727,000
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,147,000
電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,928,000
武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	300,000,000	281,478,000
アステラス製薬 第1回無担保社債間限定	100,000,000	99,691,000
アステラス製薬 第3回無担保社債間限定	100,000,000	99,451,000
アステラス製薬 第4回無担保社債間限定	100,000,000	98,910,000
テルモ 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,787,000
オリエンタルランド 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,645,000
オリエンタルランド 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,980,000
ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,218,000
楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,114,000
コニカミノルタホールディングス 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,289,000
出光興産 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,996,000
J Xホールディングス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,270,000
コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,771,000
TOYO TIRE 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,669,000
ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,949,000
住友理工 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,224,000

AGC 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,805,000
太平洋セメント 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,853,000
日本碍子 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,448,000
新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,135,000
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位	100,000,000	99,338,000
三菱マテリアル 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,644,000
住友金属鉱山 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,594,000
住友金属鉱山 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,101,000
住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,974,000
LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,739,000
YKK 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,446,000
住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,565,000
日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,151,000
荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,455,000
ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,607,000
タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,309,000
セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,722,000
日本精工 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,522,000
ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,782,000
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,656,000
日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,835,000
富士電機 第32回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,877,000
日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,196,000
セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,232,000
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,034,000

パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,422,000
パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,072,000
パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,442,000
パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,069,000
パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,011,000
ソニー 第39回	100,000,000	99,394,000
ソニー 第40回	100,000,000	98,995,000
ソニー 第41回	100,000,000	96,935,000
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,006,000
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,619,000
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,866,000
三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ)	300,000,000	296,613,000
IHI 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,716,000
IHI 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,178,000
JA三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,011,000
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,615,000
いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,196,000
いすゞ自動車 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,788,000
トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,267,000
トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	284,970,000
SUBARU 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,906,000
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,958,000
良品計画 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,568,000
ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,402,000
トプコン 第6回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,199,000
オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,326,000

大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,894,000
大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,158,000
アシックス 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,309,000
伊藤忠商事 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,949,000
丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,598,000
丸紅 第118回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,817,000
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,703,000
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,380,000
三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,934,000
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,677,000
三井物産 第73回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,249,000
日本紙パルプ商事 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,752,000
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,888,000
住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,884,000
住友商事 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,605,000
三菱商事 第80回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,017,000
三菱商事 第83回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	97,671,000
丸井グループ 第43回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,154,000
クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,762,000
クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,131,000
クレディセゾン 第99回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,573,000
クレディセゾン 第102回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,455,000
クレディセゾン 第103回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,885,000
イオン 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,580,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	99,672,000

	みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,163,000
	三菱東京UFJ銀行 第23回劣後特約付	100,000,000	107,981,000
	三菱東京UFJ銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	104,634,000
	三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	99,213,000
	三井住友信託銀行 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,648,000
	セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,505,000
	みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	104,116,000
	芙蓉総合リース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,792,000
	芙蓉総合リース 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,899,000
	芙蓉総合リース 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,391,000
	みずほリース 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,244,000
	みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,608,000
	みずほリース 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,366,000
	N T Tファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,061,000
	N T Tファイナンス 第16回日本電信電話保証付	200,000,000	198,942,000
	N T Tファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	196,914,000
	N T Tファイナンス 第18回日本電信電話保証付	800,000,000	771,008,000
	N T Tファイナンス 第25回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,747,000
	N T Tファイナンス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,258,000
	N T Tファイナンス 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,170,000
	N T Tファイナンス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,281,000
	N T Tファイナンス 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,314,000
	N T Tファイナンス 第34回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,626,000
	日産フィナンシャルサービス 第56回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,102,000
	東京センチュリー 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,578,000

東京センチュリー 第33回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,889,000
東京センチュリー 第34回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,435,000
ホンダファイナンス 第69回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	198,008,000
ホンダファイナンス 第83回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,754,000
ホンダファイナンス 第87回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,952,000
SBIホールディングス 第26回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,002,000
SBIホールディングス 第37回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,492,000
トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,653,000
トヨタファイナンス 第94回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,577,000
トヨタファイナンス 第96回社債 間限定同順位特約付	800,000,000	792,880,000
リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,727,000
イオンフィナンシャルサービス 第 17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,942,000
イオンフィナンシャルサービス 第 21回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,206,000
アコム 第78回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,126,000
オリエントコーポレーション 第3 0回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,730,000
オリエントコーポレーション 第3 2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	184,670,000
日立キャピタル 第61回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,259,000
日立キャピタル 第80回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	96,042,000
オリックス 第189回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,318,000
オリックス 第202回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	94,271,000
三井住友ファイナンス&リース 第 27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,990,000
三井住友ファイナンス&リース 第 42回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,747,000
三井住友ファイナンス&リース 第 44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,061,000
三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	400,000,000	395,004,000
三菱UFJリース 第56回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,654,000

三菱UFJリース 第76回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	288,765,000	
大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,332,000	
大和証券グループ本社 第36回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,020,000	
大和証券グループ本社 第39回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,222,000	
三井住友海上火災保険 第7回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,806,000	
NECキャピタルソリューション 第19回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,819,000	
三井不動産 第60回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,157,000	
三井不動産 第71回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	192,354,000	
三井不動産 第83回社債間限定同 順位特約付	300,000,000	286,314,000	
三井不動産 第84回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	97,054,000	
三菱地所 第93回担保提供制限等 財務上特約無	200,000,000	213,798,000	
三菱地所 第120回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	98,745,000	
三菱地所 第128回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	53,605,000	
三菱地所 第129回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	99,096,000	
三菱地所 第135回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	94,322,000	
東京建物 第25回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,226,000	
東京建物 第34回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	94,188,000	
ダイビル 第19回特定社債間限定 同順位特約付	100,000,000	82,949,000	
京阪神ビルディング 第13回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	88,762,000	
住友不動産 第109回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	189,276,000	
イオンモール 第22回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	95,842,000	
イオンモール 第23回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	80,455,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発 第15 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,826,000	
日本ビルファンド投資法人 第17 回	100,000,000	84,974,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 第4回特定投資法人債間限定	100,000,000	102,362,000	

	日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	92,506,000
	グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	98,974,000
	野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	106,812,000
	東京急行電鉄 第82回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,186,000
	東京急行電鉄 第83回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	192,074,000
	小田急電鉄 第68回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	201,694,000
	小田急電鉄 第74回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	88,846,000
	京王電鉄 第38回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	98,680,000
	京成電鉄 第63回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	95,478,000
	東日本旅客鉄道 第47回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	104,197,000
	東日本旅客鉄道 第57回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	213,796,000
	東日本旅客鉄道 第71回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	105,784,000
	東日本旅客鉄道 第73回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	107,072,000
	東日本旅客鉄道 第86回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	104,523,000
	東日本旅客鉄道 第106回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	95,484,000
	東日本旅客鉄道 第107回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	87,410,000
	東日本旅客鉄道 第119回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,002,000
	東日本旅客鉄道 第132回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	75,921,000
	東日本旅客鉄道 第133回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	69,776,000
	東日本旅客鉄道 第142回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	90,892,000
	東日本旅客鉄道 第144回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	66,630,000
	東日本旅客鉄道 第145回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	115,492,000
	東日本旅客鉄道 第147回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	96,360,000
	東日本旅客鉄道 第151回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	49,514,000
	東日本旅客鉄道 第153回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	95,905,000

東日本旅客鉄道 第164回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	94,951,000
東日本旅客鉄道 第165回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	80,827,000
東日本旅客鉄道 第167回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	122,126,000
東日本旅客鉄道 第184回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,705,000
東日本旅客鉄道 第192回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	78,795,000
西日本旅客鉄道 第13回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	104,550,000
西日本旅客鉄道 第15回社債間限 定同順位特約付	300,000,000	316,365,000
西日本旅客鉄道 第53回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	70,208,000
西日本旅客鉄道 第60回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	192,460,000
西日本旅客鉄道 第65回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	191,618,000
西日本旅客鉄道 第66回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	164,902,000
西日本旅客鉄道 第77回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	60,625,000
東海旅客鉄道 第51回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	214,744,000
東海旅客鉄道 第70回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	101,163,000
東海旅客鉄道 第73回社債間限定 同順位特約付	300,000,000	287,499,000
東海旅客鉄道 第74回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	91,769,000
東京地下鉄 第22回	100,000,000	98,829,000
東京地下鉄 第23回	100,000,000	88,502,000
東京地下鉄 第24回	100,000,000	78,004,000
東京地下鉄 第27回	100,000,000	77,915,000
東京地下鉄 第44回	100,000,000	51,814,000
東京地下鉄 第49回	100,000,000	80,957,000
東京地下鉄 第56回	100,000,000	72,862,000
西武ホールディングス 第1回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	188,844,000
西日本鉄道 第45回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	97,566,000
阪急阪神ホールディングス 第47 回	400,000,000	406,568,000
阪急阪神ホールディングス 第49 回	100,000,000	90,241,000

名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,533,000
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,222,000
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,000,000
日立物流 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,861,000
日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,852,000
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,217,000
九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	143,582,000
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,446,000
日本航空 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,121,000
日本航空 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,819,000
ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,933,000
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,764,000
KDDI 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,634,000
ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,077,000
ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,338,000
ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,534,000
ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,065,000
ソフトバンク 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,311,000
東京電力 第548回	100,000,000	101,996,000
東京電力 第560回	100,000,000	100,785,000
中部電力 第524回	100,000,000	99,230,000
中部電力 第530回	200,000,000	193,652,000
中部電力 第559回	100,000,000	88,113,000
中部電力 第560回	100,000,000	86,720,000
関西電力 第509回	100,000,000	99,288,000
関西電力 第511回	300,000,000	296,790,000
関西電力 第520回	100,000,000	85,389,000
関西電力 第522回	200,000,000	196,770,000

	関西電力 第535回	200,000,000	198,900,000
	関西電力 第536回	100,000,000	95,636,000
	関西電力 第556回	100,000,000	95,558,000
	関西電力 第557回	100,000,000	89,158,000
	関西電力 第562回	100,000,000	96,854,000
	中国電力 第394回	100,000,000	88,287,000
	中国電力 第400回	100,000,000	98,797,000
	中国電力 第406回	100,000,000	86,141,000
	中国電力 第416回	100,000,000	97,372,000
	中国電力 第422回	600,000,000	576,018,000
	中国電力 第425回	100,000,000	95,953,000
	中国電力 第448回	100,000,000	95,977,000
	中国電力 第452回	100,000,000	88,981,000
	北陸電力 第307回	100,000,000	100,895,000
	北陸電力 第312回	100,000,000	99,798,000
	北陸電力 第322回	100,000,000	99,049,000
	北陸電力 第326回	200,000,000	171,576,000
	北陸電力 第330回	100,000,000	97,119,000
	北陸電力 第339回	100,000,000	88,275,000
	東北電力 第484回	100,000,000	89,573,000
	東北電力 第491回	100,000,000	99,349,000
	東北電力 第508回	100,000,000	97,764,000
	東北電力 第521回	300,000,000	289,518,000
	東北電力 第529回	200,000,000	198,106,000
	東北電力 第534回	100,000,000	82,922,000
	東北電力 第560回	200,000,000	190,636,000
	東北電力 第563回	200,000,000	193,560,000
	四国電力 第293回	100,000,000	89,031,000
	四国電力 第321回	100,000,000	73,530,000
	四国電力 第328回	100,000,000	96,554,000
	九州電力 第449回	200,000,000	198,506,000
	九州電力 第451回	100,000,000	99,259,000
	九州電力 第476回	100,000,000	97,495,000
	九州電力 第478回	100,000,000	85,871,000
	九州電力 第481回	300,000,000	290,697,000
	九州電力 第484回	200,000,000	193,544,000

	九州電力 第493回	300,000,000	297,087,000
	九州電力 第527回	100,000,000	99,069,000
	北海道電力 第323回	300,000,000	304,665,000
	北海道電力 第325回	130,000,000	130,988,000
	北海道電力 第338回	100,000,000	89,483,000
	北海道電力 第341回	100,000,000	90,409,000
	北海道電力 第350回	100,000,000	86,255,000
	北海道電力 第385回	100,000,000	96,807,000
	沖縄電力 第32回	100,000,000	99,732,000
	電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,070,000
	電源開発 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,927,000
	電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,307,000
	電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,125,000
	電源開発 第68回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,676,000
	電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,270,000
	電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,915,000
	東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	99,859,000
	東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	297,981,000
	東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	292,623,000
	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	99,108,000
	東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	282,822,000
	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	99,525,000
	東京電力パワーグリッド 第36回	100,000,000	95,077,000
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	375,904,000
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	287,757,000
	東京電力パワーグリッド 第48回	300,000,000	260,925,000
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	95,554,000
	東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	176,452,000
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	97,224,000
	東京電力パワーグリッド 第72回	100,000,000	97,910,000
	東京電力パワーグリッド 第73回	100,000,000	97,194,000
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,543,000

	J E R A 第 1 7 回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,026,000	
	東京電力リニューアブルパワー第 5 回社債間限定同順位特約付グリ	200,000,000	194,498,000	
	東京瓦斯 第 2 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,720,000	
	東京瓦斯 第 3 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,251,000	
	東京瓦斯 第 3 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,662,000	
	東京瓦斯 第 5 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,356,000	
	大阪瓦斯 第 3 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,066,000	
	大阪瓦斯 第 4 3 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	138,790,000	
	大阪瓦斯 第 5 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,193,000	
	大阪瓦斯 第 5 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,437,000	
	東邦瓦斯 第 4 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,305,000	
	北海道瓦斯 第 2 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,207,000	
	広島ガス 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,819,000	
	西部ガスホールディングス 第 2 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,005,000	
	ファーストリテイリング 第 7 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,589,000	
	ファーストリテイリング 第 8 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,482,000	
小計	銘柄数：403 組入時価比率：4.7%	55,830,000,000	53,422,217,000	4.7%
合計			53,422,217,000	
合計			1,143,462,611,272	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 6 月 28 日現在)

資産の部

流動資産

預金	961,853,662
コール・ローン	2,334,394,798
国債証券	936,070,980,217
派生商品評価勘定	5,626,453
未収入金	6,825,502,823
未収利息	8,373,414,280
前払費用	1,376,850,244
その他未収収益	19,637,162
流動資産合計	955,968,259,639
資産合計	955,968,259,639
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,357,874
未払金	2,376,413,626
未払解約金	3,454,291,828
その他未払費用	9,471,486
流動負債合計	5,861,534,814
負債合計	5,861,534,814
純資産の部	
元本等	
元本	304,969,272,588
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	645,137,452,237
元本等合計	950,106,724,825
純資産合計	950,106,724,825
負債純資産合計	955,968,259,639

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年6月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

1 口当たり純資産額	3,1154 円
(10,000 口当たり純資産額)	(31,154 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	344,372,163,755 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	365,372,569,149 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 6 月 29 日 至 2024 年 6 月 28 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 6 月 28 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、	附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 6 月 28 日現在	
期首	2023 年 6 月 29 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	274,249,336,323 円
同期中における追加設定元本額	62,108,293,795 円
同期中における一部解約元本額	31,388,357,530 円
期末元本額	304,969,272,588 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト 3 0	68,529,815 円
バランスセレクト 5 0	71,192,226 円
バランスセレクト 7 0	82,053,001 円

野村外国債券インデックスファンド	231,780,053円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,080,502,816円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,523,912,980円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	3,345,780,142円
野村資産設計ファンド2015	17,344,895円
野村資産設計ファンド2020	19,244,954円
野村資産設計ファンド2025	30,436,033円
野村資産設計ファンド2030	46,624,326円
野村資産設計ファンド2035	38,687,435円
野村資産設計ファンド2040	62,087,265円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	79,498,028,567円
のむラップ・ファンド(保守型)	4,676,609,386円
のむラップ・ファンド(普通型)	37,341,429,683円
のむラップ・ファンド(積極型)	14,499,049,630円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	349,756,636円
野村資産設計ファンド2045	13,339,690円
野村インデックスファンド・外国債券	1,134,586,348円
マイ・ロード	6,010,577,944円
ネクストコア	49,980,835円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	362,957,964円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	7,984,952,800円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	950,333,984円
野村資産設計ファンド2050	11,765,000円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,074,705円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,696,656円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,981,677円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,794,281円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	1,269,990,776円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	3,266,929,599円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,894,724円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,701,172円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	6,588,660円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,456,082円
インデックス・ブレンド(タイプV)	8,063,098円
野村6資産均等バランス	4,714,245,698円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	9,111,550,335円
世界6資産分散ファンド	96,336,428円
野村資産設計ファンド2060	7,395,590円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	12,764,948,336円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	7,592,327,490円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,341,908円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	769,835,972円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	160,150,247円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	714,853,581円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	238,950,963円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,365,810円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	6,081,523円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	176,993円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,176,570,107円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	437,355円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	6,762,273円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	5,477,948円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	148,449,080円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	117,626,143円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,895,917,687円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	44,769,698円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,001,869,987円

ノムラ F O F s 用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	3,217,480,369 円
野村 F O F s 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	4,029,178 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,634,074 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,339,798 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	7,608,511 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	645,102,096 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,144,326,316 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,422,047,367 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,869,334,269 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	27,822,568,559 円
マイバランスDC30	2,288,211,946 円
マイバランスDC50	1,991,957,348 円
マイバランスDC70	1,673,655,197 円
野村DC外国債券インデックスファンド	11,840,996,408 円
野村DC運用戦略ファンド	2,685,966,597 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	343,096,187 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	549,633,117 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,218,400,405 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	540,089,052 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	31,757,318 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	82,596,070 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	45,987,902 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	34,857,059 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	27,638,903 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	14,830,112 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	470,163,657 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	256,923,554 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	172,604,478 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	239,867,697 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	8,324,386 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	101,366,397 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	65,962,653 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	346,984,945 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	142,733,482 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	40,191 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年6月28日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	68,450,000.00	69,867,127.19	
		US TREASURY BOND	38,050,000.00	40,093,699.74	
		US TREASURY BOND	81,700,000.00	84,706,298.56	
		US TREASURY BOND	100,000.00	100,843.75	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,595,687.50	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	9,143,742.06	

	US TREASURY BOND	100,000.00	102,687.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,924.95
	US TREASURY N/B	60,350,000.00	57,697,351.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,879.57
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,707.88
	US TREASURY N/B	200,000.00	190,577.04
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,895.58
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,695.31
	US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,121,044.50
	US TREASURY N/B	20,400,000.00	19,726,638.84
	US TREASURY N/B	42,800,000.00	41,688,201.52
	US TREASURY N/B	59,550,000.00	56,335,228.98
	US TREASURY N/B	46,900,000.00	45,758,641.60
	US TREASURY N/B	350,000.00	329,957.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,070.31
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,996,378.65
	US TREASURY N/B	74,000,000.00	69,528,202.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,019.53
	US TREASURY N/B	59,300,000.00	57,194,381.53
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,406.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,220.70
	US TREASURY N/B	67,200,000.00	63,031,496.64
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,720.70
	US TREASURY N/B	170,000.00	164,445.11
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,350,781.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,501.95
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,593.75
	US TREASURY N/B	40,230,000.00	37,485,400.77
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,052.73
	US TREASURY N/B	6,400,000.00	6,078,249.60
	US TREASURY N/B	200,000.00	197,316.40
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	7,027,960.39
	US TREASURY N/B	21,600,000.00	20,110,779.36
	US TREASURY N/B	200,000.00	199,328.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,726.56
	US TREASURY N/B	200,000.00	186,503.90

	US TREASURY N/B	100,000.00	98,207.03
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,796.87
	US TREASURY N/B	24,580,000.00	22,857,477.84
	US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,514,300.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,968.75
	US TREASURY N/B	300,000.00	285,644.52
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,967,249.92
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,865.23
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,607.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,751.95
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,587.89
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,854,761.68
	US TREASURY N/B	5,100,000.00	4,691,003.46
	US TREASURY N/B	44,830,000.00	41,955,451.08
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,351.56
	US TREASURY N/B	48,400,000.00	45,123,542.64
	US TREASURY N/B	18,700,000.00	17,199,616.72
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,898.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,595.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,042.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,951.17
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,401,093.75
	US TREASURY N/B	38,300,000.00	35,351,198.74
	US TREASURY N/B	65,000,000.00	61,176,167.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,003.90
	US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,223,847.07
	US TREASURY N/B	29,020,000.00	26,807,790.89
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,472.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,359.37
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,218.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,593.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,574.21
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,316.40
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,908.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,464.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,314.45

	US TREASURY N/B	100,000.00	99,255.85
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,980.46
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,835.93
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,917.96
	US TREASURY N/B	40,600,000.00	36,297,350.04
	US TREASURY N/B	350,000.00	333,634.73
	US TREASURY N/B	8,200,000.00	7,727,538.96
	US TREASURY N/B	50,200,000.00	44,746,628.42
	US TREASURY N/B	500,000.00	474,384.75
	US TREASURY N/B	300,000.00	266,666.01
	US TREASURY N/B	300,000.00	289,675.77
	US TREASURY N/B	32,400,000.00	28,591,733.16
	US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,646,598.87
	US TREASURY N/B	600,000.00	561,046.86
	US TREASURY N/B	28,550,000.00	25,220,467.59
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,021.48
	US TREASURY N/B	10,150,000.00	8,905,633.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,960.93
	US TREASURY N/B	13,350,000.00	11,727,140.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,980.46
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	931,171.80
	US TREASURY N/B	41,300,000.00	36,341,579.82
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,195.31
	US TREASURY N/B	500,000.00	438,652.30
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,195.31
	US TREASURY N/B	14,650,000.00	12,877,119.99
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,960.93
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,510,374.88
	US TREASURY N/B	63,100,000.00	56,113,397.63
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,597.65
	US TREASURY N/B	25,750,000.00	22,956,727.55
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,322.26
	US TREASURY N/B	5,100,000.00	4,537,007.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,863.28
	US TREASURY N/B	17,400,000.00	16,459,991.10
	US TREASURY N/B	46,850,000.00	41,589,438.38

	US TREASURY N/B	100,000.00	97,281.25
	US TREASURY N/B	31,950,000.00	28,306,326.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,623.04
	US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,411,357.30
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,087.89
	US TREASURY N/B	150,000.00	141,498.04
	US TREASURY N/B	14,600,000.00	12,808,933.32
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,029.29
	US TREASURY N/B	15,600,000.00	13,728,912.60
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,001.95
	US TREASURY N/B	8,700,000.00	7,683,696.44
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,042.96
	US TREASURY N/B	500,000.00	475,488.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,638.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,144.53
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,966.79
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,607.42
	US TREASURY N/B	200,000.00	178,652.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,628.90
	US TREASURY N/B	2,350,000.00	2,182,241.02
	US TREASURY N/B	18,000,000.00	16,146,912.60
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,726.56
	US TREASURY N/B	22,900,000.00	20,985,255.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,160.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,691.40
	US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,443,500.00
	US TREASURY N/B	10,200,000.00	9,493,569.42
	US TREASURY N/B	5,800,000.00	5,521,780.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,337.89
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,835.93
	US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,754,606.30
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,943.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,521.48
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,031.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,917.96
	US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,104,354.42

	US TREASURY N/B	100,000.00	81,175.78
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,013.67
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,336,843.44
	US TREASURY N/B	50,000,000.00	49,230,465.00
	US TREASURY N/B	47,400,000.00	45,768,771.66
	US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,929,212.56
	US TREASURY N/B	80,950,000.00	89,095,593.75
	US TREASURY N/B	49,150,000.00	39,846,057.36
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,128.90
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,738,261.10
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,390.62
	US TREASURY N/B	50,330,000.00	40,470,428.49
	US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,561,371.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,726.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,160.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,417.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,933.59
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,408,261.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	106,746.09
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,089.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,765.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,062.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,275.39
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,513.67
	US TREASURY N/B	20,150,000.00	16,466,328.12
	US TREASURY N/B	38,200,000.00	32,229,756.38
	US TREASURY N/B	64,230,000.00	58,167,034.84
	US TREASURY N/B	89,400,000.00	79,974,584.82
	US TREASURY N/B	40,650,000.00	40,179,187.63
	US TREASURY N/B	46,100,000.00	43,453,749.36
	US TREASURY N/B	34,500,000.00	32,167,879.35
	US TREASURY N/B	16,100,000.00	15,584,296.07
	US TREASURY N/B	13,700,000.00	13,912,991.16
	US TREASURY N/B	21,100,000.00	20,617,006.23
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,691.40
	US TREASURY N/B	150,000.00	160,804.68

	US TREASURY N/B	100,000.00	102,031.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,046.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,880.85
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,542.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,080.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,843.75
	US TREASURY N/B	8,100,000.00	8,089,400.34
	US TREASURY N/B	200,000.00	124,953.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,925.78
	US TREASURY N/B	14,300,000.00	8,844,773.08
	US TREASURY N/B	5,400,000.00	5,297,800.68
	US TREASURY N/B	21,100,000.00	13,518,010.40
	US TREASURY N/B	13,100,000.00	13,621,184.81
	US TREASURY N/B	200,000.00	138,910.14
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,355.46
	US TREASURY N/B	20,600,000.00	15,123,296.36
	US TREASURY N/B	34,300,000.00	31,396,556.45
	US TREASURY N/B	15,300,000.00	10,271,618.28
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,840,859.12
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	5,091,750.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,292.96
	US TREASURY N/B	600,000.00	443,285.10
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,427.73
	US TREASURY N/B	500,000.00	421,679.65
	US TREASURY N/B	200,000.00	156,089.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,648.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,785.15
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,537,617.10
	US TREASURY N/B	290,000.00	238,230.44
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,605.46
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,464.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,144.53
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,812.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,890.62
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,989,062.40
	US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,427,046.40

	US TREASURY N/B	39,450,000.00	32,006,893.54
	US TREASURY N/B	34,100,000.00	27,041,565.98
	US TREASURY N/B	39,900,000.00	28,917,365.40
	US TREASURY N/B	25,400,000.00	20,052,604.04
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	13,500,292.75
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,517,874.88
	US TREASURY N/B	55,700,000.00	39,919,053.72
	US TREASURY N/B	26,700,000.00	19,088,935.38
	US TREASURY N/B	39,000,000.00	26,459,062.50
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,550,062.08
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,455,351.30
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,555,976.40
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,451,362.64
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,662,000.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,437.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,144.53
	US TREASURY N/B	500,000.00	386,308.55
	US TREASURY N/B	200,000.00	165,296.86
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,144.53
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,084,368.91
	US TREASURY N/B	250,000.00	164,780.25
	US TREASURY N/B	300,000.00	203,085.93
	US TREASURY N/B	35,100,000.00	21,751,031.25
	US TREASURY N/B	96,900,000.00	49,114,288.26
	US TREASURY N/B	100,200,000.00	52,428,858.42
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	18,240,717.12
	US TREASURY N/B	300,000.00	178,980.45
	US TREASURY N/B	150,000.00	100,816.39
	US TREASURY N/B	100,000.00	61,351.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	59,320.31
	US TREASURY N/B	100,000.00	65,023.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	74,744.14
	US TREASURY N/B	100,000.00	76,716.79
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,455,234.30
小計	銘柄数：256	3,159,680,000.00	2,769,909,645.48 (446,149,346,597)

	組入時価比率：47.0%		47.6%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,670,000.00	4,581,353.59
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	2,011,081.38
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,378,597.64
	CANADIAN GOVERNMENT	21,500,000.00	21,570,554.40
	CANADIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	11,664,252.40
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	328,826.40
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	638,759.48
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	99,954.07
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,695.57
	CANADIAN GOVERNMENT	13,050,000.00	12,277,000.21
	CANADIAN GOVERNMENT	3,490,000.00	3,272,894.77
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	185,582.34
	CANADIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	4,964,368.05
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	797,538.00
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	236,338.00
	CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,524,219.15
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,825.56
	CANADIAN GOVERNMENT	4,100,000.00	4,101,401.38
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,466.95
	CANADIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	7,681,047.30
	CANADIAN GOVERNMENT	4,150,000.00	3,449,542.66
	CANADIAN GOVERNMENT	10,650,000.00	9,368,202.21
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	87,163.23
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,852.43
	CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,252,547.53
	CANADIAN GOVERNMENT	21,200,000.00	24,863,247.64
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,405,362.28
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,785,995.55
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	106,916.00
	CANADIAN GOVERNMENT	8,800,000.00	8,903,488.00
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	536,385.54
	CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,995,695.08
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	69,882.29
CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,021,815.71	
小計	銘柄数：34	165,820,000.00	162,725,852.79

			(19,107,269,634)	
	組入時価比率：2.0%		2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,000,000.00	138,008,582.90	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	26,122,041.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	59,400,000.00	52,890,651.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	83,200,000.00	77,378,496.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	33,789,060.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	79,257,174.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	130,200,000.00	115,876,698.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	32,500,000.00	27,861,925.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	343,798.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	32,368,340.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	51,565,221.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	94,600,000.00	83,685,998.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	54,944,307.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	89,350,905.00	
	小計	銘柄数：14	963,700,000.00	863,443,196.90
			(7,526,979,724)	
	組入時価比率：0.8%		0.8%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	585,581.94	
	BELGIUM KINGDOM	5,600,000.00	5,738,132.96	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,241.78	
	BELGIUM KINGDOM	5,000,000.00	4,712,450.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	92,552.75	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	91,177.47	
	BELGIUM KINGDOM	1,300,000.00	1,289,956.85	
	BELGIUM KINGDOM	8,800,000.00	7,714,080.00	
	BELGIUM KINGDOM	9,100,000.00	9,733,321.78	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	86,630.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,800,000.00	3,071,882.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,349.62	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	635,552.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,535,327.75	
	BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,223,174.47	
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	3,903,243.96	
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,347,191.36	

	BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,115,960.65
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	1,950,681.40
	BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	1,946,622.34
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,589,135.90
	BELGIUM KINGDOM GOVT	15,030,000.00	16,435,501.89
	BELGIUM KINGDOM GOVT	12,700,000.00	14,797,817.75
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	101,336.88
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,623.75
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,220.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,946.46
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,050,000.00	42,784,962.67
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	47,900,000.00	50,553,564.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,122.80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,450.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,870.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,430.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,134.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,845.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,304.22
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,910.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,500,000.00	8,142,750.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,085.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,600,000.00	51,671,905.34
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,475.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,635.25
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,004.75
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,183.01
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,090.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,806.25
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,056,686.50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	85,633.37
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	71,760.75
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,775,489.32
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,400,000.00	13,001,386.50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	11,882,123.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,931.50

	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3, 000, 000. 00	3, 562, 847. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	86, 186. 26
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	81, 976. 93
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3, 000, 000. 00	3, 007, 826. 70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20, 400, 000. 00	18, 228, 032. 40
	BUNDESOBLIGATION	200, 000. 00	190, 480. 00
	BUNDESOBLIGATION	100, 000. 00	94, 145. 00
	BUNDESOBLIGATION	6, 900, 000. 00	6, 878, 058. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 720. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	96, 330. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	94, 515. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	94, 160. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33, 300, 000. 00	37, 016, 280. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 000, 000. 00	1, 879, 140. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 000, 000. 00	2, 203, 560. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	93, 249. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 100, 000. 00	1, 193, 533. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	91, 544. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	90, 060. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	90, 670. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 200, 000. 00	2, 163, 260. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22, 400, 000. 00	26, 726, 560. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5, 700, 000. 00	5, 692, 305. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38, 450, 000. 00	45, 351, 775. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20, 350, 000. 00	24, 436, 809. 10
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20, 400, 000. 00	23, 494, 182. 24
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	81, 389. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34, 900, 000. 00	41, 831, 440. 14
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17, 300, 000. 00	22, 027, 820. 12
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4, 000, 000. 00	3, 960, 440. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15, 230, 000. 00	16, 499, 438. 77
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 516. 06
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 395. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	75, 534. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27, 600, 000. 00	13, 462, 452. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	83, 215. 00

	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	100,000.00	99,595.00
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	200,000.00	200,050.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,208.90
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,424.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,441.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,550,000.00	44,639,100.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,800.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,090.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,100,000.00	6,103,660.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	22,500,000.00	22,407,750.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,550.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,730.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,700,000.00	5,375,100.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	18,100,000.00	18,218,392.10
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,760.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,570.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	13,850,000.00	13,984,345.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,750.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,190.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	23,700,000.00	23,446,410.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,095.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	193,780.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	192,520.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	164,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	190,840.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	24,750,000.00	24,737,625.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,230,140.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,100,000.00	10,608,030.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,560.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,900,000.00	10,157,400.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000.00	9,922,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,020.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	162,690.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	50,000,000.00	50,725,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,700.00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	22,800,000.00	22,882,080.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,800,000.00	7,956,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	21,000,000.00	20,771,100.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	114,110.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	129,480.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	80,980.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,710.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	39,850,000.00	45,277,570.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	623,940.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,210.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,682,050.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,300,000.00	4,383,420.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,500,000.00	12,358,750.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	34,300,000.00	37,201,780.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	470,700.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000.00	249,775.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,450.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,110.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,870.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,120.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,400,000.00	5,800,680.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	172,680.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	13,753,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,806,840.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,300,000.00	8,704,210.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	84,120.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,770.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,060.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	70,100.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,800,000.00	15,744,700.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	6,390,378.00
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	603,978.00
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	97,279.05
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,912,025.00
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,295,859.82

	FINNISH GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	906, 850. 00
	FINNISH GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 130, 673. 20
	FINNISH GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	1, 130, 389. 39
	FINNISH GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	1, 681, 100. 00
	FINNISH GOVERNMENT	4, 500, 000. 00	3, 181, 623. 75
	FINNISH GOVERNMENT	5, 000, 000. 00	4, 747, 117. 50
	FINNISH GOVERNMENT	400, 000. 00	367, 873. 32
	FINNISH GOVERNMENT	1, 500, 000. 00	1, 064, 109. 00
	FINNISH GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	936, 700. 00
	FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	190, 539. 24
	FRANCE (GOVT OF)	12, 650, 000. 00	12, 488, 221. 68
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	93, 576. 25
	FRANCE (GOVT OF)	150, 000. 00	138, 539. 61
	FRANCE (GOVT OF)	150, 000. 00	141, 702. 75
	FRANCE (GOVT OF)	2, 000, 000. 00	1, 968, 306. 00
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	92, 347. 10
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	91, 980. 00
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	90, 891. 05
	FRANCE (GOVT OF)	17, 910, 000. 00	17, 709, 268. 30
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	88, 762. 72
	FRANCE (GOVT OF)	4, 000, 000. 00	3, 942, 567. 60
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	96, 830. 00
	FRANCE (GOVT OF)	150, 000. 00	148, 020. 60
	FRANCE (GOVT OF)	2, 300, 000. 00	2, 354, 406. 50
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	83, 489. 75
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	79, 660. 00
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	80, 569. 82
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	74, 605. 00
	FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	129, 791. 60
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	50, 494. 67
	FRANCE (GOVT OF)	42, 500, 000. 00	20, 976, 045. 00
	FRANCE (GOVT OF)	12, 000, 000. 00	10, 533, 420. 00
	FRANCE (GOVT OF)	500, 000. 00	458, 861. 75
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	62, 970. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	30, 420, 000. 00	31, 481, 658. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100, 000. 00	97, 000. 00

	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	95,000.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	100,615.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	14,050,000.00	13,927,765.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000.00	64,256,988.25
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	90,596.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,700,000.00	53,094,481.20
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	56,600,000.00	64,077,301.48
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	17,200,000.00	18,300,911.80
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	20,100,000.00	22,619,334.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	95,446.25
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	16,273,855.10
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4,040,000.00	4,322,008.16
	IRELAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,165,632.96
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	186,799.76
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	555,730.80
	IRISH TSY 1.3% 2033	5,600,000.00	4,925,578.00
	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	91,428.68
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,045,333.75
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,656,307.85
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	96,531.00
	IRISH TSY 2.4% 2030	8,300,000.00	8,138,927.71
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,319,240.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	7,600,000.00	7,380,035.48
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,337,420.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,480.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,434.85
	NETHERLANDS GOVERNMENT	20,130,000.00	22,042,350.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,755.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	980,760.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	88,863.97
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	246,218.75
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,237,029.40
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,949,800.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	17,400,000.00	19,477,363.38
	NETHERLANDS GOVERNMENT	15,000,000.00	10,194,775.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	352,648.10

		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	334,951.65
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,730,412.50
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,827,831.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	580,960.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,500,000.00	3,408,300.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,058,000.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,800,000.00	1,712,340.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,800,000.00	6,351,247.66
		REPUBLIC OF AUSTRIA	14,600,000.00	13,115,180.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,600,000.00	1,362,880.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,192,080.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	11,350,000.00	10,764,340.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,450,000.00	4,911,965.62
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,500,000.00	3,451,199.50
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,500,000.00	5,428,500.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,131,200.00
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	2,964,555.00
		SPANISH GOVERNMENT	1,400,000.00	1,578,836.00
		SPANISH GOVERNMENT	38,400,000.00	45,335,040.00
		SPANISH GOVERNMENT	17,050,000.00	18,221,280.44
	小計	銘柄数 : 253	1,611,660,000.00	1,645,055,686.33 (283,492,446,425)
		組入時価比率 : 29.8%		30.3%
	英債券	UK TREASURY	200,000.00	192,674.00
		UK TREASURY	100,000.00	96,965.10
		UK TREASURY	100,000.00	94,583.04
		UK TREASURY	100,000.00	91,512.33
		UK TREASURY	100,000.00	100,460.80
		UK TREASURY	200,000.00	181,521.24
		UK TREASURY	100,000.00	107,975.00
		UK TREASURY	7,250,000.00	6,192,660.00
		UK TREASURY	200,000.00	170,918.00
		UK TREASURY	100,000.00	104,329.98
		UK TREASURY	160,000.00	162,714.40
		UK TREASURY	100,000.00	75,757.33
		UK TREASURY	8,600,000.00	8,841,481.12

	UK TREASURY	280,000.00	280,434.58
	UK TREASURY	100,000.00	74,514.00
	UK TREASURY	29,050,000.00	27,280,680.70
	UK TREASURY	20,940,000.00	21,775,506.00
	UK TREASURY	22,100,000.00	21,683,744.29
	UK TREASURY	500,000.00	487,380.20
	UK TREASURY	320,000.00	318,908.80
	UK TREASURY	9,890,000.00	8,475,730.00
	UK TREASURY	8,000,000.00	7,616,000.00
	UK TREASURY	100,000.00	56,404.35
	UK TREASURY	100,000.00	58,569.00
	UK TREASURY	100,000.00	94,804.50
	UK TREASURY	11,550,000.00	5,643,733.09
	UK TREASURY	100,000.00	86,887.68
	UK TREASURY	5,600,000.00	2,853,760.00
	UK TREASURY	1,550,000.00	809,208.50
	UK TREASURY	100,000.00	53,050.00
	UK TREASURY	100,000.00	90,640.00
	UK TREASURY	100,000.00	63,327.50
	UK TREASURY	200,000.00	163,544.00
	UK TSY 0 1/2% 2061	9,200,000.00	2,772,880.00
	UK TSY 0 5/8% 2050	63,800,000.00	25,791,660.40
	UK TSY 3 1/4% 2044	5,000,000.00	4,156,681.50
	UNITED KINGDOM GILT	30,570,000.00	30,094,636.50
	UNITED KINGDOM GILT	36,500,000.00	36,296,038.00
	UNITED KINGDOM GILT	5,320,000.00	5,233,450.51
	UNITED KINGDOM GILT	11,100,000.00	11,236,796.40
	UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	400,419.20
	UNITED KINGDOM GILT	7,950,000.00	7,920,346.50
	UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	103,875.00
	UNITED KINGDOM GILT	4,500,000.00	4,607,145.00
	UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	69,700.96
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	170,000.00	160,588.80
小計	銘柄数：46	302,840,000.00	243,224,598.30 (49,491,341,262)
	組入時価比率：5.2%		5.3%

スウェーデン クローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,395,877.90
	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	17,329,948.11
	SWEDISH GOVERNMENT	18,200,000.00	17,044,456.52
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	11,439,168.90
	SWEDISH GOVERNMENT	8,000,000.00	8,042,503.20
	SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,801,000.00
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	24,526,737.00
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	102,900,000.00
ノルウェー クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,034,002.54
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,223,900.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,865,140.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,576,768.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	7,201,924.70
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,005,163.75
	NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,341,114.50
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	110,000,000.00
デンマーク クローネ	KINGDOM OF DENMARK	23,400,000.00	23,016,240.00
	KINGDOM OF DENMARK	3,300,000.00	3,091,134.09
	KINGDOM OF DENMARK	15,850,000.00	14,341,080.00
	KINGDOM OF DENMARK	5,700,000.00	5,582,580.00
	KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	53,874,959.22
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,015,338.75
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.3%	99,550,000.00
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,209,446.85
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,900,000.00	6,557,563.35
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,401,195.00
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	51,828,125.60
	POLAND GOVERNMENT BOND	10,700,000.00	11,505,474.60
	POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,838,904.74

小計	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,895,931.50
	POLAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	14,300,272.08
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,577,100.44
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,701,436.40
	銘柄数：10	136,600,000.00	126,815,450.56 (5,067,152,276)
	組入時価比率：0.5%		0.5%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,730,000.00	14,725,312.91
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,117,150.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	2,284,478.55
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,397,594.48
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,050,000.00	991,615.27
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,497,733.68
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,682,480.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,231,765.76
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,750,000.00	4,702,208.55
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,751,095.82
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	873,730.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	477,227.70
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,534,510.71
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	22,495,747.17
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	268,037.22
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,766.72
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	550,000.00	507,612.43
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	768,512.25
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	9,784,377.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,934,550.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	2,527,661.50
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,336,560.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,452,400.00
小計	銘柄数：23	125,080,000.00	113,437,127.72 (12,137,772,666)
組入時価比率：1.3%		1.3%	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,085,430.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,400,000.00	1,186,500.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,650,000.00	3,406,180.00

小計	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	2,590,380.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	248,190.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,316,950.47	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,934,176.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,165,160.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,651,780.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	671,400.00	
	銘柄数 : 10	27,800,000.00	24,256,146.47	
	組入時価比率 : 0.2%		(2,372,736,247)	0.3%
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,300,000.00	1,285,830.00
SINGAPORE GOVERNMENT		4,530,000.00	4,422,186.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		500,000.00	476,472.50	
SINGAPORE GOVERNMENT		5,050,000.00	5,075,250.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		200,000.00	195,500.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		1,450,000.00	1,424,625.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		5,610,000.00	5,489,385.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		400,000.00	359,040.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		3,930,000.00	3,970,479.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		3,820,000.00	3,445,640.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		850,000.00	799,000.00	
SINGAPORE GOVERNMENT		2,500,000.00	2,340,912.50	
SINGAPORE GOVERNMENT		4,600,000.00	3,583,400.00	
銘柄数 : 13		34,740,000.00	32,867,720.00	
組入時価比率 : 0.4%		(3,894,496,142)	0.4%	
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	105,927.47	
	MALAYSIA GOVERNMENT	4,300,000.00	4,286,650.65	
	MALAYSIA GOVERNMENT	7,000,000.00	7,526,488.20	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,269.76	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	17,184,310.39	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,644,488.44	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,788,492.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,200,000.00	5,223,193.04	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	518,984.80	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,280,000.00	1,293,614.33	

小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	15,999,406.50
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	372,115.72
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,540,240.39
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,178,202.60
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,390,081.85
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,093,259.70
	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,817,835.67
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,305,354.20
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,852,615.62
	銘柄数：19 組入時価比率：0.5%	130,830,000.00	135,927,531.93 (4,634,843,390) 0.5%
人民幣	CHINA GOVERNMENT BOND	118,500,000.00	118,992,865.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,974,361.65
	CHINA GOVERNMENT BOND	81,800,000.00	82,397,385.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	157,899,188.25
	CHINA GOVERNMENT BOND	170,100,000.00	171,820,255.32
	CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,774,425.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	62,400,000.00	62,714,496.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,269,350.90
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,284,093.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,846,640.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	228,100,000.00	231,247,688.76
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,458,297.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	84,524,944.64
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,308,871.84
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,200,000.00	76,210,668.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,016,080.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,781,356.35
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,122,509.71
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	64,512,800.10
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	111,276,418.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,061,630.47
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	72,628,787.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	100,369,916.28
CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	113,026,893.68	

	CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,093,477.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	77,000,000.00	77,123,200.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	76,413,754.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	87,207,709.44	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,018,240.12	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	75,749,384.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	160,451,007.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	241,400,000.00	248,228,674.92	
	CHINA GOVERNMENT BOND	113,900,000.00	114,933,073.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,168,057.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,012,472.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,801,516.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	32,783,807.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	65,527,963.77	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	51,603,165.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	73,953,104.35	
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	78,586,872.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	106,000,000.00	108,336,483.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	94,428,540.58	
	CHINA GOVERNMENT BOND	133,100,000.00	134,335,833.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	18,604,446.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	43,405,207.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	102,308,022.37	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	74,379,262.96	
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	78,992,878.24	
	CHINA GOVERNMENT BOND	105,000,000.00	117,343,338.00	
小計	銘柄数：50	4,106,800,000.00	4,237,309,417.42	
			(93,837,759,434)	
	組入時価比率：9.9%		10.0%	
新シエケル	ISRAEL FIXED BOND	11,000,000.00	10,694,425.50	
	ISRAEL FIXED BOND	6,100,000.00	5,728,852.82	
	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,763,463.85	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,689,116.50	
	ISRAEL FIXED BOND	7,600,000.00	6,935,541.12	
	ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,446,706.80	
	ISRAEL FIXED BOND	8,100,000.00	6,614,148.96	

		ISRAEL FIXED BOND	7,700,000.00	5,959,789.22	
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	3,896,060.87	
		ISRAEL FIXED BOND	10,300,000.00	10,549,753.37	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,462,850.34	
	小計	銘柄数：11	75,400,000.00	67,740,709.35	
				(2,904,911,290)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
合計				936,070,980,217	
				(936,070,980,217)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2024年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	510,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	15,400,000	
		US TREASURY BOND	678,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	5,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	19,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	

	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	2,500,000
	US TREASURY N/B	45,000,000
	US TREASURY N/B	36,000,000
	US TREASURY N/B	15,000,000
	US TREASURY N/B	25,000,000
	US TREASURY N/B	17,000,000
	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	10,000,000
	US TREASURY N/B	13,000,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	3,000,000
	US TREASURY N/B	24,500,000
	US TREASURY N/B	10,837,000
	US TREASURY N/B	33,000,000
	US TREASURY N/B	24,267,000
	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	42,000,000
	US TREASURY N/B	30,000,000
	US TREASURY N/B	35,000,000
	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	15,000,000
	US TREASURY N/B	26,000,000
	US TREASURY N/B	27,000,000
	US TREASURY N/B	32,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	13,900,000
	US TREASURY N/B	13,000,000
	US TREASURY N/B	24,000,000
	US TREASURY N/B	4,700,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	39,000,000
	US TREASURY N/B	17,000,000
	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	32,000,000
	US TREASURY N/B	32,000,000
	US TREASURY N/B	17,340,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	3,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	38,000,000
	US TREASURY N/B	12,000,000
	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	19,000,000
	US TREASURY N/B	27,000,000
	US TREASURY N/B	2,500,000
	US TREASURY N/B	22,000,000

		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	39,200,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	13,600,000	
		US TREASURY N/B	14,500,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	18,800,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,600,000	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,900,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	18,100,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	48,000,000	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000	
		SPANISH GOVERNMENT	7,800,000	
		SPANISH GOVERNMENT	5,500,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,000,000	
		FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	24,800,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年6月28日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)

		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,600,451,167	—	1,606,063,160	5,611,993
米ドル	769,920,624	—	772,665,120	2,744,496
ユーロ	531,802,179	—	533,991,120	2,188,941
英ポンド	81,104,296	—	81,344,000	239,704
ニュージーランドドル	58,662,900	—	58,648,440	△14,460
人民元	158,961,168	—	159,414,480	453,312
売建	2,833,987,366	—	2,855,330,780	△21,343,414
米ドル	1,389,870,414	—	1,400,669,550	△10,799,136
ユーロ	974,131,140	—	981,961,230	△7,830,090
英ポンド	162,017,032	—	162,712,000	△694,968
人民元	307,968,780	—	309,988,000	△2,019,220
合計	—	—	—	△15,731,421

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2024年6月29日から2024年12月28日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年3月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイターゲット2065（確定拠出年金向け）の2024年6月29日から2024年12月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイターゲット2065（確定拠出年金向け）の2024年12月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月29日から2024年12月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【マイターゲット2065（確定拠出年金向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2024年6月28日現在)	第5期中間計算期間末 (2024年12月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,379,280	9,650,363
親投資信託受益証券	3,130,120,298	3,441,572,492
未収入金	537,959	1,144,312
未収利息	34	63
流動資産合計	3,145,037,571	3,452,367,230
資産合計	3,145,037,571	3,452,367,230
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,045,523	-
未払解約金	7,444,913	3,467,846
未払受託者報酬	341,641	423,611
未払委託者報酬	2,790,019	3,459,432
その他未払費用	42,649	52,891
流動負債合計	11,664,745	7,403,780
負債合計	11,664,745	7,403,780
純資産の部		
元本等		
元本	2,091,046,177	2,256,541,087
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,042,326,649	1,188,422,363
(分配準備積立金)	503,236,311	418,978,882
元本等合計	3,133,372,826	3,444,963,450
純資産合計	3,133,372,826	3,444,963,450
負債純資産合計	3,145,037,571	3,452,367,230

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 自 2023年6月29日 至 2023年12月28日	第5期中間計算期間 自 2024年6月29日 至 2024年12月28日
営業収益		
受取利息	-	10,278
有価証券売買等損益	71,711,731	70,007,639
営業収益合計	71,711,731	70,017,917
営業費用		
支払利息	1,052	-
受託者報酬	237,179	423,611
委託者報酬	1,936,911	3,459,432

その他費用	29,580	52,891
営業費用合計	2,204,722	3,935,934
営業利益又は営業損失(△)	69,507,009	66,081,983
経常利益又は経常損失(△)	69,507,009	66,081,983
中間純利益又は中間純損失(△)	69,507,009	66,081,983
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	2,936,172	△16,074,428
期首剰余金又は期首欠損金(△)	309,938,252	1,042,326,649
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,484,372	262,465,745
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	154,484,372	262,465,745
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,637,364	198,526,442
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,637,364	198,526,442
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	467,356,097	1,188,422,363

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年6月29日から2024年12月28日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第4期 2024年6月28日現在	第5期中間計算期間末 2024年12月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,091,046,177口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,256,541,087口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4985円 (10,000口当たり純資産額) (14,985円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5267円 (10,000口当たり純資産額) (15,267円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第4期 2024年6月28日現在	第5期中間計算期間末 2024年12月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第4期 自 2023年6月29日 至 2024年6月28日	第5期中間計算期間 自 2024年6月29日 至 2024年12月28日
期首元本額	1,247,894,035 円	2,091,046,177 円
期中追加設定元本額	1,449,716,118 円	567,693,043 円
期中一部解約元本額	606,563,976 円	402,198,133 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」および「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月28日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,873,830,184
株式	779,244,930,610
派生商品評価勘定	176,590,266
未収入金	1,374,063,680
未収配当金	1,039,048,650
未収利息	149,582
その他未収収益	12,334,762
差入委託証拠金	274,603,924
流動資産合計	804,995,551,658
資産合計	804,995,551,658
負債の部	
流動負債	
未払金	2,224,567,390
未払解約金	126,887,430
未払利息	2,907,044
有価証券貸借取引受入金	15,131,196,212
流動負債合計	17,485,558,076
負債合計	17,485,558,076
純資産の部	
元本等	
元本	246,493,179,390
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	541,016,814,192
元本等合計	787,509,993,582
純資産合計	787,509,993,582

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,1949円
(10,000口当たり純資産額)	(31,949円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	14,680,188,530円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	233,576,590,682円
同期中における追加設定元本額	26,403,957,349円
同期中における一部解約元本額	13,487,368,641円
期末元本額	246,493,179,390円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	87,750,199円
バランスセレクト50	208,103,266円
バランスセレクト70	357,438,029円

野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,505,656,556円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,243,807,142円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	12,732,346,690円
野村資産設計ファンド2015	21,906,460円
野村資産設計ファンド2020	24,660,816円
野村資産設計ファンド2025	34,994,707円
野村資産設計ファンド2030	63,422,581円
野村資産設計ファンド2035	68,375,053円
野村資産設計ファンド2040	122,242,172円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	20,535,480,757円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,450,568,868円
のむラップ・ファンド(普通型)	16,224,461,423円
のむラップ・ファンド(積極型)	11,260,516,327円
野村資産設計ファンド2045	28,489,930円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,377,715,747円
マイ・ロード	1,754,448,229円
ネクストコア	8,702,113円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	868,219,546円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	3,825,938,857円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	946,457,215円
野村資産設計ファンド2050	32,327,022円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,719,213円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	4,474,163円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,153,095円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,010,874円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	466,593,114円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	2,500,942,509円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,562,594円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,062,981円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	18,990,276円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	10,310,806円
インデックス・ブレンド(タイプV)	34,193,138円
野村6資産均等バランス	5,451,637,759円
世界6資産分散ファンド	102,740,459円
野村資産設計ファンド2060	33,284,700円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	727,505,989円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	4,105,582,388円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	137,268,194円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	92,206,110円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	186,076,007円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	90,567,395円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,358,847円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	3,244,134円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	451,923円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,255,892,637円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	6,284,524円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	18,913,707円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	7,175,928円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	62,987,549円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	114,130,351円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,180,524,821円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	15,939,310円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	128,481,185円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	5,071,390,155円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	18,169,378円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	1,161,636円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信(適格機関投資家転売制限付)	117,937,378円

バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	4,801,617円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	24,714,544円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	35,996,546円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	83,659,289円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	6,812,634,613円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	22,069,452,101円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	31,002,674,523円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	41,880,273,402円
マイバランスDC30	3,132,637,031円
マイバランスDC50	6,033,212,199円
マイバランスDC70	7,677,675,170円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	14,239,441,720円
野村DC運用戦略ファンド	525,532,988円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	38,243,614円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,332,018,519円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,992,180,877円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,991,086,708円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	18,065,132円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,317,091円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	189,314,228円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	58,754,219円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	66,171,163円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	50,801,210円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,250,010,967円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	1,043,441,446円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	822,962,628円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	1,182,909,440円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	50,646,733円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	489,737,505円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	174,854,338円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	222,561,086円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	208,930,848円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	9,510,963円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月28日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	10,187,806,718
コール・ローン	2,647,757,166
株式	2,796,218,011,516
投資証券	50,429,616,112
派生商品評価勘定	50,946,931
未収入金	19,651,334
未収配当金	1,908,590,342
未収利息	17,314
差入委託証拠金	31,819,177,632
流動資産合計	2,893,281,575,065

資産合計	2,893,281,575,065
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	435,277,536
未払解約金	566,059,270
その他未払費用	7,312,000
流動負債合計	1,008,648,806
負債合計	1,008,648,806
純資産の部	
元本等	
元本	365,172,089,369
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,527,100,836,890
元本等合計	2,892,272,926,259
純資産合計	2,892,272,926,259
負債純資産合計	2,893,281,575,065

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7,9203円
(10,000口当たり純資産額)	(79,203円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
新株予約権証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
先物取引	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	348,166,870,456円
同期中における追加設定元本額	32,889,021,242円
同期中における一部解約元本額	15,883,802,329円
期末元本額	365,172,089,369円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	17,331,296円
バランスセレクト50	56,037,642円
バランスセレクト70	79,469,805円
野村外国株式インデックスファンド	442,970,872円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,824,583,277円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,719,088,733円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,143,106,780円
野村資産設計ファンド2015	5,220,752円
野村資産設計ファンド2020	5,877,273円
野村資産設計ファンド2025	8,352,937円
野村資産設計ファンド2030	15,211,231円
野村資産設計ファンド2035	16,302,168円
野村資産設計ファンド2040	29,196,079円

野村外国株インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	34,124,353,903円
のむラップ・ファンド (保守型)	1,244,805,262円
のむラップ・ファンド (普通型)	17,754,207,940円
のむラップ・ファンド (積極型)	24,049,093,968円
野村資産設計ファンド2045	6,816,381円
野村インデックスファンド・外国株式	9,777,620,918円
マイ・ロード	1,352,758,008円
ネクストコア	4,449,675円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	154,242,332円
野村外国株インデックスBコース (野村SMA・EW向け)	4,287,828,095円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	267,889,815円
野村資産設計ファンド2050	7,749,218円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,370,753円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,065,554円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	995,000円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	959,147円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	458,397,435円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	3,159,824,481円
インデックス・ブレンド (タイプI)	2,889,692円
インデックス・ブレンド (タイプII)	2,941,682円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	30,446,764円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	16,328,134円
インデックス・ブレンド (タイプV)	53,679,721円
野村6資産均等バランス	2,202,137,588円
野村つみたて外国株投信	20,084,663,778円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,197,545,921円
世界6資産分散ファンド	41,497,666円
野村資産設計ファンド2060	7,951,718円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,191,502,659円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カントリー)	4,915,106,879円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	7,261,395,489円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	7,114,246,555円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	55,446,871円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	37,243,271円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	226,227,058円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	183,516,364円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	548,884円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	1,601,524円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	401,603円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	1,692,119円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	238,727,013円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,173,796円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	16,960,331円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	46,100,547円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,468,276,773円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	6,437,585円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	932,994,674円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド (適格機関投資家専用)	10,788,226,853円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	469,212円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	726,016,044円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,000,604円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	6,640,507円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,031,073円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I (確定拠出年金向け)	117,868,856,668円

マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,374,405,652円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	5,974,444,088円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	6,988,816,387円
マイバランスDC30	635,575,486円
マイバランスDC50	1,631,332,752円
マイバランスDC70	1,723,303,681円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	52,633,095,133円
野村DC運用戦略ファンド	274,260,039円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	16,030,214円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	561,806,612円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	421,337,592円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	529,525,765円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	21,891,663円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	11,290,386円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	76,471,688円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	14,091,601円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	15,805,132円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	12,177,870円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	311,590,988円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	262,837,897円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	190,182,988円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	265,458,061円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	12,099,633円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	109,902,551円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	88,288,277円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	59,934,147円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	84,395,692円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	2,134,431円
野村全世界株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	112,502,613円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月28日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,972,458,667
国債証券	1,015,758,995,550
地方債証券	60,157,702,470
特殊債券	73,465,188,418
社債券	55,228,527,700
未収利息	1,710,161,781
前払費用	93,179,809
流動資産合計	1,217,386,214,395
資産合計	1,217,386,214,395
負債の部	
流動負債	
未払金	8,729,035,000
未払解約金	338,158,269
流動負債合計	9,067,193,269

負債合計	9,067,193,269
純資産の部	
元本等	
元本	983,646,606,772
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	224,672,414,354
元本等合計	1,208,319,021,126
純資産合計	1,208,319,021,126
負債純資産合計	1,217,386,214,395

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2284円
(10,000口当たり純資産額)	(12,284円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	931,359,627,541円
同期中における追加設定元本額	128,732,819,319円
同期中における一部解約元本額	76,445,840,088円
期末元本額	983,646,606,772円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	303,387,225円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	44,829,407,654円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,268,945,329円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,026,013,686円
野村資産設計ファンド2015	326,058,560円
野村資産設計ファンド2020	367,122,947円
野村資産設計ファンド2025	449,925,429円
野村資産設計ファンド2030	422,909,981円

野村資産設計ファンド2035	273,095,016円
野村資産設計ファンド2040	316,457,151円
野村日本債券インデックスファンド	528,338,768円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	125,817,410,942円
のむラップ・ファンド（保守型）	27,151,103,938円
のむラップ・ファンド（普通型）	104,763,997,140円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,246,131,244円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	4,694,215,242円
野村資産設計ファンド2045	51,656,873円
野村円債投資インデックスファンド	406,308,077円
野村インデックスファンド・国内債券	2,291,132,652円
マイ・ロード	48,697,872,856円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,436,131,006円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	25,905,012,646円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	2,753,182,112円
野村資産設計ファンド2050	38,132,133円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	28,376,183円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	17,065,629円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	8,250,670円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	5,316,844円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,223,594,206円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,913,051,797円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	38,754,710円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	18,533,132円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	105,980,757円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	33,866,961円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	27,147,928円
野村6資産均等バランス	13,526,405,271円
世界6資産分散ファンド	254,902,468円
野村資産設計ファンド2060	23,595,738円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	176,494,018,030円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	24,480,526,021円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	408,709,337円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	91,504,383円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,154,213,412円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	337,069,060円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	12,359,917円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	7,153,524円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	448,433円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,115,412,128円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	10,393,496円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	35,600,997円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	416,667,456円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	283,127,259円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,127,343,460円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	79,084,423円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,438,400,561円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	540,579,113円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	11,528,839円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	47,363,993,174円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	74,409,421,347円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	34,723,074,055円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）	50,160,041,360円
マイバランスDC30	21,881,374,069円
マイバランスDC50	20,371,421,129円

マイバランスDC70	8,620,961,936円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,228,722,324円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	4,179,660,302円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	12,426,616,952円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	5,691,986,415円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	537,871,266円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	92,451,763円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	134,205,600円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	391,780,532円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	171,319,662円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	59,923,496円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	5,164,900,334円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	2,370,780,423円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	1,139,219,922円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	1,304,441,558円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	35,903,631円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	540,053,145円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	903,838,762円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	7,362,814,805円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	518,391,489円
マイターゲット2070(確定拠出年金向け)	10,487,975円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月28日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,046,877,713
コール・ローン	307,581,177
国債証券	991,308,159,344
派生商品評価勘定	184,500
未収利息	8,804,768,528
前払費用	1,623,626,138
その他未収収益	13,863,889
流動資産合計	1,004,105,061,289
資産合計	1,004,105,061,289
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	384,200
未払解約金	230,907,044
その他未払費用	8,153,137
流動負債合計	239,444,381
負債合計	239,444,381
純資産の部	
元本等	
元本	324,984,632,668
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	678,880,984,240

元本等合計	1,003,865,616,908
純資産合計	1,003,865,616,908
負債純資産合計	1,004,105,061,289

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0890円
(10,000口当たり純資産額)	(30,890円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	245,021,757,023円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	257,763,327,028円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>国債証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>為替予約取引</p> <p>1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。</p> <p>①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。</p> <p>②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 <p>2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	304,969,272,588円
同期中における追加設定元本額	37,828,662,212円
同期中における一部解約元本額	17,813,302,132円
期末元本額	324,984,632,668円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	65,991,512円
バランスセレクト50	70,684,777円
バランスセレクト70	81,017,090円
野村外国債券インデックスファンド	225,038,601円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,072,848,851円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,896,608,865円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	3,712,156,968円
野村資産設計ファンド2015	16,545,669円
野村資産設計ファンド2020	18,622,537円
野村資産設計ファンド2025	26,620,022円
野村資産設計ファンド2030	44,898,790円
野村資産設計ファンド2035	37,779,108円
野村資産設計ファンド2040	60,212,798円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	81,160,586,362円
のむラップ・ファンド(保守型)	4,624,397,702円
のむラップ・ファンド(普通型)	43,629,423,128円
のむラップ・ファンド(積極型)	18,082,812,109円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	303,005,667円
野村資産設計ファンド2045	12,411,514円
野村インデックスファンド・外国債券	1,128,808,535円
マイ・ロード	5,762,632,407円
ネクストコア	44,858,890円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	389,752,142円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	9,298,338,598円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,020,770,889円
野村資産設計ファンド2050	11,680,770円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,879,114円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,375,069円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,993,393円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,640,399円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	1,487,158,118円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	4,674,992,766円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,979,906円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,574,312円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	6,492,589円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	1,964,573円
インデックス・ブレンド(タイプV)	7,261,770円
野村6資産均等バランス	5,563,054,692円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	9,768,022,700円
世界6資産分散ファンド	104,859,682円
野村資産設計ファンド2060	7,181,098円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	15,856,009,649円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	6,055,638,884円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,279,435円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	672,447,303円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	150,543,353円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	664,574,864円

グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	231,045,423円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1,386,923円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	4,414,886円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	184,504円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	2,136,351,983円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	6,412,300円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	5,491,187円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	150,007,729円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	116,467,301円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,854,585,239円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	32,502,409円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	699,638,146円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	2,365,857,402円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	3,556,614円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	1,051,643,193円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,721,598円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,428,083円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,167,885円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	651,178,563円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,238,744,122円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,604,564,971円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,120,292,057円
野村外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	28,373,648,581円
マイバランスDC30	2,424,141,859円
マイバランスDC50	2,075,565,399円
マイバランスDC70	1,756,146,926円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,133,083,844円
野村DC運用戦略ファンド	2,799,178,807円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	335,056,816円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	599,557,074円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,381,122,650円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	599,437,154円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	36,868,567円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	95,089,435円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	55,195,226円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	41,593,798円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	32,587,508円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	18,356,315円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	554,820,367円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	287,127,678円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	196,544,215円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	268,240,732円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	10,927,041円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	111,054,607円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	74,344,795円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	378,514,999円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	213,200,974円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	2,156,813円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

マイターゲット2065（確定拠出年金向け）

2025年1月31日現在

I 資産総額	3,479,078,561円
II 負債総額	8,136,501円
III 純資産総額（I－II）	3,470,942,060円
IV 発行済口数	2,289,804,528口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5158円

（参考）国内株式マザーファンド

2025年1月31日現在

I 資産総額	838,000,326,834円
II 負債総額	53,612,382,549円
III 純資産総額（I－II）	784,387,944,285円
IV 発行済口数	246,637,663,218口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.1803円

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

2025年1月31日現在

I 資産総額	2,931,518,123,195円
II 負債総額	7,173,139,944円
III 純資産総額（I－II）	2,924,344,983,251円
IV 発行済口数	371,199,855,918口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.8781円

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合マザーファンド

2025年1月31日現在

I 資産総額	1,228,873,081,714円
II 負債総額	10,103,608,103円
III 純資産総額（I－II）	1,218,769,473,611円
IV 発行済口数	998,735,576,723口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2203円

(参考) 外国債券マザーファンド

2025年1月31日現在

I 資産総額	987,813,733,018円
II 負債総額	856,560,286円
III 純資産総額 (I - II)	986,957,172,732円
IV 発行済口数	326,521,207,539口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.0226円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

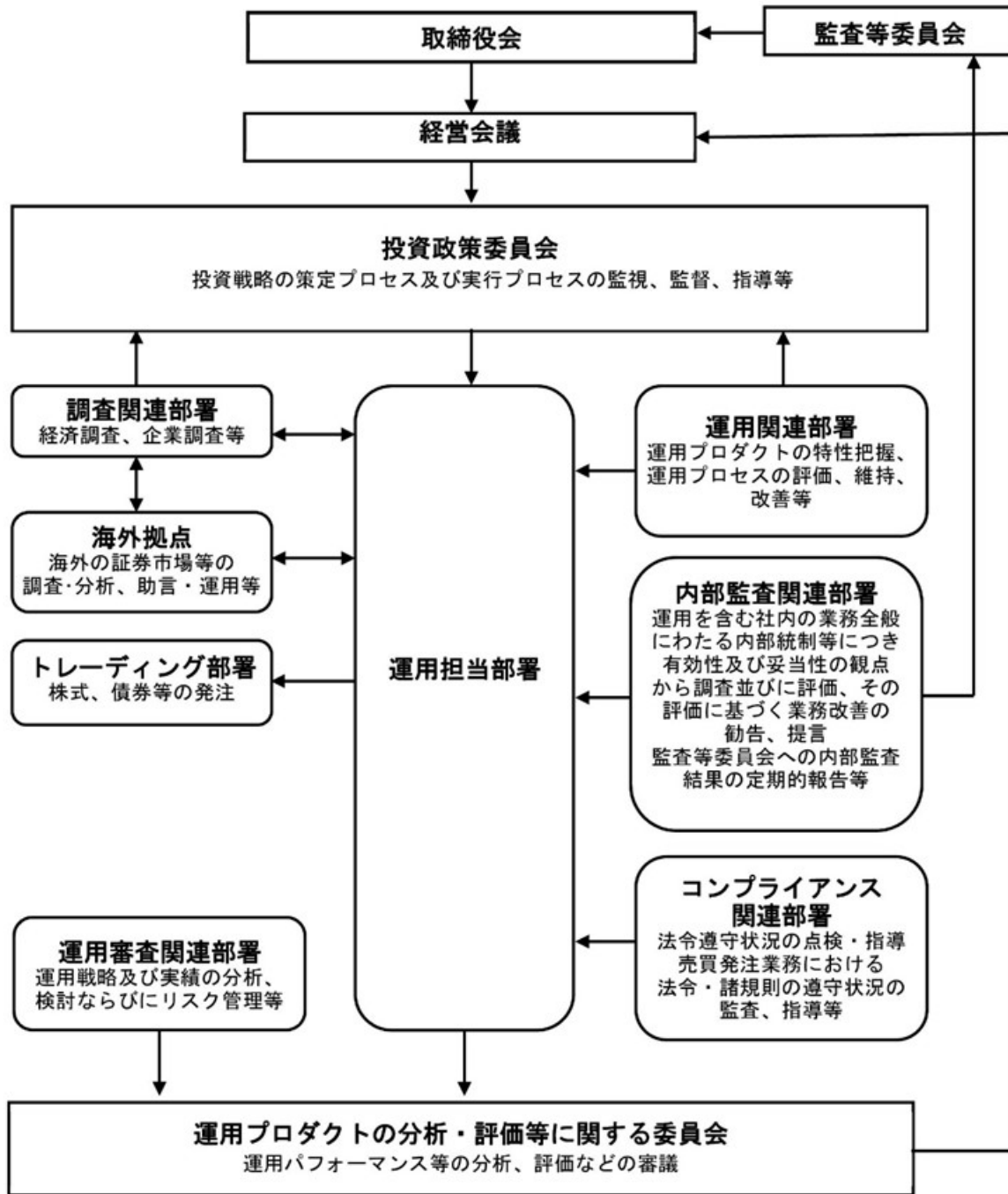
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	56,447,791
単位型株式投資信託	155	648,674
追加型公社債投資信託	14	6,841,002
単位型公社債投資信託	416	736,947
合計	1,500	64,674,413

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金			0		1
未払償還金			57		39
未払手数料			8,409		10,312
関係会社未払金			8,911		1,052
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金			11,729		11,729
その他資本剰余金			2,000		2,000
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金			685		685
その他利益剰余金			55,823		28,225
別途積立金			24,606		-
繰越利益剰余金			31,217		28,225
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
經常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="671 913 991 1010"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,350 百万円</p>	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,939 百万円</p>
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 901 百万円</p> <p>器具備品 657</p> <hr/> <p>合計 1,559</p>	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 1,214 百万円</p> <p>器具備品 733</p> <hr/> <p>合計 1,948</p>

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<p>※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,634 百万円</p>	<p>※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,050 百万円</p>
<p>※2. 固定資産除却損</p> <p>建物 0 百万円</p> <p>器具備品 0</p> <p>ソフトウェア 52</p> <hr/> <p>合計 52</p>	<p>※2. 固定資産除却損</p> <p>建物 -百万円</p> <p>器具備品 0</p> <p>ソフトウェア 30</p> <hr/> <p>合計 31</p>

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日		自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
期首残高	1,123		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	-		-	
資産除去債務の履行による減少	-		-	
期末残高	1,123		1,123	

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬 (注)	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬 (注)	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,016円74銭	1株当たり純資産額	11,677円62銭
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1株当たり当期純利益	5,471円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,064百万円	損益計算書上の当期純利益	28,183百万円
普通株式に係る当期純利益	26,064百万円	普通株式に係る当期純利益	28,183百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="667 965 1050 1059"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	2,133 百万円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。	

◇ 中間損益計算書関係

		自 2024年4月1日	至 2024年9月30日
※1 減価償却実施額			
有形固定資産		185 百万円	
無形固定資産		949 百万円	
※2 営業外収益のうち主要なもの			
受取配当金		6,350 百万円	
※3 営業外費用のうち主要なもの			
支払利息		105 百万円	
雑損		169 百万円	
※4 特別利益の内訳			
株式報酬受入益		23 百万円	
※5 特別損失の内訳			
固定資産除却損		13 百万円	

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2024年4月1日					至 2024年9月30日
1 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株
2 配当に関する事項					
	配当金支払額				
	2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
	・普通株式の配当に関する事項				
	(1) 配当金の総額		28,174 百万円		
	(2) 1株当たり配当額		5,470 円		
	(3) 基準日		2024年3月31日		
	(4) 効力発生日		2024年6月28日		

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載していません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬 (注)	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	10,222 円 13 銭
1 株当たり中間純利益	4,021 円 58 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	20,713 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(マイターゲット 2065 (確定拠出年金向け))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券(親投資信託※の受益証券。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 2065 年をターゲットイヤーとし、定期的に各資産への基本投資割合を変更することで、ターゲットイヤーの 5 年前となる 2060 年 7 月に近づくにしたい、リスクの漸減を図ることを基本とします。各資産への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

② 投資を行なう親投資信託証券は、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定める親投資信託証券の中から、市場構造等を勘案し、各親投資信託証券への投資比率を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たに親投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

③ 当初設定時の親投資信託証券を通じた各資産への基本投資割合は以下を基本とします。

- ・国内株式：45%
- ・外国株式：25%
- ・国内債券：20%
- ・外国債券：10%

④ 2060 年 7 月以降、親投資信託証券を通じた各資産への基本投資割合を一定とします。また、各月末時点において、基準価額が委託者の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、親投資信託証券を通じて投資する各資産への実質的なエクスポージャーを引き下げ、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。なお、安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2060 年 7 月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
マイターゲット 2065（確定拠出年金向け）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、販売会社との累積投資契約を結んだ取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第41条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項

の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条及び第22条に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式

会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第26条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、

第24条、第26条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年6月29日から翌年6月28日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2021年6月28日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から2022年3月23日まで：年10,000分の36
2. 2022年3月24日から第40計算期間の末日まで：年10,000分の22
3. 第41計算期間以降：年10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

② 前項の場合、販売会社は、原則として、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金（第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第42条 受益者が、信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第41条第1項に規定する交付開始前に、償還金については第41条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第44条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に

違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 51 条 この信託は、受益者が第 44 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2021年3月5日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託 国内株式マザーファンド

親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

親投資信託 外国債券マザーファンド

親投資信託 新興国株式マザーファンド

親投資信託 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行いません。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債券」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第18条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないません。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証券、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証券（前項に定める証券または証券を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証券を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証券を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て） マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限りません。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかると一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第29条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第31条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第34条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 40 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 42 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 43 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。) ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 16 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 18 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 19 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第 20 条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社